

## 第4章 考 察

### 4-1 史料からみた兵部省

#### 4-1-1 官衛名の同定

今回報告対象とする官衛（以下、当該官衛と称する）は、壬生門と朝集殿院の間の位置に東西対称に極めて高い企画性のもとに配置された二つの官衛のうちの西側の官衛にあたる。官衛内の遺構から文字資料は出土しなかったため、官衛名を直接特定する材料には恵まれていないが、以下のような状況からみて、奈良時代後半の兵部省に比定できる<sup>1)</sup>。以下にその根拠を示す。

- 1) 当該官衛は朝集殿院前面の壬生門との間の東西に、高い企画性のもとに配置された官衛のうちの西側の官衛にあたる。両官衛は、いずれも8棟全てが礎石建ちという極めて格式の高い空間を構成している。このことは、両官衛が関連する職掌をもつ、しかも高い格づけをもつ官衛であることを示している。
- 2) 平安宮の朝集殿院南門（応天門）と朱雀門の間の東西には、東に式部省、西に兵部省という官人の人事を分掌する二つの官衛が東西対称に配置されていた（陽明文庫本宮城図、九条家本宮城図）。当該官衛を含む平城宮の場合の二つの東西対称に配置された官衛は、壬生門と東区朝集殿院南門の間の位置にあたり、宮中軸の朱雀門の真北ではないが、平城宮における実務の中核は、第一次大極殿院のある朱雀門の真北ではなく、遷都当初から壬生門の北にある東区朝堂院地区であったとみられるから、当該官衛を含む二つの官衛は平安宮の式部省・兵部省に相当する位置に所在するとみることができる。
- 3) 平安宮の兵部省には、「南片庇」があったことが知られる（『西宮記』兵部手結）。当該官衛を含む平城宮の壬生門と朝集殿院の間の東西の官衛に顕著に見られる築地堀内側の礎石列は、まさにこの「片庇」を構成するものであろう。式部省については「片庇」の存在を裏付ける史料はないが、この礎石列の存在は、遺構の上からも壬生門の内側の東西に配置された二つの官衛が式部省と兵部省である可能性が高いことを裏付ける事実である。
- 4) 平安宮との対比でいうと、壬生門内西側の当該官衛が兵部省、壬生門－朝集殿院南門を結ぶラインをはさんでこれと対称の位置にある東側の官衛が式部省にあたると思われる。
- 5) 当該官衛内部からは兵部省に関わる文字資料は出土していないが、「兵厨」「兵」など兵部省を示す墨書土器は、当該官衛西側のSD3715や、南側のSD1250でも壬生門よりも西側の地域で出土しており、4の推定とは矛盾しない。また、木簡など奈良時代後半の式部省を示す文字資料も宮東南隅の地域から出土しており、壬生門東側の官衛が式部省であるとの推定と矛盾しない。

8棟全てが  
礎石建ち

平安宮の  
兵部省と  
式部省

「片庇」の  
存在

兵部省を示  
す墨書土器

上記のような所見から、当該官衛を奈良時代後半の兵部省に比定する。漠然と奈良時代後半と述べたが、具体的にいつ頃と考え得るのかについては、別途考察を行うこととする。この推定が妥当であるとするならば、平安宮の大内裏における式部省・兵部省の位置は、奈良時代後半の平城宮にまで遡り、かつ平城遷都の時点までは遡らないことになる。このことは平安宮の原

形がいつ成立したかという議論のみならず、日本の古代国家の成立・展開を考える上でも重要な視点を提供するものとなろう。

## 4-1-2 兵部省とその前身官司

### 4-1-2-1 養老令制における兵部省の職掌

兵部省の  
官制

兵部省は令制八省の一つで、卿1人、大輔1人、少輔1人、大丞1人、少丞2人、大録1人、少録3人の四等官の他、史生10人、省掌2人、使部60人、直丁4人を擁する官司である。八省のうちでは一つだけ格上の中務省を除く七省と同格に位置づけられている。官位相当は、中務省以外の七省と同じで、兵部卿：正四位下、兵部大輔：正五位下、兵部少輔：従五位下、兵部大丞：正六位下、兵部少丞：従六以上、兵部大録：正七位上、兵部少録：正八位上となっている。

地方軍政を  
統轄

養老令は、兵部卿の職掌として、「内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、朝集、禄賜、仮使、差発兵士、兵器、儀仗、城隍、烽火事」を挙げており、その職掌は、武官の人事、全国の兵士と兵器・軍事施設の管理など、多岐にわたる。被官官司には、牧や軍団の官馬、駅制、全国の馬牛を管理する兵馬司、兵器の製造とそれに携わる雑戸の戸籍の管理を担当する造兵司、軍事や喪葬に用いる鼓笛を担当する鼓吹司、全国の舟の管理を担当する主船司、鷹狩り用の鷹・犬の調習を担当する主鷹司の五司があった。兵部省はこうして全国の軍事、及び情報通信網を統括する大きな役割を担っていた。

武官人事

このような地方軍政とならんで、養老令制で兵部省の職掌の大きな部分を占めていたのが武官の人事である。758年（天平宝字2）8月に藤原仲麻呂が官号を唐風に改めた際、「惣掌武官考賜」との理由で武部省と改称されたことにも明らかのように、武官の人事は文官の人事を担当する式部省と対になる重要な職掌であり、両省で官人人事を分掌する関係にあった。平安宮においては、こうした関係にある式部省と兵部省が、朝堂院・朝集殿院南面の朱雀門との間の宮正面に東西対称に配置されていたことが宮城図から知られており（東が式部省、西が兵部省）、空間的にまさに職掌に見合う位置を占めていたことがわかる。しかし、地方支配においては軍事の中核を担う大きな役割を占める一方で、中央の政務においては兵部省が式部省と同等の位置づけを獲得するまでには、大宝令施行から天平初年までの30年余りを待たなければならなかった実態がある<sup>2)</sup>。従って、養老令における兵部省の位置づけが、大宝令制下にまで遡るものかどうかは別に考える必要がある。ここでは法制的には養老令において式部省と対等の位置づけをもつ兵部省の沿革を整理しておくこととする。両省が実質的に対等の位置づけ得た時期を検討することは、本書において報告する奈良時代後半のⅡ-1期の兵部省の成立時期を考える指標となると考えるからである。

### 4-1-2-2 兵部省の前身官司

兵政官

史的には、兵部省の前身は天武朝の兵政官にまで遡り得る。675年（天武4）3月、諸王四位の栗隈王を兵政官長に、また小錦上大伴御行を兵政官大輔に任じたとあるのが初見である（『日本書紀』同月庚申条）。686年（朱鳥元）9月28日の天武天皇の殯宮における誄の奏上の際に



は、大政官に続いて、法官、理官、大蔵の各誅が述べられ、ついで兵政官の誅が直大肆藤原大嶋によって奏上されている（『日本書紀』同月乙丑条）。27日に誅が述べられた宮内（官）、29日の刑官、民官とともに、ここには天武朝における六官が顔を揃えている。宮内官の誅が前日に行われたのは、天皇に直接関わる内廷官司の誅の一環として実施されたからであり、宮内官は必ずしも他の五官と同列には扱えない。しかし、令制の中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内という序列と比較すると、他の五官のうち法官、理官、兵政官、刑官という序列は、令制八省における式部、治部、兵部、刑部に対応しており、令制の民部（民官に相当）と大蔵を入れ替えると、まさに天武の殯宮における誅奏上の順序と合致する。このことは、令制における兵政官の位置づけが、既に天武朝において固まっていたことを意味しよう。これは唐における吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部という六部の位置づけを基本的に受け継ぐものでもあった（その中では民官の当初の位置づけの低さが際だつ）。天武朝の兵政官が地方軍政の統括を担うものであって、中央軍政の統括を職務としていなかったことは、天武の殯宮における誅奏上に際し、左右兵衛については別に誅ごとが奉られていることから明らかであろう。

兵政官に任じられた者の経歴をみると、675年（天武4）に兵政官長に任じられた栗隈王は、敏達天皇の子難波王の子（または孫）で、橘諸兄の祖父にあたる。天智朝に筑紫率（帥。後の筑紫大率）に任じられ、壬申の乱の際には近江方の兵力動員を拒否したことで著名な人物である。大輔に任じられた大伴御行は、長徳の子で安麻呂の兄にあたり、壬申の乱の功臣の一人である。701年（大宝元）に大納言に任じられた直後に死去している。また、天武の殯宮において兵政官の誅を奉った藤原大嶋は中臣大嶋にもつくり、糠手子の子、馬養の父で、後には神祇伯、さらに中納言にまで昇進した中臣氏の本系である。天武朝の国境確定事業の際には伊勢王とともに諸国を巡行し（『日本書紀』天武12年12月丙寅条）、また新羅使を饗するために筑紫に赴いた経歴もある（『日本書紀』朱鳥元年正月条）。このように、兵政官には基本的に中央の有力氏族や皇族が任じられているが、軍事氏族の出身であるか、軍功があること、あるいは地方支配の実績があることなどの共通点を見いだすことができ、地方軍政の統括者としての兵政官の中樞を担うに相応しい人物とみることができる。

法官

兵政官人の  
経歴

#### 4-1-2-3 大宝令制下の兵部省の職掌

先に、令制八省における式部・治部・兵部・刑部の位置づけが既に天武朝において成立していたと述べたが、ここでいう令制八省とは、より厳密にはこれは大宝令制における八省と言い換えるべきかも知れない。八省の順序は大宝令と養老令とで変化はないけれども、式部省と兵部省の職掌上の対等性からいうと、むしろ兵部省の序列は式部省に比べて低すぎるのである。後述するように、天平初年までは式部省と兵部省は職掌上けっして対等の官司ではなかった。式部省と兵部省が連続せず間を置いて規定されているのは、むしろ両省が対等でない時代の産物ではないか。大宝令から養老令の改訂が文字面だけの部分があり、例えば717年（養老1）の中男作物制度の導入で廃止された調副物の規定を残すなど、既に実質を失った規定を削除していないのは周知の事実である。兵部省の位置づけもその一つに数えることができるのではないかと考えるのである。すなわち、現在知られる養老令によって描かれる兵部省像は、職掌については式部省と対等の関係を得たことを反映しているものの、位置づけについては大宝令制に

における式部省と非対等のそれをそのまま踏襲しているとみられる。こう考えてよければ、天武朝における兵制官の位置は、大宝令制におけるのと同様に、法官に比べるとかなり低いものであったといえることができる。

先に述べた養老令における兵部卿の職掌規定のうち、大宝令にも確実に存在したといえるのは、実は「兵器」と「儀仗」<sup>3)</sup>だけであり、この他に規定があったと推定されるのも「兵馬」「郵駅」のみである。『令集解』職員令囚獄司条古記に「其諸司物部等、為武官考選、申送兵部省也」とあるが、古記の成立した738年(天平10)頃には文官・武官との人事を分掌する対等官司としての式部省・兵部省の位置づけは既に定まっていたから、古記の記述はそうした実態を反映するものである可能性が高く、大宝令制本来の意図を伝えるものとは考えにくい。従って、古記の記述をもって「武官」「考課」「選叙」の文言が大宝令に存在した根拠とするには無理がある。大宝令制本来の兵部省の職掌については、こうした法制面からの検討とは別の面からの検討が必要になってくるわけである。

兵部省が式部省と対等の位置づけを得たのが天平初年であったことは明らかである。この点を考慮すると、武官の考選に関わる文言が大宝令における兵部卿の職掌として復原できない点をむしろ積極的に評価すべきではなからうか。すなわち、武官の考選に関わる職掌は兵部省の本来の職務ではなく、被管官司から窺えるような地方軍政の統括が、兵部省あるいはその前身の兵政官の本来の職掌だったと考える。この点が認められるすると、兵部省と式部省は全く別個の職掌をもつ官司であって、けっして対比されるべき職掌をもつ官司ではなかったことになる。卿の位階という点においては兵部省と式部省とは中務省を除く他の五省と同格であったけれども、平城宮において兵部省と式部省が対等の双子の官衙として成立する時期が奈良時代後半に下る事実は、兵部省が武官人事を掌握するのに時間がかかったという点は勿論であるが、加えて両者が本来関連しない全く別個の職掌を有する官司であったことが大きく作用していることを忘れてはならないであろう。

### 4-1-3 八世紀の兵部省官人

#### 4-1-3-1 奈良時代の歴代兵部卿とその特徴

大宝令施行以後の兵部省について概観しておこう。初めに兵部省の長官である卿の変遷を『続日本紀』の時代の範囲で掲げる<sup>4)</sup>。

- 1 大伴安麻呂(702〈大宝2〉.6 - 705〈慶雲2〉.4) 従三位参議で兼任兵部卿。前官は式部卿。705年4月に中納言に昇任(『公卿補任』)。
- 2 下毛野古麻呂(705〈慶雲2〉.4 - 708〈和銅1〉.3) 従四位上参議で兼任兵部卿。前官は右大弁。708年3月に式部卿に転任。
- 3 息長老(708〈和銅1〉.3 - 711〈和銅4〉?) 従四位下で任官。前官は右大弁。708年9月に任左京大夫。あるいは兼任か。
- 4 大神安麻呂(711〈和銅4〉? - 714〈和銅7〉.1) 従四位下で任官か。前官は摂津大夫か。現任のまま従四位上で死去。
- 5 阿倍首名(715〈靈龜1〉.5 - 727〈神龜4〉.2) 従四位下で任官。前官不詳。727年2月に現

- 任のまま正四位下で死去。
- 6 藤原麻呂 (727〈神亀4〉?—737〈天平9〉.7) 正四位上で任官か。前官は左右京大夫か。兵部卿任官後もこれを兼任。731年〈天平3〉8月に参議に昇進後も兵部卿・左右京大夫を兼任し、737年7月に現任のまま従三位で死去。
  - 7 藤原豊成 (737〈天平9〉.12—743年〈天平15〉か) 従四位下で任官。参議任官とともに兼兵部卿か。742年〈天平14〉10月の塩焼王の伊豆配流にともない、従三位で中務卿を兼ねたが、743年5月に中納言に昇進するまではその任にあったか。
  - 8 大伴牛養 (743〈天平15〉か—746〈天平18〉.11?) 従四位上参議で兼任兵部卿か。前官は撰津大夫で、少なくとも743年9月まではその任にあり (『大日本古文書』編年文書巻2、340頁)、兵部卿と見える確実な初見は744年2月。『公卿補任』天平16年条尻付も「月日兼兵部卿」とする。『公卿補任』は天平19年から21年までの条の尻付にも「兵部卿」とある。
  - 9 石川加美 (746年〈天平18〉.11—747〈天平19〉.3) 従四位下で任官。前官は大宰大貳。747年3月に従四位下で現任のまま死去。
  - 10 多治比広足 (747〈天平19〉.11—?) 従四位上で任官。前官は刑部卿。748年3月任参議。749年7月任中納言。その後も兵部卿を兼任したか否かは不詳。
  - 11 橘奈良麻呂 (?—757〈天平宝字1〉.6) 『万葉集』4454題詞に見える。任官年不詳。従四位下以上で任官。757年6月に右大弁に転任 (『続日本紀』が左大弁とするのは誤り)。
  - 12 石川年足 (757〈天平宝字1〉.6—?) 従三位参議で兼任兵部卿。同日兼任神祇伯。前官は大宰帥。同年8月に中納言に昇進し、元のまま兵部卿・神祇伯を兼任。758年8月に式部卿と見え、これ以前に兼任を解かれたか。『公卿補任』は天平宝字2年から6年までの条の尻付にも「兵部卿」と注する。『公卿補任』に従えば、757年(天平宝字1)6月から、死去する762年(天平宝字6)9月まで一貫して兵部卿だったことになる。これは『公卿補任』が藤原永手に天平宝字3年まで引き続き「式部卿」と注し、天平宝字4年に2月に藤原清河が文武卿に任じられたとすることとも首尾一貫している。しかし、これは巨勢開(堺)麻呂(?—759〈天平宝字3〉.11)・藤原乙麻呂(759〈天平宝字3〉.11—760〈天平宝字4〉.6)・藤原巨勢麻呂(760〈天平宝字4〉か—763〈天平宝字7〉.1か)の武部卿在任(後述)と抵触する。各人の在任を矛盾なく理解するならば、石川年足は758年8月以前に兵部卿から式部卿に転じたと解さざるを得ない。
  - 13 巨勢開(堺)麻呂(?—759〈天平宝字3〉.11) 758年8月以前に従三位参議で兼任兵部卿か。
  - 14 藤原乙麻呂(759〈天平宝字3〉.11—760〈天平宝字4〉.6) 従三位で任官。前官は大宰帥・美作守。760年6月に武部卿現任のまま従三位で死去。
  - 15 藤原巨勢麻呂(760〈天平宝字4〉か—763〈天平宝字7〉.1か) 従三位参議で兼任武部卿か。但し、『続日本紀』の天平宝字6年11月庚寅条に武部卿と見える以外に史料がない。
  - 16 藤原永手(763〈天平宝字7〉.1—764〈天平宝字8〉.9か) 従三位中納言で兼任武部卿。
  - 17 和氣王(764〈天平宝字8〉.10か—765〈天平神護1〉.8) 従三位参議で兼任武部卿か。765年8月、謀反により誅殺される。
  - 18 藤原宿奈麻呂(768〈神護景雲2〉か—770〈宝亀1〉.8) 従三位で任官。前官は大宰帥か。770年8月に再び大宰帥に転任。

第4章 考察

表18 兵部省官人補任表(1)

四等官を中心とする兵部省官人(数字は任官月)と任官時の位階・前任官、及び前任者の遷任先を掲げた。前任官の欄に「(兼)」とあるのは、兵部省官人として補任後も継続してその任にあたったことを示す。「兼任某官」とあるのは、兵部省官人と同時に任官された場合を示す。1-629は、『大日本古文書』編年文書巻1、629頁を示す。

年	年号	兵 部 卿				兵 部 大 輔			
		人名	位階	前任官	遷任官・位階	人名	位階	前任官	遷任官・位階
701	大宝1								
702	大宝2	6 大伴安麻呂	従三位	参議(兼)					
703	大宝3	↓							
704	慶雲1	↓							
705	慶雲2	4 下毛野古麻呂	従四位上	参議(兼)	4 中納言				
706	慶雲3	↓							
707	慶雲4	↓							
708	和銅1	3 息長老	従四位下	右大弁	3 式部卿				
709	和銅2				9 左京大夫				
710	和銅3								
711	和銅4	? 大神安麻呂	従四位下	摂津大夫か					
712	和銅5								
713	和銅6								
714	和銅7				1 死去				
715	霊亀1	5 阿倍首名	従四位下	?					
716	霊亀2	↓							
717	養老1	↓							
718	養老2	↓							
719	養老3	↓							
720	養老4	↓				10 石川君子	従五位上		
721	養老5	↓							
722	養老6	↓							
723	養老7	↓							
724	神亀1	↓							
725	神亀2	↓							
726	神亀3	↓							
727	神亀4	? 藤原麻呂	正四位上	左右京大夫(兼)	2 死去				
728	神亀5	↓							
729	天平1	↓							
730	天平2	↓							
731	天平3	↓							
732	天平4	↓				10 中臣東人	正五位上		
733	天平5	↓							
734	天平6	↓							
735	天平7	↓							
736	天平8	↓							
737	天平9	12 藤原豊成	従四位下	不詳、兼任参議	7 死去				
738	天平10	↓				閔 7 石川麻呂	従五位上	左少弁	
739	天平11	↓							
740	天平12	↓							
741	天平13	↓							
742	天平14	↓							
743	天平15	↓			5 中納言				
744	天平16	10 大伴牛養見	従四位上	摂津大夫、参議(兼)					
745	天平17	↓				4 紀宇美か見(2-417)	正五位下		
746	天平18	11 石川加美	従四位下	大宰大貳	参議	9 藤原乙麻呂	従五位下	兵部少輔	讃岐守
747	天平19	11 多治比広足	従四位上	刑部卿	3 死去				
748	天平20								
749	天平勝宝1				7 中納言	8 大伴稲君	正五位下	因幡守	

## 4-1 史料からみた兵部省

兵部少輔				兵部大丞以下		年号	年
人名	位階	前任官	遷任官・位階	人名	位階		
						大宝 1	701
						大宝 2	702
						大宝 3	703
						慶雲 1	704
						慶雲 2	705
						慶雲 3	706
						慶雲 4	707
						和銅 1	708
						和銅 2	709
						和銅 3	710
						和銅 4	711
						和銅 5	712
						和銅 6	713
						和銅 7	714
						靈龜 1	715
						靈龜 2	716
				3 当麻東人(大丞)見	正六位上	養老 1	717
						養老 2	718
						養老 3	719
						養老 4	720
6 御炊人麻呂	従五位下					養老 5	721
						養老 6	722
				? 藤原豊成(大丞)見	正六位下	養老 7	723
						神亀 1	724
						神亀 2	725
						神亀 3	726
						神亀 4	727
						神亀 5	728
						天平 1	729
						天平 2	730
						天平 3	731
						天平 4	732
						天平 5	733
						天平 6	734
				8 將軍陽生(史生)見(1 - 629)	大初位上	天平 7	735
						天平 8	736
						天平 9	737
閻 7 大伴百世	外従五位下			? 路野中(大丞)見(2 - 107)	正六位上	天平10	738
				4 大伴古麻呂(大丞)見(24 - 74)			
↓						天平11	739
↓						天平12	740
8 多治比木人	従五位下					天平13	741
↓						天平14	742
6 大伴三中	外従五位下	刑部少輔兼大判事				天平15	743
↓						天平16	744
9 藤原乙麻呂	従五位下			4 馬益万呂(大録)見(2 - 417)	正六位下	天平17	745
9 阿倍子嶋	従五位下		9 兵部大輔			天平18	746
↓						天平19	747
↓				10 大原今城(少丞)見(3 - 127)	正七位下	天平20	748
				8 台麻呂(位子)見(10 - 350)	無位		
閻 5 紀男楯	従五位下	大宰少貳				天平勝宝 1	749

第4章 考察

表19 兵部省官人補任表(2)

年	年号	兵 部 卿				兵 部 大 輔			
		人名	位階	前任官	遷任官・位階	人名	位階	前任官	遷任官・位階
750	天平勝宝 2	? 橘奈良麻呂	従四位下 以上						
751	天平勝宝 3								
752	天平勝宝 4								
753	天平勝宝 5								
754	天平勝宝 6								
755	天平勝宝 7								
756	天平勝宝 8								
757	天平宝字 1	6 石川年足	従三位	参議(兼)、兼神祇伯	6 石大弁	6 大伴家持	従五位上	兵部少輔	
758	天平宝字 2	8 巨勢開(堺)麻呂見	従三位	参議(兼)	? 式部卿				
759	天平宝字 3	11 藤原乙麻呂	従三位	大宰帥・美作守	散位?	11 阿倍子嶋	従五位上		
760	天平宝字 4				6 死去				
761	天平宝字 5					? 藤原真先			
762	天平宝字 6	11 藤原巨勢麻呂見	従三位	参議(兼)					
763	天平宝字 7	1 藤原永手	従三位	中納言(兼)		4 阿倍御景	従五位上		
764	天平宝字 8	10 ? 和氣王	従三位	参議(兼)	9 大納言	? 大津大浦	従四位上?		
765	天平神護 1	↓			8 謀反により殺される				
766	天平神護 2								
767	神護景雲 1					3 淡海三船	正五位上		
						8 榎井子祖	従五位上		
768	神護景雲 2	? 藤原宿奈麻呂	従三位	大宰帥		2 大伴益立	正五位上		
769	神護景雲 3					12 佐伯助	従五位上		
770	宝亀 1	9 藤原藏下麻呂	従三位	近衛大将(兼)	8 大宰帥	↓			
771	宝亀 2	7 藤原田麻呂	正四位下	参議(兼)、左衛士督	5 大宰帥	閔 3 石川名足	正五位上	陸奥守	
						7 豊野奄智	正五位下	大判事	
772	宝亀 3	↓				11 佐伯真守	正五位下	兵部少輔	
								7 民部大輔	
773	宝亀 4	↓				↓			
774	宝亀 5	9 藤原繼繩	従三位	参議・左兵衛督(兼)、宮内卿		3 紀広庭	従四位下	河内守	
775	宝亀 6	↓				↓			
776	宝亀 7	↓				3 豊野奄智	正五位下	出雲守	
777	宝亀 8	↓				↓			
778	宝亀 9	↓				2 高賀茂諸魚	正五位下	神祇大副	
								2 右中弁	
779	宝亀10	↓				↓			
780	宝亀11	↓				↓			
781	天応 1	5 藤原小黑麻呂	正四位下	参議・陸奥出羽按察使(兼)	5 中務卿	10 布勢清直	正五位下		
		7 藤原家依	正四位上	侍従・下総守(兼)、治部卿	7 民部卿				
782	延暦 1	↓				2 巨勢苗麻呂	正五位下		
783	延暦 2	↓				5 大伴益立	正五位上		
784	延暦 3	↓				4 大中臣諸魚	従五位上	少納言(兼)	
785	延暦 4	↓			6 死去	1 大伴潔足	従四位下	美濃守	
						7 紀作良	従五位上	大藏大輔	
786	延暦 5	2 大中臣小老	正四位下	神祇伯(兼)		2 藤原雄友	正五位上	兵部少輔・美作守・兼任左衛士督	
		6 石川名足	従三位	中納言(兼)、左大弁	6 宮内卿			1 大学頭	
787	延暦 6	↓				↓			
788	延暦 7	7 多治比長野	従三位	近江守(兼)	6 死去	↓			
789	延暦 8	↓			12 死去	↓			
790	延暦 9	3 大伴潔足	従四位上	参議(兼)、衛門督		3 藤原乙叔	正五位下	侍従・信濃守(兼)、大藏大輔、兼任右兵衛督	

## 4-1 史料からみた兵部省

兵部少輔				兵部大丞以下		年号	年
人名	位階	前任官	遷任官・位階	人名	位階		
↓				8 台麻呂(位子)見(3 - 449)	少初位下	天平勝宝 2	750
↓						天平勝宝 3	751
↓						天平勝宝 4	752
↓						天平勝宝 5	753
4 大伴家持	従五位上					天平勝宝 6	754
↓						天平勝宝 7	755
↓						天平勝宝 8	756
6 藤原繩麻呂	従五位下	兼任侍從	6 兵部大輔			天平宝字 1	757
8 紀牛養	従五位下			11 土師弟主(史生)見(14 - 227, 4 - 303)	無位	天平宝字 2	758
				? 韓國千村(史生)見(4 - 344)	大初位上		
↓						天平宝字 3	759
↓				6 掃守笠麻呂(史生)見(14 - 347, 397)	従八位下	天平宝字 4	760
				6 土師弟主(史生)見(14 - 347, 397)			
10 大伴東人	従五位下		10 信部少輔	? 安倍真道(少丞)見(15 - 131)		天平宝字 5	761
				? 石川名足(少丞)見(15 - 131)			
				? 土師槐取(少録)見(15 - 131)			
↓						天平宝字 6	762
1 大伴小薩	従五位下					天平宝字 7	763
↓						天平宝字 8	764
↓						天平神護 1	765
↓						天平神護 2	766
3 百濟三忠	従五位下	民部少輔				神護景雲 1	767
閏 6 巨勢公成	従五位下	左大舍人頭				神護景雲 2	768
↓						神護景雲 3	769
12 石川真永	従五位下					宝亀 1	770
閏 3 紀古佐美	従五位下	丹後守				宝亀 2	771
7 大原今城	従五位上						
9 佐伯真守	正五位下	右京亮				宝亀 3	772
11 安倍家麻呂	従五位下		11 兵部大輔				
↓						宝亀 4	773
↓						宝亀 5	774
↓						宝亀 6	775
↓						宝亀 7	776
1 藤原菅継	従五位下	常陸介				宝亀 8	777
↓						宝亀 9	778
↓						宝亀 10	779
↓						宝亀 11	780
5 藤原繼彦	従五位下		5 民部少輔			天応 1	781
11 紀千世	従五位下						
↓						延暦 1	782
4 海上三狩	従五位上	大宰少貳	1 中衛少將			延暦 2	783
7 石川宿奈麻呂	従五位下						
7 大伴真麻呂	従五位下	大宰少貳	7 主税頭			延暦 3	784
1 藤原雄友	従五位下	美作守(兼)				延暦 4	785
↓			2 兵部大輔			延暦 5	786
						延暦 6	787
3 紀永名	従五位下					延暦 7	788
3 安倍枚麻呂	従五位下	大監物	2 越前介			延暦 8	789
3 甘南備淨野	従五位下					延暦 9	790

- 19 藤原蔵下麻呂 (770〈宝亀1〉.9 - 771〈宝亀2〉.5) 従三位近衛大将で兼任兵部卿。771年5月に大宰帥に転任。但し、『続日本紀』には774年4月にも大宰帥任官が見え、また『公卿補任』宝亀6年7月の薨伝にも「宝亀五年、自兵部卿遷大宰帥」とある。
- 20 藤原田麻呂 (771〈宝亀2〉.7 - 774〈宝亀5〉.9か) 正四位下参議で兼任兵部卿。
- 21 藤原継縄 (774年〈宝亀5〉.9 - 781〈天応1〉.5か) 従三位参議兼左兵衛督で兼任兵部卿。前官は宮内卿。781年5月に兼任中務卿。
- 22 藤原小黒麻呂 (781〈天応1〉.5 - 781〈天応1〉.7) 正四位下参議陸奥出羽按察使で兼任兵部卿。781年7月に兼任民部卿。
- 23 藤原家依 (781〈天応1〉.7 - 785〈延暦4〉.6) 正四位上侍従下総守で兼任兵部卿。治部卿よりの転任か。785年6月に現任のまま死去。
- 24 大中臣小老 (786年〈延暦5〉.2 - 786年〈延暦5〉.6) 正四位下神祇伯で兼任兵部卿。786年6月に兼任宮内卿。
- 25 石川名足 (786年〈延暦5〉.6 - 788〈延暦7〉.6) 従三位中納言で兼任兵部卿。左大弁よりの転任。788年6月に現任のまま死去。
- 26 多治比長野 (788〈延暦7〉.7 - 789〈延暦8〉.12) 従三位近江守で兼任兵部卿。789年12月に現任のまま死去。
- 27 大伴潔足 (790〈延暦9〉.3 - 792〈延暦11〉.10) 従四位上参議で兼任兵部卿。前官は衛門督。現任のまま死去か。

8世紀の  
兵部卿の  
特徴

若干連続しない部分があるものの、ほぼ八世紀を通じた兵部卿の変遷を確認することができる。これらを通覧して八世紀の兵部卿の概要について知られる点をまとめておこう。

- 1) 任官時の位階 兵部卿は正四位下相当官であるが、大宝令施行直後の2人が従三位・従四位上であるのを例外として、以後天平年間までは従四位下が一般的で、天平宝字年間以降は従三位での任官が一般化する。
- 2) 前任官 大宝令施行直後の2人が参議を兼任したのを除くと、天平年間までは他省卿・大弁からの転任が一般的であるが、藤原麻呂の参議兼任を契機とし、特に天平宝字年間以降は参議・大宰帥・神祇伯などとの兼任が多くなる。
- 3) 在任期間 長くて4年程度が一般的。その中で、阿倍首名の13年、藤原麻呂の11年、は群を抜く。
- 4) 出身氏族 氏族別にみると、全部で27人の兵部卿のうち、大伴氏3人、下毛野氏1人、息長氏1人、大神氏1人、阿倍氏1人、藤原氏11人、石川氏3人、橘氏1人、多治比(丹比)氏2人、巨勢氏1人、諸王1人、大中臣氏1人となっている。藤原氏が群を抜き、ことに天平宝字年間以降長岡遷都までの25年余りはほとんど藤原氏の独占状態が続く。しかし、これ以前は藤原麻呂・豊成が連続する以外は同一氏族出身の兵部卿が続くことはなく、比較的満遍なく多くの氏族から卿が出ていた。

令の規定の上では兵部卿の官位相当は正四位下である。大宝令施行直後の大伴安麻呂と下毛野古麻呂は参議を兼任し、中でも大伴安麻呂は従三位で任官されるなど位階も高かったが、これに続く阿倍首名までの兵部卿は、卿の位階が相当位の正四位下よりも低く抑えられ、従四位下の者の任官が続いていた。しかし、藤原麻呂が正四位上で兵部卿に任じられて従三位に昇進



して以降、従四位下での任官は変わらないものの、従三位への昇進がみられるようになり、やがて従三位の議政官の兼任が一般的になっていく。

これらのことからすると、藤原麻呂の兵部卿在任時期が、兵部省の地位向上の大きな画期となったことがわかる。天平初年に兵部省が式部省と官人の人事を分掌する官司として対等の位置づけを得るようになったのはまさにこの時期であった。兵部省の地位向上が、その長官である卿の人事にも如実に反映しているのである。

天平宝字年間以降藤原氏が独占するようになるのは、一つには王権を支えてきた畿内豪族の没落、すなわち古代貴族の終焉と無縁ではあるまい。しかし、もう一つ政治的な要因も想定できよう。すなわち、天平宝字年間の藤原乙麻呂・藤原巨勢麻呂に注目したい。この二人はいずれも武智麻呂の子息であり、巨勢麻呂が三男、乙麻呂が四男、すなわち仲麻呂の弟である。巨勢麻呂は764年(天平宝字8)の藤原仲麻呂の乱に際し、仲麻呂らとともに斬られていることから瞭然であるように、仲麻呂派の中心人物の一人である。一方乙麻呂は760年(天平宝字4)に没しているため政治的な立場は明瞭ではないが、745年(天平17)の平城遷都後に兵部少輔に任じられたのを契機に、以後兵部大輔、ついで兵部卿に昇任しており、兵部省生え抜きで長官にまで昇り詰めた人物である。その死去を受けて巨勢麻呂が卿を引き継いでいることからみると、乙麻呂は兄仲麻呂寄りの政治的立場に立って地方軍政の掌握に努め、仲麻呂の権力拡大に大きく貢献をしたとみてよさそうである。乙麻呂の前任の兵部卿巨勢開(堺)麻呂も紫微少弼として仲麻呂の権力中枢の近くにあり、757年(天平宝字1)の橘奈良麻呂の謀反計画の際にはこれを密奏した人物で、仲麻呂派とみてよい。すなわち、藤原仲麻呂は、地方軍政を統括する立場にある兵部省の長官である兵部卿に、巨勢開(堺)麻呂、藤原乙麻呂、藤原巨勢麻呂の三代にわたって自らの政治的立場に立つ者を配し、その権力集中の核の一つとしたことが、人事の面から想定されるのである(その意味で、巨勢麻呂の後任に藤原永手が任じられていることは注目に値する。この点については後述)。

藤原仲麻呂  
と兵部省

#### 4-1-3-2 奈良時代の歴代式部卿とその特徴

比較のために、式部省の長官式部卿の変遷についても概観しておこう<sup>5)</sup>。

- 1 大伴安麻呂(702<大宝2>.1-702<大宝2>.6) 従三位で任官。702年任参議後も兼式部卿。702年6月に兵部卿に転任。
- 2 葛野王(702<大宝2>か-705<慶雲2>.12か) 『懐風藻』の伝に「特閲授正四位、拜式部卿。時年卅七」と見える。大伴安麻呂の前任とみる見方も不可能ではないが、葛野王の死去年代と『続日本紀』における式部卿の空白時期を勘案すると、大伴安麻呂の後任とみるのが自然か。
- 3 巨勢太益須(706<慶雲3>.7-708<和銅1>.3) 従四位上で任官。708年3月に大宰大貳に転任。
- 4 下毛野古麻呂(708<和銅1>.3-709<和銅2>.12) 従四位上参議で兼任式部卿。前官は兵部卿。709年12月に現任のまま死去。
- 5 長屋王(710<和銅3>.4-718<養老2>か) 従三位で任官。前官は宮内卿。718年3月に大納言に昇任。

- 6 藤原武智麻呂(718〈養老2〉.9-?) 従四位上で任官。前官は式部大輔。721年1月任中納言。
- 7 藤原宇合(?-737〈天平9〉.8) 724年4月に正四位上式部卿として見えるが、『公卿補任』神龜三年条尻付には「任式部卿」と見える。737年8月に参議式部卿で現任のまま死去。
- 8 多治比広成(738〈天平10〉.1-739〈天平11〉.4) 従三位中納言で兼任式部卿。739年4月中納言式部卿で現任のまま死去。
- 9 鈴鹿王(739〈天平11〉.5-745〈天平17〉.9) 正三位知太政官事で兼任式部卿。『公卿補任』天平11年条尻付にも「五月日兼式部卿」とあるが、「或明年十一月四日」ともあり、天平12年条尻付には「十一月十四日兼式部卿」と見える。知太政官事式部卿現任のまま死去。
- 10 藤原仲麻呂(746〈天平18〉.3-749〈天平勝宝1〉.7か) 正四位上参議で兼任式部卿。前官は民部卿。749年7月に大納言昇進と同時に解任か。
- 11 紀麻路(749〈天平勝宝1〉.8-752〈天平勝宝4〉.9か) 従三位中納言で兼任式部卿。『公卿補任』天平勝宝2年条尻付にも「正月七日兼式部卿」と見える。752年9月に兼任大宰帥とともに解任か。なお、『続日本紀』天平勝宝元年8月辛未条に、石川年足が式部卿として見えるのは治部卿の誤り<sup>6)</sup>か。
- 12 藤原永手(754〈天平勝宝6〉以前-) 756年5月に権中納言に任じられた際に「式部卿如元」とある。『東大寺要録』諸院章第四戒壇院条には752年(天平勝宝6)に金紫光祿大夫式部卿と見え、これ以前の任官か。但し、従三位昇進は752年1月で、それ以前は従四位上(従四位上昇進は750年)で、前後の補任状況をみると、式部卿任官は従三位昇進後とみるのが自然か。なお、『公卿補任』は天平宝字3年条の尻付まで「式部卿」と注する。
- 13 石川年足(758〈天平宝字2〉.8以前-762年〈天平宝字6〉.9) 758年〈天平宝字8〉8月1日に正三位に昇進し同じ月に正三位中納言兼式部卿神祇伯と見え(『続日本紀』)、759年〈天平宝字3〉6月にも中納言兼文部卿神祇伯として見える(『続日本紀』)。757年8月に従三位で兵部卿・神祇伯兼任のまま参議から中納言に昇進しているので、それ以降に従三位中納言で兼式部卿に転任か。762年9月に御史大夫兼文部卿で現任のまま死去。
- 14 藤原清河(760〈天平宝字4〉.2-764〈天平宝字8か〉) 正四位下参議で在唐のまま兼任式部卿。『公卿補任』天平宝字4年条尻付にも見える。石川年足が762年に現任で死去していることとの関係が問題になるが、大使として入唐中の藤原清河の文部卿任命は名誉職的なものの可能性があり、一概に抵触するともいいがたい。なお、『続日本紀』に763年1月に仁部卿と見える。
- 15 氷上塩焼(764〈天平宝字8〉.8か-764〈天平宝字8〉.9か) 従三位中納言で兼任式部卿。764年9月藤原仲麻呂の乱により現任のまま誅殺される。
- 16 藤原真楯(765〈天平神護1〉か-766年〈天平神護2〉.3) 766年3月大納言式部卿で現任のまま死去。『公卿補任』天平神護元年条に「治部卿」とあるのは、山村王と重複し、「式部卿」の誤りであろう。
- 17 石上宅嗣(-770〈宝龜1〉.9) 768年〈神護景雲2〉10月に式部卿として見えるのが初見。770年9月に大宰帥に転任。
- 18 藤原宿奈麻呂(770〈宝龜1〉.9-771〈宝龜2〉.3か) 従三位中納言で任官か。前官は兵部

卿兼大宰帥。771年3月に内臣に昇任と同時に解任か。

- 19 石上宅嗣 (771〈宝亀2〉.3 - 777〈宝亀8〉.10か) 従三位参議で兼任式部卿。前官は兼任大宰帥。777年10月に兼中務卿に転任か。
- 20 藤原百川 (777〈宝亀8〉.10 - 779年〈宝亀10〉.7) 従三位参議で兼任式部卿。779年7月に参議中衛大将兼式部卿で現任のまま死去。
- 21 藤原是公 (779〈宝亀10〉.7 - 783年〈延暦2〉.7) 従三位参議で任官、前官は式部大輔。783年7月に右大臣に昇任。781年6月に式部卿兼中衛大将に任じたとあるのは、中衛権大将から中衛大将に昇進したことをいい、式部卿は新任ではなく「如元」の意であろう。『続日本紀』に781年6月に石上宅嗣が大納言兼式部卿で死去とあるのは、中務卿の誤りであろう。
- 22 藤原種継 (783年〈延暦2〉.7 - 785〈延暦4〉.9) 従三位で任官。785年9月に中納言兼式部卿現任のまま賊に射殺される。

- 23 紀船守 (786〈延暦5〉.3 - ) 従三位中納言近衛大将で兼任式部卿。前官は兼任中宮大夫。兵部卿と同様に連続しない部分があるものの、ほぼ八世紀を通じた式部卿の変遷を確認できる。これらを通覧して八世紀の式部卿の概要について、兵部卿との比較を念頭に置いて整理しておこう。

8世紀の  
式部卿の  
特徴

- 1) 任官時の位階 兵部卿が天平年間までは従四位下が一般的であるのに対し、式部卿は平城遷都当初から低くても従四位上で任じられており、ことに長屋王が従三位で式部卿に任じられてからあしかけ9年にわたって在職していることが目立つ。ただ天平年間以降は従三位で任官し、参議以上の議政官が兼任するのが一般的になる点において、兵部卿と同じ傾向が窺える。
- 2) 前任官 天平年間までは他省卿からの転任（または式部省内からの昇進）が一般的であるが、藤原宇合を嚆矢として、天平年間以降は参議以上の議政官との兼任が一般化する。
- 3) 在任期間 長くて4年程度が一般的。その中で、長屋王の8年、藤原武智麻呂・宇合で計19年というのが群を抜く。
- 4) 出身氏族 氏族別にみると、全部で延べ23人の式部卿のうち、大伴氏1人、巨勢氏1人、諸王4人（氷上塩焼を含む）、下毛野氏1人、藤原氏10人、多治比氏1人、紀氏2人、石川氏1人、石上氏2人となっている。藤原氏が群を抜くが、奈良時代後半にも藤原氏の式部卿が連続するようなことはなく、石上宅嗣が再任されたり、入唐中の藤原清河が任じられるなど、名誉職的な位置づけも見て取れる。基本的には氏族による特に顕著な偏りは見受けられず、比較的満遍なく多くの氏族から卿が出ているといえるであろう。

#### 4-1-3-3 兵部卿・式部卿の横滑り人事と両省卿の格付け

このように兵部卿と式部卿の変遷を比較すると、大宝令施行直後を除くと、八世紀当初式部卿に比べて兵部卿の格づけは低いのが一般的であったが、天平初年の兵部卿藤原麻呂、式部卿藤原宇合の時代を境に、兵部卿と式部卿の格づけは対等なものとなり、参議以上の議政官の兼任が一般的となるのがわかる。

このことを念頭に置いて両省卿の間での異動の事例をみると、興味深い事柄が明らかになる。両省卿間での横滑り人事は比較的少なく、期間において両省の卿の任に就いた事例を含めても、

以下の5例を数えるに過ぎない。

A 兵部卿→式部卿の例

- ア) 下毛野古麻呂 大宝律令選定の実務上の責任者である。705年〈慶雲2〉4月に従四位上参議で兵部卿を兼任。708年〈和銅1〉3月に従四位上参議のまま兼式部卿に転任。その後は708年〈和銅1〉7月に正四位上に昇進し、709年〈和銅2〉12月に参議式部卿現任のまま死去。
- イ) 石川年足。藤原仲麻呂政権下で特に昇進を遂げた実務官僚。757年〈天平宝字1〉6月に従三位参議で兵部卿・神祇伯を兼任。同年8月に中納言に昇任、また758年〈天平宝字2〉8月には正三位に昇進。同年8月、正三位中納言で兼式部卿・神祇伯と見え、762〈天平宝字6〉9月に御史大夫兼文部卿現任のまま死去（公卿補任は死去の年まで兵部卿と注すが、式部卿への転任が事実とみられることは前述）。
- ウ) 藤原宿奈麻呂(良継)。768年〈神護景雲2〉従三位兵部卿。770年〈宝亀1〉7月参議に昇任し、同年8月に大宰帥（この時点で兵部卿兼任を解かれたか）、引き続き中納言に昇任。さらに9月には式部卿を兼任。翌10月正三位に昇進し、771年〈宝亀2〉3月内臣への昇任と同時に式部卿兼官を解かれたと考えられる

B 式部卿→兵部卿の例

- エ) 大伴安麻呂。702年〈大宝2〉1月、従三位で式部卿に任じられ、同年5月参議に任じられた後も式部卿を兼ね、6月に兵部卿に転じて従三位参議兼兵部卿。705年〈慶雲2〉4月、中納言昇進とともに兵部卿兼任を解かれる。
- オ) 藤原永手。754年〈天平勝宝6〉に従三位昇進後、式部卿に任じられたとみられる。758年〈天平宝字2〉8月に後任の式部卿石川年足が見えるので、これまでに任を解かれたとみられる。間を置いて、763年〈天平宝字7〉1月、従三位中納言で式部卿兼任。764年〈天平宝字8〉9月、大納言への昇任とともに兼任を解かれたか（後任の和気王が10月に見える）。

さて、この5例のうち2例が大宝令施行直後の事例であるのが注目される。大伴安麻呂が式部卿から兵部卿に転じ（エ）、その大伴安麻呂の後任の兵部卿にあたる下毛野古麻呂が今度は式部卿に転じている（ア）。大伴安麻呂は従三位、下毛野古麻呂は従四位上という違いはあるが、いずれも同位階のまま転任しているのである。あたかも両省が対等であることを強調しているかのような人事である。ところがこの2人以後、両省間での卿の異動は、イの石川年足まで50年間も行われていない。しかも、従四位上で任官した下毛野古麻呂以後の兵部卿は、一階低い従四位下での任官が続く一方、式部卿は従三位の長屋王が長く在任し、両省卿の格差が顕著な時期が続く。この格差は、兵部卿藤原麻呂、式部卿藤原宇合の時代に解消し、その後は基本的に両省卿ともに参議を中心とする議政官の兼任の官としての位置づけられてゆくことになる。イの石川年足やウの藤原宿奈麻呂の兵部卿から式部卿への横滑り人事は、こうした両省卿の格づけが固まった後の段階のものである。基本的に従三位参議の兼官として同格の格づけをされる一方で、横滑り人事が僅かしかみられないことは、両省卿の果たす役割がけっして等価交換できる類のものではなかったことを示している。それぞれの独自性をなお保っているともいえることができよう。その上で、両省が実質的にも対等の位置づけを得るようになった時期の僅かな事例が兵部卿から式部卿への横滑りという方向性を示していることは、格づけとして式部卿を兵部卿より上とみる暗黙の了解があったことを示すとみられる。それは、人事の分掌という

兵部卿より  
式部卿が  
格上

点では対等の両省が、実は中央に密着した役割の強い式部省に対し、地方支配を中心とした役割を果たす兵部省という職制上の位置づけを異にしているという実態とともに、その職制にも基づくものなのではあるが令の規定そのものにおける順序に深く根ざすものと考えられる。

ここで特に注目されるのは、オの式部卿経験者の藤原永手が間において兵部卿に任官されていることである。間において両省卿を経験しているのも特殊であれば、式部卿経験者が後に兵部卿を兼ねるといふ任官順序もまさに異例といつてよいが、これは763年〈天平宝字7〉という時期の政治的な特殊性に基づくものと考えられる。仲麻呂派と反仲麻呂派の政治的な応酬が顕著になり、翌年の藤原仲麻呂の乱に向かう政治的な緊張が高まってきている頃である。元々仲麻呂派が占めていた造東大寺司に変動が起き始めるのもこの763年からであった<sup>7)</sup>。藤原永手は房前の次男で、仲麻呂時代の議政官でありながら藤原仲麻呂の乱を生き抜き、称徳・道鏡政権下で左大臣に昇り、さらに称徳没後には白壁王の擁立を推進して光仁朝には正一位にまで昇り詰める。一党一派に偏しない政治姿勢のもたらしたところであろう。永手の前任者は、『続日本紀』天平宝字6年11月庚寅条に武部卿と見える藤原巨勢麻呂とみられる。巨勢麻呂は武智麻呂の三男で仲麻呂の異母弟にあたる。右の記事以降消息不詳で、仲麻呂の乱に際して斬られこの時には恵美巨勢麻呂とある。明らかに仲麻呂派の人物である。兵部省は中央官制においては武官人事を担当する官であり、式部省とともに議政官の兼職として名誉職的な色彩が強くなりつつあった。しかし、そうした中央官制上の職制とは別に、本来的に地方の軍政と情報通信網を統括するという役割をもっていた。仲麻呂派と反仲麻呂派の政治的緊張期にあたり、このような役割をもつ官司兵部省の長官兵部卿ポストのもつ意義は、少なからぬものがあつたと思われる。仲麻呂自身が蜂起の直前に自らを都督四畿内三関近江丹波播磨等国兵事使という職に任じ、超法規的な軍事指揮権を設定しなくてはならなかつたのも、兵部省を通じた地方軍政の掌握が既に不可能になっていたからに他ならない。永手の兵部卿就任を仲麻呂が同意したのは恐らく一党一派に偏しない永手の人柄に拠るところが大きいと思われるが、結果的にみればそれは政治的な駆け引きの失敗であつて、地方軍政の統括権を反対派に奪われる結果を招いたのであつた。

藤原永手の  
任兵部卿の  
意 義

このように式部卿経験者の藤原永手の兵部卿就任は、異例中の異例であつたとみられよう。このことは、当時の兵部卿、ひいては兵部省のもつ権限の強さを如実に示す事実といえる。また、こうした事情を考慮すると、藤原永手の兵部卿任官が兵部卿より式部卿が格上であることの反証とはならないことも理解できよう。

#### 4-1-3-4 兵部大輔・兵部少輔の補任状況

次に長官以外の兵部省官人の補任状況を確認しておこう。史料から知られるのは基本的に五位以上の官位相当を有する次官の兵部大輔・兵部少輔までで、大丞以下は例外的に知られるに過ぎない。補任状況の詳細は一覧表に譲ることとし、ここでは兵部省内での昇任など特に注目されるものについてのみ言及しておくこととしたい。

まず、兵部大輔ないし兵部少輔など、兵部省の次官を経て兵部卿に任じられた事例としては、次の3人が挙げられる。

- 1) 藤原豊成 723年〈養老7〉正六位下で任兵部少輔(天平神護元年11月薨伝)。737年〈天平

9) 12月から参議兼兵部卿。743年〈天平15〉5月に中納言に昇進するまで兵部卿の任にあたったか。

2) 石川名足 771年〈宝亀2〉閏3月、正五位上で任兵部大輔。前官は陸奥守。771年7月民部大輔に転任。その後、786年〈延暦5〉6月から788年〈延暦7〉6月まで従三位中納言で兼任兵部卿。788年6月に現任のまま死去。

3) 大伴潔足 785年〈延暦4〉1月、従四位下で任兵部大輔。前官は美濃守。衛門督を経て、790年〈延暦9〉3月に従四位上参議で兼任兵部卿。

次に、兵部少輔から兵部大輔に昇任した事例としては、次の4例が挙げられる。

1) 藤原乙麻呂 藤原武智麻呂の第四子である。745年〈天平17〉9月、任兵部少輔。前官は刑部少輔兼大判事。746年〈天平18〉9月、任兵部大輔。後、759年〈天平宝字3〉11月から760年〈天平宝字4〉6月に従三位で兵部卿。760年6月に武部卿現任のまま従三位で死去。

2) 大伴家持 754年〈天平勝宝6〉4月、従五位上で任兵部少輔。万葉集の防人歌の収集は彼の在任中のこと。757年〈天平宝字1〉6月、従五位上で兵部大輔に昇任。

3) 佐伯真守 佐伯今毛人の兄である。772年〈宝亀3〉9月、正五位下で任兵部少輔。前官は右京亮。同年11月、兵部大輔に昇任し兼任造東大寺司次官。後造東大寺司長官を経て大蔵卿で没。

4) 藤原雄友 南家藤原乙麻呂の孫。是公の第二子。785年〈延暦4〉1月、従五位下で任兵部少輔。美作守との兼任。同年9月に左衛士権督も兼ねる。786年〈延暦5〉2月、兵部大輔に昇任。同時に左衛士督に昇任。後に、大納言、中衛大將。伊予親王事件に連坐し伊予に流罪。後赦されて弾正尹、宮内卿。

また、兵部少輔から直接ではなく、他官を経由して兵部大輔に任じられた例もある。

5) 阿倍子嶋 746年〈天平18〉9月に従五位下で任兵部少輔。その後駿河守(753年〈天平勝宝5〉4月)、式部少輔(754年〈天平勝宝6〉7月)、などを経て、759年〈天平宝字3〉11月に武部大輔に任じられている。

6) 大原今城 748年〈天平20〉10月に兵部少丞として見え(大原真人薊上奴婢売買券。『大日本古文書』編年文書巻3、127頁)、771年〈宝亀2〉7月に兵部少輔に任じられている。

7) 石川名足 761年〈天平宝字5〉頃の歴名に兵部少丞として見え、その後陸奥守などを経て、771年〈宝亀2〉閏3月に兵部大輔に任じられている。のちに民部大輔・左大弁などを経て兵部卿に任じられた点は前述。

これらの中で注意されるのは、先にも言及した藤原乙麻呂の例であろう。兵部省生え抜きで卿にまで昇った乙麻呂は、仲麻呂の兵部省掌握の核として行動した人物と見なされる。令の規定通りの権限を行使すれば、兵部省が武力掌握のための大きな拠点となりうることを見抜いていた仲麻呂の積極的な意図を読み取ることができよう。藤原豊成は兵部卿を勤めた時期は仲麻呂の権力掌握の時期よりも若干遡り、また政治的立場も仲麻呂派とは必ずしもいいがたいが、兵部省の次官経験者である兄豊成が兵部卿に任じられたことが仲麻呂にとっても有利にはたっていたことは想像に難くない。藤原雄友は乙麻呂の孫である。性温厚の評が高い人物であるが、一貫して武力掌握に関わる官司の長官を歴任したことには、乙麻呂の孫という家系の影響も考えられる。大伴・佐伯の両氏出身の人物が多く含まれるのは、没落傾向にあったとはいえ、古来

王権を支えてきた藩屏氏族としての面目躍如といった趣がある。こうした人事にも、兵部省の武力統制機構としての性格がなお色濃く窺えるのである。

#### 4-1-4 兵部省の武官人事権の確立

##### 4-1-4-1 律令考選制度の確立と兵部省の武官人事掌握の始まり

ここで人事と称するのは官人の勤務評定のことである。古代の人事は、毎年勤務評定（＝考）と、それに基づく位階の授与（＝選）とから成り立っていた。その端緒は678年（天武7）10月の詔に求められる。

考＝選方式

詔して曰く、凡そ内外の文武官は、毎年史以上、其の属官人等、公平にして恪勤ならば、其の優劣を議し、則ち進めるべき階を定めよ。正月上旬以前、具に記して法官に送れ。則ち法官校定して大弁官に申送せよ。（以下略）

この制度の特徴としては、一つには毎年勤務評定がそのまま位階の授与に結びつく方式がとられていること、すなわち考と選とが未分化の状態であることが挙げられる。二つには、所属官司→法官→大弁官という報告ルートが定められ、法官に校定という役割が与えられていることが挙げられる。この段階では、式部省の前身である法官が、文官・武官を問わず全官人の考選を担当しており、兵部省の前身である兵政官は官人の人事に全く関与していなかったのである。

兵政官は人事には関与せず

この制度は浄御原令の考仕令の規定に受け継がれたと考えられるが、これに大きな変改を加え、後の考選制度の基礎となったのが、690年（持統4）4月の詔である。

詔して曰く、百官の人及び畿内の人、有位は六年を限り、無位は七年を限りて、其の上日を以て、九等に選定せよ。四等以上の者は、考仕令に依り、其の善最・功能・氏姓の大小を以て、量りて冠位を授けよ。（以下略）

この詔の趣旨は、考＝選方式から、選限方式への転換にある。毎年考の確立は大宝令の施行に求めなければならないけれども、その前提として選の間隔を開けたところに大きな意味のある改定であり、これによって大宝令における考選方式、すなわち一定年限の考の積み重ねによって選の資格を得る方式の素型が形作られたとみてよい。

選限方式

次に、701年（大宝1）に施行された大宝考仕令における考選方式の規定そのものは現存しないので、養老令における内長上のそれをまず掲げておく。

凡そ、文武官初位以上、毎年当司長官、其の属官を考せよ。考すべきは、皆具に一年の功過行能を録し、並びに集まりて対読し、其の優劣を議し、九等の第を定めよ。八月卅日以前に校定し、a 京官畿内は十月一日までに、考文を太政官に申送せよ。外国は十一月一日までに、朝集使に附して申送せよ。考後の功過は並びに来年に入れよ。〈若し、本司考訖りて以後、b 省未だ校せざる以前に、罪を犯して断じ訖り、状に准じて解き及び貶降すべきは、仍即ち校に附し、功有りて進むべきは、亦此に准ぜよ。〉長官無ければ次官考せよ。

（養老考課令内外官条）

大宝令の規定は下線部がそれぞれ下記のようになっていた。

a 京官畿内は十月一日、外国は十一月一日までに、考文を朝集使に附して太政官に送れ。

b 太政官未だ考せざる以前に、

bによって、大宝令においては太政官の果たす役割が単なる文書の受付ではなく、実質的な考文審査の主体であったことが想定される。ここでは細かな論証は省略に委ねて結論のみを記すと、大宝令においては考文の審査は太政官が担当するようになったとみられる。大宝令の考選方式の意義は、法官が行ってきた数年ごとに行われる選(考に連動)をそのまま式部省の事務に委ねる一方、新たに毎年の考を導入してその審査を太政官が行い、毎年の考の積み重ねによる選限方式を確立するところにあった。そして考の結果は太政官から式部省に送られ、選の基礎資料とされたのである。考の結果の式部省への回送は大宝令において成立したとみてよいであろう。ただ、ここでは考にせよ選にせよ、いまだ武官の人事に兵部省の関わる余地はない。

兵部省が武官の人事にながしかにせよ関与する契機となったのは、709年(和銅2)10月の制である(『続日本紀』和銅2年10月甲申条)。

制す。凡そ、内外諸司の考選文は、先ず弁官に進めよ。処分訖らば、本司に還附し、便りに式部・兵部に申送せよ。

兵部省への  
考の結果の  
送付の開始

大宝令の規定では、考文の審査を太政官が行うところまでは規定があったが、考の結果が式部省に送られて選の基礎資料とされたと考えられるものの、その後の手続きについては明文がなかった。そこで太政官から本司への文書の還付を規定して太政官以後の文書の動きを明確にする一方、本司から式部省・兵部省への申送を新たに規定し、式部省と兵部省の役割を明らかにしたのである。選の基礎資料としての考の結果の蓄積という点において、兵部省の武官の考選への関与が始まったのである。なお、詳論は避けるが、この時点で武官の選文の審査が兵部省に委ねられた可能性が考えられる(武官も含めて選に関わる事項は大宝令以前から法官の所掌事項で、式部省はこれを引き継いでいた)。

その一方で、大宝令において太政官が掌握していた考文の審査権が式部省に移される。式部省の考文審査権の確立を示すと考えられるのが713年(和銅6)11月の太政官処分である(『続日本紀』和銅6年11月丙子条)。

太政官処分、凡そ諸司の功過は、皆弁官に申送せよ。乃ち官式部に下せ。

一般にはこの太政官処分は、末尾に「兵部」を補い、式部・兵部に下すようになったと解釈することが多いけれども、考課に関する式部省の権限と同時にこの時点で兵部省のそれが確立したとは考えにくい。例えば712年(和銅5)5月に諸司の主典以上と諸国朝集使を集めて綱紀肅正を命じた際、摘発された官人の事状は式部省に送られて考問の資料とするとあるが、ここに兵部省は見えない。また、713年4月に官人の銓衡における式部卿の任務の重さに鑑み、式部卿不在で勲積を論じるのを禁じているが、ここに式部省：文官、兵部省：武官という対等の関係を見いだすことはできない。713年段階では、文官・武官ともに考文の審査権は式部省の把握するところであったとみるのが自然である。確かにこの時期の式部省の位置づけにおいて、当時の式部卿長屋王の果たした役割は大きい。しかし、それを捨象して考えるにしても、いたずらに「兵部」の文字を補って解釈すべきではなく、この史料を兵部省の武官人事権確立過程に位置づけることはできない。

兵部省の  
武官人事権  
確立の指標

さて、兵部省の武官人事権の確立は、史料の上では概ね三つの形で現われる。一つめは武官の上日の把握である。二つめは考文と選文の審査権の確立、三つめは武官雑任の補任権である。



この三者を掌握して初めて、兵部省は式部省と対等の位置を獲得するに至るのである。

#### 4-1-4-2 武官の上日の把握

武官の上日の把握は、まず五位以上の官人について確認できる。五位以上の官人の上日は、701年の大宝令施行直後に出された次の太政官処分によって、本来武官も含めて式部省が把握することになっていた（『続日本紀』大宝元年5月癸酉条）。

太政官処分、王臣五位以上の上日は、本司月の終わりに式部に移し、然る後に式部抄録して太政官に申送せよ。

すなわち、諸王と五位以上の諸臣の上日は、文官・武官を問わず式部省を通じて太政官に送られることになっていた。

ところが、707年（慶雲4）5月、これを改定する法令が出され、初めて兵部省がこれに関与するようになる（『続日本紀』慶雲4年5月己亥条）。

兵部省、始めて五衛府の五位以上の朝参及び上日を録して、太政官に申送す。

これにより701年以来全て式部省経由で太政官に送られていた上日のうち、五衛府の分についてはこれ以降兵部省経由になったのである。確かに、五位以上の五衛府官人は、衛門督・佐、左右衛士督・佐、左右兵衛督（大宝令では率）の8人に過ぎない。また、この時点では兵部省は武官の考文の審査には関与していなかったから、これによって直ちに六位以下の官人の上日についても兵部省に送られるようになったわけではない。しかし、五位以上に限るとはいえ、官人の上日を兵部省が把握するようになったこの制度改定は、今後の兵部省の武官人事権の掌握にとって、大きな第一歩になったのは間違いないであろう。

#### 4-1-4-3 武官の考選権の確立

次に考文と選文の審査権であるが、まず選文については大宝令施行とともに式部省が一括して審査する体制が確立する。そして709年（和銅2）10月の制によって、武官の選文の審査を兵部省が行うようになったと目されることを先に述べた。

一方、考文の審査は、前述のように、大宝令施行当初は太政官が担当していたが、713年（和銅6）11月の太政官処分によって、式部省が担当するようになる。このことを窺わせるのは721年（養老5）3月の次の勅である（『続日本紀』養老5年3月辛未条）。

勅す、右大臣長屋王に帯刀資人十人を給う。（中略）其の考選は一に職分資人に准ぜよ。

職分資人は文官であり、考選は式部省の所掌である。従って、それに準じるとされる帯刀資人の考選も式部省が担当したとみられ、721年の時点では武官の考選は713年の太政官処分によって式部省の所管であった可能性が高い。

武官の考文審査が兵部省の職掌となり、武官の考選を兵部省が完全に掌握するようになったのは、次に掲げる731年（天平3）11月の太政官処分によってであったと考えられる（『続日本紀』天平3年11月丁未条）。

太政官処分、武官の医師・使部、及び左右馬監の馬医、帯仗者の考選、及び武官の解任は、先例並びに式部に属す。事に於いて便ならず。自今以後、兵部をして掌らしめよ。但し、正身は旧に依りて、寮に在りて上下せよ。

武官の医師・使部とは、武官である衛府・馬寮・兵庫・隼人司などに所属する医師や使部とことで、彼らは武器を帯びるわけではなく、本来は文官であって、単に配属先が武官であるに過ぎない<sup>9)</sup>。しかし、特に衛府に配属された使部は、兵衛とともに実質的には武官のトネリとしての実務にあたるが多かったようで、兵衛に準じる禄を支給するなど、大宝令施行の当初から兵衛と同等の待遇が与えられてきた（『続日本紀』大宝2年8月戊申条）。そうしたいわば武官と文官との境界線にある者たちも含め、武器を帯びる者、武官の退任者など武官一切の考選の所轄を式部省から兵部省に移したのである。すなわち、この太政官処分は、兵部省の武官考選権確立の画期を示す施策といえよう

#### 4-1-4-4 武官雑任の補任権の掌握

次に武官の補任権移転について述べる。補任といっても式部省や兵部省に直接の権限があるのは、雑任、すなわち内分番の官人である。武官雑任とは、兵衛、帯刀舎人、府生などを指す。前述のように、武官に所属する使部や伴部なども、実質的には武官として扱われるようになる。

武官雑任の補任は、次に掲げる『令集解』の問答によれば、元々式部省の管轄事項であった（『令集解』職員令式部省条朱説）。

武官雑任名帳は、何れの官掌るべきや。式部か、兵部か、いかん。答う、元式部任ずべきのみ。但し、今行事、門部は兵部補任するのみ。此令文に違うのみ。

すなわち、武官雑任も当初は式部省が省の判断で任命する官、すなわち式部判補の官だったのである。

武官の雑任のうち兵部省の補任権が史料上明確に確認できるのは、衛府の府生についてである。728年（神亀5）11月のことである（『続日本紀』神亀5年11月壬寅条）。

制す、衛府の府生は、兵部省補せ。

また、伴部のうち、物部については、『令集解』職員令囚獄司条の古記によって、720年（養老4）から、古記の成立した738年（天平10）頃までの間に、兵部省の補任権が認められたことがわかる。

古記云わく、（中略）其諸司の物部は、武官として、考選は兵部省に申送するなり。養老四年三月十日刑部省解に倂く、（中略）即ち官判、令を案ずるに、伴部の補任は既に是式部の職掌なり。今謂うところの物部、亦た是伴部の色なり。省須いるところの人数を録して、式部に申送し、令に依りて判任し補せ。（以下略）。若し選人欠小有りて、白丁を差すべきは、官に申せ。使本貫に仰せて簡点し、身来たるの日、式部に附すに及びて補任せよ。兵部も亦た此に准ず。

刑部省が専使を派遣して物部を選任し、式部省を通じて補任したところ、京国の協力が得られなかったため、刑部省は太政官に善処を求めた。その結果、刑部省は必要な人数だけ申請すれば、式部省の責任において選任することになったようである。経緯に若干不明の部分があるが、720年の時点で、物部をはじめとする伴部が式部判補の任であったことは間違いない。そして、末尾の「兵部も亦た此に准ず」は官判の字句とは考えがたく（720年の時点で物部の補任に兵部省が関わっていたとみる余地はない）、今現在は考選を兵部省が担当している諸司物部の補任は、（養老4年の官判にならって）兵部省が判補するのだ、という古記の地の文と解される。つま

り、古記の成立した738年頃までの間に、少なくとも物部の補任権が兵部省に移っていることが確認できるわけである。

なお、古記は物部を武官として扱っているが、武官に所属する使部や伴部が本来文官であったか武官であったかはなお検討を要する。武官も当初は式部省の担当であったから、式部省が担当していた時期があったからといって、本来は文官であったとは断言できないからである。

それはさておき、僅かな事例しか確認できないものの、728年（神亀5）の府生の補任権の確立を契機として、武官雑任の補任権が兵部省に移されるようになったとみてよさそうである。式部判補の官に対する兵部判補の官の誕生である。そうした武官雑任の補任権の移管に伴って、考選の所管も兵部省に移されるようになった結果が、先にみた731年の武官の使部・武官の医師・馬医・その他の武装官人などの考選を兵部省に移す太政官処分だったのであろう。

#### 4-1-4-5 兵部省の武官人事権の確立

以上3つの観点から概観してきた兵部省の武官人事権の確立過程を改めて整理しておこう。兵部省の武官人事権掌握の端緒は、707年（慶雲4）5月の制に求められる。ついで709年（和銅2）10月の制によってまず武官の選文の審査権を獲得する。考文の審査権の獲得を直接示す史料はないが、728年（神亀5）以降、武官雑任の補任権が兵部省に移管されていくのに伴い、731年（天平3）11月に武官の医師・使部、馬医、その他の武装官人の考選が兵部省に移された時点までに、武官の考文審査権は兵部省に移管されたと考えられる。すなわち、731年11月の時点で、兵部省の武官人事権の確立を求めることができるのである。

731年といえば、藤原宇合・藤原麻呂の兄弟が従三位参議として式部卿・兵部卿を分け合い、初めて両省の卿が対等の関係になった年であった。兵部省の武官人事権の確立がこの年に求められるのは偶然ではあるまい。

#### 4-1-5 兵部省曹司に関する史料

官司としての兵部省の活動に関わる史料は散見するが、兵部省曹司、すなわち建物自体のあり方を伝える史料は限られている。以下では、本書で報告する兵部省遺構そのものと結びつく数少ない史料を取り上げて、史料からみた遺跡像について検討しておきたい。

##### 4-1-5-1 735年(天平7)2月の新羅使尋問

一つは735年（天平7）2月の次の記事である（『続日本紀』天平7年2月癸丑条）。

中納言正三位多治比真人県守を兵部曹司に遣し、新羅使の入朝の旨を問う。而るに新羅国、輒く本号を改めて王城国と曰う。茲に因りて其使を返却す。

前年734年12月に大宰府に到着した新羅の貢調使金相貞が735年2月入京する。前回732年の新羅使金長孫の来日の折に、三年に一度の来朝を約したのに基づく定例の新羅使である。新羅との交渉は、726年（神亀3）以来暫く途絶えていたが、朝貢の再開を促すべく日本は732年に遣新羅使を派遣し、これに応じて来日したのが732年の新羅使であった。新羅は日本の要請した三年に一度の周期を一応は遵守し、734年12月の金相貞、738年1月の金想純、742年2月の金欽英

が相次いで来日している。ところが、734年12月の金相貞は国号を王城国と改めたという理由で返却、738年の金想純は大宰府で饗応しただけで放還、742年の金欽英は恭仁宮未完成という理由で同じく大宰府で饗応しただけで放還している。さらに翌743年3月に再び来日した金序貞に対しては、調ではなく土毛と称し、常礼を失したとの理由で大宰府から放却の処分がなされている。

735年2月に兵部曹司で来日理由を問われて新羅使金相貞が返却されたのは、こうした主として日本側の理由による関係悪化の契機となった事件であった。三年に一度の貢調の約束を実際に新羅が履行するか、その確認のための外交交渉の場として設定されたのが兵部省の曹司であった。対等の外交を求めて三年に一度の貢進周期を忠実に守って来日する新羅に対し、あくまで調の貢進という建前を崩さない日本との溝は結局埋まらず、次回の来日からは入京さえ許さないことになる。

そうした外交交渉の場として、朝堂の使用も考えられないことではないが、それでは正式な使節としての受け入れを認めることになってしまう。受け入れるかどうかを判断する場としては相応しくない。その一方で、外交交渉の場として国威発揚を行うに適した空間が必要である。その結果選定されたのが兵部省の曹司だったのであろう。その意味で、本書で報告する礎石建ちの壬生門内側の兵部省は、宮正面という位置といい、朝堂院のミニチュアともいべき格式の高い空間を構成することといい、新羅使尋問の場としてまことに相応しい。対称の空間を構成する式部省を何故用いなかったかについては、2月半ばという文官の勤務評定の最盛期と重なっていることが参考になろう。

現在、奈良時代前半の兵部省の所在は明らかになっていない。この時期の兵部省は、式部省と同等の位置づけには達しておらず、奈良時代前半には式部省以上の格式をもつ空間構成をとっていたとは考えにくい。しかし、既に明らかになっている奈良時代前半の式部省は、壬生門内側の奈良時代後半の礎石建ちの式部省・兵部省に比べて、格式の点でかなり見劣りがする。左右対称の配置をとらず、殿舎に囲まれた儀式のための広場空間も存在しない。従ってそれよりも格づけの低かった奈良時代前半の兵部省が、新羅使尋問の場として相応しい空間を構成していたとは思われない。そのような場を取って尋問の場として利用した合理的な説明は困難で、735年2月の兵部省曹司は、まだ発見されていない奈良時代前半の兵部省曹司よりも、本書で報告する奈良時代後半の兵部省曹司が相応しいと考える。

#### 4-1-5-2 761年の淳仁天皇の御在所としての利用

兵部省曹司の利用を示すもう一つの史料は、761年1月の（『続日本紀』天平宝字5年正月丁酉条）の次の記事である。

車駕、小治田宮より至る。武部曹司を以て御在所と為す。

760年（天平宝字4）8月以来、大史局（陰陽寮）の奏によって（平城宮改作がその主要因と思われるが、760年6月の光明皇太后の死去も一因かも知れない）小治田宮に行幸していた淳仁天皇は、武部曹司、すなわち兵部省曹司を御在所とした。改作中の内裏の代替施設として、兵部省曹司を仮の内裏と定めてここに住まうことになったのである。761年という年代からみて、この兵部省曹司が壬生門内側の西に展開する奈良時代後半の兵部省であることは疑いない。南に開いた

コの字型の空間を構成する奈良時代後半の兵部省は、面積こそ非常にコンパクトで内裏には及ばないが、正殿と東西2棟ずつの脇殿で囲まれた広場を有する空間構成は、内裏中樞と酷似している<sup>10)</sup>。仮の御在所の選定にあたっては、こうした空間構成が何よりも重視されたものと思われる。基本的に同じ空間構成をとる式部省・兵部省のうち、兵部省が選ばれたのは、1月という時期の要因とともに、一定期間の利用を考えるならば人事担当官司として同格とはいえ扱う事務量に大きな違いがあるのが考慮されたものと思われる。

淳仁天皇が遷都によって平城宮から保良宮に移ったのは761年10月のことであるから、兵部省曹司は最大9カ月間御在所として利用された可能性がある。内裏の改作が終了して保良から平城宮に戻った際、淳仁が内裏に入ったのに対し、孝謙太上天皇は法華寺に住まいを定め、以後764年の藤原仲麻呂の乱まで内裏と法華寺の間で対立が続くことになる。それならば淳仁が武部曹司を御在所としていた時期には孝謙太上天皇はどこを御在所としたかなど、なお考察すべき事柄は多いが、ここでは奈良時代後半の兵部省曹司の空間構成が、ここを内裏の代替施設として活用する最大の要因であったことを確認するに留めておきたい。

なお、761年の武部曹司の御在所としての利用は、このように元々内裏の改作や保良宮造営に伴う臨時のものであるから、それに伴って大々的な改作が行われたとは考えにくい。改作を行わなくても内裏としての使用に耐え得る格と設備を備えた施設であることに、武部曹司が選ばれた最大の要因があると考えられるわけがあるから、兵部省曹司における東門の八脚門への建て替えや片庇廊の付設といったⅡ-2期の大規模な改作は、淳仁の御在所としての利用に伴うものであったとは考えられない。これらは朝集殿院・朝堂院など北方の施設の礎石建ちへの建て替えと軌を一にする造営であったとみるのが自然であろう。

1) 当該官衙が兵部省と推定されることは、その南面築地塀が検出された第167次調査の段階から既に指摘されており(奈良国立文化財研究所1986『平城宮概報昭和60年度』)、第175次調査は兵部省であることを前提として実施されているようである。

2) 渡辺晃宏1995「兵部省の武官人事権の確立と考選制度－平城宮東区朝堂院南方官衙の発掘調査の成果をめぐって」奈良国立文化財研究所40周年記念論文集『文化財論叢Ⅱ』、同朋社。

3) 大宝令の復原については、仁井田陞1997『唐令拾遺補』(池田温責任編集・東京大学出版会)第三部唐日両令対称一覧を参照。

4) 兵部省官人の補任状況を整理したものとしては、笠井純一2003「兵部省補任稿－仁和三年以前」『金沢大学文学部論集(史学・考古学・地理学篇)』23がある。

5) 式部省官人の補任状況を整理したものとしては、笠井純一2000「式部省補任稿－仁和三年以前」『金沢大学文学部論集(史学・考古学・地理学篇)』20がある。

6) 松崎英一1977「続紀官職記事の誤謬・矛盾」『古代文化』29-5。

7) 岸俊男1966「東大寺をめぐる政治的情勢－藤原仲麻呂と造東大寺司を中心に」『日本古代政治史研究』(塙書房)を参照。

8) 前掲注2論文を参照。

9) 平城宮南面大垣北側の東西溝SD4100から兵部省使部の考課木簡が出土している(『平城宮木簡6』8616)。前掲注2論文では、武官の使部の考選を神亀年間に式部省が担当していた根拠とした。しかし、兵部省官人は武官ではなく文官であって、731年(天平3)に考選が兵部省所管と定められた武官の使部には該当しないから、『平城宮木簡6』の解説で指摘したように、この木簡を武官の考選の変遷に関する手がかりとすることはできない。

なお、この木簡の時期と性格について若干付言しておく。SD4100は平城宮第32次補足調査において奈良時代後半の式部省関係の考課木簡が多量に出土した溝として著名であるが、その西端のCJ67地区からは、ここから南に折れて南面大垣を横断する南北溝SD11640と同じ奈良時代前半に遡る木簡がまとまって出土している。上記の兵部省使部の考課木簡が出土したのは、CJ67地区の西(上流)に位置する第155次調査

区の西端で、北からSD4100に流れ込むSD11620との合流点付近のDJ89地区である。この地区の遺物はSD4100の遺物というよりもむしろ北から流入するSD11620の遺物とみるべきもので、他に散位寮の召文や考文の巻数を記した木簡も出土している。SD11620は奈良時代前半の式部省（式部省東官衛下層遺構）と奈良時代後半の式部省の間の宮内道路の東側溝で、奈良時代前半の式部省の西限築地堀の西雨落溝でもあるか

ら、これらは、奈良時代前半の式部省に関わる遺物とみられる。奈良前半の式部省（式部省東官衛下層）は、井戸SD14690出土木簡によって731年からほどなく廃絶したと考えられ、上記の兵部省使部の考課木簡も天平初年までのものとみて差し支えない。

10) 内裏Ⅲ期、Ⅳ期の前庭と比較すると、兵部省Ⅱ期の前庭はほぼ3分の2の規模、面積で9分の4に相当する。

## 4-2 SD3715出土木簡をめぐって

### 4-2-1 考選木簡の存在

本書で報告するSD3715出土木簡には、東側に位置する兵部省との関連が明確にわかるものは特に見当たらないが、全体的な特徴として、官人の考選に関わる木簡が多いという点は指摘できる。北から順にみると、DL・DJ34地区の天平宝字4年の考状帳の棒軸（9）、DH34地区の「去出蔭孫」とある穿孔部分で折れた015型式の考選木簡の断片（12）、同地区の「番上選目録」と読める削屑（15）、DE34地区の「今上」とある番上官の考課木簡の削屑（14）、DC34地区の「中等」とある番上官の考課木簡の断片（13）などである。調査区全域に顕著な偏りなく分布しているといえよう（以上、図74参照）。前述のように9の考状帳の棒軸が史生に関するものであれば、式部省との関係が窺われることになる。しかし、文官の人事を担当する式部省に対して、兵部省は武官の人事を担当したから、武官の考状帳であればこれが兵部省に関わる遺物である可能性は残されている。同様のことは、他の考選木簡についてもいえることであるが、現存部分にはこれが文官のものか武官のものを判断するに足る文言は残されていない。

### 4-2-2 食料の授受に関わる木簡

この他ある程度内容的にまとまりが見られるものとしては、食料の授受に関わる木簡が多いことが挙げられる。厨から飯を請求するもの（1）、細工所から食料を請求するもの（2）、11人分の飯の請求に関わるもの（3）、食料請求と思しき史生が日下に署名するもの（4）などがそれである。これに対応するかのように、食料品の付札として水母の付札（29）があり、参河国播豆郡篠嶋または析嶋のものとみられる典型的な贄の荷札の断片（31）も含まれている。位置的にみて、SD3715の調査区の近辺に食料支給担当の部局があったとは考えにくい。従って、可能性としては北方に食料担当部局の存在を想定してそこからの流出を考えるか、あるいは食料を受け取った側での廃棄を考えるかいずれかであろう。中でも贄の荷札の存在などを重視するならば、後者とみて衛府など宮城警備を担当する部局との関わり、あるいは内廷的な官司との関わりを想定する方がより現実的ではないかと思う。

### 4-2-3 官司との関わり

この他に官司名を記すものや、官司を想起させる木簡としては、他に勅旨省(22)、内堅(21)もあるが、勅旨省はその所在地はこれまで不詳である。東院西辺の南北溝 SD3236c から「造勅旨省司」と書かれた削屑が出土しており(『平城木簡概報12』15頁上段)、これが勅旨省の位置を示すのであれば、今回の出土地はこれからは遠く離れた位置になる。式部省の考選木簡の削屑が大量に出土した宮東南隅の東西溝 SD4100からも「上勅旨省」と書かれた削屑は出土しており(『平城宮木簡4』4306)、22も勅旨省官人の考選に関わる木簡の可能性を否定はできない。

勅旨省

一方、内堅と記す木簡は、内裏東の南北溝 SD2700や東院で出土例があり(『平城木簡概報17』7頁上段。『平城木簡概報19』17頁上段。『平城木簡概報33』12頁下段)、天皇の身の雑事を担当する職名として相応しい出土位置と思われるが、今回の21はやや出土位置が不自然ではある。これも同様に考選木簡の一部の可能性もある。勅旨省官人にせよ、内堅にせよ、武官というわけではないから、考選木簡の一部とするならば、式部省関連ということになる。

内堅

但し、後述のように、墨書土器の内容を加味するならば、これらは考選に関わる式部省や・兵部省に関わる遺物ではなく、内廷に関わる現業部門に由来するものとみる方がよさそうである。

### 4-2-4 木簡の年代

年紀のある木簡は天平宝字4年(9)、宝亀9年(7)の2点のみであるが、2も神護景雲年間から宝亀年間にかけてのものともみられる。考選木簡には奈良時代後半に特徴的な「今」や「去」など前年との比較を強調する文言をもつものがあり、また郡郷制の表記をもつもの(28)が見られるなど、全体として兵部省が壬生門を入った西側に礎石建ちで建てられる奈良時代後半の時期のものともみて矛盾はない。

### 4-2-5 SD3715出土木簡の廃棄元

以上のように、今回報告するSD3715出土の木簡は、水量の多い基幹排水路の遺物ということもあり、近接する兵部省や式部省から投棄された可能性のあるものも含まれてはいるが、これだけで一括りにすることはできず、北方から流路を伝わって流れてきて堆積した遺物も含まれているとみられ、複数の廃棄元の遺物が混在しているとみるのが無難であろう。

SD3715からは今回報告対象とする部分以外の調査でも多数の木簡が出土している。調査総延長は約600mにわたり、宮内の連続する溝の調査総延長としては最長である。南北に傾斜のある平城宮を流下する基幹排水路であり水量

表20 SD3715出土木簡の点数  
(各調査次別)

調査次数	木簡	うち削屑
41	718	466
97(※)	158	42
102	28	0
111	23	6
140	418	405
136	47	16
171	27	9
157	139	81
157補	33	20
計	1591	1045

※SD3715に設けられた堰SX8411の遺物を含む

も比較的豊富であったと考えられ、木簡も顕著な集中が見られるわけではないが、調査総延長が長いのに応じて出土点数も純粋にSD3715に限っても1590点余り、SD3715が分岐する溝の遺物でSD3715の遺物と一連と考えられるものを含めると1970点余りに達する。その概要は表20の通りである。いずれも今回報告する第157次調査、及び第157次補足調査地とは連続せず、上流部分に相当する。これらの調査で出土した木簡の廃棄元の検討は、今回報告する木簡の由来を考える上でも有益であろう。上流から流れてきたものなのか、それとも近接する官司などから投棄されたものなのか、もし後者とするならばそれは東西いずれの側からの投棄を想定できるのかなどを、個別に検討しておきたい。第157次調査区と近い南に位置する調査区から順に北へ見ていくこととする。

#### 4-2-6 第171次調査 SD3715出土木簡

第171次調査は中央区朝堂院の東南隅の南に接する地域（中央区朝集殿院地区の東北隅。但し、この場所には朝集殿が存在しないことを確認）で実施したもので、第157次調査区の北約200m余りの位置にあたる。SD3715は約46m分調査し、木簡は27点（うち削屑9点）出土した（『平城木簡概報19』）。なお、第157次調査区と第171次調査区の間にあたる場所で行った第146次調査においてもSD3715を約45m分調査しているが、木簡は出土していない（墨書土器には「内大炊□□」〈『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』797〉がある）。

主な木簡としては、散位寮が発給した木簡、「乙訓郡石作郷」とあるもの、月料の米の付札（以上、いずれも『平城木簡概報19』11頁上段）、木口に「□実□」と書かれた棒軸の断片（未報告）などがある。西側には官司などの顕著な遺構はないので、中央区と東区の間には展開すると思われる溝の東側に位置する官司から廃棄されたか、上流から流れてきたかのいずれかと考えられるが、特定の官司に結びつき得るような顕著な史料はみられない。

#### 4-2-7 第136次調査 SD3715出土木簡

第136次調査は、第171次調査区の北に接する中央区朝堂院の東南隅で実施したもので、SD3715は約46m分調査した。木簡は47点（うち削屑16点）出土した（『平城木簡概報15』）。

主なものとしては、少疏（弾正台または坤宮官の第四等官）の名が見える木簡（『同』33頁上段）、内蔵寮または大蔵省の少主鑰の見える木簡の他、氷の進上木簡や「木屋坊」と見え造営に関わると思われる木簡の断片がある（以上はいずれも『同』33頁下段）。なお、後述の第140次調査区でSD3715から分岐する南北溝SD10325の続きの部分からは、墨書土器「弾正」（『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』613）と「刑省」（『同』614）が出土している。

#### 4-2-8 第140次調査 SD3715他出土木簡

第140次調査は、第136次調査区の北に接する中央区朝堂院の東南部で実施したもので、SD3715は約80m分調査した。木簡は418点（うち削屑405点）出土した（『平城木簡概報16』）。いずれ



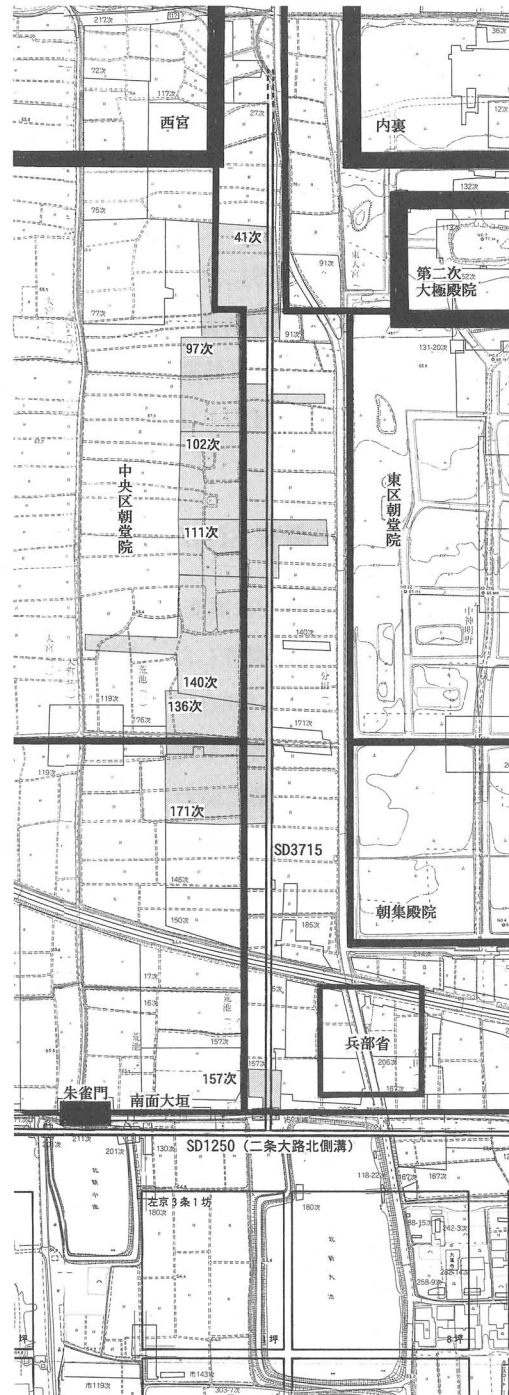
も下層からの出土である。本調査区ではSD3715から西に枝別れする東西溝 SD10705a、これが南に曲がった南北溝 SD10706、及びSD10706を西に付け替えた南北溝 SD10325bからも木簡が出土しており、遺構のつながりからみて、これらの溝の遺物とSD3715の遺物との関連性は高いと考えられる。出土点数は、SD10705aから1点、SD10706から35点（うち削屑27点）、SD10325bから278点（うち削屑222点）である。

主な木簡には、まずSD3715のものとしては、民部省移の削屑がある（『同』12頁上段）が、断片的な削屑が大半を占め、廃棄元を窺わせるような史料は見当たらない。

SD10705a出土のものは、御山所への粥の支給を記す木簡である（『同』13頁）。廃棄元の特定は困難であるが、中央区と東区の間を展開するSD3715東側の官司の遺物（上流の可能性は否定できない）であろう。

SD10706出土のものには、片面に「彈正台口宣」、他面に彈正台の第四等官と思われる「少疏」の名が見える横材の木簡（『同』12頁下段）がある。「東宮南道」と見えるのも注目される。京内の橋の造営に関わる内容で、木工寮など造営担当官司に関わる可能性もある。いずれにしても、SD10706と同様に、中央区と東区の間を展開するSD3715東側の官司の遺物であろう。

SD10325bの木簡としては、「造曹司所」の見えるものや「造宮省」の見えるものなど造営に関わると考えられる一群、「左兵衛府奏」あるいは「中衛府」「衛門府」など、衛府に関わる内容の一群の他、「西大宮」における「正月仏御供養」のための雑物購入用の銭の付札（『同』10頁下段）がある。この地域から出土したことを重視すると、第一次大極殿の跡地が西宮と称された有力な根拠となり得る史料である。但し、西大宮における行事の運営を中央区と東区の間位置する官司が担当したということもあり得るから、SD3715の西側と深く関わる遺物ではあっても、西側から投棄されたとは断言できない。



西大宮正月  
仏御供養の  
木簡

図99 SD3715の調査位置 1:5000

#### 4-2-9 第111次調査 SD3715出土木簡

第111次調査は、第136次調査区の北に接する中央区朝堂院東面中央部で実施したもので、SD3715は約40m分調査した。木簡は23点（うち削屑6点）出土した（『平城木簡概報13』）。

主なものとしては、神亀5年10月の年紀をもつ女瓦の進上状（『同』9頁下段）や、「匠丁」と見える木簡（『同』9頁上段）など、造営に関わる木簡が含まれているのが注目される。

#### 4-2-10 第102次調査 SD3715出土木簡

第102次調査は、第111次調査区の北に接する中央区朝堂院東面中央部北よりで実施したもので、SD3715は約60m分調査した。木簡は28点（削屑はなし）出土した（『平城木簡概報12』）。

内容としては、釘の受取状の木簡のように、第111次調査区と同様に造営に関わると考えられる木簡が含まれている他、天平5年の年紀のある服による請暇解の木簡が注目される（いずれも『同』7頁上段）。実際に提出されたものかどうかはわからないが、請暇解の提出者と思われる人名と年齢・本貫地の割書記載があり、一連の内容と考えられる。前述の釘の受取状と同じ層から出土しており、造営時期をある程度絞り込む素材としても重要な資料である。なお、SD3715からは墨書土器「授刀」（『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』50）も出土している。

#### 4-2-11 第97次調査 SD3715出土木簡

第97次調査は、第102次調査区の北に接する中央区朝堂院東北隅部で実施したもので、SD3715は約30m分余りを調査した。木簡はSD3715から20点（うち削屑8点）、SD3715に設けられた堰状遺構SX8411から138点（うち削屑34点）出土した（『平城木簡概報11』）。両者の木簡出土層位は同じであり、内容的にも同一時期の一連の木簡である。

内容的には、造営事業に関わる木簡としてのまとまりが顕著である。瓦の進上状、樽や柱・丸桁・小斗などの部材、あるいは釘・針・石などの造営資財に関わる木簡をはじめ、雇工など工人の管理に関わる木簡、「木屋司御前」とある木簡の断片（『同』6頁上段）があり、某所における造営に直接関わる一群が含まれている。造営場所を考える上で特に注目されるのは、木簡に「作高殿料」、「東高殿」、「西高殿」（いずれも『同』5頁下段）など、高殿の記載がまとまって見えることである。木簡の年紀は神亀3年から天平3年の間に収まり、これらが神亀から天平にかけての「高殿」の造営に伴う遺物である可能性が高い。第97次調査区の近辺で「高殿」といってすぐ想起されるのは、調査区のすぐ北に位置する第一次大極殿院南面回廊における東楼と西楼の存在である。しかも注意すべきは、当初は南面築地回廊には南門が開くだけで、東西楼は8世紀のある段階で南面築地回廊の一部を取り壊してここに付設された施設であるということである。大極殿院南面の東西楼を指すと思われる史料の初見は天平8年のことで（『続日本紀』天平8年正月丁酉条の「南楼」「南殿」とする写本もあるが、『類聚国史』や『日本紀略』に従う）、年代的にも東西楼付設工事に伴う木簡群とみて矛盾はない。第97次調査におけるSD3715出土木簡が第一次大極殿院南面築地回廊における東西楼付設工事に伴う一群を含む可能性

「高殿」造営  
に関わる  
木簡

は高いといってよいであろう。造営管理機構・施設がどこに置かれたかは明確でなく、SD3715の東側の可能性も比定はできないものの、造営部材や資材に直接関わる木簡はSD3715西側の実際の工事現場から投棄された可能性が高いのではなからうか。また、第97次調査区における神亀から天平にかけての造営関係木簡の集中を念頭に置くと、その南に位置する第102次調査や第111次調査におけるSD3715出土の造営関係木簡は、第97次調査の東西楼増設に伴う造営関係木簡と一連の遺物である可能性が高いであろう。年代的にもそう考えて矛盾はない。

#### 4-2-12 第41次調査 SD3715出土木簡

第41次調査は、第97次調査区の北に接する第一次大極殿院東南隅部で実施したもので、SD3715は約80m分を調査した（なお、調査区の設定の関係で、SD3715については第97次調査区との間に約30m分の掘り残しがある）。木簡はSD3715から718点（うち削屑466点）出土した（『平城木簡概報』5）。本調査区では、SD3715に東西から流入する溝を数条検出しており、このうち西から流入する東西溝SD5564から8点（うち削屑6点）、東から流入するSD5505から48点（うち削屑11点）、SD5490から15点（うち削屑14点）の木簡が出土している。SD5564は、大極殿院東南隅の東西暗渠SD5563が東に延びてSD3715に注ぐ開渠で、大極殿院内の排水のための施設である。この部分の排水用暗渠には三時代の造り替えがあり、SD5563・SD5564はその三時期のものにあたる。SD5505は、東から注ぐ開渠で、東区の第二次大極殿・朝堂院地域からの排水のための施設である（第41次調査区付近から北では、東区の内裏外郭が西に大きく張り出すため、SD3715の東側には官衛区画が入る余地はなくなる）。

SD3715の木簡は、西から流入するSD5564との合流点付近、及びその南18mほどのところから特にまとまって出土した。東から流入するSD5505との合流点付近には特に顕著な木簡の集中は見られないので、SD5564との合流点における木簡の集中は、それらが本来SD5564に由来する遺物である可能性を示唆する。但し、SD5564の堆積状況にはSD3715から逆流した形跡があるといい、SD3715を流下してきた遺物がちょうどこの合流点付近で澱んで堆積するような状況にあった可能性もあり、どちらの遺物かを断定するのは困難である。内容的には、この合流点付近の木簡には衛府の木簡としてのまとまりが顕著に見られる。兵衛府から中衛府に充てた移の断片が二点あり、兵衛の夜警に充行う旨の文言の見える木簡、番長からの縄の請求木簡（神護景雲3年の年紀あり。以上いずれも『同』9頁上段）の他、鮑や腊の051型式のものを中心とする付札が集中しており、鹿宍や伊知比古といった比較的珍しい物品の032型式の小付札も見られる（『同』11頁上段）。051型式の小付札は志摩国の贄の可能性が考えられている木簡と同類で、そうした贄や、犠牲と思しい鹿宍の付札が存在することも、これらが衛府の木簡であることを裏付けている。兵衛府か中衛府かの判断は難しいが、実際に両者は融合した活動をしている可能性もあり、弁別はあまり意味がなからう。むしろここではそうした某施設を警備する衛府を廃棄元とする一群であることを確認できることが重要である。神護景雲3年といえば、第一次大極殿院の跡地に称徳天皇の西宮が設けられていた時期にあたる。これらが西宮の警備を担当した衛府を廃棄元とする木簡である可能性は高いと思う。なお、SD3715からは墨書土器「少将」（『平城宮出土墨書土器集成I』906）も出土している。

衛府に関わる木簡

一方、もう一カ所のSD3715における木簡集中地点の木簡には、衛府関係木簡の顕著な集中は見られないが、衛府の木簡は含まれており、また同じ神護景雲3年の年紀をもつ木簡が2点見られる。SD5564との合流点付近のSD3715出土木簡と基本的には一連の遺物とみて大きな誤りはないものと思われる。

天山司 これに対し、東から流入するSD5505出土木簡には、衛府に関わるものは見られない。天山司（詳細不詳）からの飛炎（飛焰垂木か）の進上木簡（『同』11頁下段。『木簡研究』8）があり、某所の造営に伴う木簡とみられる。前述のように、SD5505とSD3715の合流点付近では顕著な木簡の集中は見られず、またSD5505に含まれる造営に関わる木簡と内容的な連関を有する木簡はSD3715には見当たらない。

なお、SD3715は、第41次調査区の北に続く第27次調査区において、第41次調査区検出分の北に連続する約85m分を、またその北方の第87次調査区において約70m分を、またさらにその北に位置する第87次調査区において約15m分をそれぞれ調査しているが、いずれも木簡は出土しなかった。

#### 4-2-13 SD3715出土墨書土器

SD3715からは木簡とともに墨書土器も出土している（『平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』『同Ⅱ』）。本書で報告する第157次調査区より北の部分ではまとまった出土はなく、内容的に注目すべきものとしては、第27次調査の「□〔曹カ〕」（『平城宮出土墨書土器集成Ⅰ』461）や、SD3715から分岐した南北溝SD10325出土の「弾正」（『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』613）、「刑省」（『同』614）がある程度である。

しかし、本書で報告する第157次・第157次補足調査区ではまとまった出土をみている。「内大炊」（6点）、「内大」（2点）、「□大炊」（2点）、「内大炊秋人」、「大炊」、「内木工所」（2点）、「□木工所」、「兵」、「式」（3点）、「式曹」（2点）、「□五番」、「八番」、「府」、「女孀」、「主水」（2点）、「諸司」、「味物料理」などがその主なものである（表10参照）。

このうち、「内大」と「□大炊」はいずれも「内大炊」とあるものの同類とみてよいであろう。また、「大炊」と書かれたものに「木工」という異筆の記載のあるものがあるから、「内大炊」の記載と「内木工所」の記載とが相互に関連をもつ可能性がある。なお、「内大炊」の墨書土器は、第157次調査区の北約120mに位置する第146次調査区のSD3715からも1点出土している。また、単に「大炊」とある墨書土器は宮内各所から出土している。

「内大炊」や「内木工所」の「内」は外廷に対する内廷の意と思われる。内蔵寮や内匠寮、あるいは木工寮の一部局と考えられるが、当該機構の所在地はこれまで知られていない。「内大炊」は「秋人」のような個人名に続く事例があるので、内大炊司、すなわち炊事の担当者の意味かも知れない。「内木工所」の存在を重視すれば、内廷官司が担当した造営工事に関わる可能性がある。南面大垣近くの内裏からはほど遠いこの地域で、そのような体制がとられる造営が行われたことは想定しにくい。

この地域と内廷の関連ということで想定されるのは、一つは小治田宮造営に際して兵部省曹司が淳仁天皇の御在所とされたことである。この際には何らかの臨時の造営が行われた可能性があるが、これらの墨書土器そのものの年代観は平城宮土器編年の平城V段階を中心としてお

り、その投棄は宝亀年間から延暦年間、あるいは長岡遷都直前まで降るとみるべきで、これらの遺物を淳仁と結びつけるのは適当ではない。

もう一つは、内廷的な官司に関わる遺物に注目するならば、勅旨省との関わりが注目できよう。SD3715からは勅旨省と書かれた木簡が出土しており(22)、「内木工所」は多数の匠丁を抱えた天皇用の調度の製作を担当した機構の一部局として相応しい。藤原惠美押勝の乱直後に設置されたと推定され、長岡遷都間近の782年(延暦1)4月に廃止されるまで存続した勅旨省は、遺物の年代からも矛盾はない。但し、この想定にも問題は残る。それは、勅旨省は782年の廃止後、一時桓武天皇の御在所とされ、「勅旨宮」とも呼ばれる空間を構成する官司であったことで、内裏の東方にその存在が想定できることである。前述のように、東院西辺の南北溝 SD3236Cからは「造勅旨省司」と書かれた削屑(『平城木簡概報12』15頁上段)が、またその上流にあたる地域の包含層からは墨書土器「勅旨省」(『平城宮出土墨書土器集成I』439)が出土している。また、内裏東方の基幹排水路 SD2700からは、勅旨省の見える木簡や墨書土器が出土している(『平城木簡概報17』10頁下段、『平城宮出土墨書土器集成II』840)。これらの資料からいうと、勅旨省は内裏東辺から東院にかけての地域に所在した可能性が強い。従って、遺物との関連性は認め得るであろうが、勅旨省本体がSD3715に隣接する地域に存在したとはいいがたい。むしろそれを支えたさまざまな現業官司の存在を想定するのが現実的ではあるまいか。

勅旨省

「式曹」は式部省の曹司、「式」も式部省のことである。式部省は奈良時代後半には、壬生門から朝集殿院に向かう宮内道路をはさんで兵部省と向かい合う位置に所在した。また、奈良時代前半にはその東隣の朝集殿院東南の宮東南隅に近い場所に位置していたことが、官衙内の井戸 SE14690 出土の木簡によって明らかになっている。いずれにしてもSD3715に隣接する位置ではない。「□五番」と「八番」は式部省または兵部省において行われた考選の事務処理に関わる可能性がある(式部省の考選木簡に事例がある(『平城宮木簡6』8631、8633。他に一番・二番・三番・五番の事例もある))。壬生門前の二条大路北側溝から出土した墨書土器には「三番」と書かれたもの(『平城宮出土墨書土器集成II』256)があり、これも類例に数えられよう。

式曹

「府」はいずれかの衛府であろう。SD3715上流域で中衛府ないし兵衛府に関わる木簡が出土していることが想起され、宮内を警備する衛府に関わる資料である。

「女孀」は後宮各司に配された下級女官。専司を構成していたわけではなく、内侍司に統括されたが、女孀厨の存在も確認され(「女孀厨」(『平城宮出土墨書土器集成II』634)、「□□〔孀カ〕厨盤」(『同』657)など)、詰所的な施設が設けられていたのかも知れない。但し、「女孀厨」の墨書土器が出土したのは内裏東の大溝 SD2700である。SD2700の周辺であれば内裏も近接しており、女孀に関わる施設の所在地として相応しいが、SD3715南端に近い地域と「女孀」には接点を考えにくい。あるいはこれは兵部省曹司が淳仁天皇の御在所とされた時期があることと関係するのであろうか。

女孀

「主水」は供御の水を扱う宮内省被官の主水司のことであろう。内裏から遠いSD3715周辺地域は供御に関わる官司の所在地としては適当とは思われないが、第136次調査区で水の進上木簡が出土していることを重視するならば、SD3715の東の東区朝堂院・朝集殿院との間の南北に細長い地域に、主水司が所在した可能性を考える必要があるかも知れない。但し、「主水」の墨書土器は、宮東南隅のSD3410からも出土している(『平城宮出土墨書土器集成II』1027)。

主水

4-2-14 SD3715における木簡出土の特徴とその廃棄元

SD3715出土木簡、及び墨書土器の概要は以上の通りである。木簡は全域にわたって顕著な集中を見せるのではなく、全域にわたって比較的広く薄く分布している。これはある程度の水流のある溝として、ごく普通の木簡の出土のしかたといってよいが、全体としてみると、いくつかのグループがあって、場所ごとに内容にまとまりが見られる木簡が、ある程度の南北幅をもって出土しているという状況である。北から順にあげると、第41次調査区南半の衛府関係の一群、第97次調査区南半の「高殿」の造営に関わる一群（これは南の第102次・第111次調査区にかけて分布）、第140次調査区から第136次調査区にかけての弾正台に関わるもの（第140次調査区には造営や衛府に関わるものも含まれる）、第157次・第157次補足調査区の兵部省に由来する可能性がある考選に関わる一群などである。

同内容の木簡がある程度の南北幅をもって出土していることは、同じ廃棄元に由来する木簡が水流によって流された可能性を示唆するが、広がりをもちながらもなお場所ごとの内容的な偏りは保たれている。このことは、木簡の出土状況がSD3715の東西に展開する官司などから投棄された当初の状態をかなりの程度保っていることを意味するとみてよいであろう。このことを裏返せば、木簡の出土状況が、周辺官司の具体像を考える上で重要な根拠となり得るということである。

4-2-15 SD3715出土木簡と兵部省

このような状況から考えると、本書で報告する第157次調査・第157次補足調査におけるSD3715出土木簡は、基本的に東側に展開する官司を廃棄元とする遺物とみて大過ないであろう。本書で報告する調査範囲における木簡の年代は天平宝字4年を上限としている。これはSD3715の東側に奈良時代後半の礎石建ちの兵部省が既に建設されている時期である。従って、今回報告する木簡は、壬生門の内側に展開した奈良時代後半の礎石建ちの双子の官衙式部省・兵

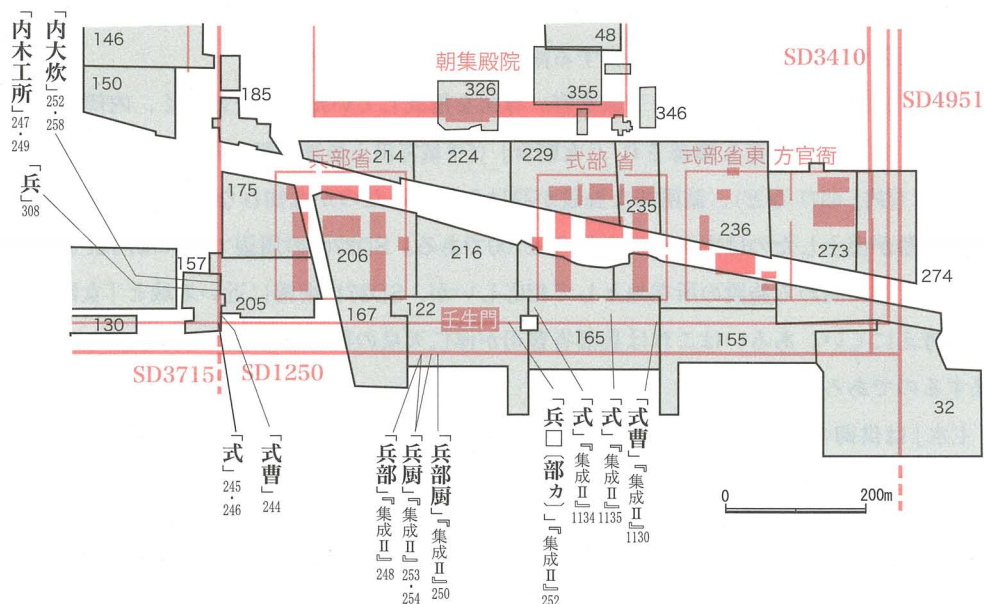


図100 官衙名記載墨書土器の出土地点

部省のうち、西側の兵部省に由来するものが含まれているとみて大過ないであろう。このことはまた、それらが奈良時代前半の兵部省の位置を推定する材料とはならないことを意味する。

残された課題もある。上記のようなSD3715の遺物出土状況に対し、兵部省南側の南面大垣外側の二条大路北側溝SD1250からは、明確に兵部省を示す遺物が見つかったことである(図100参照)。「兵部」(図101-1『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』248)、「兵□〔部カ〕」(『同』252)、「兵□」(図101-6、『同』249。図101-5、『同』251)、「兵部厨」(図101-3、『同』250)、「兵厨」(図101-2、『同』254。図101-4、『同』253)などがそれである。隣接地域とはいえ大垣をはさんだ宮の外側の溝SD1250に兵部省を示す遺物が多く、兵部省築地塀の西に直接位置する溝SD3715に明確なものがないのはなぜか。

壬生門をはじめ、宮門や官司の警備や行事に関わって、兵部省の土器が移動したとみることもできる。しかし、宮城の警備に関わるのは衛士府や衛門府であって、兵部省の管轄ではない。この地域に兵部省関連の墨書土器が多いのはやはり兵部省そのものがこの近辺に所在したことの原因があるとみるべきで、長屋王邸の周囲で衛府の墨書土器の出土が多いのと同断に扱うことは無理であろう。壬生門の正面にまで兵部省関連の墨書土器が分布しているのはやや問題ではあるが、広く見ると壬生門より西側ということはいえ、しかも西側が上流側にあたる。SD1250出土の兵部省関連墨書土器は、壬生門西側の兵部省に直接由来する遺物とみておきたい。

このことはあるいは未調査地の問題とも関係するのかも知れない。というのは、SD3715の調査は総延長600mにわたって行われているが、部分的に未調査区間が存在する。ことに南端近くの第157次調査区から第146次調査区にかけての120mが未調査区間として大きく残されている。これは本書が対象とする奈良時代後半の兵部省の西から北西にかけての位置にあたる。第146次調査区からは木簡は出土しなかったが、墨書土器「内大炊」が1点出土しており、これは第157次調査区においてまとまった出土をみた墨書土器と共通の内容をもつ。このことは未調査区間のSD3715にも、本書で報告する第157次・第157次補足調査のSD3715出土木簡に類する兵部省関連の木簡が眠っている可能性があることを示唆するに足るものといえよう。この部分の調査が実施されれば、本書で報告した木簡やそれと奈良時代前半の兵部省との関連、あるいは今回充分には説明できなかった「内大炊」「内木工」の墨書土器の解釈についても新たな知見が開けることが期待されよう。

#### 4-2-16 SD3715出土木簡と中央区・東区中間地域の官司

「内大炊」「内木工」の墨書土器に関連して再度付言すると、これらは勅旨省(22)、細工所(2)、大炊司(3)、内堅(21)などの記載の見える木簡と関連し、内廷に関わる調度品の製作を担当した勅旨省関連の遺物として一括できる可能性がある。この地域における勅旨省本体の所在は想定しにくい、その現業部門としての下部組織の所在を想定できる。位置としては、兵部省の北の、中央と東区の間SD3715東側の南北に細長い地域である。SD3715出土木簡の多くはこの東側地域からの投棄が想定でき、前述のように、木簡・墨書土器には、勅旨省関連機構の他、弾正台、刑部省の所在を示唆する遺物が含まれていた。今後こうした観点からも、この地域の利用のあり方を検討していくことが必要であろう。



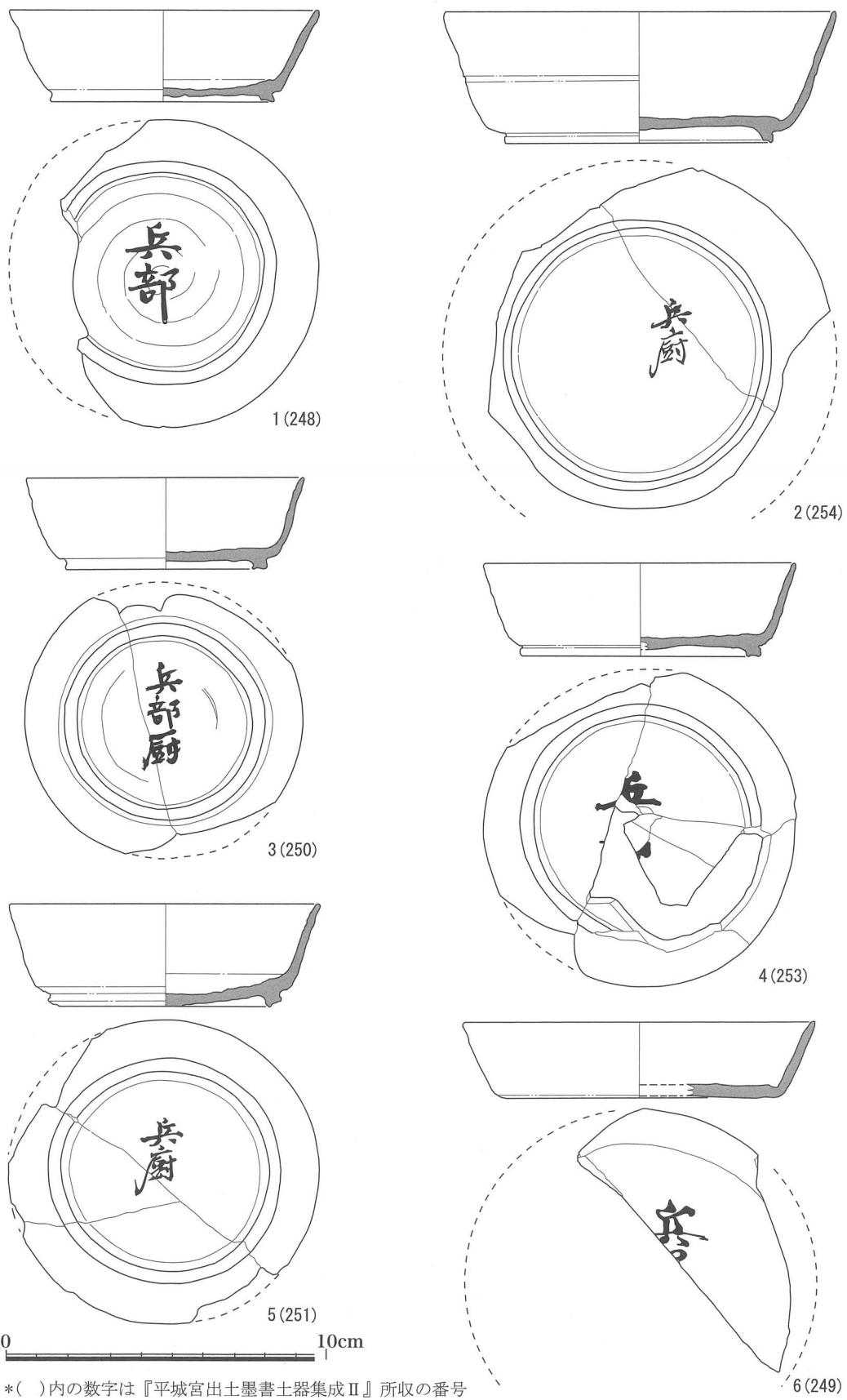


図101 兵部省関連墨書土器実測図



## 4-3 瓦の使用状況

### 4-3-1 Ⅲ期の軒瓦

本報告の対象地区全域から出土した軒瓦の出土比率を時期別に見たのが図102である。軒丸瓦ではⅢ期、藤原宮式を含むⅠ期、Ⅱ期、Ⅳ・Ⅴ期の順、軒平瓦も同様にⅢ期、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅳ・Ⅴ期の順が多い。Ⅲ期の瓦は軒平瓦で全体の50%、軒丸瓦でも35%と兵部省地区の主体を占める。この時期の瓦は型式にかかわらず建物域を中心に均等に分布することから、Ⅲ期の瓦はこの兵部省建物を造営する際の所用瓦であろう。軒瓦を型式別にみると、軒丸瓦では6282、6225、軒平瓦では6663、6721の順に多い(図102)。これらの瓦は兵部省の建物域に偏りなく分布する(図103)。種別でみると軒丸瓦は6282G、6225A・C、軒平瓦は6663C、6271C・Fの順となる。したがって出土数の多い種を中心としたⅢ-1期の6225-6663、Ⅲ-2期の6282-6721の2組が兵部省建物の主要な組み合わせとなる(図版84 図102・表21)。

兵部省を囲む築地塀と東門には2時期認められる。遺構Ⅱ-2期には東、西、南3面の築地塀は内側に廊を付設する際に、3面築地塀の内側に沿って設けられていた雨落溝を埋め立てている。東門は八脚門に改修するときに、やはり雨落溝を付け替えている。したがって遺構Ⅱ-1期に属する築地内側と東門の雨落溝より出土した瓦から遺構Ⅱ-1期に使用されていた瓦の種類を限定しうる。

西築地塀 SA13030の東側雨落溝 SD13875：6721 (種は不明1点)、6721Fb (1点)

東築地塀 SA13720の西側雨落溝 SD13726：6282E (1点)、6282L (1点)

南築地 SA12400の北側雨落溝 SD13855 : 出土例なし

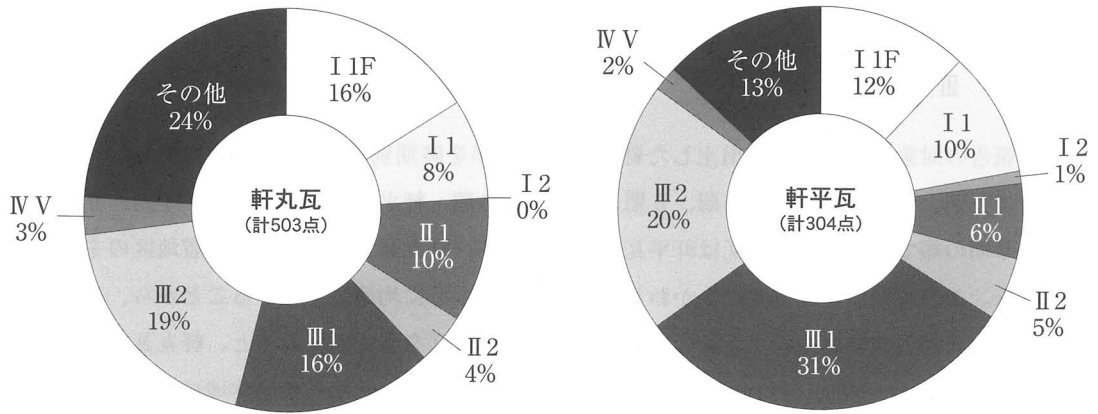
東門 SB13730Aの西側、東側雨落溝 : 出土例なし

出土状況から遺構Ⅱ-1期の築地塀には少なくとも6282-6721の組み合わせが使用されていた。しかし雨落溝から出土した軒瓦の資料数が以上のように限られているため、造営当初の遺構Ⅱ-1期の築地塀の軒瓦が6282-6721に限られていたのか、あるいはすでに6225-6663と混用されていたのかは明らかにできない。したがって兵部省の造営は平城瓦編年Ⅲ期以降(平城還都後)と推測できる<sup>2)</sup>。

表21 軒瓦各時期の組合せ

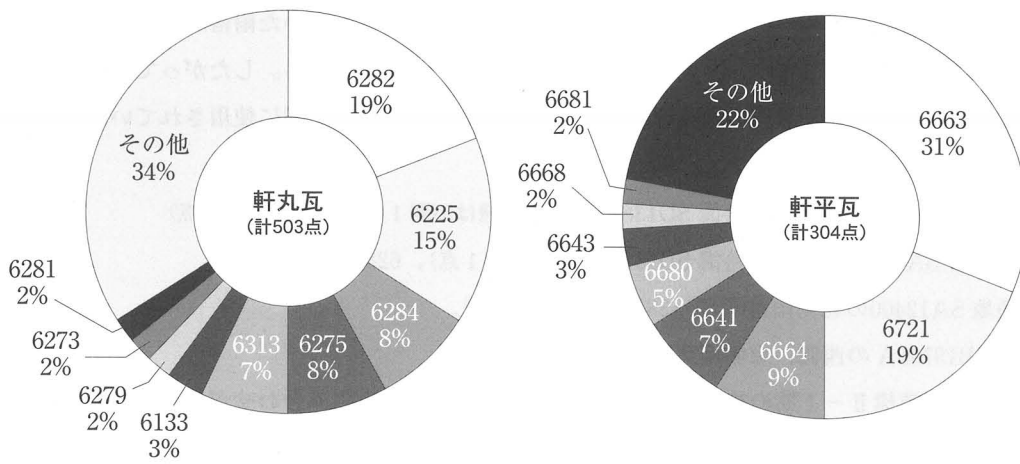
第Ⅰ期				第Ⅱ期		第Ⅲ期		第Ⅳ期		第Ⅴ期
F	1	2		1	2	1	2	1	2	
6233Ab	6275I	6282A	6304C	6304A	6012B	6129A	6133K	6133A	6133Da	6133Db
6233B	6275J	6284A	6304B	6135Bb	6132A	6282B	6011C	6133M		
6273A	6278E	6284B		6308A	6142A	6225A	6282C	6316C		
6273B	6279A	6284C		6311Aa	6291A	6225B	6282E			
6274A	6279B	6284D		6311B	6307A	6225C	6282G			
6275A	6281A	6284E		6313A	6308C	6225L	6282L			
6275B	6281Ba			6313C						
6561A	6647Ca	6664B	6654A	6664D	6572C	6663C	6682A	6732A	6732L	6726E
6641C	6647D	6664C	6664I	6664F	6572G	6681C	6710C	6732C	6801A	
6641E		6664H	6664N	6666A	6663A	6691A	6721C			
6641F		6664L		6685A	6663B		6721D			
6642C		6668A		6685B	6681B		6721F			
6643B					6681E		6721Ga			
6643C					6685E		6721H			
6644A					6694A					

※Fは藤原宮式

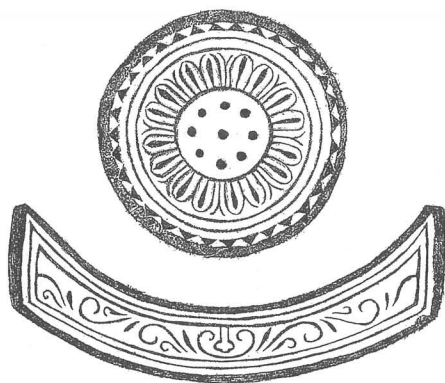


※Fは藤原宮式

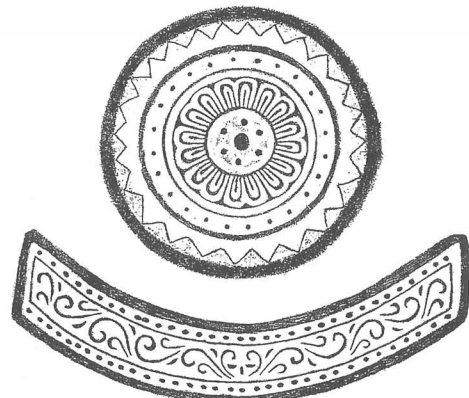
軒瓦時期別出土比率



軒瓦型式別出土比率



6225C-6663Cb



6282G-6721Fb

兵部省所用軒瓦の組合せ

図102 出土軒瓦の分析

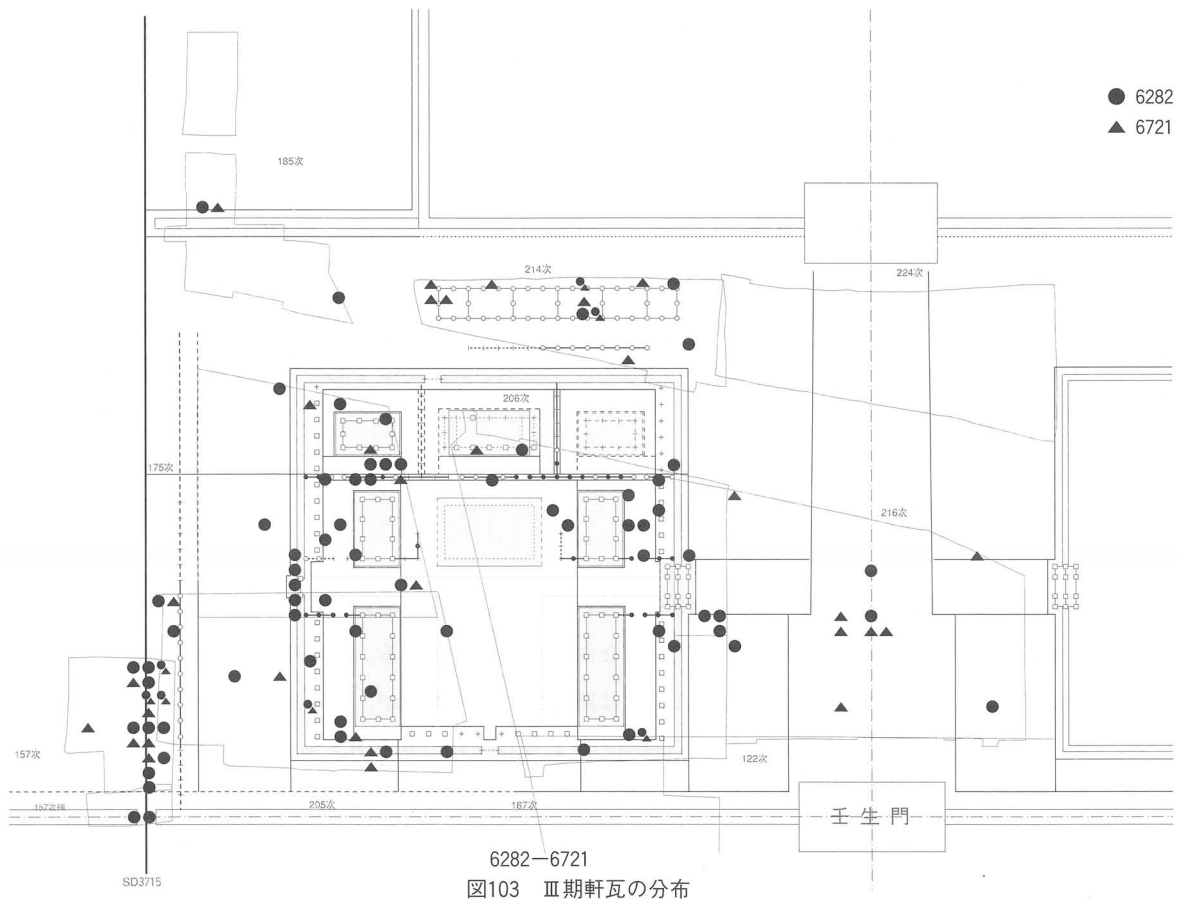
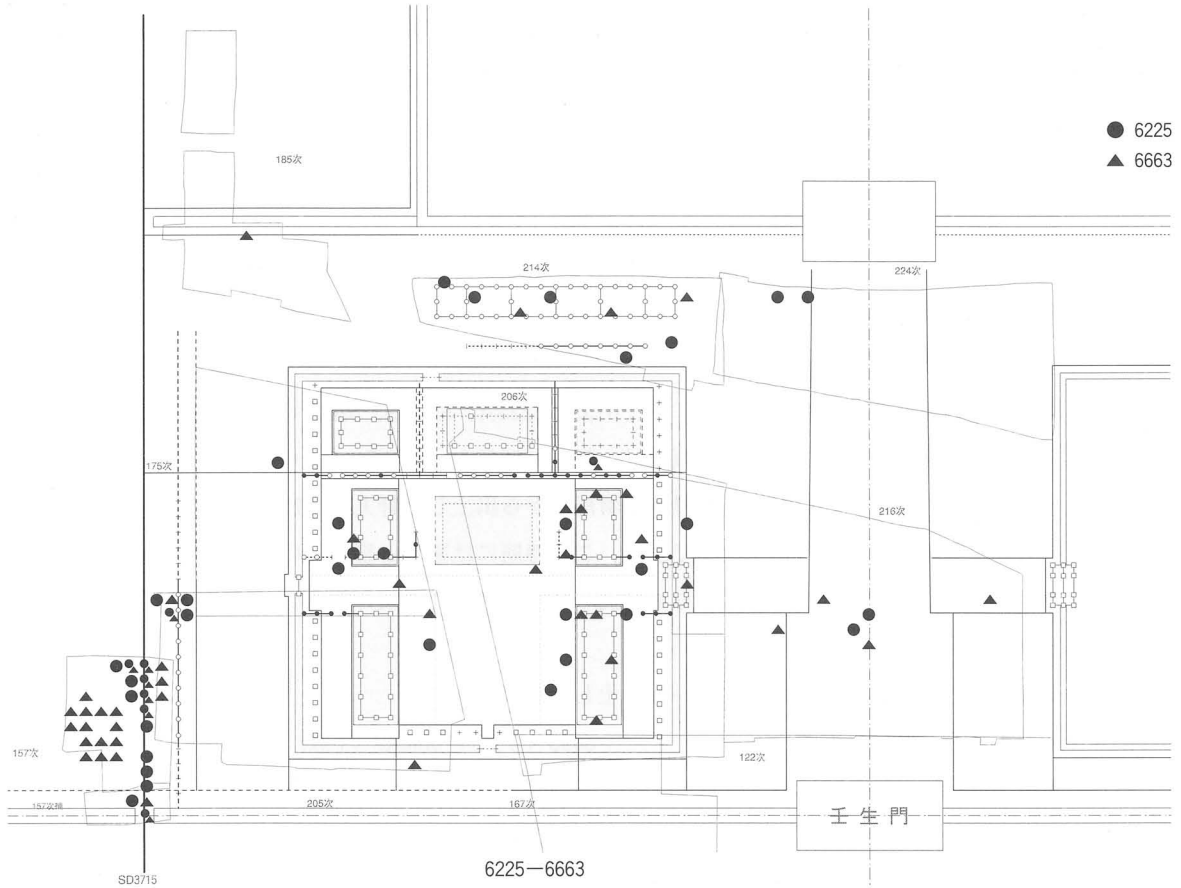


図103 Ⅲ期軒瓦の分布

つぎに遺構Ⅱ－2期の使用瓦を反映していると想定される築地堀内側廊の雨落溝と築地堀外側の雨落溝、八脚門の東門 SB13730B の雨落溝から出土した軒瓦の型式を列挙する。

- 西築地堀廊 SC13915の雨落溝 SD13010：6282G、6641C（各1点）
- 東築地堀廊 SC13735の雨落溝 SD13736：6142A、6282Ea、6282G、6313Aa（各1点）
- 東門 SB13730B の基壇東肩：6663C（1点）
- 東門 SB13730B の東側雨落溝 SD13732：6133、6225A、6282、6282G（各1点）
- 西築地堀の西側雨落溝 SD13025：6282C（2点）、6282G（3点）、6641C、6644A（各1点）
- 南築地堀の南側雨落溝 SD13840：6282G 2点、6643C、6721Fb（各1点）
- 東築地堀の東側雨落溝 SD13725：6133、6225A、6282G、6282（各1点）

以上の状況から遺構Ⅱ－2期の廊と東門は、軒丸瓦6225A、6282E・G、軒平瓦6663C が使用されていた可能性が高い。一方、築地堀外側雨落溝から出土した軒丸瓦6225A、6282C・G、軒平瓦6721F から築地堀の所用瓦が推測できる。この時期には築地と廊で瓦の型式を使い分けていたという状況は想定できない。おそらく6225－6663、6282－6721の組み合わせが混用されていたと考えられる。

兵部省内建物の雨落溝や柱抜取穴から出土した瓦は、

- 東第1堂 SB13750柱堀方：6663（1点）、6663C（1点）
- 東第2堂 SB13740据付堀方と抜取：6663（1点）、6663C（3点）
- 東第2堂の東側雨落溝 SD13742：6133Da（1点）、6225A（1点）
- 西第1堂 SB12990の東側雨落溝 SD12995：6142A（1点）、6282G（1点）、6663Cb（1点）
- 後殿正殿 SB13780の南側雨落溝 SD13781：6721（2点）、6721Fb（1点）
- 西北殿 SB13000の南側雨落溝 SD13008：6721Fb（2点）
- 北西掘立柱建物 SB14105の柱抜取穴：6275A（1点）、6313C（1点）、6721C（3点）
- 北西掘立柱建物の東雨落溝 SD14159：6663C（1点）
- 北掘立柱建物 SB14110の柱穴：6132A、6225A、6282Ba、6313C、6721C（各1点）

建物の雨落溝や柱穴などから軒丸瓦6225A、6282G、6133D、6132A、6142A、6313C、軒平瓦6663C、6721C、6721F が出土している。Ⅲ期以外の瓦が少量出土しているが、やはりⅢ期の瓦が多く、出土比率や分布と矛盾しない。6129A、6132A、6133K など出土数の少ない瓦は補足瓦として使用されたと推測する。

#### 4-3-2 IV～V期の軒瓦

この時期の瓦は全体の2～3%と比率が低い。このことから築地堀内側の廊の増築と東門の改修以後、大規模な屋根の葺き替え工事はなかったものとする。分布をみると軒丸瓦、とくに6133は礎石建物や築地堀の雨落溝あるいは建物域に分布するが、軒平瓦は兵部省区画の外側から出土する(図104)。したがってこの時期の軒丸瓦は補修の瓦と考えられるが、軒平瓦は出土数も少ないため使用状況は推測しがたい。

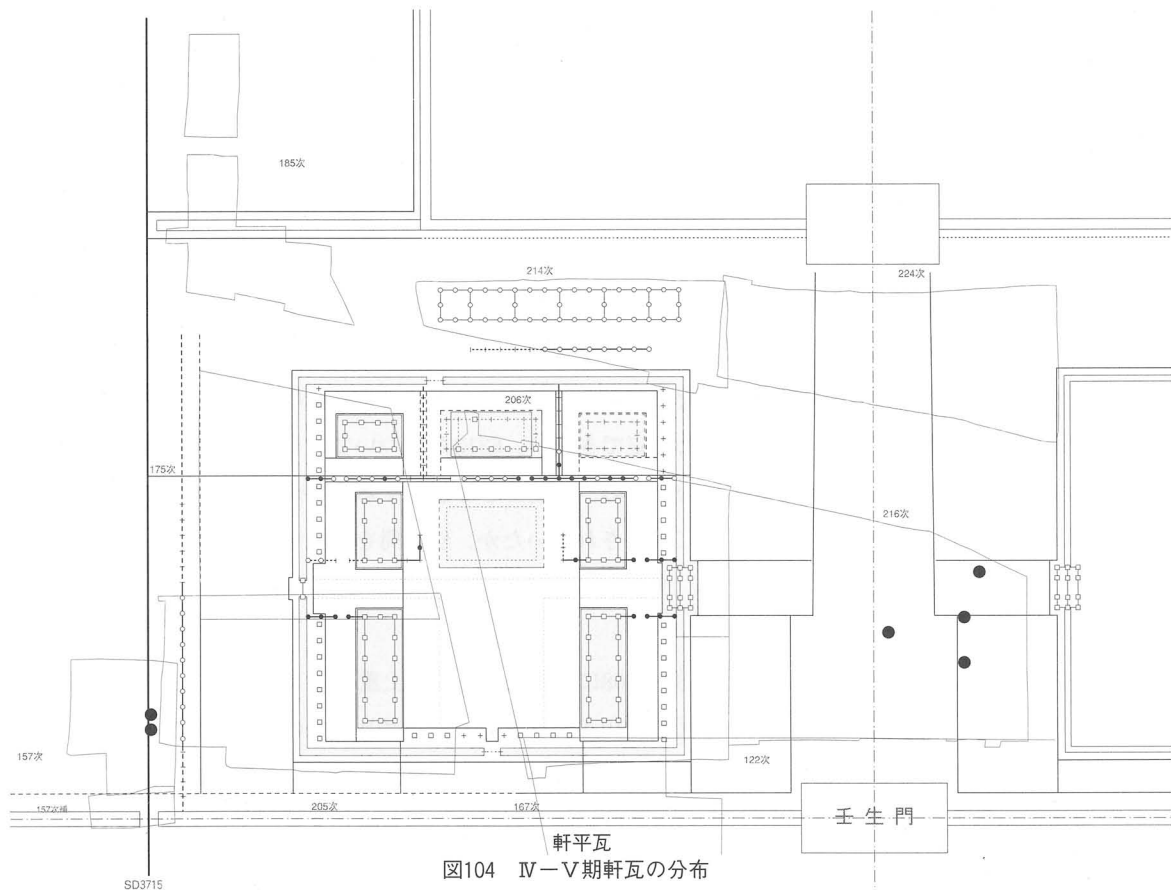
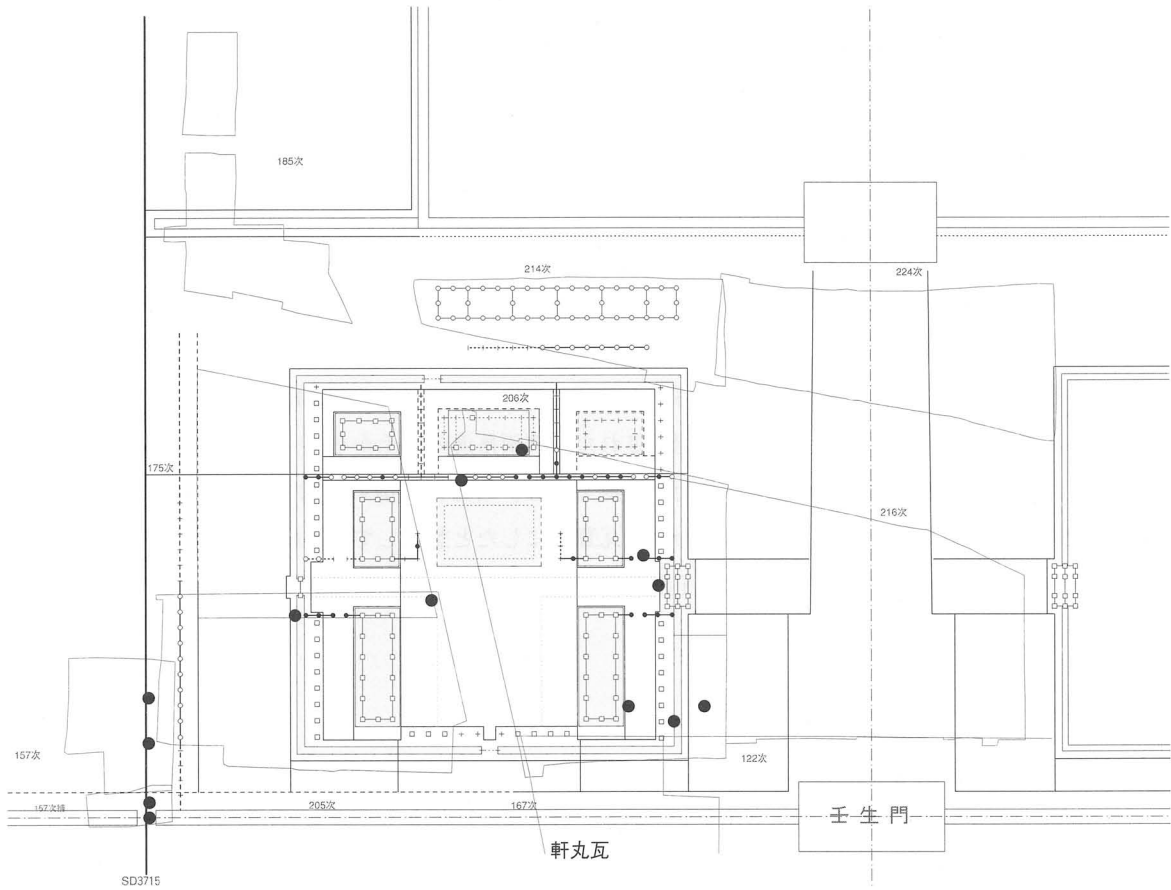


図104 IV-V期軒瓦の分布

## 4-3-3 I期の軒瓦

藤原宮式を含めたI期の瓦はⅢ期について高い比率を占める。分布をみると特に偏りはないが、兵部省区画外に散見する傾向がある。I期の軒瓦は平城宮122次、155次、165次、167次調査において出土軒瓦の約50%から70%を占め、とくに宮城南面大垣 SA1200の南側で大量に出土している<sup>3)</sup>。I期の軒瓦が壬生門と南面大垣で使用されていたことは明らかである。したがって兵部省地区から出土するこの時期の軒瓦は、兵部省ないし平城宮の廃絶後に南面大垣所用の瓦が廃棄、混入した結果であると考えたい。

遺構I-3期に属するSD12998とSD13900は遺構の検討により、朝集殿院南側の空間を区画する南北掘立柱塀の雨落溝であると想定された<sup>4)</sup>。両雨落溝の埋土からは丸瓦、平瓦の破片が出土しており、この塀は瓦が使用されたと推測できる。塀と雨落溝の造営時期は、南面大垣 SA1200と同時期と考えられ、大垣にあわせて瓦葺きにしたと想定しても矛盾はない。したがって想定される南北の掘立柱区画塀にもI期の瓦が使用されていた可能性を指摘しておきたい。

## 4-3-4 II期の軒瓦

II期の瓦の出土量は少ない。前述したように兵部省を囲む築地塀や礎石建物の雨落溝から6313、6313Aa、6142Aが各1点出土している。他の型式の軒瓦も兵部省の建物域に分布することから、Ⅲ期の瓦を補足する形で使用されていたのであろう。

ただし小型の軒瓦に関しては特徴ある分布を示す。6313Cと6685Bは兵部省外北側にある掘立柱建物SB14100、SB14105、SB14110付近に集中し、SB14105、SB14100の柱抜取穴からも出土している。6313Aは兵部省建物域から出土しており6313Cと分布域が重ならない(図105)。

この小型瓦6313-6685の組み合わせは、兵部省北側に接する朝集殿院南門、朝集殿院南面築地塀の調査では出土していない<sup>5)</sup>。また南側にある宮城南面大垣と壬生門の調査でも出土量は極少量である<sup>6)</sup>。兵部省地区出土の小型瓦は兵部省地区の建物で使用されたとみるべきで、周辺地区の建物所用の瓦が廃棄後に兵部省地区に廃棄、混入したとは考えにくい。

小型瓦は檜皮葺きの葺棟に使用されたと想定されることが多い<sup>7)</sup>。6313Cが集中した兵部省区画外北側の建物は掘立柱で檜皮葺きを想定したいが、その雨落溝や柱抜取からは通常の軒瓦が少なからず出土しており、檜皮葺きと断定できない。6313Aについて、兵部省の建物域一帯には下層に掘立柱建物が検出されていないため、檜皮葺きを想定する建物がみあたらない。したがって6313Aは礎石建物で棟瓦として使用されていたか、建物間を区画する掘立柱心土塀の屋根に使用したと考えたい。

丸瓦・平瓦の出土重量の分布を図107・108に示した。瓦の出土重量は3×3mのグリッドを1単位とし、丸瓦では5.0kg以上、平瓦では10.0kg以上出土したグリッドのみ出土量を示している。この図でみると、丸瓦、平瓦ともに兵部省の建物域に分布が集中し、兵部省の内庭部や兵部省区画外との差が明確である。このことは兵部省の建物と築地塀が丸瓦、平瓦を使用する総瓦葺きであったことを裏付ける。

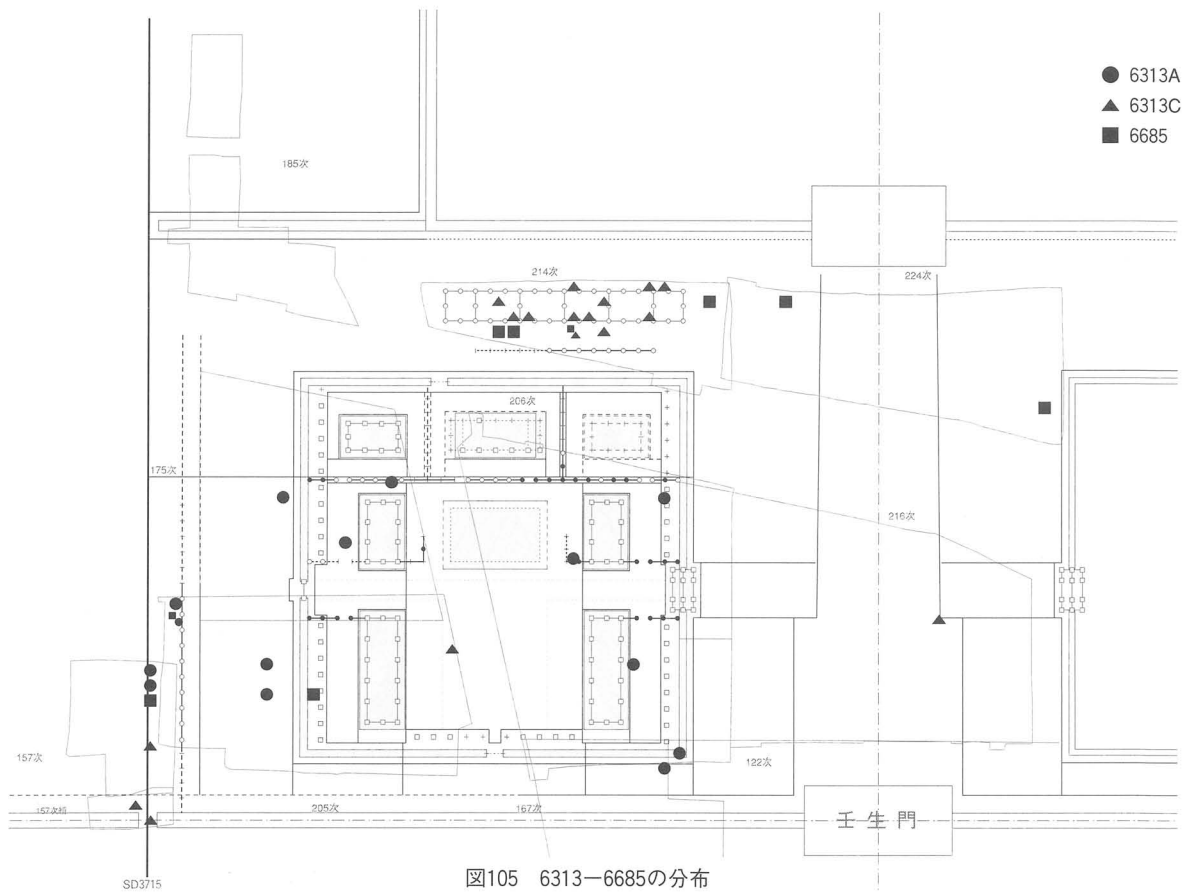


図105 6313-6685の分布

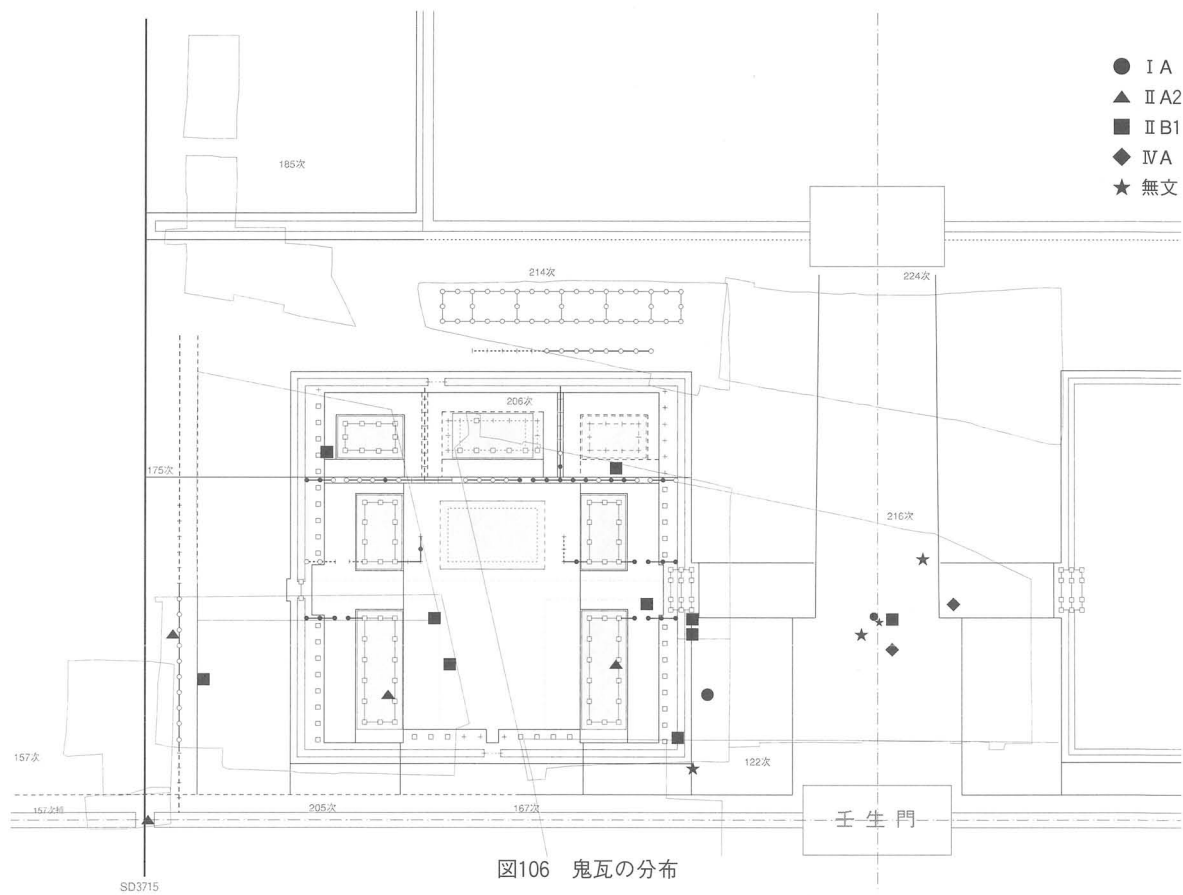


図106 鬼瓦の分布

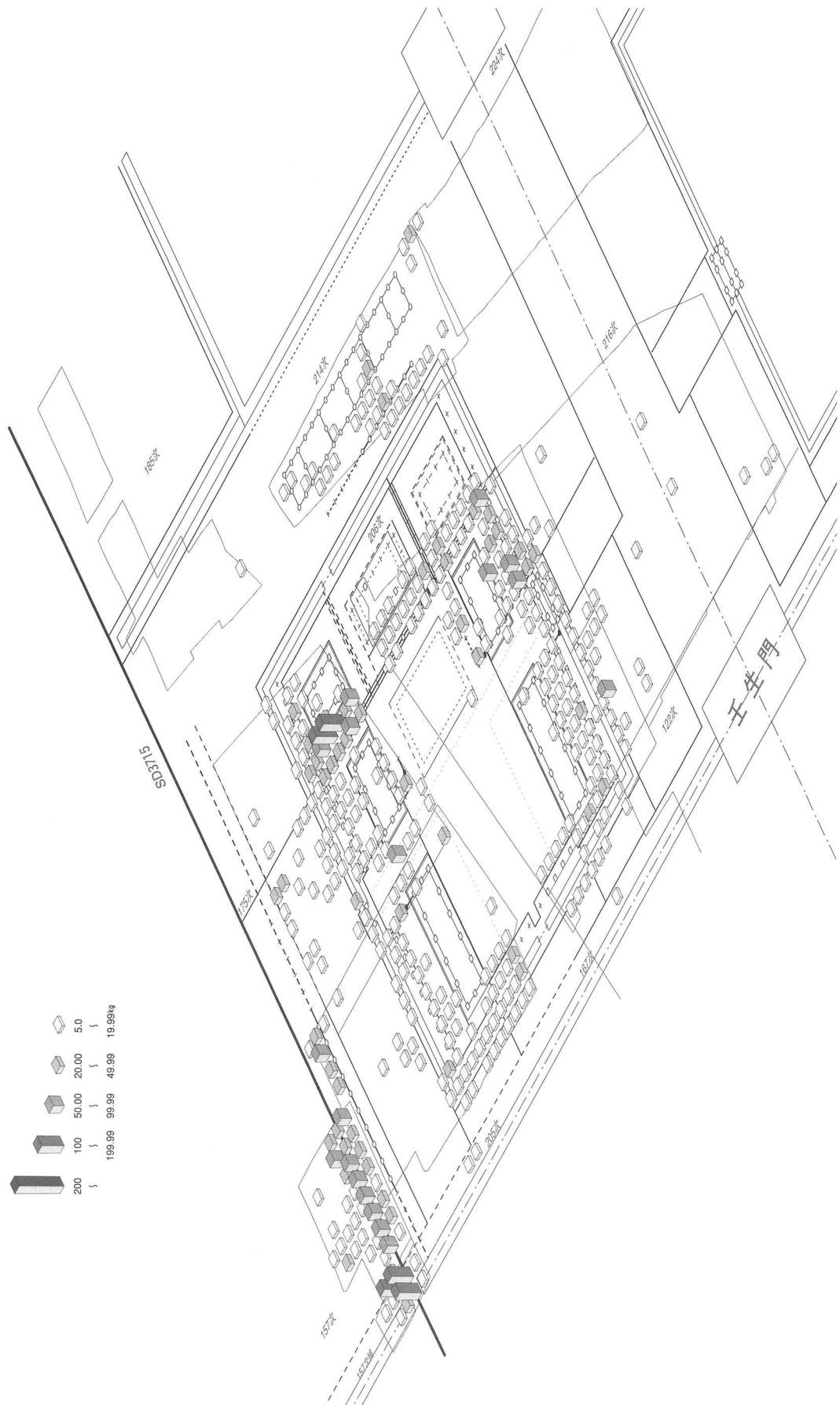


图107 丸瓦出土重量分布图



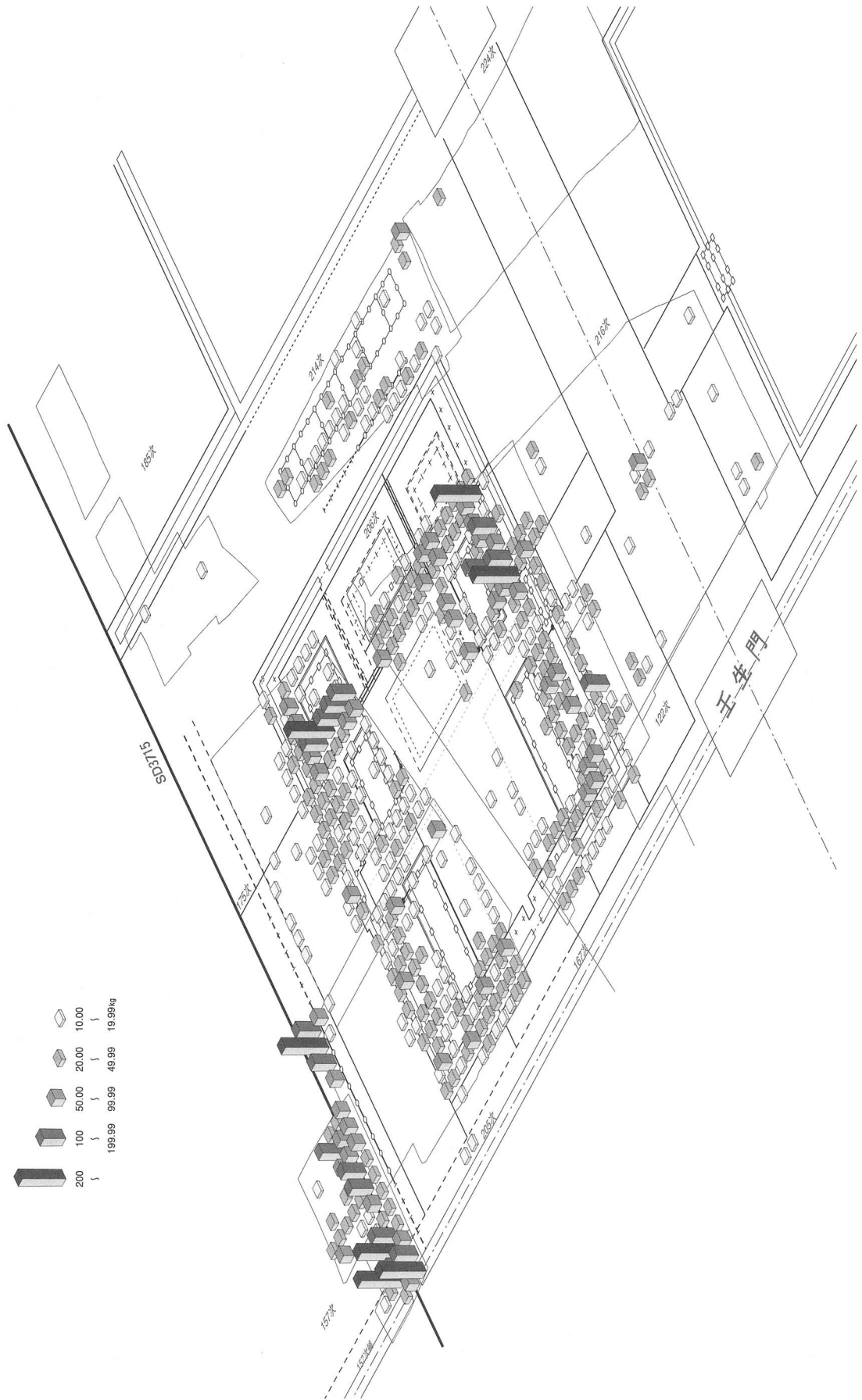


図108 平瓦出土重量分布図

平城宮廃絶後の瓦が大量に廃棄されたと考えられるSD3715は除外して、とくに出土量の多い地点に注目してみると、(1) 兵部省内の区画塀 SA13020と西北殿 SB13000の間、(2) 東第1堂 SB13750と東面築地塀 SA13720の間に集中して出土している。(1) は瓦敷 SX13783に使用した瓦の量を反映している。(2) のうち東第1堂 SB13750よりの1ヵ所、区画塀 SA13020と築地塀がなす隅部分の集中は、瓦の廃棄土壙に起因する。別の集中は瓦敷 SX13734と SA13738の柱採取に廃棄された瓦の量を反映している。そのほか、建物と築地塀の間に瓦が比較的多く出土するのは、瓦敷のほかに建物と築地塀の瓦が廃棄されていることと関係があるだろう。

兵部省区画外北側に位置する掘立柱建物 SB14105、SB14100、SB14110付近において一定程度の丸瓦、平瓦が出土していることから、これらの建物は総瓦葺きであろう。Ⅱ期軒瓦の使用状況のところで検討したように、檜皮葺きの屋根を想定することは難しい。一方、兵部省東側に位置する仮設建物 SB14840、SB14841、SB14842、SB14851、SB14852や兵部省西北方の掘立柱建物 SB13124などの周辺は、丸瓦が2.0kg未満、平瓦も5.0kg未満と出土量が少なく、瓦葺きではなかった可能性が高い。

このほか道具瓦の使用を考えてみたい。

鬼瓦は分布状況から、Ⅱ A 2、Ⅱ B 1 が兵部省所用であろう(図106)。ただし、この2型式が建物によって区別されていたのか、同一の建物の大棟と降棟、隅棟での使い分けなのかはわからない。Ⅰ A とⅣ A は兵部省区画外から出土しており、出土量も少ないので詳細は不明である。無文鬼瓦は壬生門と朝集殿院南門を結ぶ宮内道路 SF14350の位置から出土する。無文の鬼瓦はこれまであまり注意されていないが、平城宮第122次や第165次、第167次調査で出土しており、壬生門あるいは南面大垣付近で出土することから、壬生門あるいは大垣で使用されていた可能性が高い<sup>8)</sup>。

隅木蓋は1点だが、これによって兵部省内に入母屋造りか寄棟造りの建物が存在することがわかる。遺構の検討から正殿 SB13700で使用されていたのであろう<sup>9)</sup>。

1) 個体数が全体の2%未満の例はその他としてまとめた  
 2) ここに述べた瓦の年代観は瓦の「使用」時期に重点をおいたもので、瓦の「製作」時期とはややずれがある。『学報XIII』でもすでに言及されているが、6225A・C-6663Cについては、平城遷都以前つまり、瓦編年のⅡ-2期にすでに製作が開始されていたという説がある(奈良国立文化財研究所1993「第V章 考察 1 屋瓦」『平城宮発掘調査報告XIV 奈良国立文化財研究所四十周年記念学報第51冊』)。また6282-6721の各種瓦について、その大半が、恭仁宮遷都以前に製作を開始していた可能性があるという指摘もある(奈良県教育委員会1995「第V章 考察 2 瓦埴類」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』奈良国立文化財研究所編)。ただし、本報告対象地区内では、上述の2つの組合せの製作時期を限定する資料はないため、『平城宮発掘調査報告

XIII』(奈良国立文化財研究所1991)の「使用」の年代観に従う。  
 3) 第122次「平城宮南面東門(壬生門)の調査」『平城宮概報昭和55年度』、第155次「南面大垣東端地区の調査」『平城宮概報昭和59年』、第165次「南面大垣の調査 A 壬生門東地区」・第167次「南面大垣の調査 B 壬生門西地区」『平城宮概報 昭和60年度』。  
 4) 本書2-2-2-1-3「Ⅰ-3期の遺構」を参照。  
 5) 奈良文化財研究所2003「第二次朝集殿院南門の調査 第326次」『奈良文化財研究所紀要2003』、同2004「朝集殿院の調査-第346次・355次」『奈良文化財研究所紀要2004』。  
 6) 前掲注3を参照。  
 7) 毛利光俊彦1983「平城宮の小型瓦」『古代研究 25・26-特集・小型瓦』。  
 8) 前掲注3を参照。  
 9) 本書4-4-2「建物上部構造の復元」を参照。

## 4-4 建築遺構の復元

本節では、兵部省を構成する建造物の配置計画および主要な建造物の上部構造について考察する。なお使用した座標値は日本測地系（平面直角座標系Ⅳ系）により、礎石や柱根が遺存する場合など、定点を確定し得る場合は、縮尺1/20の実測図上からその座標値を読み取った。読み取り単位は、測量や実測上の誤差を考慮して四捨五入の5cm単位とした。

### 4-4-1 建物配置の復元

建物の配置を検討するには、まず造営時に基準とした方位および単位尺（以下、「造営方位」および「造営尺」とする）を推定する必要がある。そこで兵部省の区画を縦断または横断する遺構のうち、柱根や礎石が遺存する掘形あるいは小型の柱穴など中心を確定できるものを用いて各々の心を算出し、これらから造営方位を推定した。方位の基準として用いた遺構および各座標値は表22に掲げた通りである。これにより造営方位は、これらの平均値を取って南北方向をN0度11分50秒W、東西方向をE0度5分55秒Sと仮定する。つぎにこの造営方位に従って、四至を限る築地塀、区画を区切る掘立柱塀および築地廊の礎石列の心を確定し、心々間相互の距離から、各々の単位尺を算出した。各心々間の距離と単位尺は表23に掲げた通りである。造営尺はこれらの平均値を取って29.57cmに推定できる。このように推定した造営方位と造営尺を用いて座標値を整理したものを造営計画の座標値に仮定した。その結果は表24に掲げた通りだが、検出遺構と齟齬はなく信頼に足る推定値と判断できる。

単位尺と方位の推定

兵部省の平城宮における区画設定の基準となるのは、壬生門から第二次大極殿院に至る中軸線（以下、東区朝堂院の中軸線）と、南面大垣心および朝集殿院南限心である。このうち第一の基準となる東区朝堂院の中軸線は既往の研究<sup>1)</sup>から引用した。南面大垣の東西心は築地築成

区画設定の基準

表22 造営方位の推定

遺構番号	種別	座標値		方位
		東端	西端	
東西方向	SA13020 柱根	X 926.60	926.55	E0°02'32"S
		Y 360.60	431.15	
	SA13737 柱根	X 954.15	953.85	E0°15'13"S
		Y 360.85	428.60	
	SC13910 礎石	X 977.30	977.30	E0°00'00"S
		Y 382.60	409.70	
		座標値		E0°05'55"S
		南端	北端	
南北方向	SS13721 小穴	X 974.10	960.80	N0°12'55"W
		Y 356.25	356.30	
	SS13322 小穴	X 971.60	958.75	N0°13'23"W
		Y 358.25	358.30	
	SC13735 礎石	X 965.55	931.35	N0°10'03"W
		Y 360.50	360.60	
	SC13915 礎石	X 975.00	915.30	N0°12'05"W
		Y 428.55	428.75	
	SS13890 小穴	X 978.75	957.80	N0°14'38"W
		Y 430.90	431.20	
	SS13895 小穴	X 976.90	911.15	N0°07'51"W
		Y 432.90	433.05	
		平均値		N0°11'50"W

表23 造営尺の推定

遺構番号	東/南端	西/北端	距離と単位尺
1 SA13720	X 980.43	980.30	74.67m/253尺
	Y 357.22	431.89	1尺=29.51cm
2 SA12400	X 980.43	906.50	73.93m/250尺
	Y 357.22	357.50	1尺=29.57cm
3 SA13771	X 926.60	906.46	20.14m/68尺
	Y 381.15	381.22	1尺=29.62cm
4 SA13720 - SA13771	X 926.60	926.60	23.69m/80尺
	Y 357.43	381.15	1尺=29.61cm
5 SC13915 - SC13735	X 954.15	953.85	68.08m/230尺
	Y 360.53	428.61	1尺=29.60cm
6 SA13020 - SC13910	X 977.30	926.57	50.73m/172尺
	Y 394.57	394.75	1尺=29.49cm
平均値			1尺=29.57cm

※座標値は X-145,000、Y-18,000を省略して表示した。表23に掲げた4～6は、それぞれSA13020、SA13737および中軸線上での距離である。

時の添柱穴列から、朝集殿院南限の東西心は前期の掘立柱塀の柱掘形から推定した。これらの座標値および方位を表25に掲げた。

以上の軸線や造営方位、造営尺を用いて、兵部省の区画設定および省内の配置計画を検討する。

4-4-1-1 位置と区画規模

兵部省の区画は、東区朝堂院の中軸線から西へ130尺〔38.44m〕に東面築地心を、南面大垣心から北へ47尺〔13.90m〕に南面築地心を設定する。四至を限る築地塀は心々で東西252尺〔74.52m〕、南北250尺〔73.93m〕と若干東西長が長いものの、正方形に近い平面形を呈する。南面大垣と朝集殿院南限の心々距離は400尺〔118.28m〕であり、北面築地心と朝集殿院南限心の距離は103尺〔30.46m〕となる。

252 尺 の  
東西幅と  
施工過程

従来、兵部省は式部省と同じく250尺四方の区画<sup>2)</sup>と考えられてきたが、以上の検討結果から、実際は東西長が2尺〔0.59m〕長いことが明らかとなった。この2尺が計画されたものか否かを確定する証左は得られていないが、施工上の誤差とするにはやや大きな数値であることは間違いない。式部省が250尺四方の区画であることや、東区朝堂院の中軸線からそれぞれ130尺の位置に築地心を置くことから考えれば、意図的に2尺広げたとも考えにくく、250尺四方で計画されたものの、施工時に何らかの偶発的な原因によって東西幅が252尺で設定されたと考えるのが妥当であろう。兵部省内の建物配置は252尺の東西幅の中で東西対称になっており、このことから、四至を限る築地塀の心を設定した後に、四至の心を基準に建物配置をおこなう施工過程が想定される。

表24 区画の推定座標値

	座標値		座標値
A	X 906.53	C	X 980.33
	Y 357.59		Y 431.85
B	X 980.46	D	X 906.40
	Y 357.33		Y 432.10
E	X 926.64	E'	X 926.51
	Y 357.52		Y 432.03
F	X 942.61	F'	X 942.48
	Y 357.46		Y 432.00
G	X 953.84	G'	X 953.72
	Y 357.42		Y 431.96
H	X 980.43	H'	X 906.50
	Y 375.37		Y 375.62
I	X 980.36	I'	X 906.44
	Y 413.81		Y 414.06
J	X 926.60	K	X 926.55
	Y 381.17		Y 408.38

表25 兵部省周辺の軸線

第二次大極殿心		
東区朝堂院	X	407.50
中軸線	Y	321.40
方位	N0°17'45"W	
	東端	西端
朝集殿院	X	875.45 875.90
南限東西心	Y	221.85 332.35
方位	E0°14'00"N	
南面大垣	X	994.25 994.35
東西心	Y	289.00 380.50
方位	E0°03'45"N	

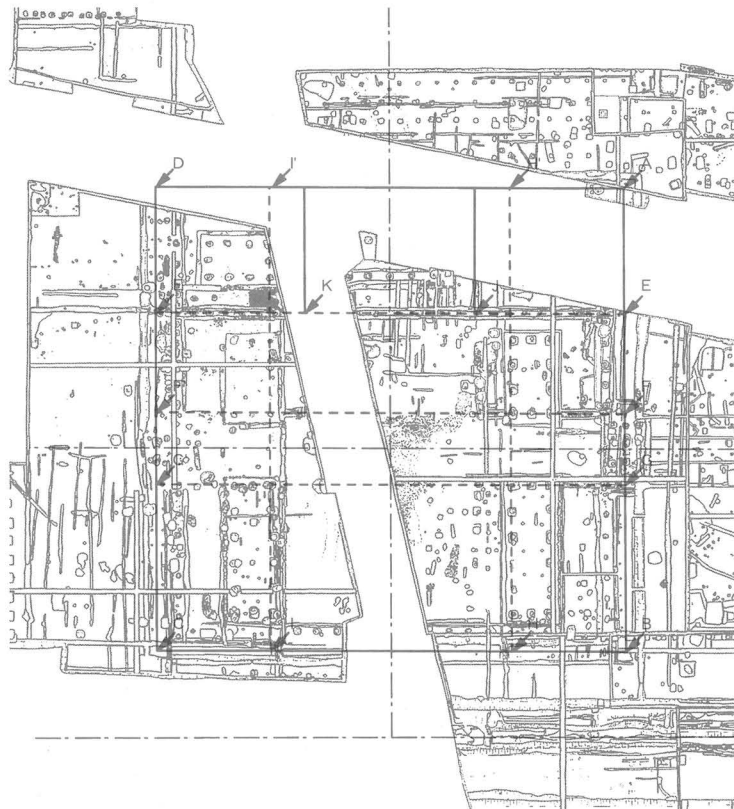


図109 造営方位・造営尺に基づく兵部省区画の位置 1:1200

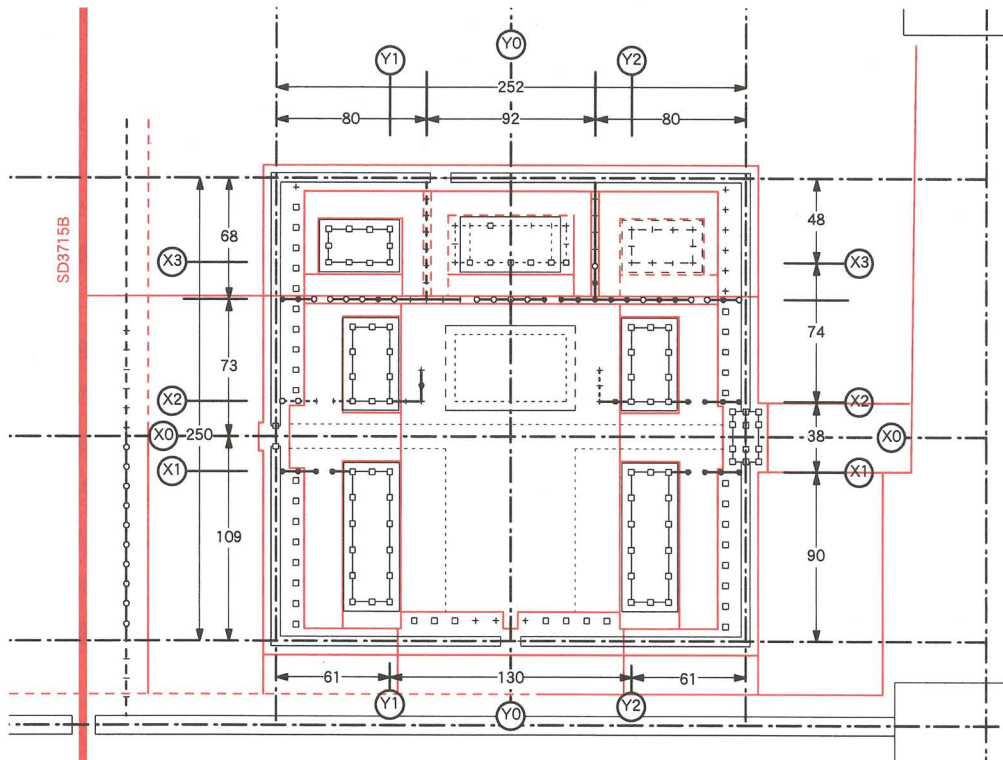


図110 兵部省の配置計画 1:1200

#### 4-4-1-2 建物配置

区画を区切る掘立柱塼は、「遺構各説」で述べたように第二次整地土による造成に先行して建設されており、四至の区画とほぼ同時に設定されたと考えられる。掘立柱塼には、区画を横断する東西塼 SA13020とその北側を東西に区画する SA13771、東西第一堂と築地塼をつなぐ SA13738および SA13032、東西第二堂と築地塼をつなぐ SA13737および SA13920がある。これらは基本的に区画を南北に区切る東西塼で、北面築地心から南へ68尺〔20.11m〕の位置に SA13032、南面築地心から北へ90尺〔26.61m〕の位置に SA13737および SA13920（以下、X1ライン）、さらに北へ38尺〔11.24m〕の位置に SA13738および SA13032（以下、X2ライン）を置く。また、SA13020の北側では東面築地心から西へ80尺〔23.66m〕の位置に SA13771を置く。後述するように、これらの掘立柱塼の東西心によって4分割された空間は、後述する省内の序列構造と直結しており、施工の順序と合わせて、南北方向の区画設定の重要性が窺える。

兵部省の建物は第二次整地土上に基壇を築成することから、整地土の施工後に設定されたと考えられる。配置の基準となるのは、南北方向については中軸線（以下 Y0ライン）と、中軸線からそれぞれ東西へ65尺〔19.22m〕の位置に設定した2本の南北心（以下、西側を Y1ライン東側を Y2ライン）で、正殿と後殿は中軸線上に心を揃え、東西に並ぶ各3棟は Y1・Y2ラインに内側を揃える。東西方向は基本的に掘立柱心を基準としていて、後殿を含む北半の3棟は SA13020の北20尺〔5.91m〕の位置（以下、X3ライン）に南側を揃え、正殿を含む中央の3棟は X2ラインに南側、南半の2棟は X1ラインに北側を揃える。後の改修時に築地塼の内側に付設する廊は、築地心から11尺〔3.25m〕のところ礎石列の心を置く。この他に、X1ラインと X2ラインの間の中軸線（以下、X0ライン）上に東門と西門の心を置く。南門と北門は未検出だ

掘立柱区画  
塼の建設建物配置の  
基準線の  
設定

が、式部省に倣え<sup>3)</sup>ば南門はY0ライン上、北門はY0ラインより西へ38尺〔11.24m〕のところ  
に心を置くと想定される。

側柱心を  
揃える建物  
配置

以上のことから、X0ラインとY0ラインが兵部省の中心となる軸線であり、X1～X3ラインとY1～Y2ラインが各建物を配置する基準線であることがわかる。各建物はX0、Y0の軸線に対面した側柱心を揃えて設定されている。特にX0ラインと、これ以南のY0ラインを結んだT字形の空間は礫敷面SH13760で舗装していたと考えられ、この部分が兵部省が司るのいわば公的空間（正庁）の中心を構成していたことは疑いない。

内部空間の  
序列構造

また「遺構各説」で述べたように、基壇の仕様から考えれば、各建物は明確な序列を持って配置されていた可能性が高い。すなわち、正殿を筆頭にした中央の3棟が最も格上とみられ、高さ60～80cmの凝灰岩切石積（正殿は壇正積）の基壇とする。高さ40cm程度の玉石積基壇とする南半の2棟がこれに続く。これに対しSA13020以北の後殿を含む3棟は高さ10cm程度と非常に低い乱石積基壇としており、SA13020以南の建物と様相を異にする。加えて、周辺を瓦敷面SX14783で舗装していたと考えられることから、SA13020以南の正庁空間に対して、SA13020以北が実務空間として機能していたことが窺える。上述したように、こうした省内の序列構造は、建物配置に先行する掘立柱塼による東西心の設定との関連からも指摘できる。

#### 4-4-2 建物上部構造の復元

兵部省地区における遺構の性格、遺構や出土遺物から検討し得る建造物の基礎部分の構造については既に「遺構各説」で述べた。ここでは「遺構各説」での検討を基礎に、現存する奈良時代の建造物やそれにかかわる既往の調査研究成果などを手掛かりにして、兵部省を構成する主要な建造物の上部構造について復元を試みる。まず復元考察の前提となるのは、

- ・奈良時代中頃であること
- ・壬生門心を挟んで対称に計画された一対の官衙のひとつであること
- ・およそ250尺四方の比較的小規模な区画であること
- ・周囲を築地塼で囲んで計8棟の礎石建物が整然と配置されること

という4点である。したがって復元考察の要点は、奈良時代中頃の建築様式、式部省の調査成果との比較、小規模な建造物の規格、唐制に倣った官衙様式、となる。

##### 4-4-2-1 正殿

正殿SB13700は兵部省を構成する建造物の中でもとりわけ遺構の残存状況が悪く、上部構造を復元するには困難な状況にある。したがって、ここでは想定し得る複数案を提示し、その検討をおこなう。

壇正積基壇

SB13700の基壇は雨落溝をともしない壇正積に想定され、南北規模を46尺、東西規模を69～72尺の間に復元できる。基壇の正面および背面に取り付く階段はなく、基壇高はおよそ80cmと兵部省の中で最も高い。このような基壇から、SB13700は、寺院でいえば本堂に相当する非常に象徴性の高い建物と考えられる。基壇規模から類推される建物規模は、東西60尺〔17.74m〕、南北36尺〔10.65m〕であるが、柱間寸法については、いくつかの可能性が考えられる。

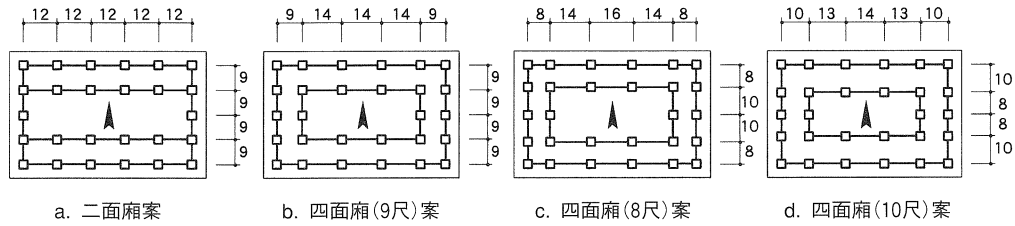


図111 正殿SB13700 柱間寸法案

建物規模と建築年代を基準にみれば、現存する建物では東大寺法華堂と法隆寺伝法堂の2棟を参考にできる。法華堂は不空罽索観音を安置する仏堂で、正堂の前に礼堂を並べる双堂形式を取り、正堂は天平勝宝元年（749）以前の建築と考えられる<sup>4)</sup>。正堂の建物規模は、桁行5間の総長62尺（実長18.35m、1尺=29.50~29.60cmで換算。以下同様）、梁行4間の総長44尺〔13.02m〕で、SB13700より若干大きいものの同規模と考えることができる。桁行3間、梁行2間の身舎の周囲に一間通りの廂がめぐる三間四面の平面で、柱間寸法は身舎が桁行14尺〔4.14m〕等間・梁行12尺〔3.55m〕等間の廂10尺〔2.96m〕である。これに倣えば、SB13700の柱間寸法は、身舎が桁行14尺〔4.14m〕等間・梁行9尺〔2.66m〕等間の廂9尺〔2.66m〕、あるいは身舎が桁行総長44尺〔13.01m〕・梁行10尺〔2.96m〕等間の廂10尺〔2.96m〕、の2通りが考えられる。一方、伝法堂は法隆寺東院の講堂だが、聖武天皇の夫人宅を天平宝字年間（757~764）頃に移建したもので、天平年間（729~749）初頭の建築と考えられる<sup>5)</sup>。現在の建物規模は桁行7間の12尺〔3.56m〕等間、梁行4間の9尺〔2.67m〕等間だが、移建前は桁行5間の梁行4間であったことが明らかになっている。すなわち移建前の建物規模は桁行5間の総長60尺〔17.79m〕、梁行4間の総長36尺〔10.67m〕、奇しくもSB13700と同規模であり、SB13700の柱間寸法も同様に復元できる。

ここに類例として挙げた法華堂と伝法堂は、共に当初から床張りであったことが知られる。式部省でも正殿の東西に並ぶ脇殿（東西第一堂・第二堂）が床張りであったことが明らかになっている<sup>6)</sup>が、兵部省の脇殿ではその痕跡は確認できず、土間であったと推定している。基壇そのものが完全に削平されているがSB13700については、類例を参照する限り床が張られていた可能性も否定できないが、脇殿との関係から考えれば、やはり土間とみるのが妥当であろう。

上述した柱間寸法の検討は屋根形式とも直接関わる問題である。三間四面の法華堂は単層・寄棟造、五間二間の伝法堂は単層・切妻造であり、平面規模からは、この二つの屋根形式が想定される。従来、兵部省の正殿は単層・切妻造に想定されてきた<sup>7)</sup>が、建物の格式を考えれば、法華堂のような単層・寄棟造を選択すべきであろう。実際、奈良時代中頃は唐制の移入に熱心であったと考えられ、平城京周辺の寺院の金堂では概ね、最高級の屋根形式とされる寄棟造を採用している。兵部省が全体として唐制に忠実な官衙様式をとっていることも見逃せない点である。

さらに東面築地下の暗渠SX13727の抜取痕跡から隅木蓋瓦片3点が出土しており、SB13700を寄棟造と考えるひとつの証左となる。兵部省内で隅木蓋瓦の使用を想定し得る建物はSB

類例と  
柱間寸法土間か  
床張りか寄棟造か  
切妻造か隅木蓋瓦の  
出 土



13700だけであり、SB13700は少なくとも切妻造ではなかった可能性が高いといえる。

軒廻りの復元

想定される基壇の出はおよそ5尺〔1.48m〕で、法華堂、伝法堂共に同規模の基壇を持つ。ただし軒の出は、法華堂が組物を出組として10尺〔2.96m〕程度あるのに対し、伝法堂では組物は大斗肘木として手先を出さず、6.6尺〔1.95m〕程度と浅い。こうした組物の違いは屋根形式の格式と連動すると考えられるので、寄棟造に復元する場合は出組、切妻造に復元する場合は大斗肘木が想定される。SB13700の周囲に雨落溝はなく、軒の出が深い分には遺構上の齟齬はない。ちなみに軒はいずれも二軒である。

柱間装置の復元

組物と同様に、柱間装置についても屋根形式とあわせて考察を加える必要がある。寄棟造の場合、法華堂は双堂のため参考ができないが、唐招提寺金堂や興福寺東金堂<sup>8)</sup>、秋篠寺本堂<sup>9)</sup>が参考ができる。唐招提寺金堂と興福寺東金堂は平面規模が桁行7間・梁行4間で柱間寸法も広く、SB13700と比して規模が大きい、いずれも奈良時代の金堂の建築様式を良く残すものである。唐招提寺金堂は正面廂を吹放し、入側中5間を扉口、両端1間を連子窓付きの壁とし、興福寺東金堂は正面廂を吹放し、入側中3間を扉口、両端2間を連子窓付きの壁とする。秋篠寺本堂は桁行5間・梁行4間で、SB13700とほぼ同規模の建物である。現在は正面側柱に柱間装置を入れるが、当初は唐招提寺金堂・興福寺東金堂と同様に、正面廂を吹放しとして、入側中3間を扉口、両端を壁としていたと考えられている<sup>10)</sup>。したがって寄棟造に復元する場合、正面廂が吹放し、入側柱筋のうち中3間が扉口、両端が壁に想定される。一方、切妻造の場合、伝法堂に加えて法隆寺食堂<sup>11)</sup>も参考ができる。両堂とも現存する建物は桁行7間・梁行4間で、SB13700の両端に1間ずつ加えたものとほぼ同規模である。伝法堂は正面側柱筋に柱間装置を設け、中3間を扉口、その両脇を連子窓付きの壁、両端を壁とする。食堂も正面側柱筋に柱間装置を設けるが、扉口3間分と連子窓付きの壁4間分を交互に配する。したがって切妻造に復元する場合、正面側柱筋に柱間装置を設け、中3間が扉口で両端1間が壁、あるいは中央1間と両端が扉口でその間が壁の2通りが想定される。なお切妻造の場合、妻に架構が現れるが、この2例に倣えば二重虹梁に復元できる。

#### 4-4-2-2 脇殿(東西第一堂・東西第二堂)

脇殿は東第一堂 SB13750、西第一堂 SB12990、東第二堂 SB13740、西第二堂 SB12980の4棟からなり、正殿 SB13700の東西に2棟ずつ対称に並ぶ。「遺構各説」で述べたように遺構の残存状況は良好で、柱間寸法および基壇規模を次のように復元できる。第一堂は正殿の両脇に位置する建物で、柱間寸法は桁行3間の総長40尺〔11.83m〕・梁行2間の10尺〔2.96m〕等間である。第二堂は第一堂の南側に柱筋を揃えて建つ建物で、柱間寸法は桁行5間の14尺〔4.14m〕等間・梁行2間の10尺〔2.96m〕等間である。基壇の出は第一堂・第二堂共に5尺〔1.48m〕で四周に雨落溝をとめない、東西の雨落溝が周囲の排水路を兼ねるためやや深くなっている。

切石積基壇と玉石積基壇

基壇の出は第一堂・第二堂共に同じだが、基壇外装と高さには違いがある。第一堂が基壇高60cm程度の凝灰岩切石積であるのに対し、第二堂は基壇高40cm程度の玉石積であり、建物に格式の差があったことが窺える。第一堂は正殿と南側柱を揃えて建ち、正殿と接続するように目隠塀を設けていたことも確認できることから、正殿に付随する役割を担っていた可能性が高い。

切妻造と類例

第一堂・第二堂とも身舎のみの建物であり、切妻造であったことは疑いない。参考となる類



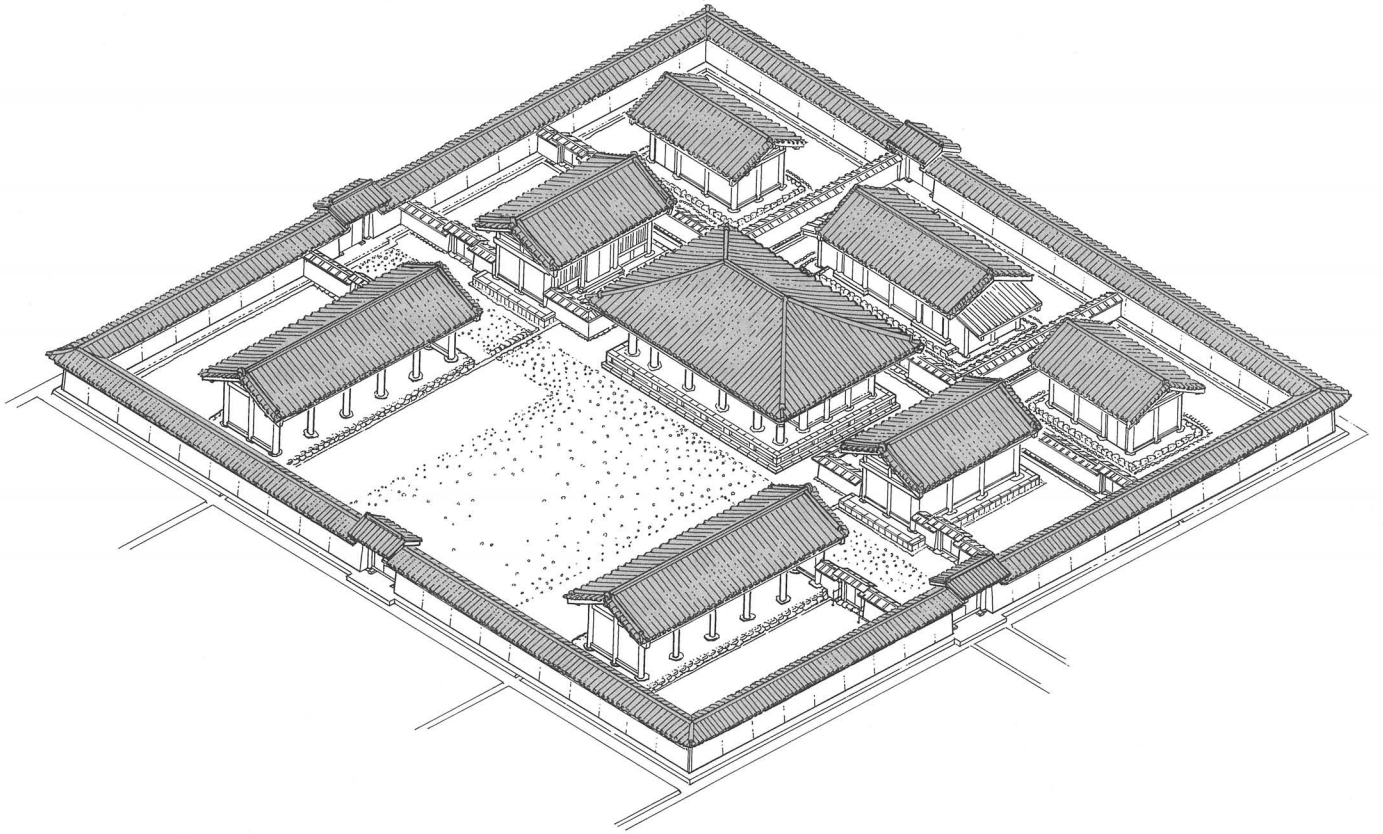


図112 兵部省復元〔等角投影図〕 1:800

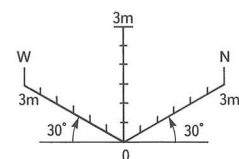
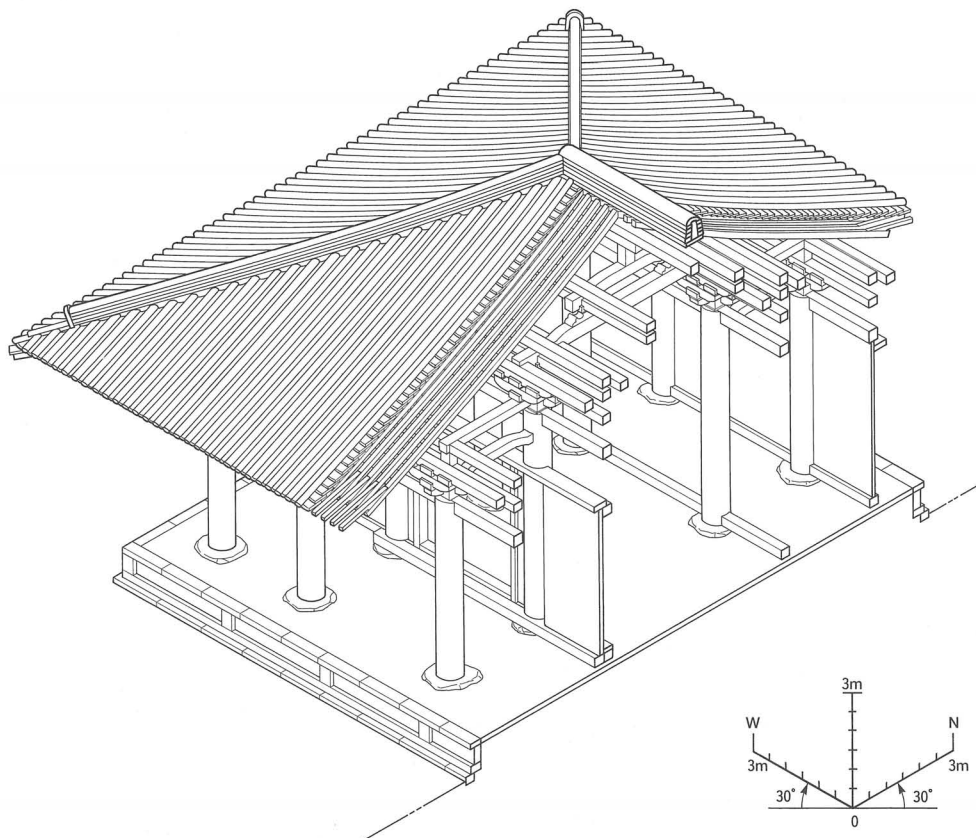


図113 正殿復元 寄棟造案〔等角投影図〕 1:200

例としては、海竜王寺西金堂と法隆寺細殿が挙げられる。西金堂は天平時代の建立で、後世の改修を多く受けているが規模や形式には大きな変更はないと考えられている<sup>12)</sup>。一方、細殿は建築様式から文永頃(1264～)の再建とされるが、天平時代の建立と考えられる食堂を正堂として双堂形式を取ることから、創建当初の形式を残すものと考えられる<sup>13)</sup>。西金堂の建物規模は桁行3間・梁行2間、柱間寸法が各間共10尺〔2.96m〕等間であり、桁行の総長が短いものの第一堂と同規模とみることができる。第一堂は建物規模や金堂との位置関係など西金堂と類似する点が多く、同様の性格を持つ建物に位置づけられる。一方、細殿の建物規模は桁行7間の10尺〔2.95m〕等間、梁行2間の7尺〔2.06m〕等間であり、桁行の柱間数が違うものの第二堂とほぼ同規模である。第二堂は内庭部を介して正殿に対面する構成を取っており、細殿と類似した性格を持つと考えられる。

軒廻りの復元

以上のことから、第一堂では西金堂、第二堂では細殿を参照すれば、軒廻りは第一堂が平三斗の二軒、第二堂が大斗肘木の一軒となり、基壇化粧と同様に軒廻りにも格式の差を設けていたことが窺える。軒の出は細殿が5尺〔1.47m〕、西金堂が6.2尺〔1.83m〕であり、第一堂・第二堂も同様の軒の出と考えて矛盾はない。ちなみに基壇化粧は、細殿が切石積、西金堂が壇正積である。

柱間装置と架構の復元

軒廻りと同様に考えれば、第一堂は正面中央1間を扉口、両端1間を連子窓付きの壁に、第二堂は正背面をすべて吹放しに復元できる。架構は、第一堂・第二堂共に二重虹梁である。ただし細殿は蓐股の一部を省いて斗を用いた簡略な二重虹梁を用いており、第一堂・第二堂でも蓐股の有無で格式の差を設けていた可能性が考えられる。

#### 4-4-2-3 後殿・西北殿・東北殿

兵部省内を南北に区画する掘立柱塀 SA13020の北側に南側柱筋を揃えて建つ3棟(以下、後殿他3棟と呼ぶ)。後殿 SB13780が正殿と東西側柱筋を揃えて建ち、西北殿 SB13000が東側柱を西第一堂・第二堂の東側柱筋と揃えて建つ。東北殿は未検出のため西北殿 SB13000と対称に建つものと仮定する。後殿は桁行4間の11尺〔3.25m〕等間、梁行2間の10尺〔2.96m〕等間の身舎に8尺〔2.36m〕の廂を東西二面に付ける。基壇は身舎のみに設けており、廂は礎石建ちの土廂に復元できる。基壇の出は5尺〔1.48m〕、基壇高は10～20cm程度で、基壇化粧は自然石の一段積である。西北殿は桁行3間の11尺〔3.25m〕等間、梁行2間の9尺〔2.66m〕等間の身舎のみの建物である。基壇の出は5尺〔1.48m〕、基壇高は後殿と同様に10～20cm程度で、基壇化粧も同じく自然石の一段積である。

低い基壇

後殿他3棟で特徴的なのは、正殿および脇殿と比して非常に低い基壇を持つ点である。古代寺院に低い基壇の類例を求めれば、鐘楼や鼓楼の楼造、経蔵や宝蔵の校倉造など、高いところに床を張ることを前提とした建物に多いことがわかる。しかし、これらの建物は総柱とするのが通例であり、後殿他3棟は遺構上これらの建物に復元し得ない。現存する類例は少ないが、法隆寺の東室や妻室など僧房の建物も低い基壇を有しており<sup>15)</sup>、正殿・脇殿との位置関係を考慮すれば、後殿他3棟の復元にはこれらの建物を参考にできよう。

類例と用途

東室は梁行4間、妻室は梁行2間の切妻造の細長い建物で、東室と妻室が東西に並んで建つ。妻室は大房である東室に附属する小子房で、二棟で一对の僧房を形成する。古代寺院の僧房は

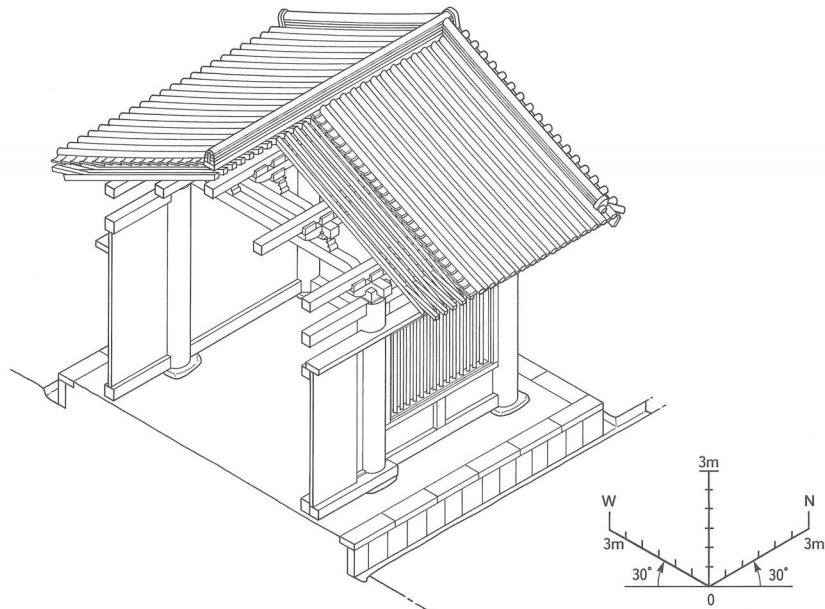


図114 第一堂復元〔等角投影図〕 1:200

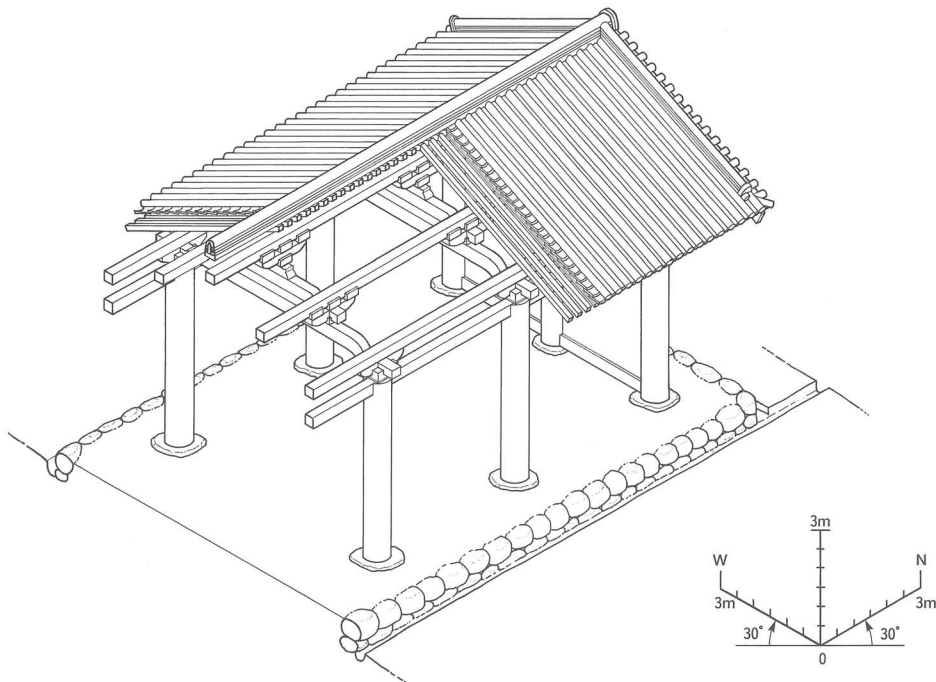


図115 第二堂復元〔等角投影図〕 1:200

大房と小子房が一組であるのが通例で、大房が僧侶の居所、小子房が従者の詰所として使用された。このうち妻室は平安時代の建築、東室は数次の改修を受けているものの奈良時代以来の規模や構造を踏襲していると考えられる。<sup>16)</sup>

東室は身舎梁行2間の東西に廂が付く建物で、桁行2間で1房に区切る。妻室は身舎梁行2間のみの簡明な建物で、桁行3間を1房に区切る。柱間寸法にはばらつきがあるが、東室の身舎が1間およそ10.5尺〔3.10m〕であるのに対し、妻室は1間およそ6.7尺〔1.98m〕と小さい。したがって後殿他3棟は、廂を取り払った東室あるいは柱間寸法を大きくした妻室のような建物に想定される。

軒廻りの復元

以上のことから後殿他3棟の軒廻りは、東室・妻室に倣い、組物を用いず柱の上に直接桁を乗せた一軒に復元できる。軒の出は基壇の出から逆算して5~5.5尺〔1.48~1.63m〕程度と考えられる。

柱間装置と架構の復元

柱間装置は、身舎のみである妻室に倣えば、板扉と壁に復元できる。桁行3間である東北殿および西北殿では東端か西端のどちらか一箇所が扉口に

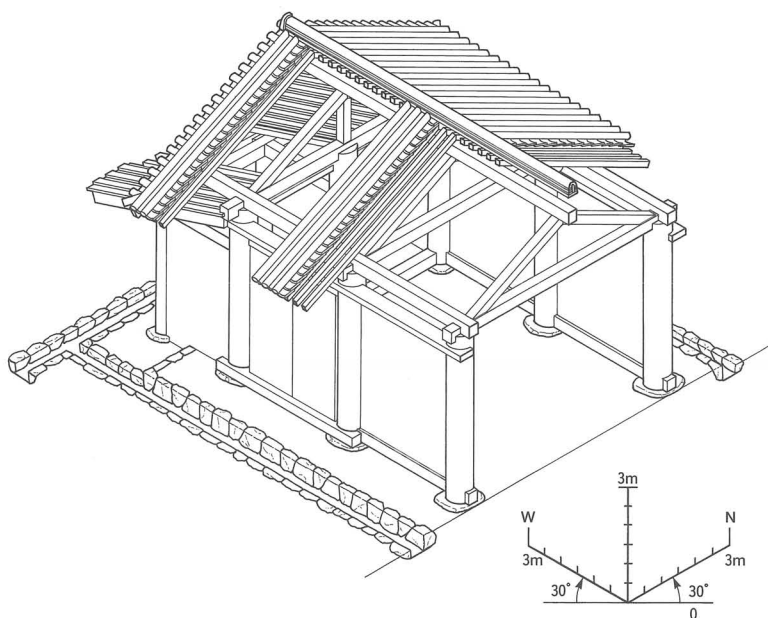


図116 後殿復元〔等角投影図〕 1:200

に想定される。東西掘立柱塀 SA13020に設けた通路の位置を踏まえれば、東北殿では東側、西北殿では西側が扉口となろう。桁行4間の後殿は、東室に倣えば2間ずつの2房であった可能性があり、身舎の両端を扉口に復元できる。また東室にみられるように、正面の壁面に連子窓を設けていた可能性も十分に考えられる。架構は梁の上に冢叉首を組んで棟木を支える、切妻造で最も簡単な構造である。

#### 4-4-2-4 築地塀・廊

築地塀の復元

兵部省の四至を限る築地塀は基底部の幅が5尺〔1.48m〕で、『延喜式』に記された規格によれば築地塀本体の高さを10.5尺〔3.1m〕程度に復元できる<sup>17)</sup>。上端部の幅は3尺2寸5分〔0.961m〕、須柱を用いず、築地の上に直接梁をのせて架構を設けたと考えられる。

軒の出の復元

築地心から外側におよそ7.5尺〔2.22m〕、内側に約5.5尺〔1.63m〕のところ両雨落溝があるが、これほど軒の出があったとは考えにくい。内側の雨落溝にわずかに軒がかかる程度とすれば、軒の出は築地心から4.7尺〔1.39m〕程度に復元できる。

廊の復元

廊は、築地塀の内側に高さ10cm程度の低い基壇を造成し、その上に礎石建ちの側柱を設けている。柱間寸法は桁行・梁行共11尺〔3.25m〕、基壇の出は側柱心から3尺〔0.89m〕で、軒の出を3.7尺〔1.09m〕程度に復元できる。側柱筋の柱間は基本的に吹放しで、区画塀との取り付け部分を壁としていた可能性がある。

片廂廊案

従来、廊は築地塀に差し掛ける片廂廊に想定されてきた<sup>18)</sup>。しかし片廂廊では屋根勾配から板葺にしか復元し得ず、また板葺に一般的な3寸勾配にした場合、軒高がおおよそ1.9m程度と低くなってしまふ難点がある。廊への改修が東門の改築と一連とすれば、築地塀を単廊として屋根を大きく改修した可能性も考えられる。

単廊案

単廊に復元する場合、ほぼ同規模の建物として法隆寺回廊が参考にできる。法隆寺回廊は天平19年(747)以前に完成したと考えられる、古代の回廊としては唯一の現存遺構である。これ<sup>19)</sup>

に倣えば、外側の側柱筋を築地塀、内側の側柱筋を吹放しとした築地単廊とでもいうべき姿に復元できる。架構は、築地塀と側柱の上部を虹梁で繋ぎ、その上に又首を組んで棟木を支える。軒高は3m程度、組物は平三斗、軒は一軒に想定される。廊は、各門を基準にその両脇に設定されたとみられ、四隅や門の部分には廊を設けていない。単廊では、四隅や門の取り付け部分で屋根の切り替えが頻繁に生じ、納まりが複雑になってしまう難点がある。

このように現時点では、構造上は片廂廊案・単廊案共に一長一短があり、どちらかを成案とする決め手はない。ここでは両案を併記し、後考を待ちたい。

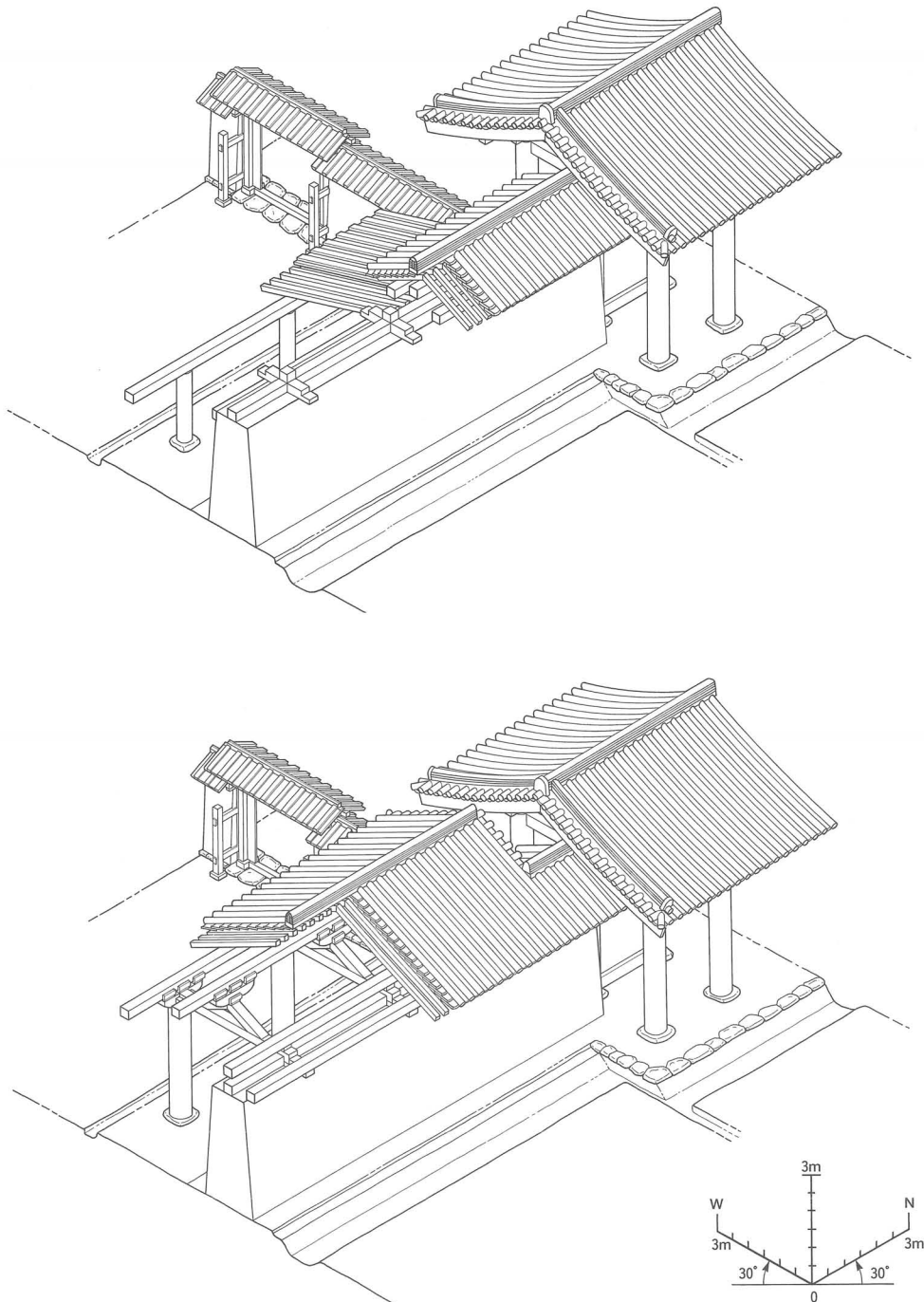


図117 廊復元 片廂廊案(上)・単廊案(下)〔等角投影図〕 1:200

4-4-2-5 東門・西門

西門の復元 西門 SB13040は、西面築地に開く礎石建ちの棟門である。柱間寸法は11尺〔3.25m〕、扉口は唐居敷を用いた板扉に復元できる。基壇は築地塀の雨落溝の中に張りだして設けられているが基壇化粧の痕跡は確認できず、築地塀の基底部と上面を揃えていたと考えられる。屋根は築地塀を切り上げた切妻屋根で、軒の出は築地塀の屋根より若干大きい5尺～6尺〔1.48～1.77m〕の間に想定される。

東門の復元 創建当初、東門は西門と同様の棟門SB13730Aであったが、途中で八脚門SB13730Bに改築された。改築後の東門の柱間寸法は桁行の総長27尺〔7.98m〕、梁行の総長14尺〔4.14m〕で、桁行の中央間が13尺〔3.84m〕、他の柱間がすべて7尺〔2.07m〕等間である。自然石一段積の基壇で、基壇の出は柱筋から4.5尺〔1.33m〕、基壇の高さは10cm程度と低く復元できる。

八脚門の類例と上部構造 八脚門を復元する場合、古代の類例として法隆寺東大門と東大寺転害門が参考<sup>20)</sup>にできる。この2棟の共通点に倣えば、切妻造で内部を三棟造とした三間一戸の門に復元できる。軒廻りは平三斗の二軒、軒の出は5尺〔1.48m〕程度、架構は二重虹梁墓股である。この他に隅の間が正方形平面であることに注目すれば、法隆寺西院の経蔵・鐘楼のような楼造、すなわち楼門の可能性もある。

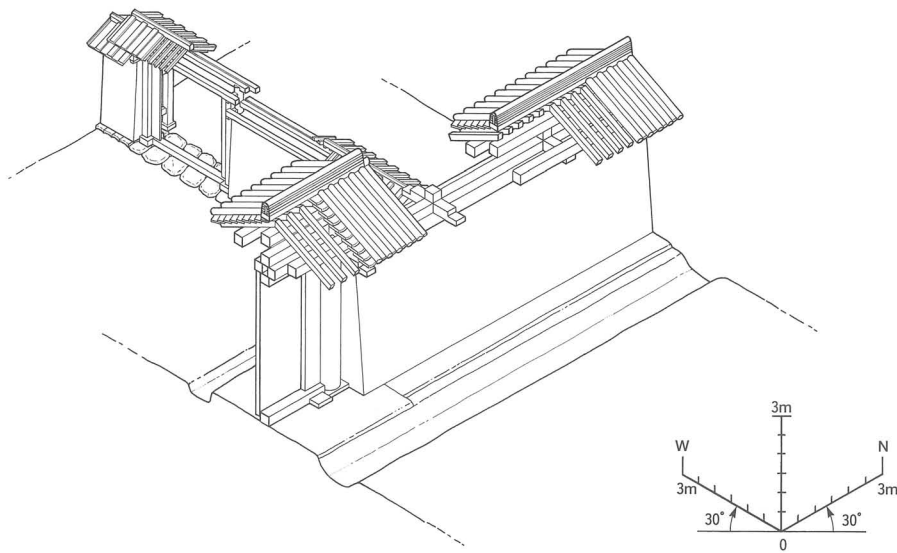


図118 東門(棟門)・区画塀復元〔等角投影図〕 1:200

4-4-2-6 区画塀

兵部省の中を区切る区画塀はすべて掘立柱を芯とした土塀で、基底部の幅が2尺強〔0.6m〕程度の外見上は築地塀と相違ない姿に復元できる。基底部は瓦片を敷き並べて見切りとする。基底部の幅から考えれば、高さは四周を巡る築地塀の半分程度で、6～7尺〔1.77～2.07m〕に想定される。架構は須柱を用いず、掘立柱の上部に梁桁を組んで設けたと考えられる。軒の出はSA13020にある雨落溝から2尺程度〔0.59m〕と考えられる。また、区画塀に設けられる扉口は区画塀の規模から考えれば、穴門ではなく棟門であろう。

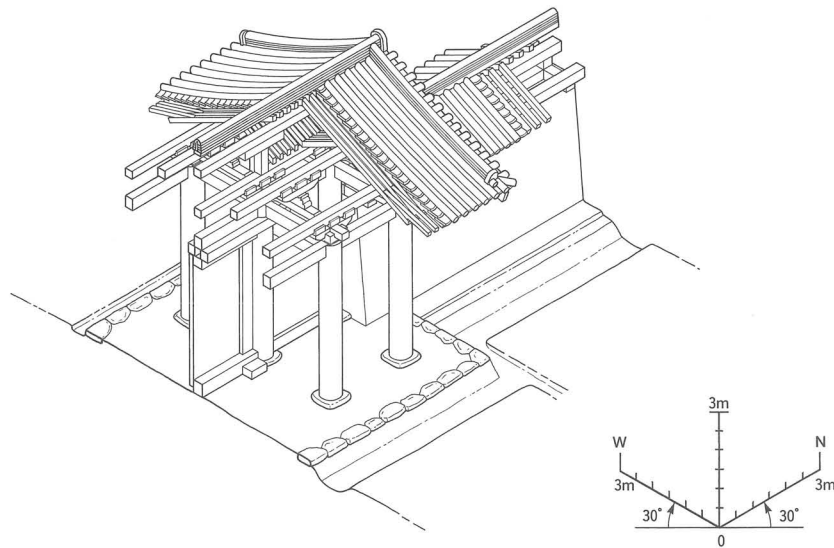


図119 東門(八脚門)復元〔等角投影図〕 1:200

- 1) 奈良国立文化財研究所1993『平城宮発掘調査報告 XIV』p137～p144。
- 2) ただし、実際は東西長がやや長いことが既に指摘されている。(奈良国立文化財研究所1993「式部省の調査 第229・235次」『平城宮概報 1992年度』p17)。
- 3) 前掲注3のp17～p23。
- 4) 東大寺法華堂に関する諸問題は、『奈良六大寺大観 東大寺一』1970 岩波書店、p35～p42を参照した。
- 5) 法隆寺伝法堂に関する諸問題は、『奈良六大寺大観 法隆寺五』1971 岩波書店、p23～p28を参照した。
- 6) 前掲注3のp21。
- 7) 奈良国立文化財研究所1997「式部省と兵部省」『平城宮跡資料館図録』p27。
- 8) 興福寺東金堂は応永22年(1415)の再建だが、天平以来の伝統にしたがい、復古的な意図をもって造られたとされる。(『日本建築史圖集』彰国社1994、p134)。
- 9) 秋篠寺本堂は建築技法から鎌倉時代初期の建立に位置づけられているが、擬古的な要素が強く、奈良時代以来の伝統を色濃く反映しているとされる(『大和古寺大観 第五卷』1978 岩波書店、p13～p16)。
- 10) 奈良国立文化財研究所「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究所年報1965』1965、p2～p4。
- 11) 法隆寺食堂は天平19年(747)の「法隆寺流記資財帳」に記された政屋に相当する遺構と考えられている(『日本建築史圖集』1994 彰国社、p116)。
- 12) 海竜王寺西金堂に関する諸問題は、『大和古寺大観 第五卷』1973 岩波書店、p101～p104を参照した。
- 13) 法隆寺細殿に関する諸問題は、『奈良六大寺大観 法隆寺一』1972 岩波書店、p73～p75を参照した。
- 14) 金堂の両脇には、明治初年(1868)まで西金堂と東金堂が相対して建っており、兵部省における正殿と東西第一堂に類似した構成をみせる。
- 15) 奈良時代の僧房に関する諸問題は、浅野清・鈴木嘉吉1957『奈良時代僧房の研究 奈良国立文化財研究所学報第4冊』を参照した。
- 16) 東室・妻室に関する諸問題は、『奈良六大寺大観 法隆寺一』1972 岩波書店、p63～p69を参照した。
- 17) 木工寮の項の築垣に、本径5尺5寸に対し高1丈1寸5分、本径4尺5寸に対し高1丈、との記述がある。これらの比率を参照して本径5尺の場合を算出し、5分単位で四捨五入した。
- 18) 廊を片廂廊に復元する根拠は、平安宮の兵部省についての『西宮記』の記述による(本書「第4章-1-1 官衙名の同定」の項参照)。
- 19) 古代の回廊の遺構では倒壊した状態で発掘された山田寺回廊があり、詳細な復元検討がされている(奈良文化財研究所2002『山田寺発掘調査報告』p457～p470)。
- 20) 法隆寺東大門と東大寺転害門の比較検討は、奈良文化財研究所2003『国宝東大寺転害門調査報告書』p59による。



## 4-5 平城宮内の平面構造

### 4-5-1 平城宮内の官衙区画

#### 4-5-1-1 はじめに

前章までに、本書の報告対象のうち、上層官衙が兵部省であることを明らかにしてきた。平城宮跡の発掘調査にあつて、これまでに一つの区画としてまとまった遺構状況が明らかにされた中で、具体的な官司名がほぼ確実に判明した事例は、兵部省と対の形で造営された（上層の）式部省、その東隣の一郭にある（上層の）神祇官西院とその下層の（前期）式部省、さらにその東に隣接する一郭にある（上層の）神祇官東院といった、平城宮東区朝堂院南方から平城宮東南隅にかけての一带に展開する官衙区画のほかには、平城宮の西辺で確認された、左馬寮と右馬寮とに比定されている二つの大きな区画の存在をあげることができるにとどまる。官司名が確定できないまでも、さまざまな状況証拠から、ある程度推測しうる官衙区画もある。

いずれにしても、兵部省官衙の確認は省クラスの官衙の全貌が判明した最初の事例である。また初めて左右対称の整齐的な殿舎の配置状況が確認されたことも、重要な意義をもつ。ただし、この点については、後述するように、内裏東方の「塙積官衙」と呼ばれている官衙区画内の下層遺構群が、主殿、前殿を中心にして左右対称に脇殿が配置されたコ字型建物配置であると、かつて紹介されたこともあり、まだ十分な検証が尽くされたわけではない。あるいは「省クラス」の官衙規模や建物配置が類型化されるほどに発掘資料が蓄積されているのかどうかについ



図120 平城宮内の官衙区画位置図



での検討も不十分である。以下、平城宮跡内の、これまでに報告されている官街区画について、いくつかの新たな観点からの分析をこころみるとともに、若干の問題点を指摘し、兵部省官街の位置付けに資することとしたい。(以下、各官街区画を図120-A~Mの順に概観する。)

#### 4-5-1-2 宮西辺官街区画—[A]左馬寮・[B]右馬寮

左馬寮については、1968年から1980年までの間に12次におよぶ、合わせて29320㎡の発掘調査を行い、南北に長大な官街区画として確認している。場所は平城宮西面大垣に開く宮城門のうち西面中門である佐伯門を入ったすぐ北側であり、報告書の記述に従えば「西面中門(佐伯門)と西面北門(伊福部門)の間であって、大垣沿いに南北に細長い地域を占めている」「南北900尺、東西320尺の官街区画」である。

律令官制では馬寮は左馬寮と右馬寮に分かれており、それが奈良時代の末に主馬寮に一本化された。調査された区画内の井戸から「主馬」と書かれた墨書土器が出土し、またこの区画の位置が平安宮古図にみる左・右馬寮の配置に類似していることなどから、「この官街区画は奈良時代末には主馬寮であったこと、そしてさらに主馬寮設置以前は左右馬寮であったと考えられる」と判断したのであった。ただし、平安宮古図によれば、平安宮では西面中門と南門の間に左馬寮が、西面南門の西から宮南端にかけて右馬寮があり、平城宮と全く一致しているわけではない。したがって、1985年に刊行された『報告書Ⅻ』では、この区画が左・右馬寮のいずれに該当するのか、あるいは両者がこの区画に共存していたのかについては未解決の問

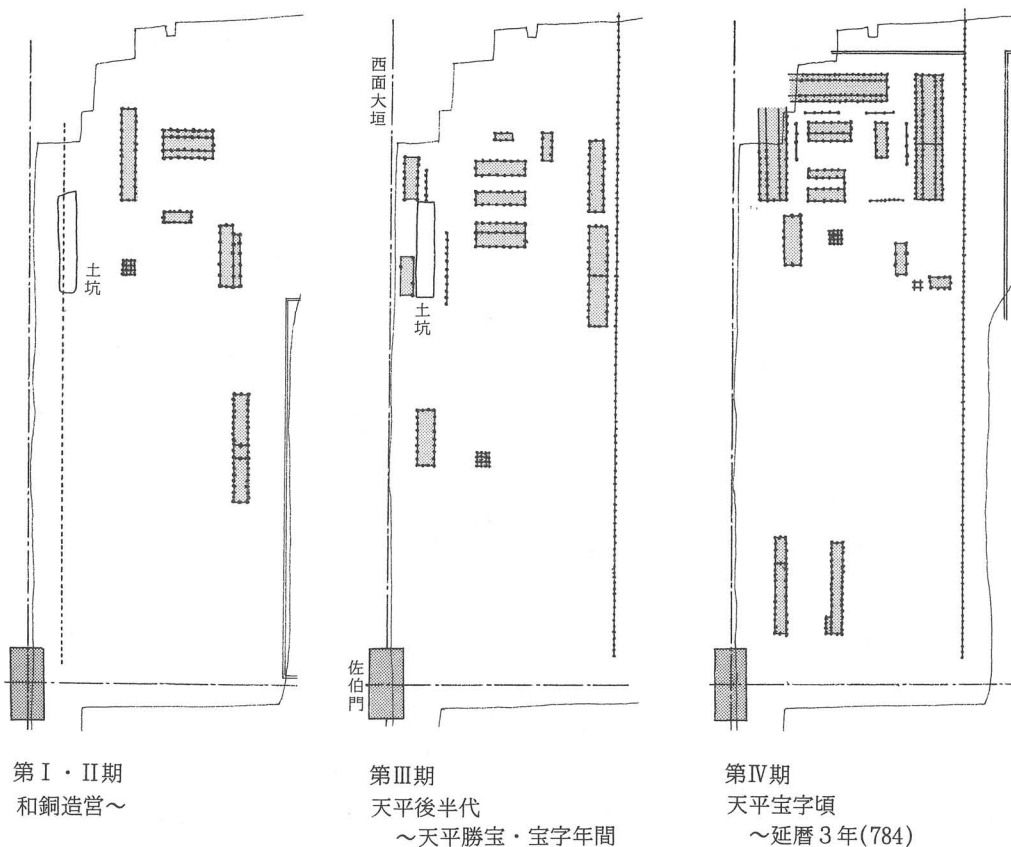


図121 左馬寮の変遷図 1:3000

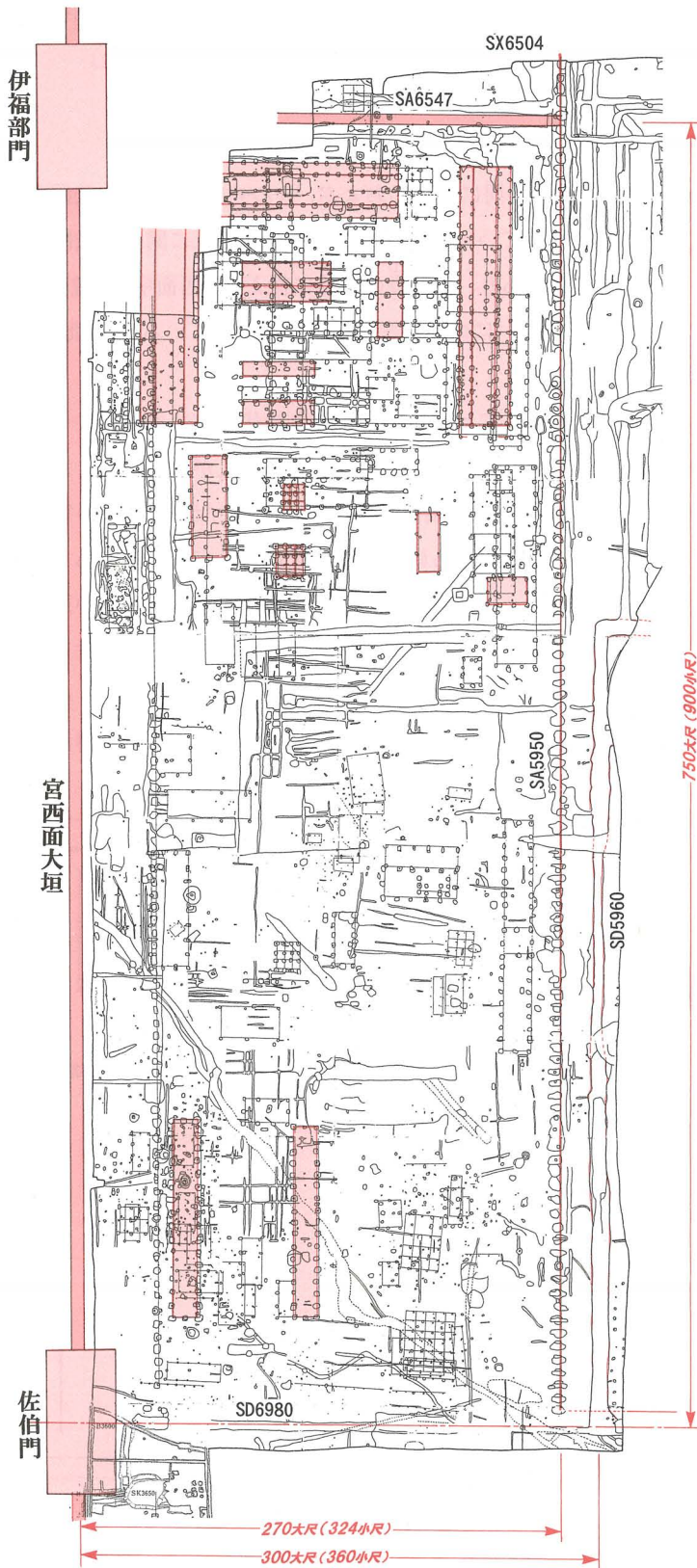


図122 官衙区画A「左馬寮」(第IV期) 1:1500

題として残す旨が述べられている。

この官衙区画が「左馬寮」であると判断されたのは、1994年に実施した第246次調査の成果に基づいてであった。調査は佐伯門の東南方の一画を対象としたもので、佐伯門東北方の「主馬寮」区画と同じ東西幅であったことを示す掘立柱南北塀や、正殿をはじめとする正庁部分を構成する諸施設の状況が北側の区画と明らかに共通することなどから、平城宮では佐伯門を挟んで北に左馬寮、南に右馬寮が配置されていたと推断されるに至った。

右馬寮については、全域の発掘調査が実施されていないので、全容はつまびらかにしがたいが、では左馬寮についてはどうかというと、正式の報告書が刊行されているにもかかわらず、まだいくつかの不可解な部分もいくつか残されている。

『報告書Ⅻ』では(左)馬寮の遺構群は奈良時代の中で大きくⅠ～Ⅳ期の変遷をたどるとされる。まず、そのうち、「馬寮官衙としてもっとも充実した様相が窺える」第Ⅳ

期の状況を見ることにする。この時期の実年代は天平宝字頃（760年代）から延暦3年（784）とされている。官衙区画の西側は宮西面大垣で、北側と東側も築地塀で限られる。南面は掘立柱列も築地痕跡も確認されてなく、報告書では、この場所は「宮城門を入れて直ぐのところでもあり、何らかの遮蔽施設があったはずである。すべて削平されてしまったものと考えざるをえないが、なお検討を要する問題である」と述べる。

区画内部の空間構成は、基本的には前の時期（第Ⅱ・Ⅲ期）を踏襲したもので、北半中央寄りに主要殿舎群を置き、その南に中小の雑舎を配する。南半中央は何ら遺構のない広場の空間で、南西隅に大型の南北棟2棟が東西に並び建つ。主要殿舎群の周囲は断続的な掘立柱塀で囲まれるが、そのさらに東・西・北に巨大な二面廂付き建物がこれを囲む。このように内、外郭の二重構造となっている点は、この時期に特有の配置である。

区画の規模をみると、前記のように、報告書では「南北900尺、東西320尺」とされているが、東西幅についてみると、実際には、320小尺〔94.62m〕（1小尺=0.2957mとして換算した復元値。以下〔 〕内の数値は同断。また、とくに本章では官衙区画の設定基準尺として、令大尺、令小尺のいずれが使用されているかの判断が、一つの主要な観点となるので、「尺」を表記する際には「小尺」、「大尺」と弁別して明記する。）<sup>3)</sup>よりもやや長く、西辺としての西面大垣と東辺の南北築地塀 SA5950B の心間距離は96.5mほどである。報告書に従えば、南北塀 SA5950は、第Ⅲ期に掘立柱塀 (SA5950A) として造営される。したがって、第Ⅰ期、第Ⅱ期には馬寮の東を区画する施設は存在していないということになっている。その根拠は、SA5950と9mほどの間隔を置いて、幅が2～4mの南北溝 SD5960が併行しているが、この溝の廃絶後に盛られた整地土の上から SA5950A の柱穴が掘削されているからだとされる。SD5960の埋土に含まれる土器は平城Ⅱを主体とし、瓦は藤原宮式のものが多いを占めるものの、平城Ⅳ段階の土器や平城宮瓦編年Ⅲ期の軒瓦 (6282F・6719型式) もあり、埋め立てられた時期は、平城宮土器のⅣ段階である天平宝字6年 (762) を中心とした年代か、それ以降ということになるのである。つまり、平城宮造営以来少なくとも50年以上もの間、馬寮の東側は開放状態にあったということになり、やや不自然の感が残る。しかも、報告書では SA5950の造営された年代つまり第Ⅲ期の年代は「天平後半代から天平勝宝・宝字年間頃におくことができ」と記述しており、年代の判断に矛盾がみられる。

左馬寮第Ⅲ期の東辺掘立柱塀 SA5950A と宮西面大垣との心間距離96.5mは、造営尺度でいえば270大尺〔0.3548m×270=95.80m=324小尺〕（以下、1大尺=0.3548m=0.2957m×1.2として復元値を表示する。）となる。さらに SA5960とその東側の南北溝 SD5960心との距離は10.6mあり、30大尺 (=36小尺)〔10.64m〕に相当することから、西面大垣と SD5960の心間距離はちょうど300大尺になる。すでに明らかにしたように、大尺の使用は和銅6年 (713) 以前に限られるので、左馬寮および SD5960の設定計画は、尺度からみると、和銅6年以前に実施されたものとみることができる。報告書で述べている「整地土」層の厚さは5～10cmと、ごく薄く、あるいは SA5950と SD5960が共存したのではないかと想定も、まだ許されるのではないかと考える。つまり、左馬寮東辺区画施設である SA5950A の造営は奈良時代後半の遅い時期に設営されたのではなく、平城京造営当初からあまり年代を隔てない時期に設けられたと判断する可能性も残されている。

いずれにしても、左馬寮第Ⅳ期には東辺の掘立柱塀 SA5950A は、同じ位置で築地塀 SA5950

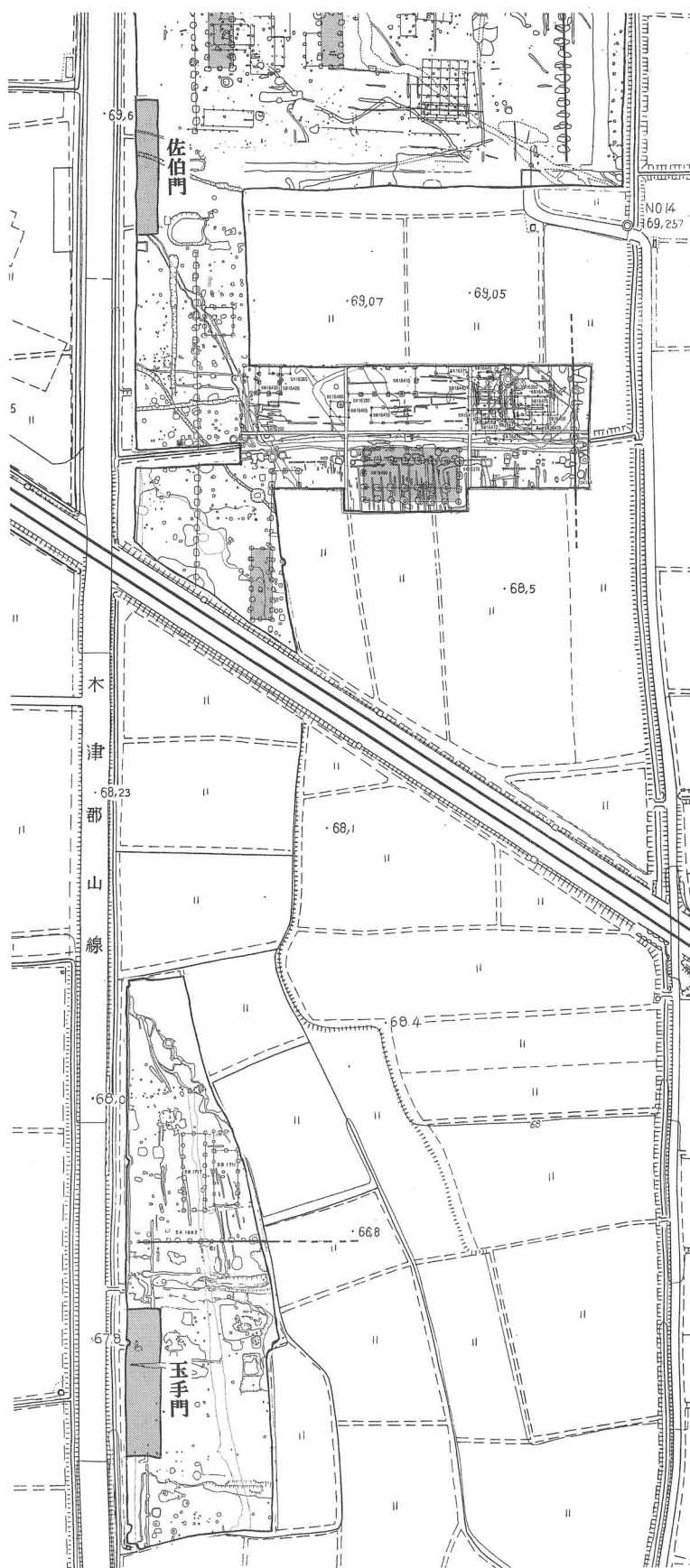


図123 官衙区画B「右馬寮」 1:1500

Bに作り替えられると報告されている。第Ⅲ期までは東辺のSA5950Aは「宮西面北門の推定南北中軸線を越え」て、調査範囲外の北に続くが、第Ⅳ期には、「西面北門から東へ通ずる位置に」東西築地塀SA6475が設けられ、東端でSA5950BとL字形に接続するとされる。この接続する角のすぐ西側にSA6475を南北に横切る暗渠SX6504を検出しており、これが築地塀であったことの根拠となっている。いっぽう、SA5950が掘立柱塀から築地塀に作り替えられたとみるのは、両側に雨落溝があるからだと考えているようだが、掘立柱塀であっても雨落溝を伴うことは通有であり、基壇を伴う事例もある。したがって左馬寮の東辺については一貫して掘立柱塀を区画施設としていた可能性も否定しきれないのではないかと考える。

南辺の区画施設については、遺構としては何も残されていない。築地塀があり、それが雨落溝もろとも完全に

削平されたとみることでもできようが、想定位置に近くには第Ⅰ期に比定されている東西溝 SD 6980なども検出されており、不可解である。また前記南北塀 SA5950の南端を左馬寮の南端とみるべきであろうが、この位置は宮西面中門である佐伯門の中心から、わずか4.2m北に位置しており、佐伯門の中軸線上に宮内道路が設定されていたとすれば、その幅員は8.4m。塀の基壇や雨落溝などの存在を考えればさらに狭く、ほんの数メートル幅の通路空間であったことになってしまう。宮城門内の通路のありようとしては、かなり狭いのではないかとの感をぬぐえない。こうした状況は、北辺において、より極端である。左馬寮北辺築地塀 SA6475の位置は、まさに宮西面北門（伊福部門）の東西中軸線に一致するとみて間違いない。したがって、宮城門の位置が動かない限り、左馬寮北辺塀 SA6475は門の東側手前で南に折れていたとみななければならぬ。たとえそうであったとしても、宮城門を入れてほどない位置に、左馬寮の北辺築地塀が前を半ば遮るような形で造営されていたことになる。

このように、左馬寮の区画のうち、南辺、北辺のありかたは、かなり変則的であったと考えなければならない。第Ⅳ期の東辺塀 SA5950(B)の南北長は報告書では900尺とされているが、この寸法は佐伯門、伊福部門心心間距離であり、実際には261.3mほどである。これに4.2m（約14小尺）つまり SA5950の南端と佐伯門心の間隔を合わせた距離が265.5mが900（小）尺に相当する。

平安宮古図によれば、平安宮での左馬寮の東西規模は35丈つまり350小尺、南北は84丈、840小尺であり、右馬寮も同規模である。平城宮の左馬寮の東西規模は第Ⅳ期でいうと270大尺（=324小尺）、南北は900尺（=750大尺）-4.2m（=約12大尺）=738大尺=885.6小尺であり、面積にすると、数字の上では平安宮の98%ほどであることになり、ほぼ同じであったとみてよからう。なお、右馬寮のほうはというと、東西幅は左馬寮と同じであることは確かであるが、南北規模に関しては、官衙区域の北辺近くは未調査であり、南辺は、宮西面南門である玉手門を入った東北に東西掘立柱塀 SA1692が第15次調査で確認されている<sup>4)</sup>。この位置は玉手門心の北約30mにあり、こうした状況は北側の左馬寮とは様相を異にしていたことを示しており、左馬寮とは南北規模が異なっていたことになる。

#### 4-5-1-3 [C] 第一次大極殿院・「西宮」北側の官衙区画—「大膳職」

この官衙区画は、奈良時代後半に恭仁京、難波京から遷都したのちに、奈良時代前半には第一次大極殿院があった場所に造営された宮殿地区、「西宮」の北に接して設定された。1959年から1963年にかけて実施した第2次、4～8次、11次調査で、官衙区画の北辺が想定される現在の道路部分をのぞく大半の部分の遺構状況が明らかにされ、その当時民家が残っていた南辺の一部については、その後撤去された跡地を1973年に第81次調査として発掘調査をおこなった。発掘調査の総面積は20500㎡である。

この東西200m余り、南北70m余りの官衙区画については、1962年に刊行された『報告書Ⅱ』<sup>5)</sup>と1965年の『報告書Ⅳ』<sup>6)</sup>とで詳細に検討され、第Ⅰ、Ⅱ-1、Ⅱ-2、Ⅱ-3、Ⅲ、Ⅳ期という変遷案が示された。しかし、のちに第一次大極殿院地区の検討（『報告書Ⅺ』<sup>7)</sup>1982）を通じて、奈良時代前半はこの官衙区画の南辺周辺は大極殿院の北面築地 SC8098回廊が造営されており（第Ⅰ-1・Ⅰ-2期）、官衙区画としては、748年の遷都後にあらたに設定されたものであり、第Ⅱ-1・2、Ⅲ期と、3時期の変遷をたどるとする見解に改められることとなった。



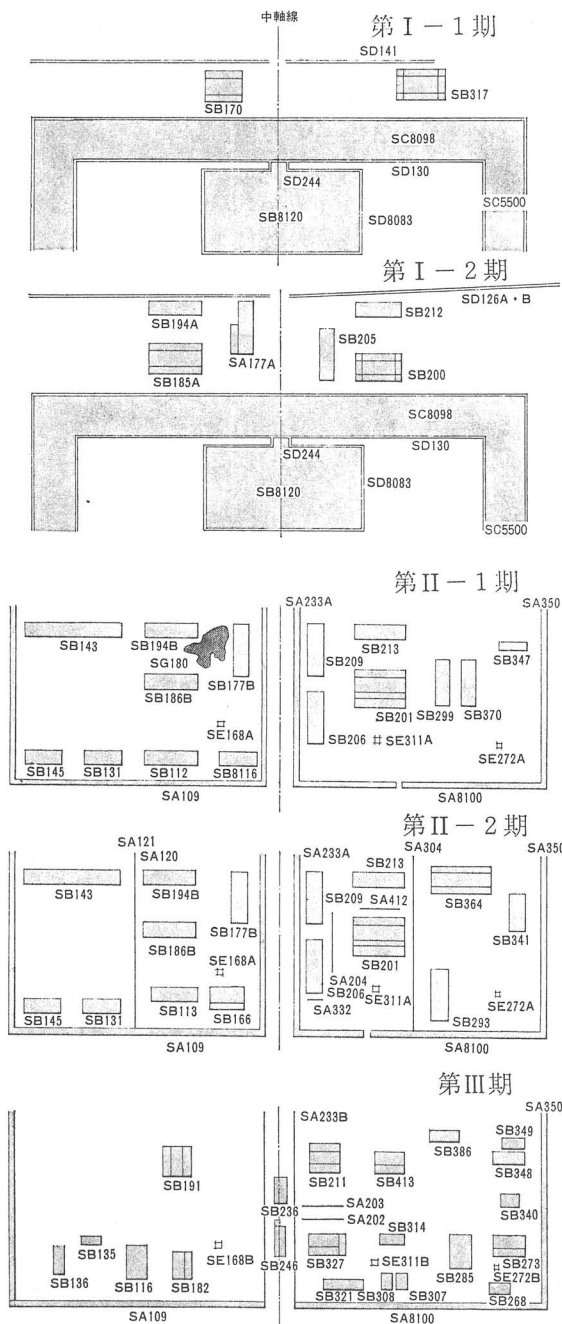


図124 『報告書XI』の「大膳職地域の遺構変遷改訂案」 1:3000

これは330小尺〔97.58m〕の設定寸法であったと考えられる。西区の東辺築地塀について『報告書XI』では、大極殿院の中軸線を挟んで東区の西辺築地塀 SA233A と対照的な位置に設定されていたと図示されているのであるが、これは正しくない。遺構図上で第一次大極殿院の中軸線の位置を検証すると、図示されている SB246、SB236のほぼ棟通りの位置ではなく、西側柱筋の50~60cm 西側であることがわかる。その中軸線と対照的な位置に西区の東辺築地塀を想定すると、西区内の最東端の南北棟建物 SB177B の東側柱筋の1m 東に位置することになる。もちろんこれは築地心の位置であり、東辺区画塀が建物と重複するという不可解な事態になってしまう。西区東辺築地塀の想定位置は現存の道路の直下にあたるが、こうした位置関係の矛盾が

この改訂案によると、官衙区画は中軸線を境にして東西同幅の二つの区画に分かれ、東西の区画の間に細長い空間帯が設定されていたとされる。この点は改訂前の変遷案と著しく異なっている。また第II期にあつては区画施設は東、西、南辺ともに築地塀であるとされている。第III期は平安時代初頭の平城上皇の時期であるが、第II期のこの官衙の性格について、『報告書II』、『報告書IV』では、井戸を使用する官衙であり、出土木簡・墨書土器等により、内膳司もしくは大膳職と推定され、どちらかといえば大膳職であった可能性が強いと判断している。

さて、既刊の報告書では上記のような評価がなされているのであるが、その後の周辺地域での発掘調査の成果などに基づいて再度、官衙区画として検討してみると、いくつかの新たな知見が浮上してくる。

まず、官衙の規模であるが、『報告書XI』では、前述したように、二つの同規模の区画からなると理解している。仮に東区と西区と呼んでいるこの区画のうち、北辺をのぞく3辺の区画施設が判明しているのは東区である。南辺を築地塀 SA8100、東辺を SA350、西辺を SA233A で限られているが、東西築地塀の心間距離は97.5m ほどあり、

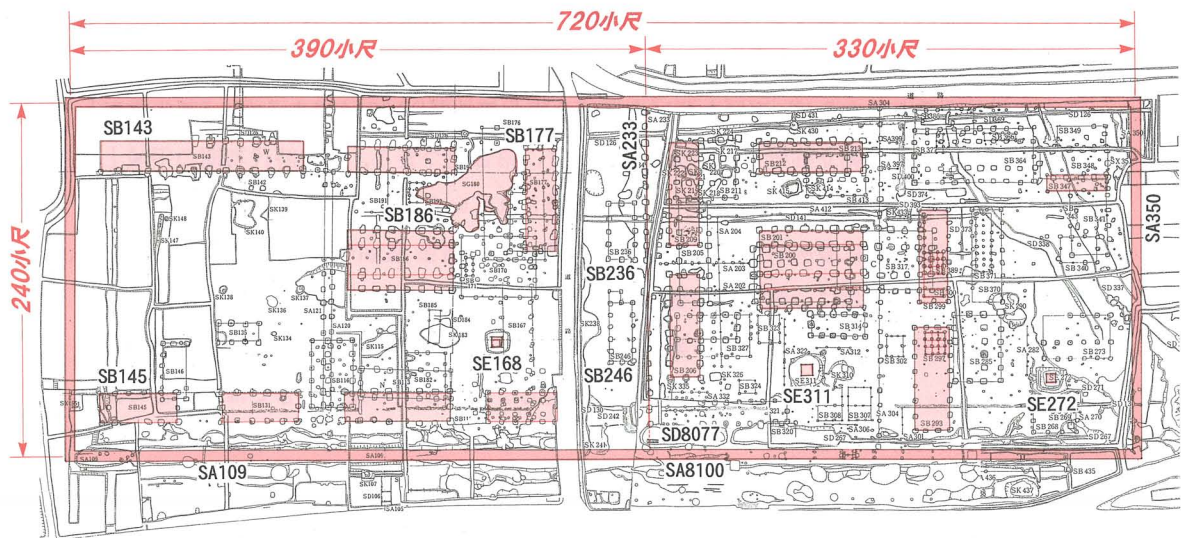


図125 官衙C「大膳職」第Ⅱ-1期遺構図 1:1500

あり、存在しえないと判断することができる。

西区西辺の区画施設については遺構として確認されていない。また、調査範囲のすぐ西側は深く落ちる佐紀池の岸辺がせまっている。そこで、発掘調査で検出した南辺の築地塀 SA109の基壇跡の西端に接するほどの位置に西辺築地塀を想定し、東区東辺築地塀 SA350から西に212.9mの位置をとると、区画の東西規模は720小尺となり、区画内最西端の2棟の東西棟 SB143と SB145の妻柱筋からちょうど20小尺(≒6m)であることにもなる。また、そのようにみると、西辺築地塀の北半部分は現存の南北地割線つまり遺存地割と重なる位置にあることも注意すべきである。

区画の南北幅については、内裏<sup>8)</sup>東北方での第139次調査で確認された内裏外郭の東北角の位置を参考にすると、約71m、240小尺であったと判断しうる。したがって、この官衙区画全体は東西:南北=720:240つまり3:1の比率で設定されており、さらに東区の東西幅が330小尺であったので、西区は390小尺であり、東区:西区=33:39=11:13という比率で設定されたものであったことを知ることができる。

東区と西区は築地塀で分かたれている。西区の内部は、東寄りの中央に配置された、南北に庇の付く桁行7間の東西棟掘立柱建物 SB186が中心となる。区画の北辺と南辺にそれぞれ2棟、4棟の東西棟側柱建物つまり庇の付かない身舎だけで構成される建物を、東北隅に南北棟側柱建物を、柱筋を整然とそろえる形で配している。ただし、『報告書XI』の改訂案では、ここで中心建物とした SB186は(報告書の文章、図ともこれを SB185B とするが185は186の誤記か。) 廂のない側柱建物としている。そして南北廂の付く SB186A は、奈良時代前半期の第一次大極殿院が存続していた時期に併存していたとみている。SB186B は SB186A の南北両廂を撤去し、北に1mほど移して建てたものとされ、柱穴は186A に比べて小さく方70cmであるとされる。『報告書XI』で SB186 の A、B をそれぞれ第Ⅰ期とⅡ期に所属させた理由については明記していないが、両期は聖武朝の恭仁、紫香楽、難波京遷都の時期を挟んでおり、また建物配置状況も根底的に改変されているのであり、SB186A を第Ⅰ期のものとする積極的な根拠に欠けるのではないか。あるいは第Ⅱ期の東区、西区は同一の官司に所属するとして、中心的建物は1棟に限られるで

あろうとの判断に合わせようとしたものとも憶測しうるが、遺構のありように即して考えると、やや不自然さを免れえまい。

さらに指摘を重ねるならば、東区と西区を区切る南北築地塀SA233Aであるが、『報告書Ⅳ』の時点では、この塀は掘立柱塀として扱われており、第Ⅲ期つまり、平安時代初期の平城上皇の造営にともない、あらたに設置されたものと理解されていた。ところがその後に行われた第81次調査で、南端付近に凝灰岩切石で作られた東西方向の暗渠SD8077が検出されたこと<sup>9)</sup>から、『報告書Ⅺ』では、さらに「部分的に築地の雨落溝が残存すること」をも考慮して、掘立柱塀と築地塀とが新旧関係にあると考え、第Ⅱ期が築地塀SA233A、第Ⅲ期が掘立柱塀SA233Bとしたのであった。しかし、この判断も必ずしも確定的なものとして扱うべきではないと考える。なぜならば、雨落溝は築地塀にだけ付随するものではなく、左馬寮の項でも指摘したように、掘立柱塀にあっても当然のこととして雨落溝は設営されうるものであり、また掘立柱塀に基壇を伴う事例もある。したがって、掘立柱塀の基壇下を横切る暗渠の存在もありうる。『報告書Ⅺ』では、第Ⅱ期に築地塀があり、第Ⅲ期、平安時代に掘立柱塀に改作したとみるのであるが、改作に際して従前の雨落溝をどのように処理したのであるか、十分検証されているとは言い難い。要するに、この東西200mを超える官衙区画を東西に仕切る施設が築地塀であったと断定することは早計である点を留意しておかなければならない。

いっぽう、東区も桁行7間の南北廂付き東西棟掘立柱建物を中心としてそれをコ字型に囲む形で5棟の側柱建物を整然と配置する。東側に南北に並ぶ2棟の建物の内部には総柱形式の小建造物が付属しており、収納設備などに関係するものと考えられる。西区には西半中央に、東区には東半部に広い空間が設定されており、また西区には中心建物の東南方に1基、東区には中心建物の南と、東半部の広場の南寄りの位置に各1基ずつの大規模な井戸が設置されている。

『報告書Ⅱ』、『報告書Ⅳ』では、奈良時代にあつては、この官衙区画に内部を東西二つの区画に分割する施設は想定されておらず、一つの官衙遺構であると推定していた。『報告書Ⅺ』に至って、東西の2区画に、しかも中間に両側を築地塀で限られる形の幅十数メートルの通路空間を想定したのであったが、官衙の性格については「大膳職地域」とし、改めて議論することはなかった。しかしながら、東西の区画は規模には若干の相違があるものの、空間配置状況は、むしろ類似した様相を示している。そうであるとすれば、この二つの官衙区画は同一の官司に所属するのではなく、別個の官司であった可能性があり、あるいは東西の区画を仕切る施設が掘立柱塀であったとして、そのことを考慮すれば、某統括官司のもとに従属する二つの同格に近い官司であったとみることもできよう。

#### 4-5-1-4 内裏北側の官衙区画—[D]「内膳司」・[E]「左兵衛府の詰所」

平城宮南面東門である壬生門を入った正面には、本書で報告した兵部省、式部省のある空間を挟んで朝集殿院、東区朝堂院、そして奈良時代後半期に第二次大極殿院が配置され、その北に同じ中軸線上に500大尺(=600小尺)〔177.42m〕四方の内裏区画が奈良時代を通じて同じ場所に営まれる。内裏のすぐ北にあるのが、この官衙区画D、そしてその東隣の官衙区画Eである。

この一帯についての発掘調査も、大半の部分については、つとに1960年代の前半に、第10次、



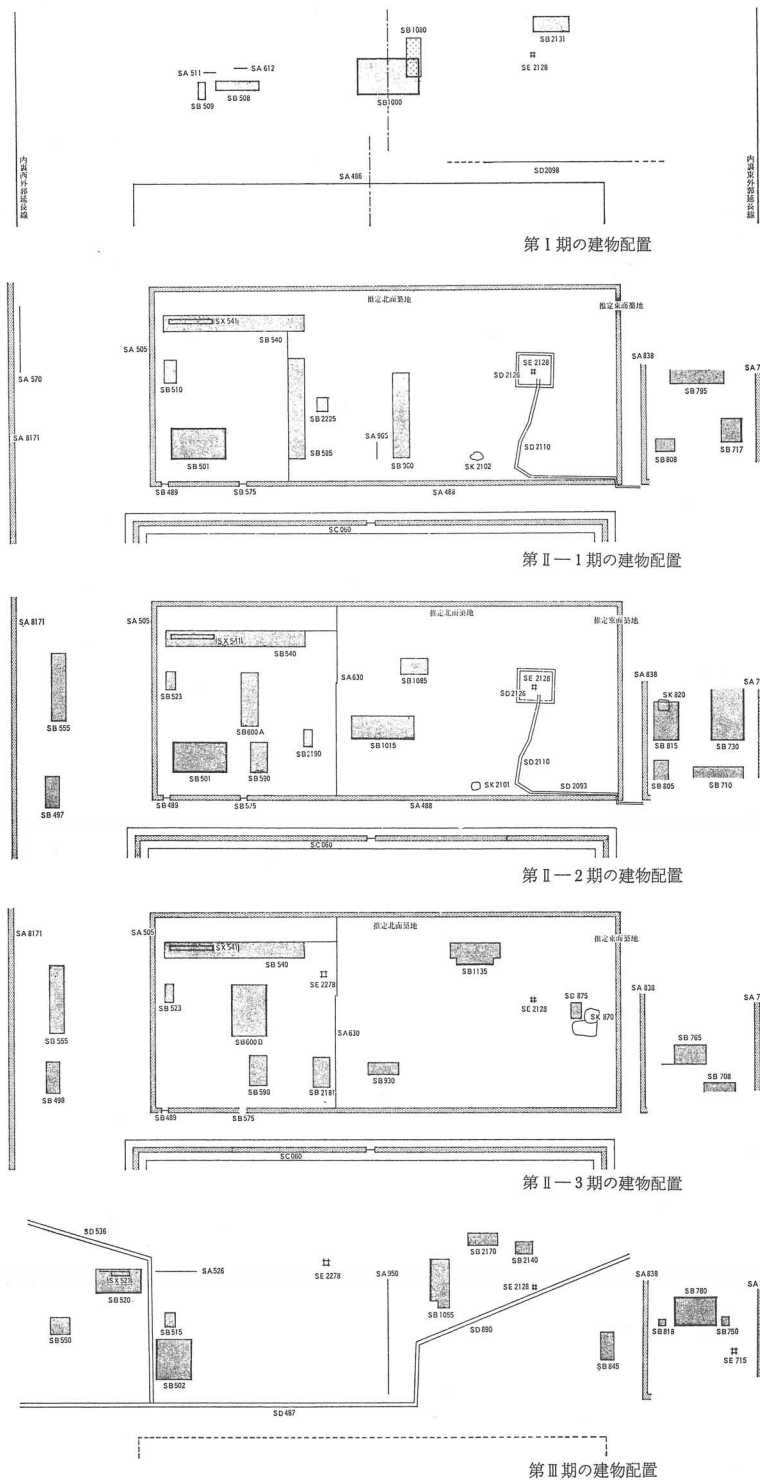


図126 『報告書Ⅻ』の建物配置変遷図 1:3000

模は東西が約180m、南北が約75mである。またその東隣に築地塀で囲まれる「東区」がある。東区の西辺築地塀 SA838の西側寄柱列から「西8m前後のところ」中区の東面築地塀が想定されている。造営の時期に関しては、第I期を和銅元年頃、II-1期を養老5年(721)頃、II-2期を恭仁京、難波京から還都した天平17年(745)頃、II-3期を天平宝字5年(761)の改作、第III期を平安時代初期の平城上皇の年代と考えている。官衙の性格については、東区に左

11次、13次、20次調査として行われた。その後、1970年代に実施した民家の改築など特別史跡内の現状変更にとまなう2件の小規模な発掘調査を合わせると、発掘調査の総面積はおよそ18300㎡におよぶ。調査の成果は、すでに1976年に『報告書Ⅶ』<sup>10)</sup>として刊行されている。

『報告書Ⅶ』にしたがって概述すると、「内裏北外郭」の遺構は第I、II、III期に大別される。このうち第I期は、まだ区画施設のない時期。次の第II期に至ると、官衙としてもっとも整う時期であり、報告書で中区とする、内裏の真北に所在する官衙区画は、四周を築地塀で圍繞される。区画全体の規模

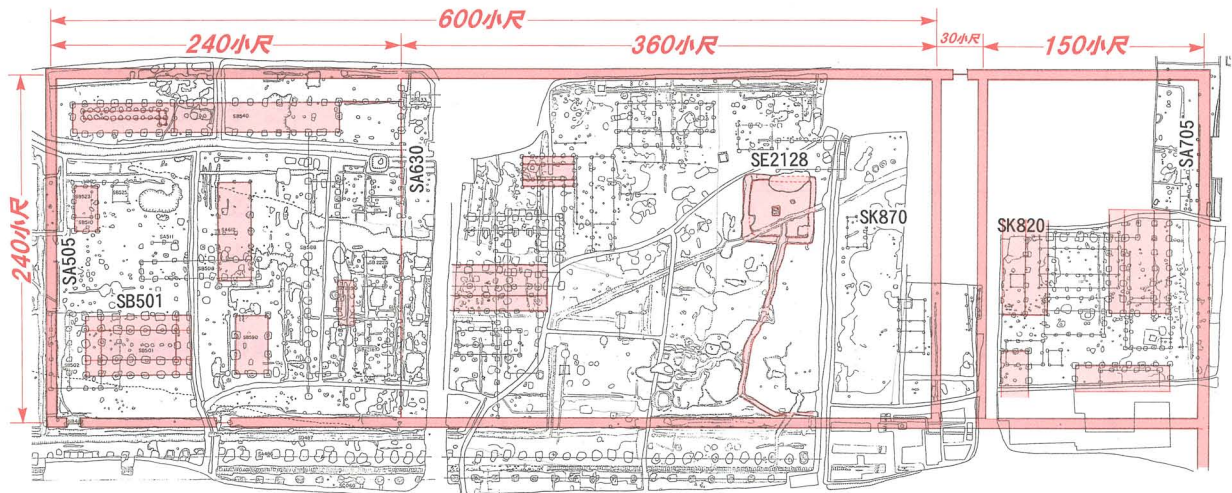


図127 官衙D「内膳司」・E〔左兵衛府の詰所〕第Ⅱ-2期遺構図 1:3000

兵衛府の詰所が存在した可能性が高く、中区には内膳司と、それに密接に関連した園池司や采女司などが共存していたことが推定されている。

さて、この官衙区画のうち、中区の規模については、報告書のいうように、東西が約180mあり、東辺築地塀を西辺築地塀 SA505の心から東600小尺 (177.42m) とみることができる。南北幅は、前項、官衙区画Cで言及したように、第139次調査で、西区の東辺築地塀 SA705 (これは内裏外郭の東辺でもある) の北への延長部分と、東北の角が検出され<sup>11)</sup>、そのことにより、240小尺 [70.97m] であることが判明した。したがって、中区は東西：南北を5：2の比率で設定されたものであった。中区の区画内部は、第Ⅱ-2期になると、西寄りの位置に区画を東西に二分する南北塀 SA630がつけられる。SA630の位置は、西辺築地塀から70.5mほどにあり、これは240小尺であり、中区西半は正方形の区画として設定されたことがわかる。また全体の東西幅が600小尺であるので、中区の西半：東半の東西規模は240：360つまり2：3の比率であった。東区の東西幅は東西築地塀の心心間距離が44.5mほどであるので、150小尺。南北は前述したように240小尺であるから東西：南北=5：8という簡明な比率で計画されていたことがしられる。

さて、中区の内部は第Ⅱ-2、3期には、上記のように東西二つに区画される。両者の建物配置の様相は著しく異なっており、この西側に並列する形で設定されていた官衙区画Cが、類似した二つの区画が接続していた状況と対照的である。ここ官衙区画Dでは西寄りの区画内に四面庇の付く桁行7間の掘立柱建物 SB501が中心となり、いっぽう東側の区画は大部分が空地で、その中央北寄りに大規模な井戸 SE2128が設置されている。こうした状況は、官衙区画D全体が現業的な官司であったとすれば、大ざっぱにとらえると、西寄りの区画が事務、保管を担った場所で、東側の、より広い区画は主に露天での作業が行われた場所であったと考えられよう。SE2128の東側近くに掘削された塵芥投棄土坑 SK870から、「内裏盛所」と墨書された須恵器盤が出土していることをひとつの根拠として、ここが内膳司であった可能性が説かれているのであるが、さらに、隣接する東区で検出した土坑 SK820から出土した多数の木簡の中に、46点の贄物貢進の荷札があることなども、「付近に内膳司が所在した可能性を強くしめしている」と判断する根拠とみなしている。また東区は兵衛関係の木簡が少なくないことなどから左兵衛府の詰所が存在したと想定している。

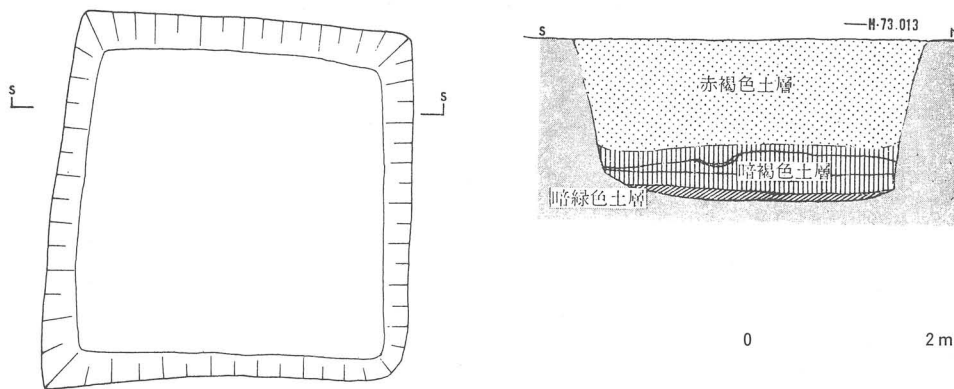


図128 官衙の区画Eの土坑 SK820

ここで述べられているように、SK820は、「内膳司」と推定する中区ではなく、東区の西辺中寄りに掘削された土坑である。留意しておくべきは、SK820と中区との間には幅10m 弱の通路があり、両側は隣接する区画の築地塀で遮られている事実である。そうした空間関係の中にあつてのSK820からの出土品、言い方を替えれば、SK820に投棄された物をどのように理解すべきなのであろうか。『報告書Ⅶ』では、その点について、「第Ⅱ期の当地域（＝内裏北外郭地）にかんしては、遺跡および木簡・墨書土器・墨画土器その他による検討が可能である。とりわけ東区の土坑SK820出土の木簡によって近傍に所在することが想定できる官衙はすくなくない」として、「比較的せまい面積を占める東区の中で、これらすべての官衙の所在を考えることは不自然であつて、中区を含む周辺にも係るものとみるべき」であると述べる。そして、さらに、「第Ⅱ期に内裏北外郭地域に存在した可能性をもつ官衙名をすべて列挙すると、左兵衛府の詰所、宮内省の内膳司・大膳職・園池司・采女司・官奴司・主水司、中務省の内蔵寮・内匠寮・縫殿寮があげられる。これら数多くの候補の中からいくつにしばることができるか」として検討を進めている。

土坑SK820は一辺が約4mの方形に近い平面形をもち、深さ2.3mの底部では一辺約3mになっている。いわゆるゴミ捨て穴としては形が整い、著しく深く大きい部類に属するのであるが、短期間に埋め立てたとされるこの土坑からは、保存状態の良好な多量の土器、瓦、木製品、自然遺物とともに、総数1843点に及ぶ木簡が出土した。『平城宮木簡<sup>12)</sup>一解説』の記述に従えば、「(1843点)のうちでは、一度利用した木簡を再利用するために墨書部分を削りとった際に生じた木簡の削り屑がもっとも多く、廃棄するために割ったり折ったりしたものあるいは折損して原形を失い木簡の一部分のみを残すものがつぎに多く、両者をあわせると8割以上に達し、ほぼ完形に近いものは1割にも達しない。この割合はこれまでの平城宮出土木簡の大勢とほぼ一致している。」

『平城宮木簡一』には1843点の木簡すべての写真が実大で収録されている。その中で完形のもものは177点で、もっとも多いとされる削り屑は943点ある。そして注意すべきことは、そのほかの木簡の大半をしめる500点近くが、縦方向に割られた断片であるという点である。結論を述べておくと、それらの大部分、おそらくほぼすべては<sup>ちゆうぎ</sup>籌木つまり排便時に、お尻を<sup>ぬく</sup>拭う薄板状の道具として再利用されたものと判断する。

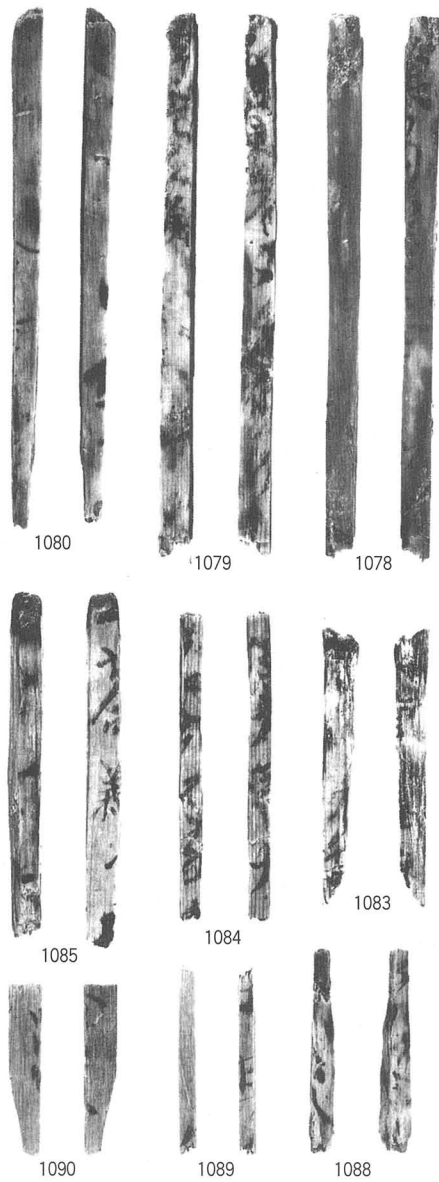


図129 SK820出土の木簡転用籌木(1:2)

籌木は、近年各地の古代以降の遺跡で確認される便所(便槽)遺構に伴出することで広く注目されるようになった木製品で、古代に限っても、藤原京、平城京、長岡京などの都城遺跡をはじめとする少なくない遺跡で、便槽ではない溝や土坑からもしばしば出土する。平城京、平城宮でも道路の側溝や排水路から、時として数百点の籌木がまとまって出土することもある。籌木の大きさは様々で、平均すると長さ20cm、幅2cmほどであるが、もっと長いもの、あるいは使用部分を折り取り短くなったものもある。また丁寧に作ったものから粗雑な作りのものなど、かなり個体差が著しいという特徴がある。

福岡市鴻臚館跡は古代の迎賓館遺跡として知られるが、1989年に行われた第5次調査で検出された3基の方形の深い便槽跡から、寄生虫卵や1000点近くに及ぶ籌木とともに木簡が出土した<sup>13)</sup>。木簡の総数は70点余りであり、「木簡再利用籌木」として報告されているが、完形のものには20点たらずであり、半数以上の40点近くが縦方向に割り裂かれたものであった。そのうち断片同士が接合するものは2例にとどまる。また、1994年に藤原京右京七条で検出された長径1.6mの長楕円形の便槽跡からも籌木とともに十数点の木簡が出土している<sup>14)</sup>。多くは縦に割り裂かれた断片であり、完形の木簡もある。細長い断片をみると、割り裂いた側面を削って調整している事例が少なくない。このように、完形品、断片を問わず、木簡を籌木として再利用する行為は特殊なものではなかったと考えられる。

SK820から出土した1800点余りの木簡のうち、900余点の削り屑以外についてみると、不定形の200点余りをのぞいた700点のうち、500点近くが縦方向に割り裂かれた断片であった。縦方向の割り裂きではなく、上端か下端あるいは上下端が折り取られている70点近くを入れると、約8割の木簡が籌木と共通した形態であるとみることができるのである。こうした状況は前記鴻臚館の便槽出土の木簡に共通している。『平城宮木簡一解説』では「廃棄するために割ったり折ったり」したものとするのであるが、ではなにゆえに習書木簡までをも、ことさらに割り裂いて廃棄する必要があったのか、あるいはまた、閉塞した遺構である単独の土坑からの一括出土資料であるにもかかわらず、縦に割り裂かれた断片は、ほとんどが相互に接合しえないのはなぜか、不可解である。出土したままの、水漬けの状態にあるほかの木簡を観察すると、割り裂かれた木簡の割り裂き側面部分を刃物で削って表面を平滑に仕上げている事例は少なくない。

というよりも、大半の事例で、割った面の全部ないしは一端近くの側面に削り調整を施すことは一般的とされている。ただ廃棄するためだけであれば、割り裂いて後に側面を削る必要はあるまい。<sup>15)</sup>

SK820出土の木簡の大半は、すでに凍結乾燥法による保存処理を終わっている。処理後の木簡の割り裂き側面の加工状況を正確に観察することは困難であるが、SK820からは、未報告であるが、相当数の籌木そのものも伴出していることを合わせ考えると、SK820出土の割り裂かれた木簡の多くが籌木に転用されたものであった可能性が高いということは、否定しきれないことであるとする。また鴻臚館跡や藤原京右京七条での便槽跡からの出土木簡例から類推するように、完形の木簡もまた籌木として再利用されたものであったとすれば、ここで検討しているSK820出土の各種木簡の来歴も、そのことを前提として評価しなければならない。つまり、木簡はそれ自体、軽量なものである上に、籌木として再利用されたものであるならば、木簡としての使用が終了した段階（これを「第一次使用済み木簡」と言おう）で、その場所、あるいは近接した場所で廃棄されたのではないかもしれないことも十分考慮しなければならない。籌木として使うために複数の第一次使用済み場所－中には比較的遠隔地点ということもあったであろう－から回収して、某所で再利用され、さらに別の場所に運ばれて廃棄されたという状況もありえよう。

SK820の所在する東区は東西150小尺〔44.36m〕、南北240小尺〔70.97m〕の規模をもつ。この官衛区画について、『報告書Ⅶ』では「左兵衛府の詰所」と想定する。SK820出土木簡の中に「西宮」つまり第Ⅱ期の内裏地区の諸門を守る兵衛に関わるものが少なくなり、また「予想される規模から類推して」この東区に「詰所」が存在したものと考えたのであった。しかしながら、「予想される規模」が東区全体を示すのかどうかについては言及していない。150尺×240尺の官衛規模があり、しかも内部には東西庇の付く桁行7間の主殿相当の建物など、かなり建坪密度の高い様相がみられる。ここが左兵衛府の詰所としてふさわしいのであるか、今即断することはできないが、あるいは「詰所」は別の場所（官衛区画）にあり、ほかの塵芥とともにSK820に運ばれて投棄されたものである可能性も残される。

SK820からの出土木簡には多数の削り屑が含まれるが、内容をみると、左兵衛府兵衛に関係するものだけでなく、諸国貢進物の付札や物品帳簿の削り屑も少なくない。削り屑があるということは、木簡を再度木簡として利用する作業が行われたことを意味するが、削り屑以外の木簡も総じてみると、記載内容は「内膳司」と「左兵衛府」関係だけにおさまるものではない。とすると、ひとつの想定として、このSK820には、複数の官司あるいは作業場所からの塵芥が集積された可能性があり、また各場所での木簡も、その場での第一次使用済み木簡ではなく、木簡として再利用するために、そして籌木として再利用するために、別の場所から集められたものであった可能性もある。このように、実際の事態はきわめて複雑である。こうした状況の中で官衛比定を試みる際には、きわめて慎重な検討が要求されよう。しかも、宮跡内の30数パーセントの発掘調査が進展しているとはいえ、官衛についての具体的情報は、まだきわめて断片的な段階にあるというべきである。より明確な事実理解をめざすためには、宮内各地点の発掘調査をいっそう進めることにより、知見を蓄積していかなければならない。



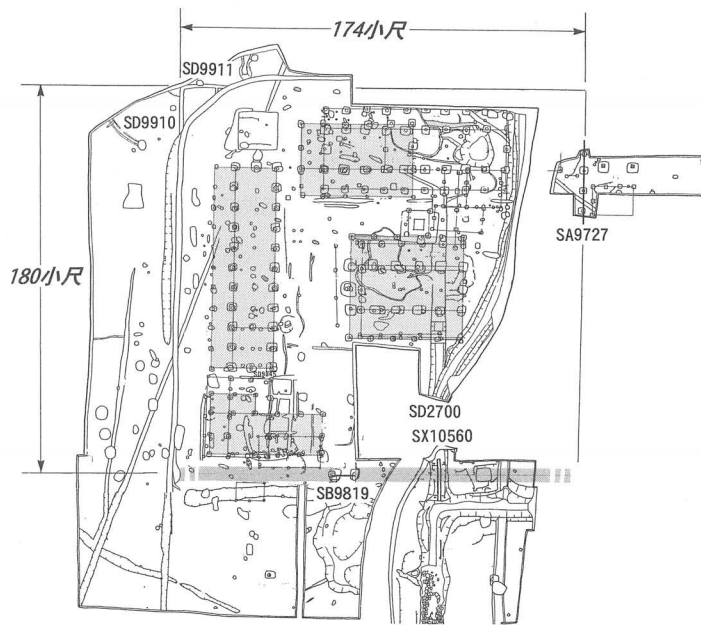


図130 官衛区画 F (D 期) 1 : 1000

#### 4-5-1-5 [F]内裏外郭 東北方の官衛区画

内裏外郭の東北角から、およそ50mの間隔をおいた北に設定された官衛区画である。1981年、1982年に実施された第129次、<sup>16)</sup> <sup>17)</sup> 139次の2回の発掘調査で区画と区画内の様相が、ほぼ明らかにされた。調査区のすぐ5mほど北側には水上池南辺の堤防があり、平城宮の最北端の一面に位置している。

この官衛区画の南辺は、築地そのものの痕跡は残っていないが、柱間1間の門 SB9819を区画正面に開く棟門と考え、その東への延長上に、宮内基幹排水路であるSD2700が暗渠SX10560となる部分に重なっていることから、築地塀であったと復元されている。東辺は、円弧状に南流するSD2700の東側で検出した南北掘立柱塀 SA9727と考えられる。北辺と西辺については第129次調査区西北隅近くで直角に曲折する幅40~50cmの溝 SD9911・SD9910を区画にかかわるものと見たてている。

こうして復元されるこの官衛区画の規模は、南北51.5m、東西53.8mほどの、ほぼ正方形であったことになる。この場合、南北規模は180小尺〔53.23m〕、東西規模は174小尺〔51.45m〕の設定寸法を考えることができるが、180小尺は150大尺、174小尺は145大尺であることは留意しておきたい。ただし、北辺、西辺の区画施設が、さほど広くない溝であるとすれば、異例の状況であり、そこがこの官衛の限りであったと断定することをためらわざるをえない。西辺溝としたSD9910の西側(外側)に、調査範囲でいえば12mの間は建築物のない空間が続いている。ここから西は、現在民家密集地であり、遺構の状況は知りたいが、この南北溝SD9910は、ひとつの区画内の排水溝であり、西側は、官衛区画CやDに設定されていたような建造物のない空閑地であった可能性も残される。

区画内の建物遺構群は、C期とD期とに区分される。A期は平城宮造営以前、B期は奈良時代に入ってから、建物がなく、本格的に利用された状況ではない時期。E期は、すでに築地塀などの区画施設は廃絶され、方位がやや振れる小規模な建物が少数存在しており、平安時代初期に比定されている。C期、D期いずれの時期も南北に廂の付く東西棟を東南に置き、北と西側に比較的大規模な掘立柱建物を「」形に配置する。建坪密度が高く、とくにD期は合わせて5棟の建物が櫛比を競うように配置されている。各期の造営時期は出土遺物の所属時期や、遺構の重複関係から、C期が天平12年(740)頃、D期が天平宝字年間頃に開始し、奈良時代時代末頃に廃絶されるとみられている。

この官衛はD、Eとも建物配置が基本的に共通している。したがって、その性格もおなじであ

ったとみられる。調査地近傍のSD2700から出土した、天平18年の紀年がある墨書土器に記載された「小属川原蔵人」は、『大日本古文書』2-399、9-139にみえる、天平18年に皇后宮職小属になった「川原蔵人凡」と同一人物であり、またおなじ溝出土の木簡に「安曇広刀自」など女性の名がかなりみられることから、「皇后宮」との密接なつながりをもっていた官衙であったことが説かれている。

なお、この区画の東辺を南北塀 SA9727であるとする、基幹排水路 SD2700は地形にそって円弧状の流路をとりつつ、区画内を貫流していることになる。いうまでもなく、ここではSD2700はすぐ北に所在する現・水上池からの水を南に流す機能を果たしていた。

#### 4-5-1-6 [G]・[H]内裏東外郭の官衙区画

東区朝堂院の北西角および北東角から発して、第二次大極殿院と内裏区画を包摂し、北側では前項でみた官衙区画D、Eを含む区画を内裏外郭と呼んでいる。このうち、内裏の東側では外郭東辺と内裏との間に約60m幅の空間があり、そこに二つの官衙区画が設定されている。

この一帯の発掘調査は北端の第19次調査<sup>18)</sup>にはじまり、第26次<sup>19)</sup>、33次<sup>20)</sup>、35次<sup>21)</sup>、70次<sup>22)</sup>と、1960年代から1970年代のはじめにかけて進められた。調査総面積は13610㎡になる。

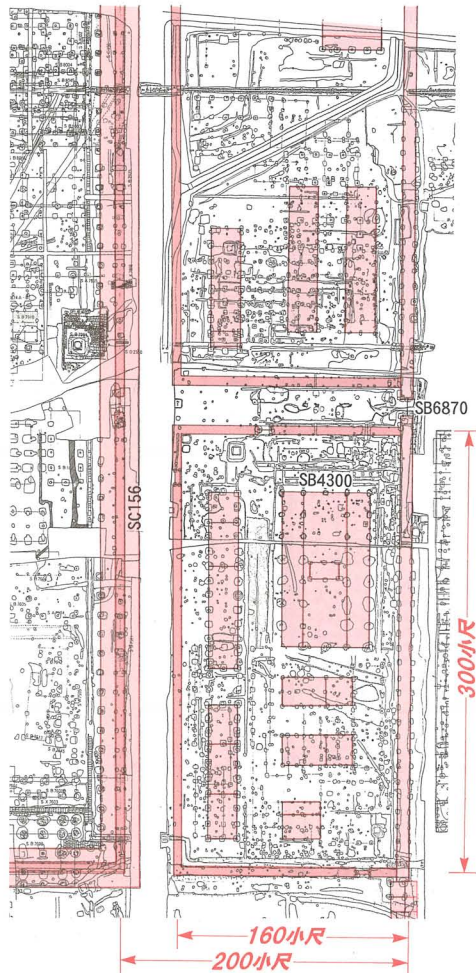


図131 官衙区画G・H 1:1500

南側の官衙区画Gは全域の遺構状況が判明している。四囲のうち、北辺、南辺、西辺は築地塀であり、各辺には1ヵ所ずつ柱間1間の門が開く。東辺については、これまでの報告では築地塀であるとされている。しかし、東辺以外の築地塀遺構では直径が20~30cmの添柱穴-築地築成時の堰板をとどめるための柱材を固定するための穴-が1.8mつまり6小尺の間隔を置いて2列、断続的に検出されている。ところが東辺では、1辺が1m内外の大きな方形の柱掘形が2列、つまり梁行2.7m・9小尺、桁行3m弱・10小尺の等間で確認されている。これを大規模な築地塀に伴う寄柱とみることも不可能ではないが、たとえば宮の南面大垣-基底幅は同じく9小尺-には伴っていないことを考慮すると、築地塀ではなく、単廊であった可能性がある。区画施設であるので、外側(東側)柱列を壁としていたものとみられる。このような単廊構造をとる区画施設は平城宮内では稀であり、内裏・大極殿院に近接し、その外構を構成する施設であるがゆえの特殊なあり方であることも考えられる。この区画の東辺に門はなく、北側との区画の間に設定された通路の東端に外郭の東

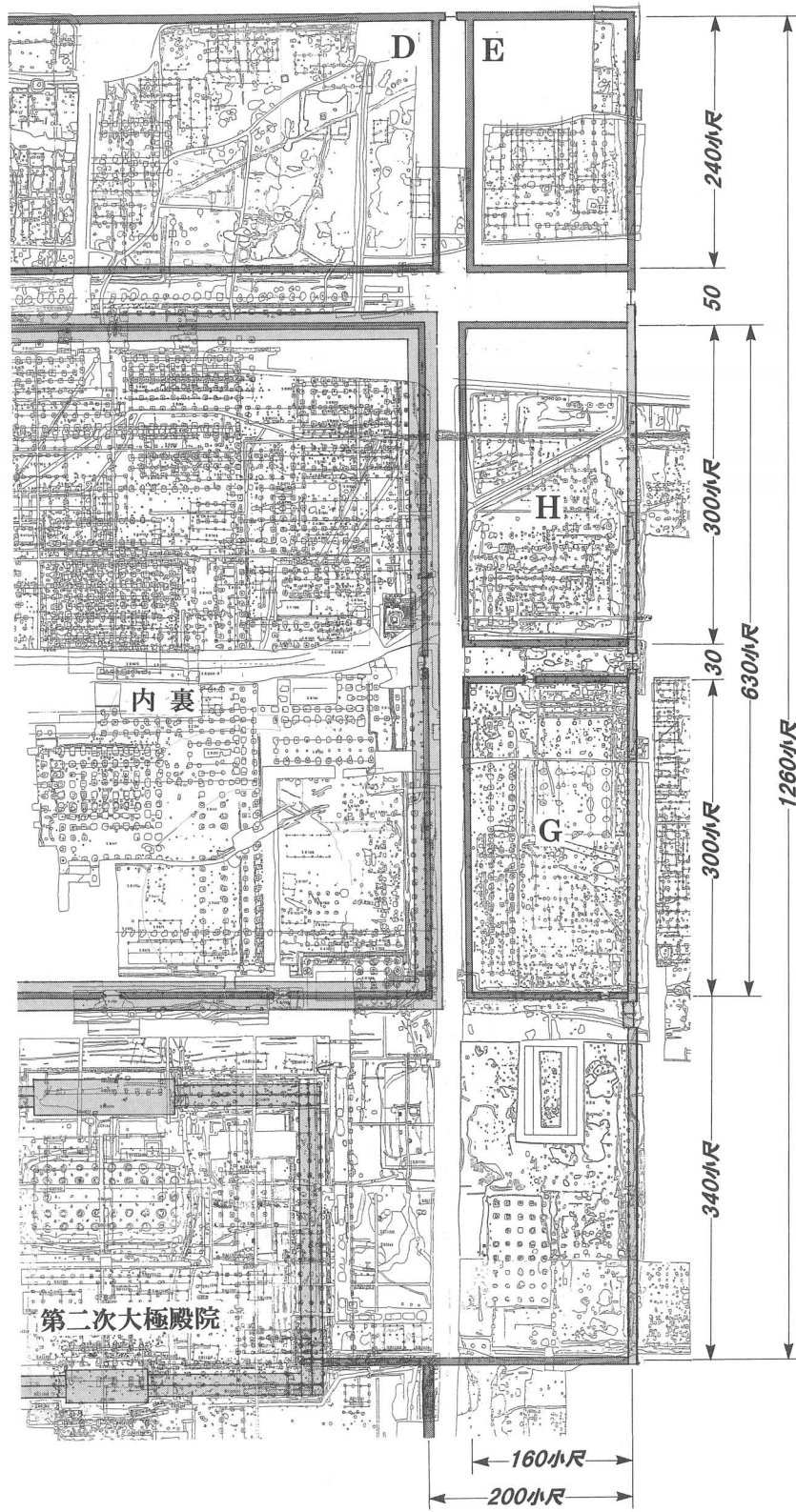


図132 内裏外郭東半部の区画状況 1:2000



辺中門として一間門が設定されている。

区画の規模は、南北については、築地塀心間距離が約88.8mであるので、300小尺〔88.71m〕の設定寸法であったことがわかる。東西方向は東辺を単廊とみると、東(外)側柱筋と西辺築地心の間隔が47.5mあり、160小尺〔47.31m〕に換算できる。かりに東辺が築地塀であったとすると、東西幅は築地心間距離で46.2mほどとなるが、これは156.24小尺であり、完好な間尺の数値とはならない。さらに後述するように、この東辺単廊外側柱の位置は内裏東面築地回廊心のちょうど200小尺東にある。このことから、東辺は築地塀ではなく、単廊構造をとっていたとみることができよう。(この東辺区画は、前項で検討した区画E、つまり「左兵衛府の詰所」が存在した可能性の指摘されている区画の東辺に直線につながる。しかし区画E東辺では小規模な添柱穴が検出されているので、ここでは単廊ではなく、築地塀であったと判断される。そうすると、内裏外郭が単廊構造をとっていたのは、内裏区画の真東にあたる区画G、Fとその南側の、大極殿院の東に位置する部分に限られていたということになる。)

区画内にはおびただしい数の柱穴が検出されているものの、建物群の時期変遷に関する詳細な分析は未だおこなわれていない。かつて報告された中で建物配置が明示されているB期についてみると、区画内の東北に東西廂の付く桁行7間、梁行4間の礎石建物SB4300が中心的建物として配置されている。柱間寸法は報告文では桁行、梁行ともに4.4m等間としており、15小尺〔4.43m〕等間とみることができる。柱間寸法からみても大規模な建造物である。SB4300の東側には桁行12間と9間の南北棟側柱建物が南北に整然と並ぶ。またSB4300の南側には比較的小規模な掘立柱建物東西棟が、西妻通りをそろえて3棟、南北に並立する。区画内に、とくに広場の空間は設定されてなく、建坪密度は高い。

この官衛区画Gの造営時期についての具体的な報告はなされていないが、区画設定寸法からすると、8世紀初頭の平城宮造営当初の主要な区画が、いずれも大尺を造営尺として使用していることを考えると、ここでは小尺でしか説明のつかない寸法が採用されているので、大尺の使用が停止された和銅6年(713)以降に設定された区画であるということができる。

官衛区画Hは区画Gと約10mの間隔を置いて北側にある。発掘調査では西辺、南辺、東辺の区画施設が確認されている。区画G同様、西辺と南辺は築地塀であり、東辺は単廊である。区画内には、図示するように、報告されている限りでの建物配置状況はB期とされる時期のもので、調査範囲の中では5棟の掘立柱建物が確認されているものの、北側が未調査であるので、全容は不明である。

この区画北辺を、図132に示すように、内裏区画施設である複廊回廊の北面の延長上にあるとみれば、区画Gと同じく南北規模は300小尺であったことになる。東西幅も同じく160小尺である。ちなみに、区画Gの南辺築地塀は内裏区画の南面回廊の心と同じ東西線上にあり、区画GとHは内裏の東辺の南北にまったく対称的に配置されていたことが知られる。この二つの官衛の性格については、「東を流れる大溝SD2700の上流に「宮内省」等の墨書土器が出土しており宮内省との関連が考えられる」とされている。内裏に隣接しているという位置的な観点からも首肯できそうではあるが、たとえば平安宮の古図では、宮内省は内裏からかなり離れた場所にあり、まだ実証不十分な段階にあるとみなさざるをえない。

4-5-1-7 〔I〕内裏東外郭東方の官衙区画—「埴積官衙」

前項で検討の対象とした内裏東外郭の東方およそ20mの位置に、宮内の基幹排水路SD2700が真っすぐ南流する。内裏東外郭と、この東大溝と呼び慣わしているSD2700との間の狭い空間には無数の柱穴が検出されている。第172次調査の所見によると、ちょうど官衙区画Gの真東にあたる南北約80mの範囲で、奈良時代の中では合わせて、掘立柱建物19棟、門1棟、掘立柱塀27条<sup>23)</sup>などがあり、A期からD期の4時期にわたって造営が繰り返されている。

東大溝SD2700の東岸から東5m余りに官衙区画Iの西辺区画施設がある。第21次、38次、40次<sup>24)</sup>調査で、ほぼ全域の調査がおこなわれた官衙区画Iについては、上下2層の遺構群があり、東西60数メートル、南北130m近くの縦長の長方形区画であったことが明らかにされている。上層の遺構群の中で、中枢的な位置を占めている建物が埴積基壇をともなっていることから「埴積官衙」と呼び慣わされている。<sup>25)</sup>



図133 「埴積官衙」周辺の遺構状況 1:2000

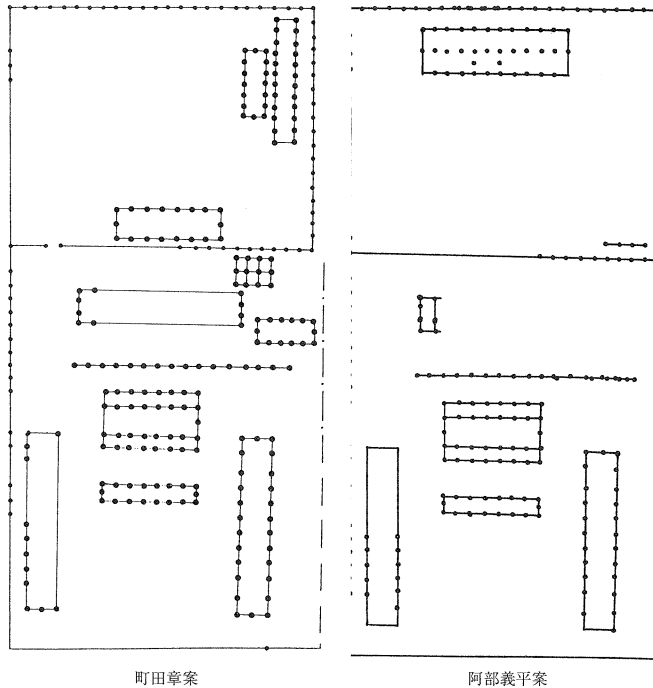


図134 「埴積官衙」下層遺構建物配置案 1:1500

。」と説明されている。いっぽう北部分は「東面築地に開いている門と南部分に通じる門がある。この内側は掘立柱建物で占められ、南部分の建物が存続する間に少なくとも3回の建てかえがある。建物内には掘立柱による棚状の内部施設を持つものが多い。」

この上層遺構を実測図によって計測すると、四周を築地塀で囲まれた区画の南北幅は124mあり、420小尺〔124.20m〕の設定規模であったとみられる。区画内は、南北にちょうど3:5になる位置に東西築地塀SA2746が設けられ、北区と南区に分けられる。東西幅は東西築地塀心間距離で63.9mであり、小尺では216尺ほどとなる。この規模は下層区画施設の位置を踏襲したものであり、後述するように、180大尺〔63.86m〕(=216小尺)であったとみられる。

下層遺構群について、報告文に従えば、A~C期にわけられる最初の時期であるA期の建物群を構成するのは、掘立柱の建物5棟と柵2条であるとされる。発掘区中央に東西棟建物2棟があり、北の南北廂の付く桁行7間の主屋の南に柱通りをそろえた7×2間の東西棟が附属棟として配置される。それらの東南に桁行13間以上の南北棟側柱建物SB5350がある。この建物は梁行3m、桁行柱間は不揃いで、北から2間目と10間目が3.9m、そのほかが2.9mとなっている。主屋の北東側の小規模な東西棟SB4860、4870も同じ下層整地面上にあるので、同時期の造営とみてよい。東辺の柵SA2940は、のちの築地塀SA2746の下層から検出され、SB5400の北側にある東西塀SA4876とつながると説明される。

上記の報告がおこなわれたのは1967年のことであった。ところが、1986年に平城京・平城宮を総説した町田章によれば、「(俗に埴積官衙遺構と呼んでいるところの)遺構は、A~E期の5期にわたっているが、A期が奈良時代初期に属する」とし、「南北約125m(420尺)、東西約65m(220尺)の長方形区画をとり、四周の木塀をめぐる。北から約46mのところを東西にのびる木塀をつくり、東西を南北に2分している。南の区画(南院)は、間口18.8m(7間)、奥行4間(11m)の正殿をおき、その前に同じ間口で奥行2間の前殿をおき、両建物の左右に間口11間

上層遺構群の時期は、報告文では「(四面を築地で囲まれた)一郭は南北125m、東西64mで、正方形を二分した形である。これはさらに北寄り3分の1ほどで築地により南部分と北部分に区分される。南部分では雨落溝や庭、建物の基壇まわりに埴や玉石を多く用いている。南面築地の中央には正門にあたる八脚門、西面築地には西門が開いている。正門をはいると幅2mの舗装された3条の歩道が北へのび、その北端に基壇建物がある。この建物を中心として5棟の基壇建物と井戸が配されている

(34.8m)、奥行2間(6m)の南北棟を配したようである。また、両脇殿の北に南北棟建物がもう1棟建つ可能性がある」と、説明図を併載して説明を施した。<sup>27)</sup>ここであらたに提示されたのは、北側部分をも包摂する区画施設の存在と、正殿の西側に想定した間口11間の南北棟の存在である。説明図にみるように、仮にそうであれば正殿、前殿を北におき、東西の脇殿からなる、南に開くコ字型の建物配置をとっていたということになる。これと同じ年に、阿部義平は、「国庁の類型」を論じる中で、平城宮の埴積官衙下層遺構に注目し、町田同様に東脇殿に対する西脇殿を復元し、この官衙区画が太政官院であり、「正殿・前殿・両脇殿の配置は国庁配置との共通性を有している」という理解を示すに至ったのであった。<sup>28)</sup>

この町田、阿部による下層遺構の西脇殿の想定に対しては、すでに山中敏史による反論が提起されている。<sup>29)</sup>山中は、

- ①「西脇殿」の「東側柱」とされている柱穴は、小さくて不整形の穴が多く、これまでの報告では上層の礎石建物の礎石抜取穴ないし礎石据付穴と解釈されてきた穴である。一方、「西側柱」とされている柱穴は、「東側柱」とされる穴より大型で方形の掘立柱穴である。
- ②「西側柱」列の柱穴は、東西に相對すべき位置からすこしずれている。
- ③東脇殿の柱穴と「西脇殿」の柱穴との間にも、東西に柱位置が揃う関係がない。
- ④「西脇殿」を復元した場合には、その位置は東脇殿に比べて曹司外郭線に近接した位置関係にあることになり、中枢部が埴積官衙の敷地内で片寄った形になる。

という疑問点を列挙し、「このような諸点からみて、「西脇殿」の存在は確定したものとはい

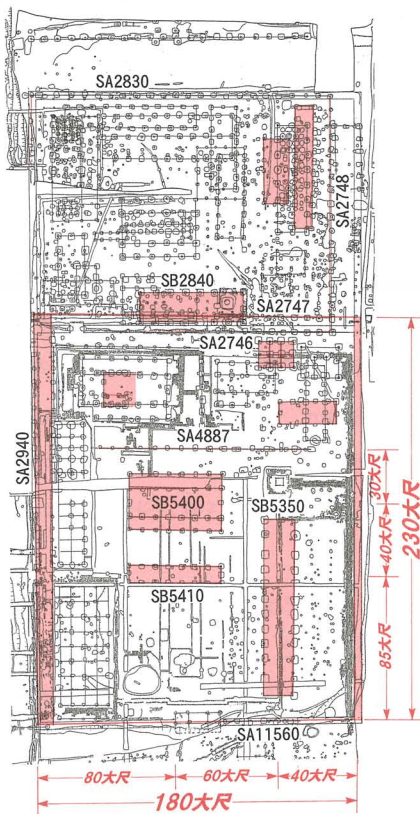


図135 官衙区画I下層遺構 1:1500

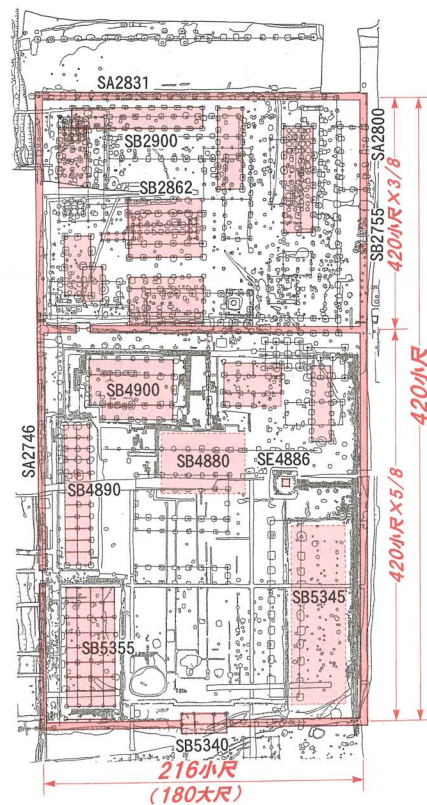


図136 官衙区画I上層遺構 1:1500

がたい。むしろ「西脇殿」の「西側柱」とされている柱の掘りかたは、西辺の塀の柱穴と対になって廊状の建物を構成するか、あるいは単独で南北の塀となる可能性がある」と論じた。山中のいずれの指摘も正鵠を射たものというべきであり、「西脇殿」の存在は疑わしいと判断せざるをえない。しかも、町田、阿部の両案で図示している「西脇殿」の中で、おそらく存在が確実ということを示そうしている黒丸によって表示された柱の位置が、二つの図の間でかなり齟齬している点をも、<sup>30)</sup>「西脇殿」の復元が多分に不安定であることを物語っている。

さて、まず、この埴積官衙下層遺構群の区画施設からみていこう。町田によれば、A から E 期への変遷のうち、最初の A 期には、とくに北側の部分にも掘立柱塀がめぐっていると図示されている。それは阿部図でも同じである、しかし、東面の位置が両図では相違している。いずれが正確であるのかについては、従来公表された調査資料では明らかにしがたいが、図133、135に示した遺構図に基づくと、阿部案は成りがたい。また、町田案についても、造営当初から「北院」としての掘立柱塀による囲郭施設があったかどうか、確証はない。「北院」の形成は 1 時期遅れるとの見方も可能である。その理由は、町田図にも示す「北院」南端の東西棟掘立柱建物 SB2840を横切る位置に長大な掘立柱東西塀 SA2747があり、それが造営当初の南側の建物群を区画する北辺施設と目されるからである。

この東西塀 SA2747から、1983年に実施された第152次調査<sup>30)</sup>でその存在が確認された下層遺構南辺掘立柱塀 SA11560までの距離は81.5m ほどあり、230大尺〔81.60m〕の設定寸法であったとみられ、SA11560、SA2747の設定時期が和銅 6 年 (713) 以前、つまり平城宮造営当初であったとの想定を可能にする。ちなみに、正殿 SB5400の建物中心点は南辺東西塀 SA11560の北44.4 m ほどにあり、125大尺〔44.35m〕、東辺築地心から西に約36m、100大尺の位置に設定されている。また SB5400と東脇殿の心間設定寸法は60大尺〔21.29m〕、SB5400の北にあって、下層区画を南北に二分している東西掘立柱塀 SA4887の位置は SB5400の中心から30大尺〔10.64m〕に設定されているなど、きわめて規格的な配置計画があったことが知られる。なお、この下層区画内に配置された建物は、いずれも上層遺構に比べると造営方位が北で約 1 度西に強く偏しており、下層段階の整地面が南にむかって強く傾斜しているという調査所見も合わせ考えると、上層段階に比較して、粗略な造営状況であったとの印象がある。

下層遺構西辺の区画施設については、1967年の報告文では言及されていないが、町田、阿部両案ともに掘立柱塀を復元している。山中の批判に従えば、「西脇殿」の「東側柱」とされた実在の柱穴列は「西辺の塀の柱穴と対になって廊状の建物を構成するか、あるいは単独で南北の塀となる可能性がある」と指摘されている。図133、135をみるとわかるように、この柱穴列は 3、4 間分は不明ながら、さらに北に続き、前述北辺東西塀 SA2747のそばまで達している。山中の指摘のように、この塀は西辺の南北塀 SA2940とは、一貫して対になっている。この 2 列の柱穴列の間隔は3.3m、11尺である。これを廊状の建物とみるか、単独の南北塀とみるかについてであるが、単廊を構成していたと判断する。その根拠を示す前に、下層区画東辺の施設について検討しておく必要がある。

町田、阿部の示した図では、いずれも東辺は点線で示されている。つまり実態不明と考えているということなのであろう。発掘調査では、その場所は上層遺構の時期の築地塀 SA2800にあたり、「北院」部分では築地塀 SA2800の添柱列や塀に開く一間門 SB2755が検出されている。この



官衙区画Iの東隣には、次項で言及するように、造酒司と考えられる官衙区画Jがある。官衙区画Jの区画施設は、少なくとも、調査された南、北、西辺では奈良時代を通じて築地塀であったことが発掘調査で確認されている。官衙区画IとJの間には、幅員が10mに満たない通路空間が設定されるが、官衙区画Iの下層区画施設を隣接する区画施設に合わせて、築地塀としていた可能性もありうると考えている。それと同様に考えて、前節で検討したように、官衙区画IとはSD2700を挟んで対岸にある内裏東外郭の官衙区画G、Hの東辺区画施設は単廊であり、それに合わせて官衙区画Iの西辺区画施設を単廊としたと想定するのである。もちろん設定寸法のありようから判断すると、設定時期は、大尺が用いられた官衙区画Iのほうが先行するとみることができる。

さらにもう1点指摘を重ねるならば、下層区画の東西規模をみると、西辺単廊の外側つまり西側柱と、東辺築地塀心との間隔が63.9mほどであり、これは180大尺〔63.86m〕となる。南北規模225大尺とはちょうど5:4という簡明な比率になることも勘案すると、上述した下層官衙施設の存在形態に関する想定も、より蓋然性が高まるものと考えられる。

下層区画内の建物群は、したがって、正殿、前殿を同一軸線上に置き、その東側にだけ桁行11間の脇殿を配するという建物配置構造であったことになる。なお、下層、上層遺構群とも、官衙の性格に関しては、かつて、太政官院ないしは太政官曹司と推定されていたむきもあったが、ことに山中敏史の批判的検討を通じて、確証不十分な説としてとらえられており、未だ明確な回答は得られていない。

#### 4-5-1-8 (J)内裏東方の

##### 官衙区画—「造酒司」

前項、官衙Iの東に接している官衙区画<sup>31)</sup>。1964年に実施された第22次調査<sup>31)</sup>によって、調査区内に大型の井戸が2基検出され、その南方の排水路などから出土した木簡や墨書土器の記載内容から、この一郭が宮内省被官の官司で、酒や味噌、醤油などの醸造を担当する造酒司であったと判断されている。造酒司地区に関しての発掘調査は、その後、20数年の中断期間をとおいて、1987年に第182次調査<sup>32)</sup>として、第22次調査

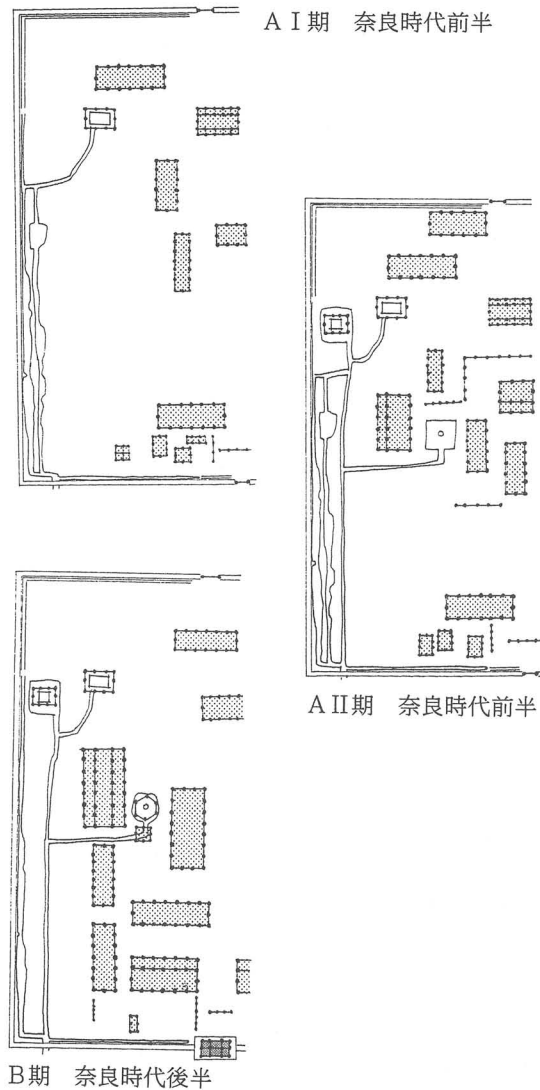


図137 官衙区画J「造酒司」の変遷 1:2000

区の東側の一面について実施され、さらに1990年代の前半期に南側を第241次<sup>33)</sup>、250次<sup>34)</sup>、259次<sup>35)</sup>と、3次の調査を重ね、推定される造酒司の区画の西半部のほぼ全域の遺構状況が明らかにされた。発掘総面積は8220㎡におよぶ。

報告書に従えば、区画内の建物群は大きく奈良時代前半期のA期と、奈良時代後半期のB期の2時期に区分され、A期はさらにAⅠ、AⅡの小期に分けられる。官衙全体を区画する施設は両期ともに、調査された西辺、南辺、北辺では築地塀であった。門については、北辺では、調査範囲の東端近くで、A期には間口2間の門SB13260が、B期には間口1間の棟門SB13261が同じ位置で建て替えられる。南面ではA期は一間門であったが、B期にはやや西に位置をずらして八脚門に建て替える。

区画の規模は南北約125mで、420小尺に復元でき、これは西隣の官衙区画Ⅰ(上層)と同じになる。東西長については「西面築地と奈良時代前半の南門の心々距離は約59m(200尺)、奈良時代後半が約55m(185尺)となる。一方、西面築地と北門では、(東西距離が)約51m(170尺)である。ただし、宮内道路に面している点や、後半の八脚門を考慮すると、南門が主要な門であった可能性が高い。南門を南面築地塀の中心に想定すると奈良時代前半が東西400尺、後半が370尺となるが、築地塀を位置を変えて作り直すとは考えにくい。当初も南門が築地の中心で、(南門の)作り替えに際して若干西にずらしたか、当初から南面370尺で南門の位置がずれていたのを作り替えの際に中心に直したか、ここでは両方の可能性を指摘しておく」と報告書では述べる。

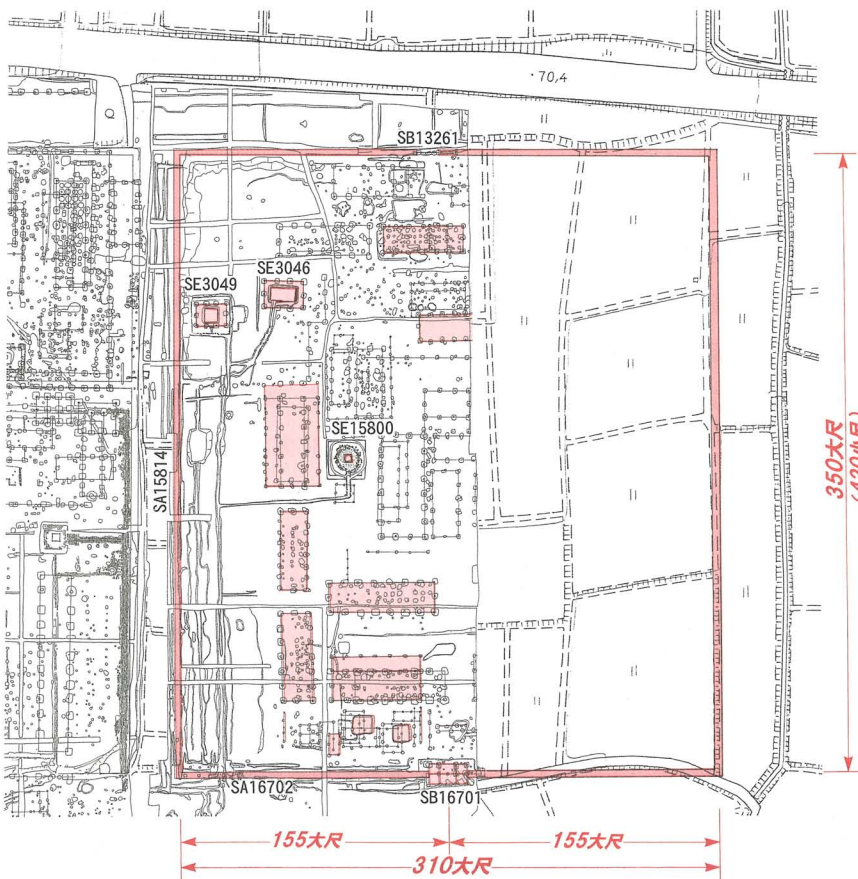


図138 官衙区画J「造酒司」(B期) 1:1500

報告書の記すように、西面築地SA15814と後半期の南門SA16701との心々間距離は55mほどある。報告書ではこれを185(小)尺とするが、そうすると1小尺=0.2973mとなり、やや過長である。これはむしろ大尺の155尺〔54.99m〕とみるべきである。その傍証となる事実関係として、この区画Jの南面築地塀SA16702は遺存地割である水田畦畔に重なる位置にある。遺存地割と平城宮内の区画の関連性については次節で詳説するが、この東

西方向の水田畦畔は、調査範囲のさらに東へと直線状に続き、八脚門心から東55mの位置で北から直線に続く地割線(水田畦畔)に達する。この南北地割線の東には13~15m幅の細長い南北地割列(水田区画列)がある。この部分は、後論するように、北側から続く基幹排水路に伴う地割であると考えられる。おそらく、この基幹排水路は平城宮造営当初に設営されたものとみられ、造酒司である官衙区画Jの東限は、この南北地割線の位置に想定することが妥当であろう。従って、造酒司の区画の東西規模は310大尺(=155大尺×2)〔109.99m〕であったと判断される。そうしてみると、報告書で造酒司の南北規模は420小尺とみなされているが、実長は同じであっても、これを350大尺と表記すべきと考える。東西規模である310大尺が小尺では372尺という、整った数値にならないことから、この官衙区画の設定は大尺で設定されたものであり、設定時期は和銅6年(713)の大尺使用停止以前のことであったと理解できる。

こうして復元される造酒司の区画内の様相をみると、A期には、まず一辺が2.7mの正方形の井戸枳平面規模をもつ大型の井戸SE3049が開鑿され、AⅡ期になるとさらに大きな井戸SE3046(井戸枳平面:5.3m×2.8m)やSE15800(直径1.4mの削り抜き井戸)が隣接した場所につくられる。これらの井戸の場所は後述するように、地形的には谷底部分に立地しており、豊富な水源を求めての占地であったと推定される。建物としては、南門近くの西北方に桁行5間の側柱建物をおき、北半に比較的多くの掘立柱建物を配置する。この時期には南半に広場的な空間が設定されている。B期になると、前記のように、南門が八脚門に整備され、むしろ敷地南半部に大型掘立柱建物が配置され、建物のない空間が北半の井戸の周辺に設定される。A期、B期を通じて、7割前後の数の建物の内部に大型の甕を据え付けた痕跡が確認されているのも、ここが造酒司の現業空間であったことを示す。調査では想定される官衙区画の西半部55%ほどを明らかにしたにすぎなく、正庁あるいは事務部門の施設は、未発掘の東半部にあるものと推定される。

#### 4-5-1-9 [K]東区朝堂院東南方の官衙区画—「(後期)式部省」

本書の主たる検討対象である「兵部省」と、東区朝堂院中軸線(=壬生門中軸線)を挟んで対称的に設定された官衙区画である式部省については、これまで、繰り返しふれてきているが、ここで、兵部省との比較をも合わせながら、概略報告書の記述に依拠して、要点をまとめておく。なお、兵部省に関しては第220次をはじめとして、1990年代に集中的に実施された第222次、229次、235次調査で、<sup>36)</sup>ほぼ全域の遺構状況が判明している。<sup>37)</sup>

式部省と兵部省は、宮南面東門である壬生門の中軸線から130小尺隔てた位置に、それぞれ西辺と東辺の築地塀をおく。また南辺築地塀心の位置は、ともに南面大垣の北45小尺にある。築地塀で囲まれる区画の規模は兵部省の東西長さが実際にはわずかに長い、いずれも築地塀心間距離で250小尺として計画されたものと考えられる。南北規模もまた両者ともに250小尺であり、基本的に正方形の平面構造であった。

区画内の中心建物、正殿の位置は兵部省、式部省ともに、近鉄線路や市道が通っているために、遺構確認が完遂されたとは言い難いものの、限られた形跡をもとにそれぞれの規模が復元されている。正殿は南北廂の付く桁行5間、梁行4間の東西棟礎石建物で、柱間寸法は桁行では12小尺等間(総長=12小尺×5=60小尺)と共通しているが、梁行寸法は兵部省正殿が9小尺



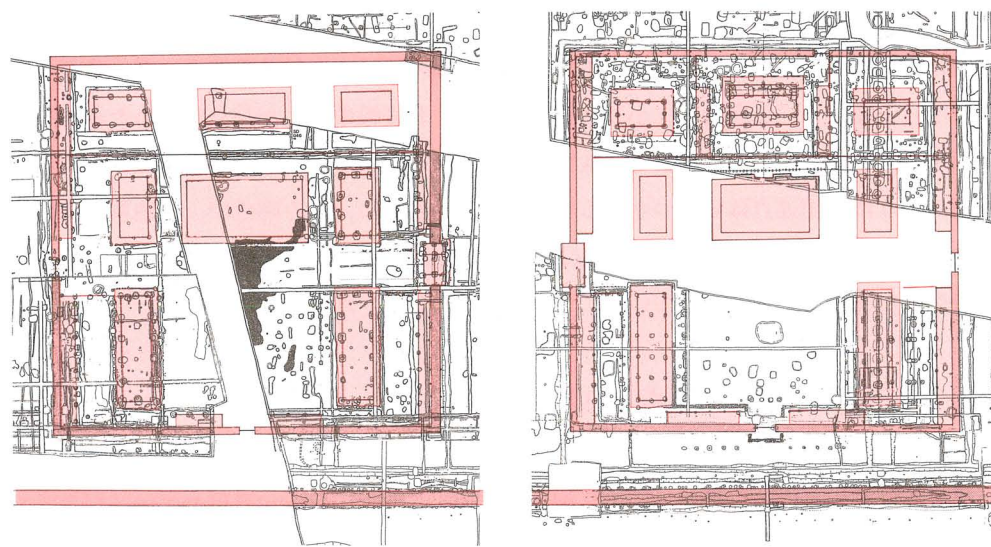


図139 「兵部省」と官衙区画K「式部省」 1：1500

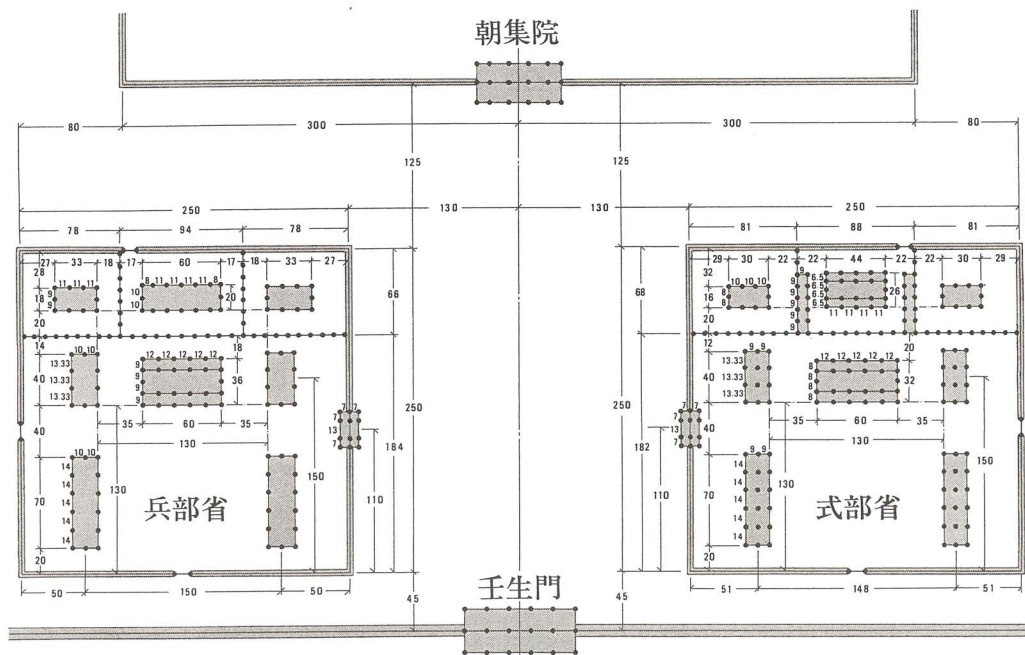


図140 奈良時代後半期の兵部省・式部省の復元（単位は小尺）注40より

等間、式部省正殿が8小尺等間とみられ、兵部省正殿のほうが大きい。

正殿の東西両脇に各2棟の、南北棟礎石建物が脇殿として配置される状況も共通しているが、脇殿のうち北側の第一堂と呼ぶ南北棟の桁行は、兵部省、式部省ともに柱筋を正殿の梁行に合わせているとみられ、そうであれば、兵部省の東西第一堂は兵部省のそれよりも桁行寸法が長く設定されていたと復元できる。

このように、構造上、式部省と兵部省は緊密な関係をもっていたが、共通点とともに、相違点もいくつか認められる。相違点をさらに挙げると、後殿とその左右のありようが大きく異なっている点がある。兵部省では後殿の東西は掘立柱南北塀で閉塞するが、式部省では掘立柱塀は北端の一部だけで、そのほかは9小尺等間の規模で、桁行5間の単廊状の施設で閉塞されている。また、東西の脇殿である第一堂、第二堂も、式部省では総柱形式であり、床構造をとっ

ていたと考えられるのに対して、兵部省ではその形跡は残されていない。さらに、区画施設である築地塀の規模をみると、兵部省の築地塀の基底部の幅は5小尺とみてよいが、式部省添柱間隔は明らかに狭く、基底幅で4小尺と復元される。基底幅の違いが高さを含めた築地塀全体の規模を反映するならば、兵部省の築地塀は式部省のそれよりも大規模であったことになる。

上記のように、相違点はいくつかあるものの、両者ともに、ある時点で、築地塀の内側に片廂廊を付加する（ないしは一部を単廊構造とする）など、ほかの官衙との間ではみられない共通した特徴的な様相を色濃く示している。双子の官衙と評価されるゆえんである<sup>40)</sup>。

#### 4-5-1-10 [L]東区朝堂院東南方の官衙区画

##### —「神祇官西院・神祇官東院」および「(前期)式部省」

前項で検討した式部省の東側に、10m幅ほどの通路空間を挟んで、接続した二つの官衙空間がある。1990年代におこなわれた第222次<sup>41)</sup>、235次<sup>42)</sup>、236次<sup>43)</sup>、273次<sup>44)</sup>、274次<sup>45)</sup>調査を通じて、ほぼ全域の遺構の状況が明かにされた。また東南の一面については、つとに1966年におこなわれた第32次<sup>46)</sup>調査で状況の一端が知られていた。

四周を築地塀で囲まれたこの二つの区画を全体でみると、東西103.6m（350小尺）〔103.50m〕、南北73.5m（250小尺）〔73.93m〕の横長の長方形で、中央やや東寄りの位置に、区画内を東西に二分する南北築地塀SA17535がある。西側の区画の東西幅は58.6m、東側の区画は45.0mあり、西側が200小尺弱、東側が150小尺強という割り振りになっている。北辺、南辺の築地塀の位置は式部省、兵部省と正確にそろえられている。西側の区画内には、中軸線上の南寄りに基壇東西幅が100小尺の礎石建ち東西棟正殿SB14740があり、その西北に礎石建ちであ

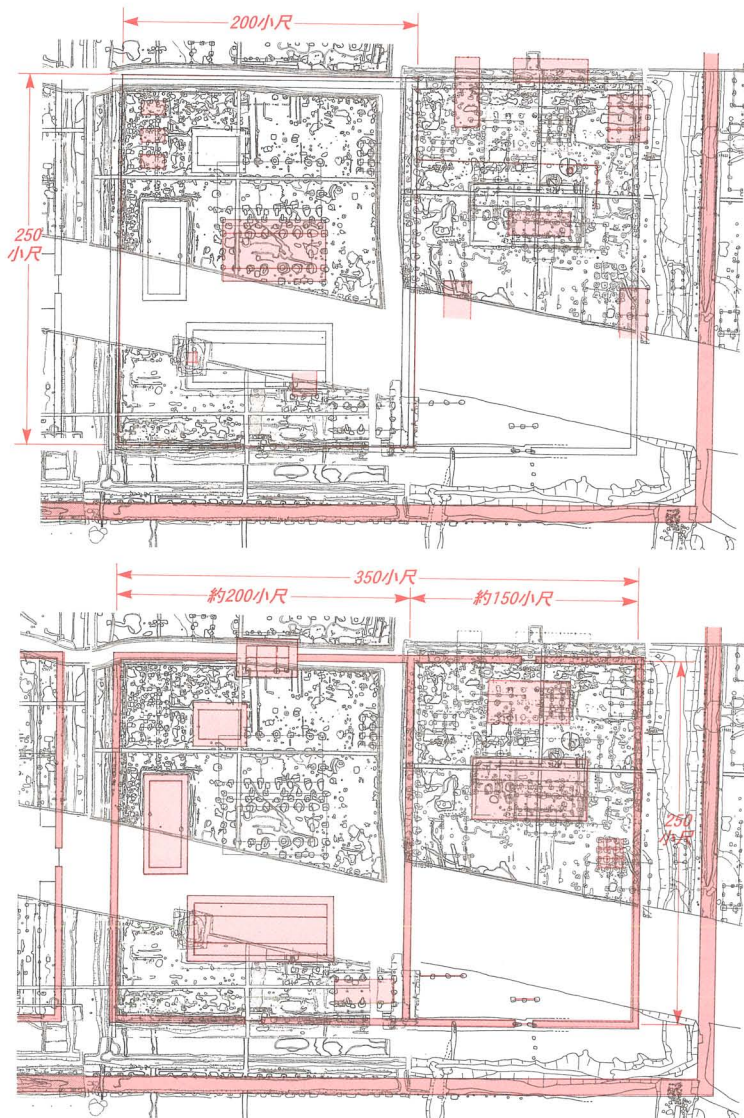


図141 官衙区画L 下層「(前期)式部省」(上)・上層「神祇官」(下) 1:1500

る桁行5間、梁行2間の南北棟SB15442、さらに北側に3×2間の礎石建ち東西棟SB15438を配する。それ以外には、東北隅の3×3間の掘立柱総柱建物 SB15415があるが、区画中央部にあたる広い空間は拳大の礫を敷き詰めた広場としている。区画の北辺中央に3×2間に復元する礎石建ち八脚門 SB15434が開く。この門は式部省や兵部省の正門よりも規模が大きい。いっぽう、区画南辺には一間門 SB14725がある。このことから、この東側の区画は北を正面としていたとみられる。

西側の区画は東側とは逆に、区画内北寄りに正殿、後殿の位置関係で、2棟の礎石建ち建物 SB17500、SB17510があり、正殿 SB17500の南東角近くに3×3間の掘立柱総柱建物が配される。また正殿 SB17500と後殿 SB17510の間に檜材一木の削り抜き井戸 SE17505がある。

さて、この東西二つの区画からなる官衙は神祇官である可能性が強いとされている。その根拠は以下の通りである。

- ①二つの官衙区画が道路を挟まずに門の付属する築地塀1条だけで区画されている。
- ②東側の区画では正殿、後殿とその間の東寄りの位置に井戸が配置されているという、古図にみる平安宮神祇官東院とよく似た建物配置をとっている。
- ③その井戸 SE17505の底から「兵主神社」と書かれた木簡が出土したことなどから、西側の区画が神祇官西院と考えられる。
- ④西側の区画は、平安宮の神祇官西院の南北を逆にした状態の建物配置と酷似しており、また区画のすぐ南を流れる排水路 SD4100から式部省関係の木簡に加えて、神祇官に関わる記載内用をもった木簡や墨書土器が出土しているので神祇官西院であったと判断されるのである。

築地塀で囲まれた神祇官西院と重なる位置で、下層遺構としても一つの官衙区画が確認されている。区画の北辺は現在の水路部分で調査が及んでいないが、西辺、南辺、東辺の区画施設である掘立柱塀は、上層の築地塀よりも東と北にわずかに位置を違えている。区画の中央には四面廂の付く掘立柱東西棟 SB15413 (のちに南に位置をずらして SB15414となる) があり、その南側東寄りに桁行5間とみられる掘立柱南北棟を配するが、その西側に大型の井戸 SE14690の抜き取り穴が確認されている。区画の西北隅付近には桁行3間、総長4.5m、梁行2間、3.0mという小規模な東西棟が3棟南北に並ぶ。

この下層官衙内の井戸 SE14690抜き取り穴から多数の木簡が出土し、その多くが官人の勤務評定に関わる考課木簡であった。伴出した墨書土器に「式部省五口」とあることなどを考慮して、ここが式部省であったと判断されている。木簡の年紀は天平元年(729)と天平3年(731)に限られる。従って、この下層官衙(前期)式部省の存続期間は奈良時代の開始から恭仁京遷都(天平12年:740)までと推定される。

掘立柱塀で囲まれる下層式部省の規模をみると、東西方向は59.2mほどであり、これは200小尺[59.14m]にあたる。南北方向は、この区画自体の北辺塀は確認されていないが、東隣での調査で、その延長部分に一致するとみられる東西塀 SA17480を参考にすると、ほぼ74.0mあり、250小尺[73.93m]の設定寸法であったことがわかる。小尺を区画設定の造営基準尺として使用しているので、この区画の設定は、奈良時代の当初あるいは遷都以前の造都開始段階ではなく、遷都後3年を経過した和銅6年(713)以降のことであったと考えるべきであろう。

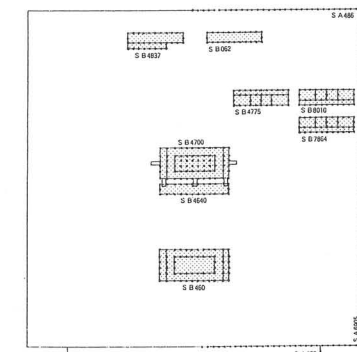


4-5-1-11 [M]内裏東辺の官衙—「内侍司」

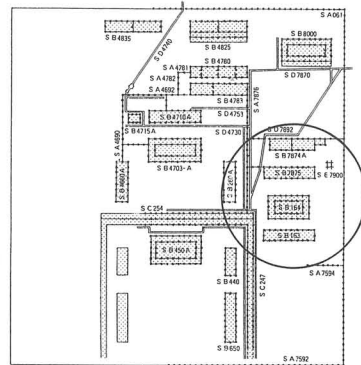
平城宮の内裏は、東区朝堂院の北にあって、奈良時代を通じて同じ場所に営まれ続けた。平城宮創建時から桓武天皇の時代にいたるまでの間、平城宮の内裏は6時期にわたる変遷をたどることが、すでに明らかにされている。<sup>47)</sup>内裏の中央には内裏正殿、東西脇殿を擁する区画とその北に接する御在所正殿を中心とする建物群が営まれる区画とがあり、I期からVI期にいたるまで、様々な変遷をみせる。ところが、それら中央区画と東面回廊の間の東辺中央部分に、II期以降、VI期まで、建物配置にほとんど変化のない一画がある。

内裏東殿舎地区と呼んでいるこの地区は西側を御在所の東区画で、東側を内裏東面築地回廊で限られた東西約45m(150小尺)、南北約70m(約240小尺)の広がりをもつ。この範囲の中に、

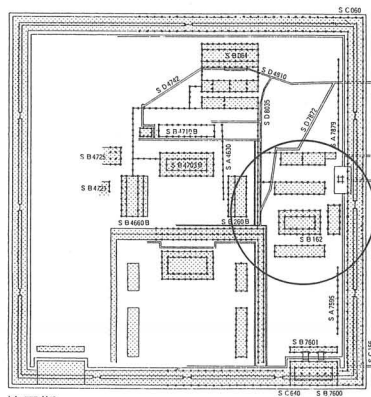
たとえばII期で説明すると、正殿SB164を中心にして、前殿SB163、後殿SB7875とSB7874Aの合計4棟を南北に並列させる。最も北の東西棟SB7874Aの東妻部分には桁行2間、梁行1間の角屋がもうけられており、その中には溝が引き入れられている。また、そのすぐ東南には、内裏東面回廊の一部取り込んで作られた大型の井戸SE7900がある。橋本義則によれば、平安宮にはこの建物群の位置に温明殿があり、そこには内侍所がおかれていたことから、後宮に属する内侍司に関連する官衙であろうとされる。<sup>48)</sup>



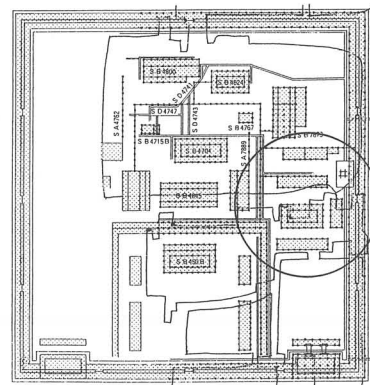
第I期 元明・元正朝(710~724)



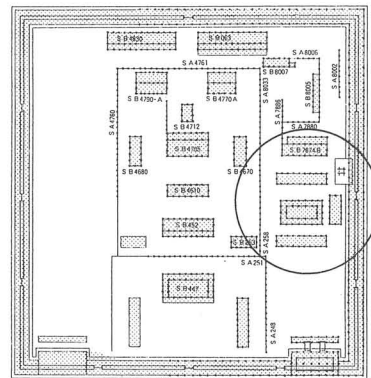
第II期 聖武朝(724~745)



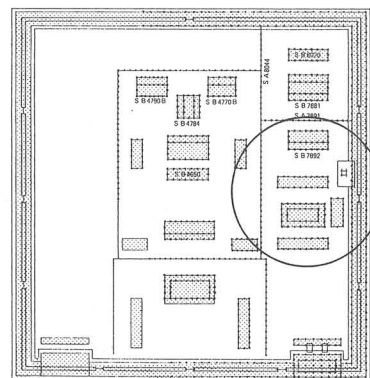
第III期 平城遷都(745)頃~天平宝字4年(760)頃



第IV期 天平宝字4年(760)以降



第V期 光仁朝(770~781)



第VI期 桓武朝(781~784)

図142 内裏地区の変遷と内裏東殿舎地区



表26 平城宮内 官衙地区の規模・規格

	東西規模	南北規模	南辺	東辺	西辺	北辺
A 宮西辺官衙・北：「左馬寮」（第Ⅳ期）	270d(324s)	720d(864s)	T	H(T?)	宮大垣 T	T
B 宮西辺官衙・南：「右馬寮」	270d(324s)	約225m:625d(750s)	H?	H	宮大垣 T	?
C 第一次大極殿・「西宮」北側官衙：「大膳職」	720s：東区330s 西区390s	240s	T	T	?	?
D 内裏北側官衙：「内膳司」	600s：東区360s 西区240s	240s	T	T	T	
E 内裏東北官衙：「左兵衛府の詰所」	150s	240s	T	T	T	T
F 内裏東北方官衙：「皇后宮関連官衙」	174s	180s	T	H	SD?	SD?
G 内裏東外郭官衙・南	160s	300s	T	SC	T	T
H 内裏東外郭官衙・北	160s	(300s)	T	SC	T	?
I 内裏東方官衙：塙積官衙	[下層]180d(216s)	230d(276s)	H	T	SC	H
	[上層]216s(180d)	420s	T	T	T	T
J 内裏東方官衙：「造酒司」	310d(372s)	350d(420s)	T	T	T	T
K 東区朝堂院南方官衙：上層「式部省」	250s	250s	T	T	T	T
L 東区朝堂院南方官衙：上層「神祇官西院・東院」	350s：西院200s 東院150s	250s	T	T	T	T
	下層「式部省」	200s	H	H	H	?
M 内裏東辺官衙：「内侍司」	約240s	約150s	-	内裏 SC	H	SB/H
兵部省	252s	250s	T	T	T	T

\*dは令大尺・sは令小尺・Tは築地塙・Hは掘立柱塙・SDは溝・SCは回廊

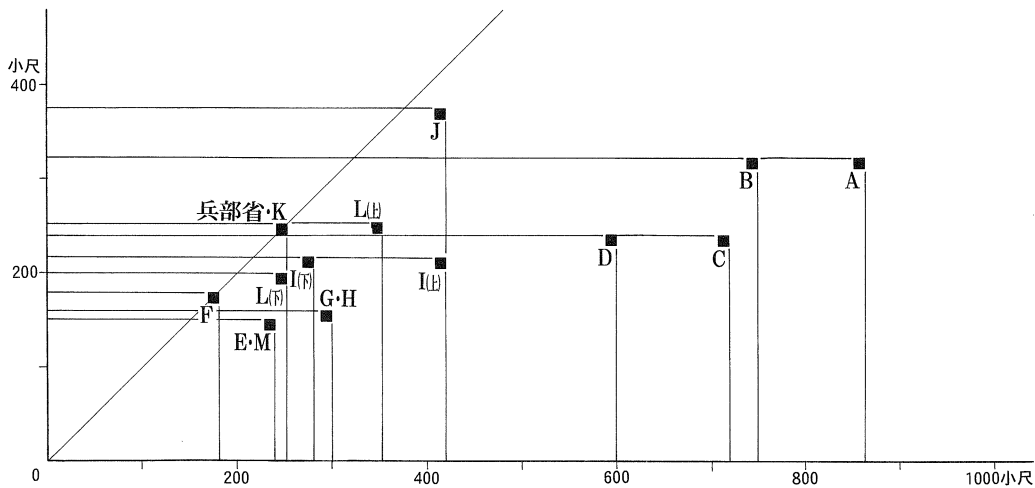


図144 平城宮内 官衙区画の規模

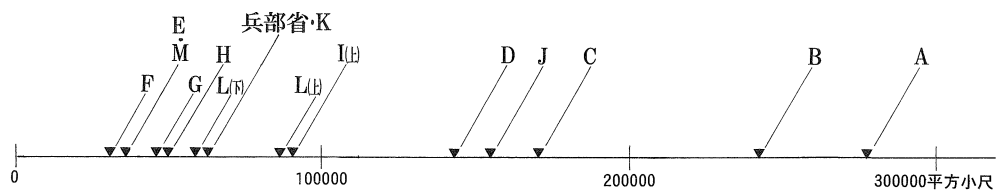


図145 平城宮内 官衙区画の面積

時代の前半期の各官衙区画造営の当初からすでに区画施設は築地塙であり、いっぽう、官衙区画 F や官衙区画 A、B では、奈良時代後半にいたってもなお、区画施設の一部が掘立柱塙であり続けた可能性が強い。

同様に、奈良時代前半期の官衙区画内の建物配置についても、計画的、有機的でないと評価

されるものの、官衛区画I「塙積官衛」下層遺構で示したように、建物配置自体は規格的な設計の形跡が認められ、また、近年の調査事例ではあるが、官衛区画L下層の「式部省」でも、特徴的な建物群のありようが確認される。また長大な建物は奈良時代後半期に至っても、少ない官衛区画に存在するのであり、決して奈良時代前半期特有の状況ではない。区画内の建物の粗密状態に関しては、塙積官衛区画などの事例を除くと、とくに際だった変化を指摘できるような事例は、むしろ無いと評価しておくべきと考える。奈良時代後半期に井戸が設けられるようになるとの指摘も同様であり、これを一般的傾向と判断できるほどの事例の蓄積は無い。

表23や図144、145に示したように、本節で検討したAからMの十数例の官衛区画について、そのありようをみると、きわめて多様であるといわなければならない。区画の規模では、最大の官衛区画Aと最小クラスの区画FやEとの間では、面積にすると8倍の格差がある。区画内部の建物配置についても、むしろそれぞれの区画が特徴的な状況を呈しているというべきであり、安易な概括や類型化を試みるのが困難なほどである。おそらく、それぞれの官衛の果たすべき機能に応じて柔軟かつ周到な配置計画が考慮されていたのであろうと推測することができる。

律令制度下にあつて、太政官、神祇官の二官、八省をはじめとして、寮、司レベルの官衛を入れると、70ほどの数になる。平安宮古図によると、八省院、豊楽院、内裏などを除くと、やはり70近い官衛区画が表現されている。平城宮内でこれまでに発掘調査された、明瞭な区画施設を伴う官衛は、上記のように十数例であり、まだほんの一部にすぎないことを知る。ここでは、それぞれについて改めて概観したにとどまるが、今後、平城宮の官衛の実態を解明し、時代史の上に正しく位置づけるためには、既調査地については、より精緻な事実分析をすすめ、理解を深めるとともに、平城宮各地区についての発掘調査をいっそう進展させて、研究の深化をはかることが求められる。







は約52mある。このSH1850は朱雀門の中軸線すなわち平城宮の中軸線に対して対称ではなく、西側が30mほど、東側が22mほどと、西側に片寄っている。SH1850の設定寸法、設定規格について、今のところ定見はないが、『報告書Ⅸ』<sup>51)</sup>によると、「門内の広場SH1850は後に廃止され、道路の側溝も改修され、東側溝はSD1844、西側溝はSD1944となる」とされる。この両側溝により構成される南北通路は朱雀門中軸線上にあり、側溝間の中心距離は29.3~30.2mを測る。100小尺〔29.57m〕の規模として設定されたとみてよからう(図147-A)。

朱雀門の北248mにある中央区朝堂院南門周辺について行った第119次調査<sup>52)</sup>でも、宮内通路が検出されている(図147-B)。ここでは南門SB9200の造営に伴い、門の北側つまり朝堂院の内側

におよそ24.5m幅つまり下ツ道と同じ幅員規模の南北通路SF9180がつくられる。東側溝SD9178と西側溝SD9174は、しかし、当初は門の南には通じず、門の東西両翼の朝堂院南面掘立柱塀の北に沿う東西溝に接続すると判断されており、朝堂院の南に通じるのは一時期遅れるとされる。

さらに北上して、2004年に実施した朝堂院の北端中央部周辺の第367次調査<sup>53)</sup>でも、下ツ道の東西両側溝が検出されている(図148-C)ので、少なくとも、朝堂院内部では、下ツ道と同位置、同規模の宮内南北通路が設定されていたと想定されるが、その存続時期、南北の接続状況などの点では、まだ不確定な部分が残る。

(第一次)大極殿院の内部の前庭部分では、発掘調査が中軸線以東に限られているので、確定的ではないものの、中軸線近くに南北溝が検出されており、南北通路の東側溝である可能性

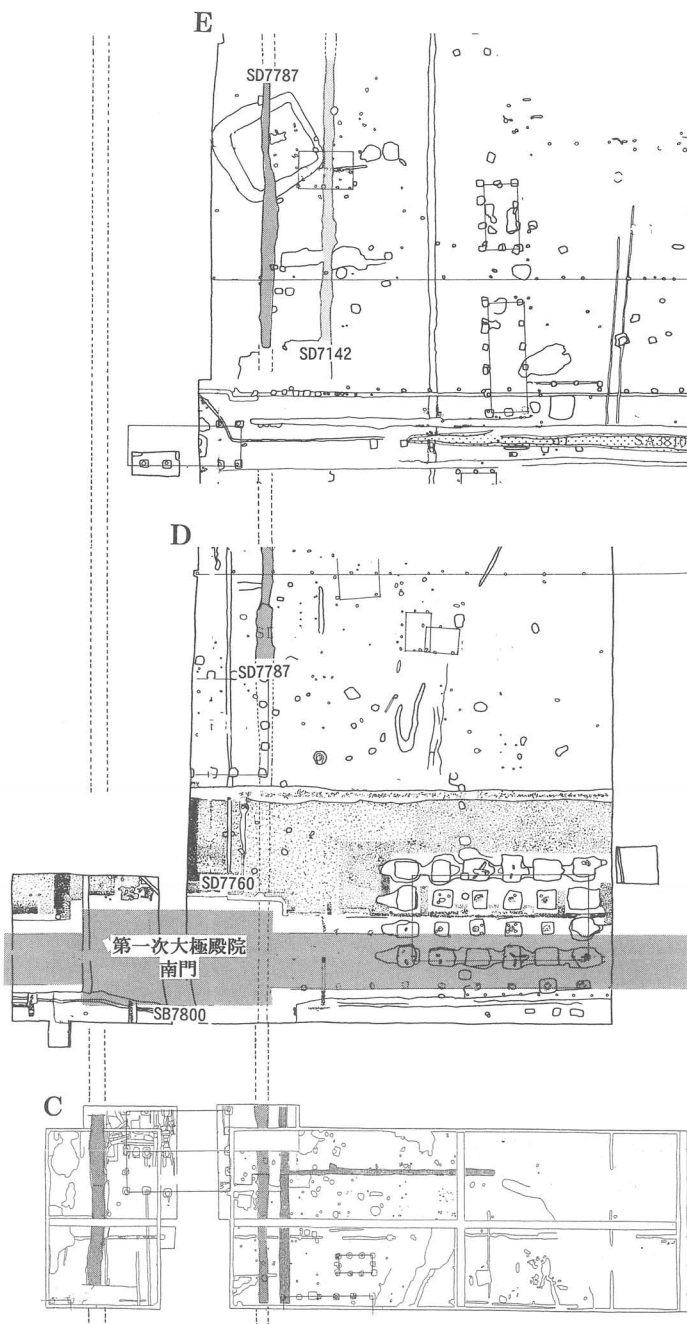


図148 朱雀門内の南北通路遺構〔2〕 1:1000

がある(図148-D)。SD7760は第一次大極殿院南門SB7801の北階段東端の位置からはじまる、幅40cm、深さ10cmの素掘りの南北溝である。『報告書XI』<sup>54)</sup>によれば「この溝は中軸線から東へ6mへだたって」といわれるが、図上で計測すると、むしろ7m強あり、西側に西側溝としての同様の南北溝を想定すると、幅員14m強、40大尺の南北通路を想定することが可能である。そうとすれば、この通路は大尺で設定されているので、和銅6年(713)以前、つまり平城宮造営当初の設定になるものと考えられることができる。

もう1条の南北溝SD7142は大極殿院前庭部分を南北に貫通する素掘りの溝で、幅は1.5m、深さは0.15m。北半ではよく残るが、南半部ではわずかに痕跡をとどめるにすぎない(図148-E)。『報告書XI』では「この溝は中軸線の東18.5m(62尺)に位置し、中軸線の西にも同様の溝を想定するならば、幅37m(125尺)の通路があったことになる」としている。この幅員の規模を126小尺〔37.26m=18.63m×2〕とみれば、平城京条坊道路の中で朱雀大路(210大尺)に次いで大規模に設定されている二条大路(105大尺=210大尺×1/2=126小尺)と同規模であることになり、興味深い。

#### 4-5-2-3 壬生門(宮南面東門)内の南北通路

平城宮南面東門である壬生門SF9500の宮内側での発掘調査でも、門の中軸線上に設定された通路遺構が確認されている。壬生門と朝集殿院南門とをつなぐ形の通路は、本書で報告の対象とした兵部省と式部省の間に通じる南北通路SF14350である。兵部省と式部省の区画間の間隔は前節4-5-1-9でふれたように260小尺〔76.88m〕であるが、その中に南北通路が設定されているのである。

この通路は東西に幅50cm前後の二対の側溝を伴う。それぞれが断続的な状態で検出されているので、全容を断じがたい部分も残るが、中軸線を同じくする広狭二つの通路遺構があることは確かである。遺構の詳細は本書第2章で報告したが、古い方の通路は両側の側溝心間距離で測ると、壬生門近くでは25.2mほどであるが(図149-A)、朝集殿院南門近くになると、約22.5mに狭まっており(図149-B)、全体としては北に行くに従って幅を漸減させている。ほかではみられない特徴的な状況である。設定寸法をあえて推測すると、南端、つまり壬生門の際では85小尺〔24.13m〕に近い。壬生門の規模が宮西面中門である佐伯門ほぼ同じであるとの指摘<sup>55)</sup>に従えば、佐伯門の桁行規模は5間17尺等間と復元<sup>56)</sup>されているので、桁行総長は85尺であり、門前の通路幅と一致していることになる。従って、この両側溝は壬生門基壇の北側で鍵の手に曲折して門基壇をそれる形に設定されている。

いっぽう、この南北通路SF14350は北端つまり朝集殿院南門SB18400の南際付近で狭くなっているのであるが、SB18400については、基壇南北幅が通例よりは広いことが明らかながらも、南辺が未確認であることなどから、ここで問題となる門の桁行規模は総長71尺、74尺、75尺の3案が提示<sup>57)</sup>されているところである。従って、まだ確定的な判断はできないが、南北通路SF14350は北端で約22.5m、76尺〔22.47m〕に近似していることが注意されよう。こうした状況から判断して、この宮内通路は南北でとりつく各門の建物桁行総長に合わせて幅員を設定していた可能性を指摘しておく。ちなみに、壬生門南面に相対する条坊道路は東一坊坊間大路であるが、左京三条つまり壬生門に近い左京三条一坊七坪の東側で行われた第269-5次調査<sup>58)</sup>で、道路

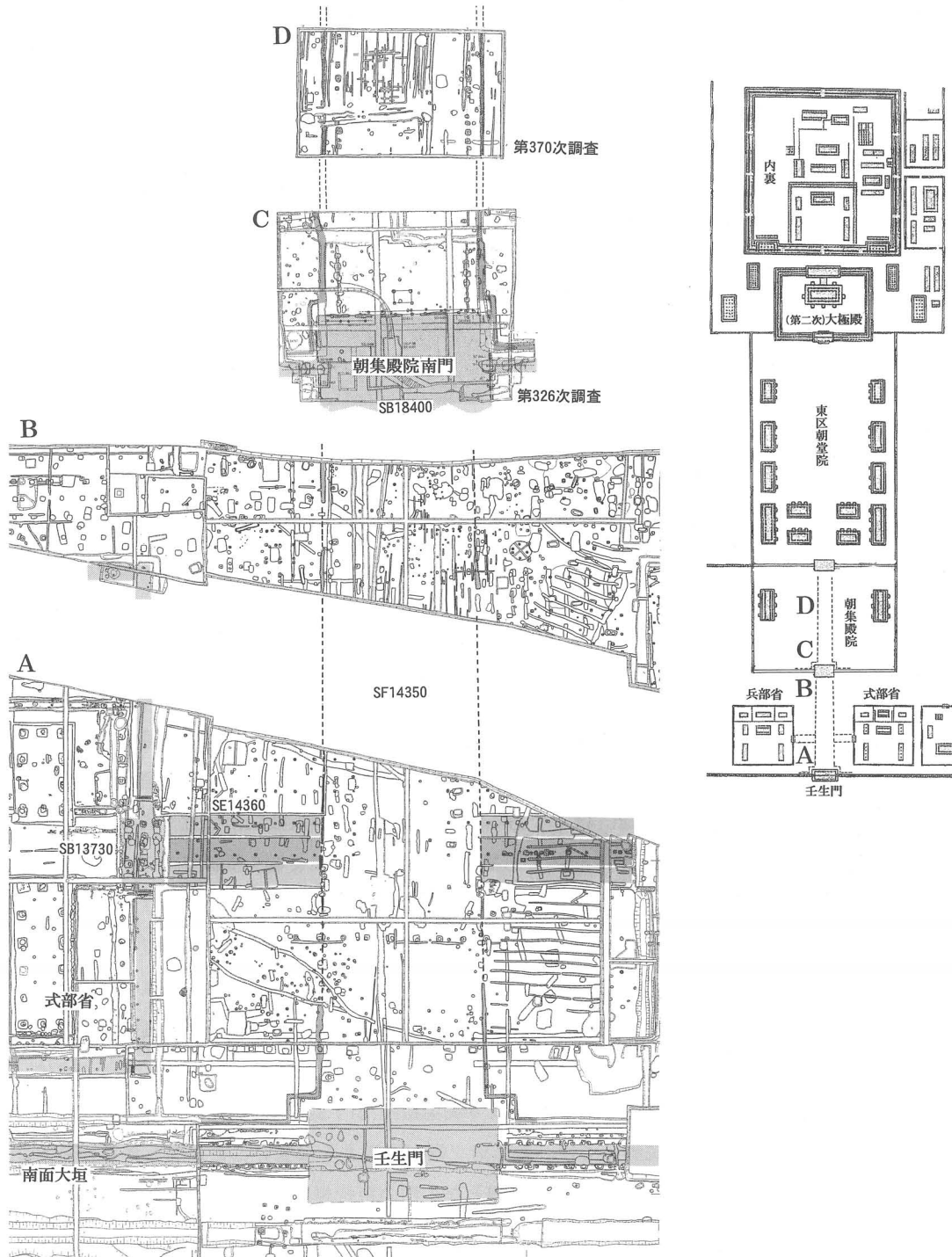


図149 壬生門内の南北通路遺構 1:1000

幅員は東西両側溝心心間の規模で60大尺（72小尺）であったことが確認されている。

壬生門北側の南北通路のうち、新しいほうのSF14350は両側溝間の距離が約31.8mあり、これは一貫してほぼ同規模を保っている。この距離は108小尺であり、壬生門が、西面中門の佐伯門、西面南門の玉手門において推定されている基壇正面幅100小尺と同規模であったならば、東西の側溝を基壇端からそれぞれ4小尺離れた位置に設定したものと考えることができる。

なお、兵部省の正門である東門SB13730、式部省の正門である西門SB14550から南北通路SF14350の位置と直交する形に設定された東西通路が確認されている。兵部省側の通路SF14360で見ると、これも広狭2通りの通路遺構があり、当初の通路幅は南北側溝心心間距離約3.9mで、のちに11.2mほどに拡幅される。当初の通路幅はその時期の兵部省正門であった柱間1間の棟門（柱間13小尺）〔3.84m〕に合わせたものと考えられる。拡幅後の通路は幅員が37小尺ないし38小尺であるが、これは八脚門に改築された門建物の桁行総長が27小尺（7+13+7小尺）であり、これに基壇の出を加えた門基壇幅に合わせた規模であるとみられる。

朝集殿院の内側（北側）でも、中軸線上に設定された南北通路が確認されている。朝集殿院南門のすぐ北側での第326次調査<sup>59)</sup>（図149-C）と、朝集殿院の中央北寄りの第370次調査<sup>60)</sup>（図149-D）で東西両側溝が検出され、側溝心心間は23.7mほどあり、80小尺〔23.66m〕の設定規模であったとみてまちがいない。つまり、この通路の設定は和銅6年（713）以降であったことになる。この南北通路は朝集殿院の中だけにとどまり、北側の区画、東区朝集院内では確認されていない。

#### 4-5-2-4 県犬養門（宮東面中門）内の東西通路

平城宮が東側に張り出す形で形成されている東院地区の東面大垣、これは宮東面大垣でもあるが、平城宮の12の宮城門の一つである県犬養門が、この中央に想定されている<sup>61)</sup>（図159参照）。この門は東面しているので、門を入った先の宮内通路は東西方向をとる。通路の遺構は、県犬養門の推定位置から西200mでの第259次調査<sup>62)</sup>と第154次調査<sup>63)</sup>で確認されている。第259次調査で検出した通路遺構は、前節で検討した官衙区画J（造酒司）に南接する東西通路SF11580である。北辺は造酒司の南辺築地塀SA16702で区切られている。南辺は幅4～5mの東西溝SD11600の南側に約2.2mの間隔をおく2条の東西掘立柱塀（北側：SA16736・南側SA16735・SA16740）があるが、これを築地塀の添柱柱穴列とみると、北辺の築地塀との心心間距離は26.8mほどとなり、75大尺（ないし90小尺）〔復元値26.61m〕の設定寸法を推定できる。

この東西通路SF11580の南寄りの位置に、上述したように東西溝SD11600が西流する。北辺築地塀SA16702の中心からこのSD11600の直線上に遺存する北岸線までは21.2mから21.4mある。おそらく60大尺〔21.29m〕の設定寸法であり、さらにSD11600は溝幅10大尺として設定されたものと復元しうる。この東西通路上には、北辺築地塀SA16702の南雨落溝はあるが、南寄りにあるSD11600に匹敵するような北側溝というべき溝はない。SD11600は西に流れてほどなく向きを南に変える。東側では、おそらく、前節で造酒司の東辺と推定した幅15m前後の細長い南北地割列の位置に想定される南北基幹排水路に接続するものと思われる。この南北排水路は主として宮北方にある大規模な園池である水上池の溢水を流す溝と考えている。また造酒司よりも東側でも、ほぼ同幅の遺存地割列が東西に連続していることから、SF11580は県犬養



門まで通じていると判断される（図146参照）。

SF11580はさらに西に進み、第154次調査区では官衙区画I、塙積官衙の南辺を通じることになる。北辺は塙積官衙の南辺区画施設 SA11560 - 当初は掘立柱東西塙で、のちに築地塙に改作される - で区切られ、南辺は某官衙の北辺築地塙 SA11500で限られる。この某官衙については、区画の北端部分を確認したにとどまり、前節では検討しなかったが、北辺築地塙とその両端で南に曲折する東西辺築地塙を検出している。区画の東西規模は50.4mほどであり、170小尺〔50.27m〕の設定寸法を復元できる。

ここでの東西通路 SF11580の幅員規模は東側の造酒司の南側よりも広く、南・北辺の区画施設間距離で31.9mあり、90大尺〔31.93m〕という設定寸法であったとみる。路面上にはとくに側溝らしき東西溝遺構は検出していない。SF11580は、南北辺の官衙区画を西に過ぎた地点で南北溝 SD2700に達する。SD2700は内裏とその東方に展開する塙積官衙との間を流れる基幹排水路であるが、SF11580から西へ渡るための木橋 SX11505が設けられている。この橋を渡るとその先は内裏外郭に至る。橋の西正面に、前節で言及した官衙区画Gの南側に開く東面する八

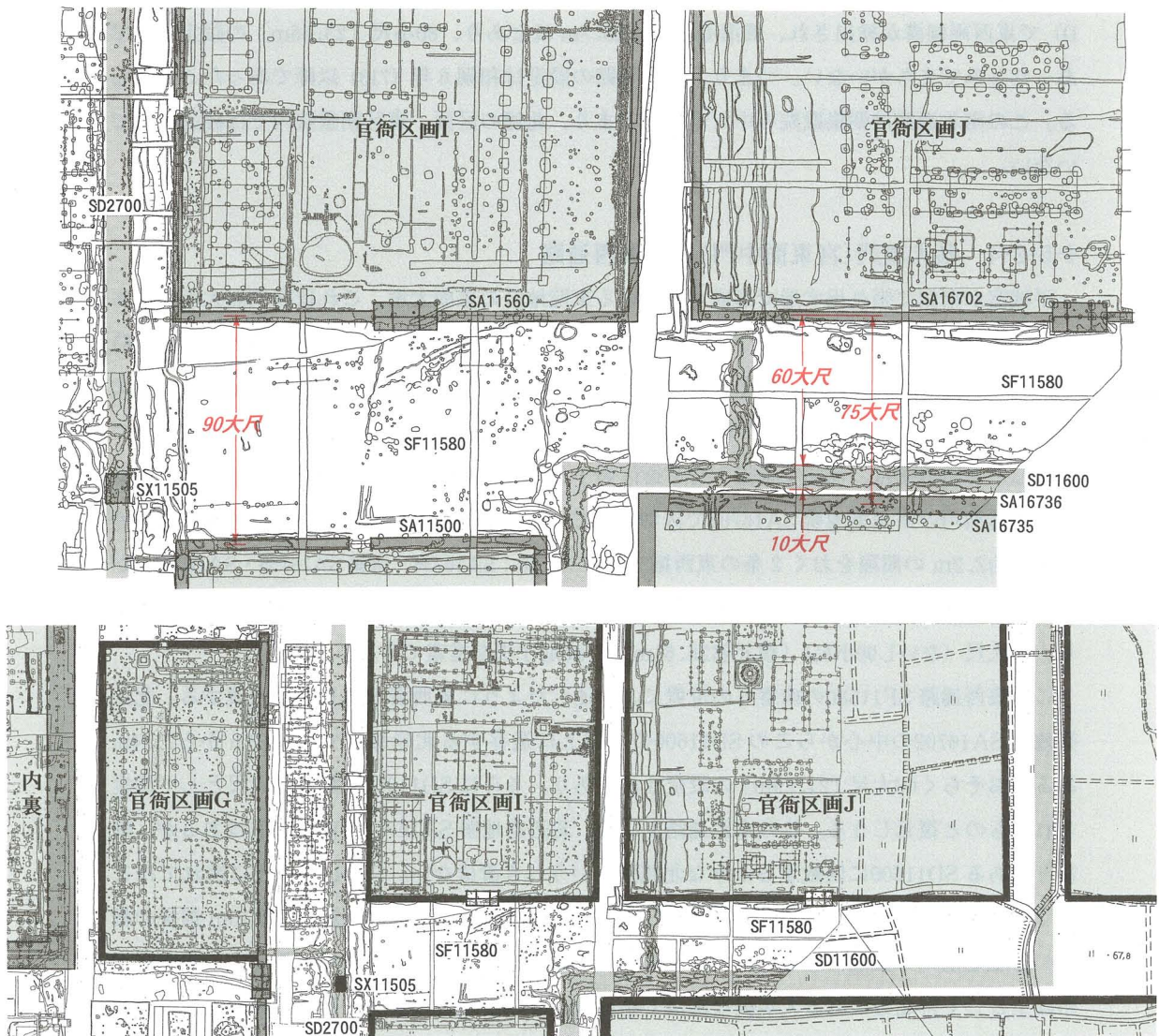


図150 県犬養門（宮東面中門）内の東西通路遺構

脚門 SB4215が位置する。そこから西に進むと、内裏を圍繞する複廊回廊基壇の東南角に至る。従って、宮東面中門である県犬養門にはじまる宮内東西通路は、幅員を変じさせながらも、真っすぐに内裏外郭東側の門に通じる形で設定されたものであったことがわかる。

#### 4-5-2-5 官衙等区画間の小規模通路

##### 4-5-2-5-1 内裏外郭周辺の小規模道路

内裏外郭内の官衙区画については前節で検討したところであるが、ここではそれらの区画と区画の間に設定されている通路状空間について言及する。通路状空間とあえて表現するのは、果たしてそこが通路としての一般的な機能を果たすべき空間として設定されたのであるかどうか判断しがたい部分が残るからである。内裏外郭の中にあつての通路についての理解を容易にするために、まず全体の区画配置計画の復元を試みる（図151）。

平城宮南面東門である壬生門の北方に、奈良時代を通じて同じ場所に営まれた内裏は、造営当初の第Ⅰ期は500大尺（=600小尺）四方の正方形の区画として設定されるが、第Ⅱ期になると北辺を30小尺南に移動し、南辺を60小尺南に移す。つごう30小尺南北幅が広まり、東西600小尺、南北630小尺の、やや縦長の方形の区画として、区画施設はそれまでの掘立柱塀から、第Ⅲ期以降、築地回廊に作り替えられるが、以後奈良時代の終末まで同位置、同規模の区画として維持される。

内裏を巡る外郭施設は北側と東側にあり、東辺はいずれも築地塀ないし単廊としての区画の南北端が発掘調査で確認されており、総長1260小尺（=1050大尺）〔372.54m〕の設定規模であることが明かにされている。内裏区画の南北規模630小尺のちょうど2倍である。東辺ではそこに北から官衙区画 E、H、G が並置される。区画の規模に関しては、すでに述べたように東西／南北の設定寸法でいうと、区画 E が150小尺／240小尺、H と G は同規模であり、160小尺／300小尺と復元される。区画 H の北辺は現市道下にあり、確認されていないが、内裏北面築地回廊心と一致しているとみれば、E、H 間に想定される東西通路幅は50小尺であったことになる。また H と G 区画の間の東西通路幅は30小尺の設定寸法が復元される。さらに、H、G 区画の西辺と内裏東面築地回廊との間隔は40小尺〔11.83m〕であったことがわかる（図131・132）。

設計企画上の寸法は上記の通りであるが、しかし、実際の通路空間の幅は、より狭いとみなければならない。たとえば区画 H、G と内裏東面築地回廊 SC156 を例に挙げると、この SC156 は中軸に基底幅 6 小尺〔1.77m〕の築地があり、その両側に廊部分をつくる複廊回廊である（図153）。柱間寸法は桁行、梁行ともに13小尺であり、回廊基壇西側面の西側柱心からの基壇の出は6.5尺ある。つまりこの複廊の基壇幅は39小尺（=6.5+13+13+6.5小尺）〔11.53m〕であり、さらにその外側に凝灰岩切石を組んだ幅70cmの雨落溝が設けられる。従って、回廊心から東側雨落溝東辺までは6.47m（11.53/2+0.7m）あり、通路の実質幅をもとめるには、40小尺から6.47mを減じなければならない。加えてこの通路空間の東辺は区画 G、H の西辺築地塀であるが、この築地塀の規模は築地基底部で測ると6小尺ほどとみられるので、その半分3小尺〔0.89m〕も差し引く必要がある。この築地塀の雨落溝の有無については不明であるが、一応度外視しても、内裏と東に接する官衙区画との間の空間幅は4.47m すなわちほぼ15小尺であり、平城京内の条坊道路の中で、最小規模の規格である20小尺幅の小路で想定されている路面幅（15小尺）

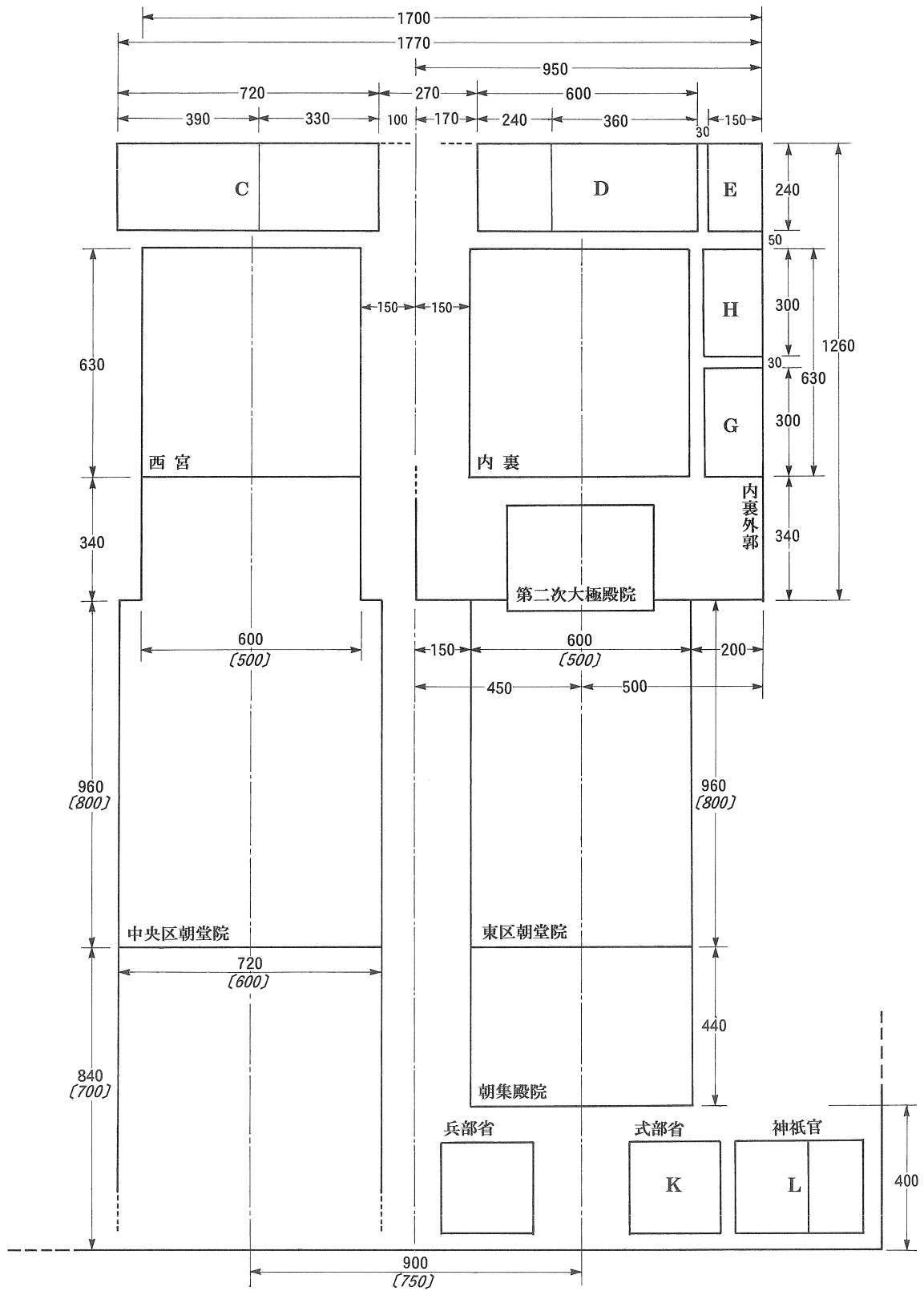


図151 平城宮中枢部周辺の区画設定規格 (単位は小尺)



と同じであったことになる。平城宮の最も中枢にある内裏区画を縁取る空間としては、たとえば平安宮での内裏と東側の官衙区画との間隔が15丈、150尺であったことに比べると、あまりに狭隘である。このことは、内裏北面において区画D-内膳司かと想定されている一との間の東西通路の幅がここよりも10小尺広く設定されていることを考慮すれば、内裏と区画G、Hの、より密接な関係を反映しているとも評価することもできよう。

#### 4-5-2-5-2 そのほかの区画間小規模通路

官衙区画I（埴積官衙）およびJ（造酒司）の南辺に通じる東西幹線通路についてはすでに検討したが、IとJ区画の間にも通路が設置されている。西辺を区画Iの東辺築地塀で、東辺を区画Jの西辺築地塀で区切られ、設定幅は25大尺（=30小尺）〔8.87m〕である。

次に、東区朝堂院東南方にある官衙区画K（上層兵部省）と東隣の区画L（上層神祇官）の間に築地塀で挟まれた南北通路が設定されている。築地塀心間距離で40小尺〔11.83m〕あるが、ここでは通路の両側に、築地塀の雨落溝としては幅広

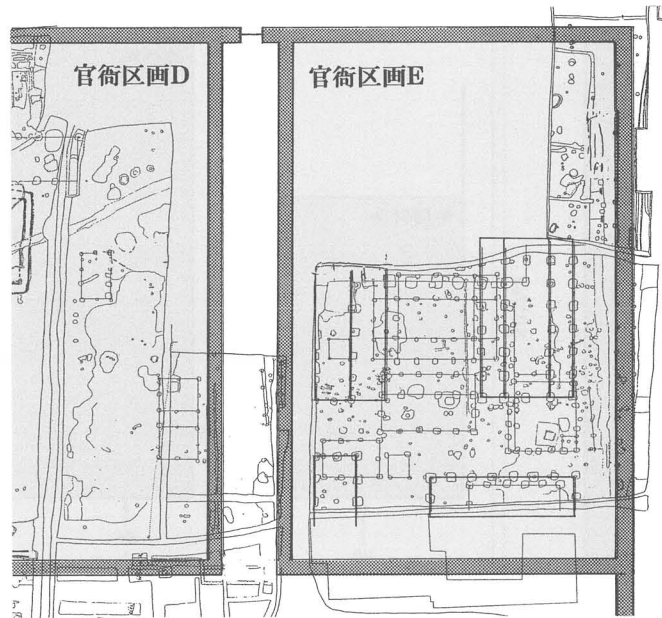


図152 官衙区画D・E間の南北通路 1:1000

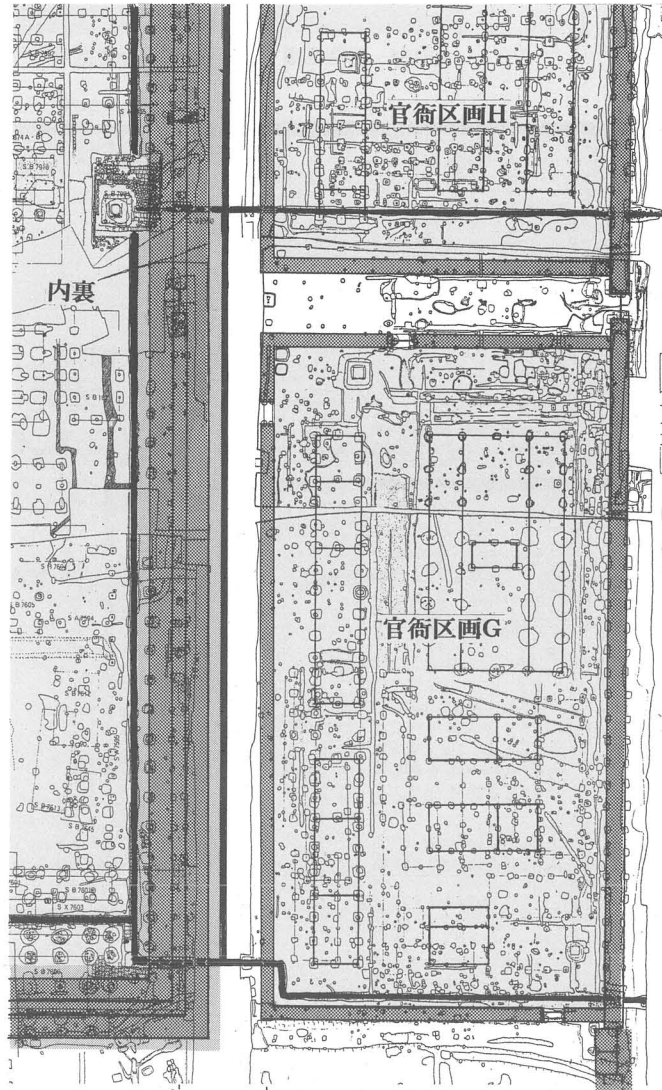


図153 官衙区画G・Hと内裏周辺の通路 1:1000

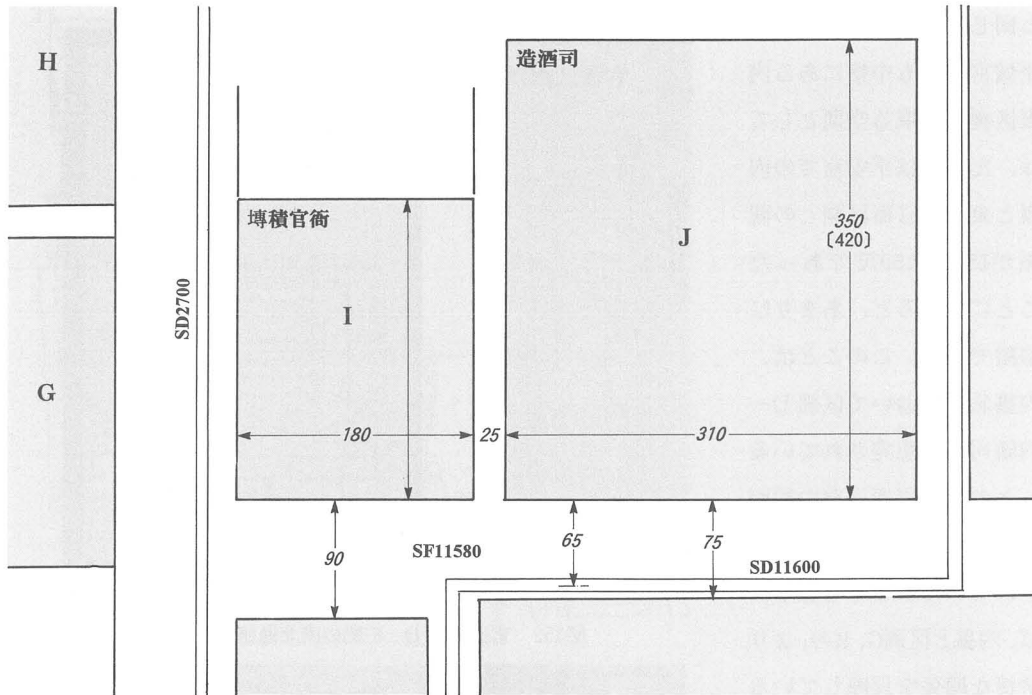


図154 官衙区画 I・J 周辺の区画設定規格 (単位は大尺)

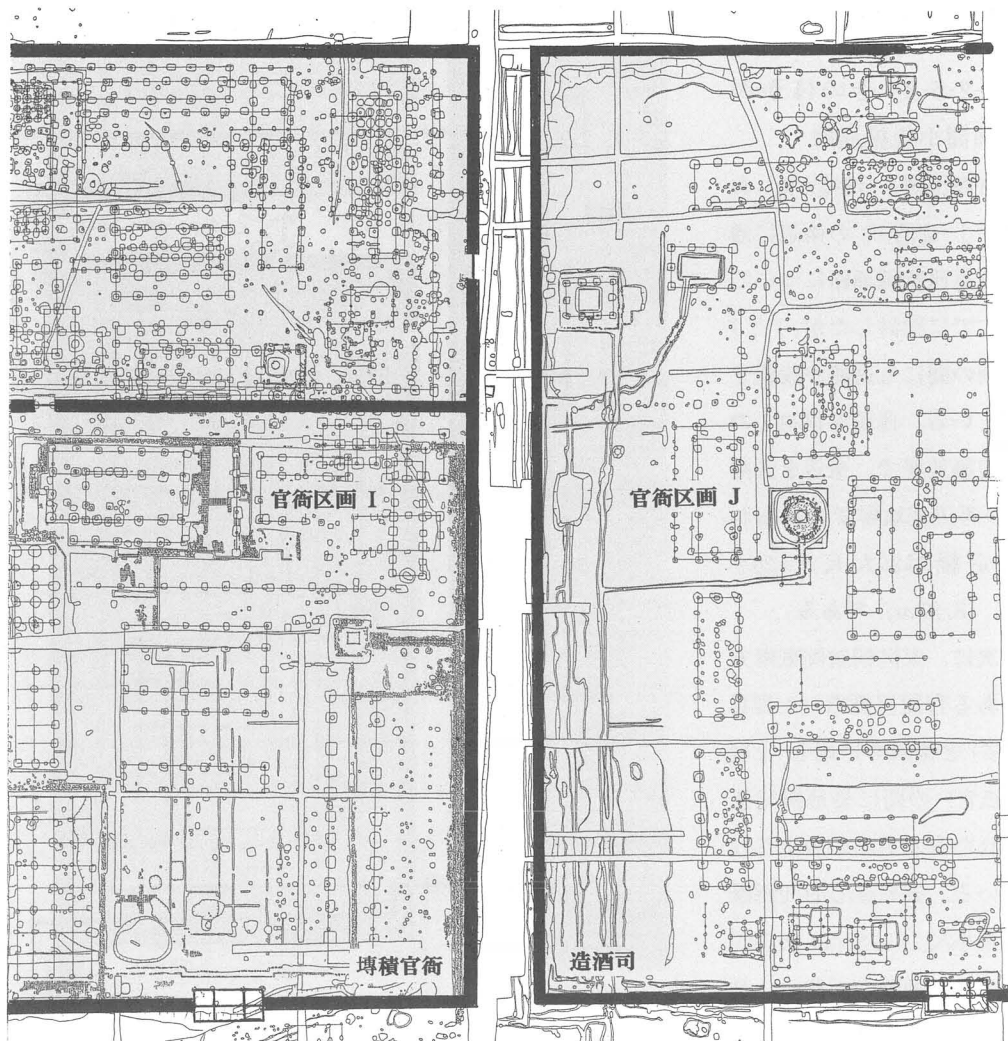


図155 官衙区画 I「博積官衙」・J「造酒司」間の南北通路 1:1000

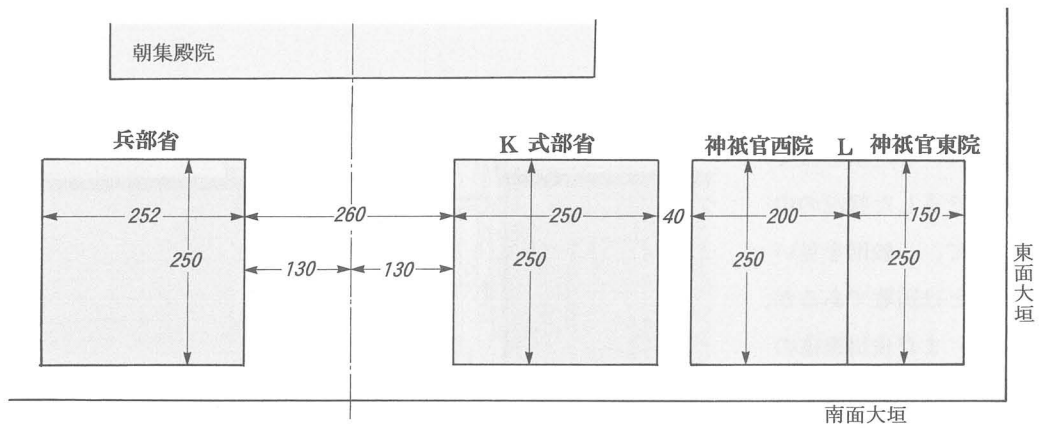


図156 東区朝堂院東南方の官衙区画設定規格 (単位は小尺)

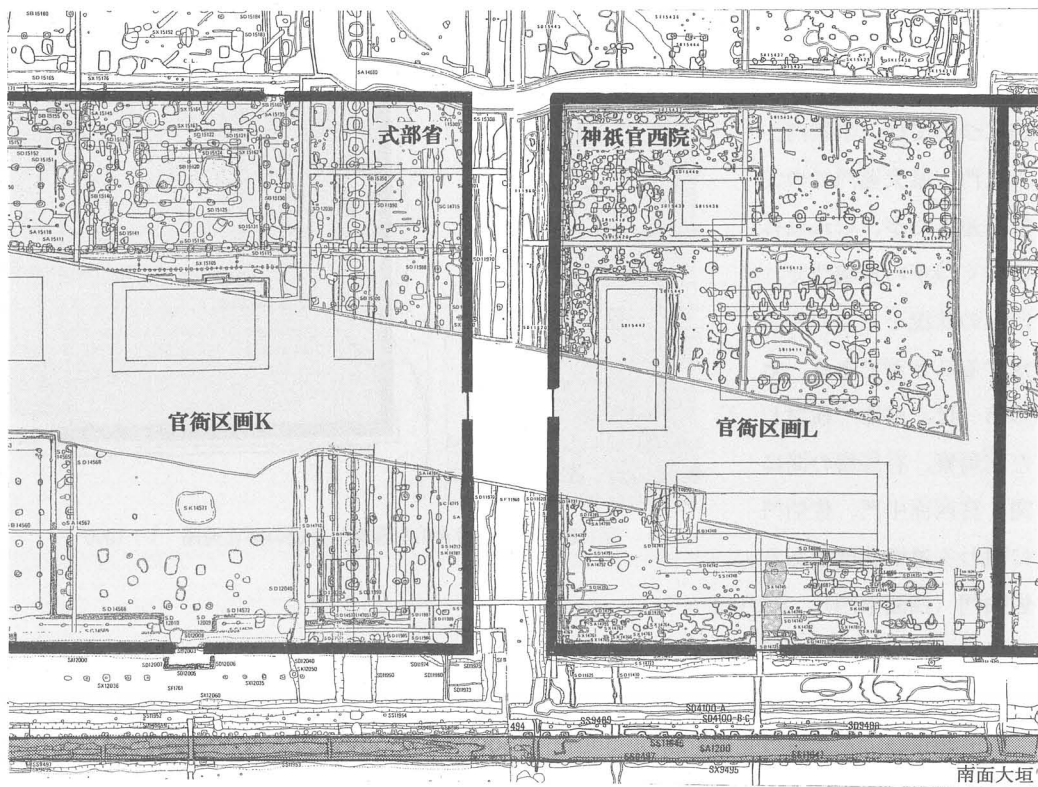


図157 官衙区画K「式部省」・L「神祇官西院」間の南北通路 1：1000

の側溝が伴う。両側溝ともに幅は2.5から3mあり、築地塀の基底部際を南流する。遺構検出面での路面幅は4m弱である。

もう1ヵ所、区画間に設定された通路が確認されている。官衙区画Aとした左馬寮の北半部で、東に隣接する西池宮かとも推定されている宮殿区画との間に設定された幅16.0mの南北通路であり、45大尺 (=54小尺) [15.97m] の寸法にあたる。

4-5-2-6 平城宮内の通路—小結—

平城宮内の通路に関する調査事例は、以上にみたように、まだ限られている。そうした状況の中にあつて、一般則を見いだすことは困難であるが、ここで、まだ検出遺構の確定的な評価が完遂されていない数カ所での事例を補足するとともに、いくつかの問題点を指摘しておこう。

宮城門に直接関わる通路については、朱雀門、壬生門、県犬養門での実態を述べたが、それ以外のいくつかの宮城門で、門内の状況がある程度想定することができる。その第一は、前節で検討した左馬寮、右馬寮の間に開く宮西面中門、佐伯門に関わる遺構状況である。

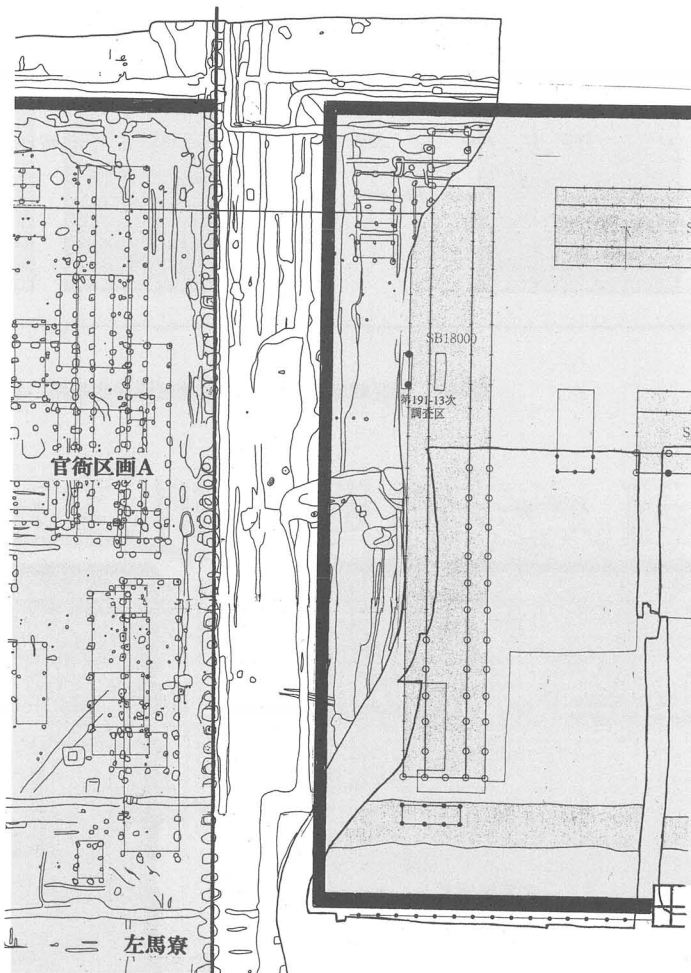


図158 官衙区画A「左馬寮」東辺の南北通路 1:1000

佐伯門（西面中門）すでに4-5-1-2で言及したように、佐伯門SB3600内では明確な通路遺構は検出<sup>65)</sup>されていない。左馬寮の東辺を限る南北堀 SA5950（奈良時代末期には築地堀に改修されると報告されているが、掘立柱堀のままであった可能性のあることは指摘した。いずれにしても、その南端の位置は佐伯門の東西方向の中軸線の北わずか4.2mほどにあり、佐伯門からはじまる宮内通路が設定されていたとしても、その幅は8m内外であったと想定しなければならないし、

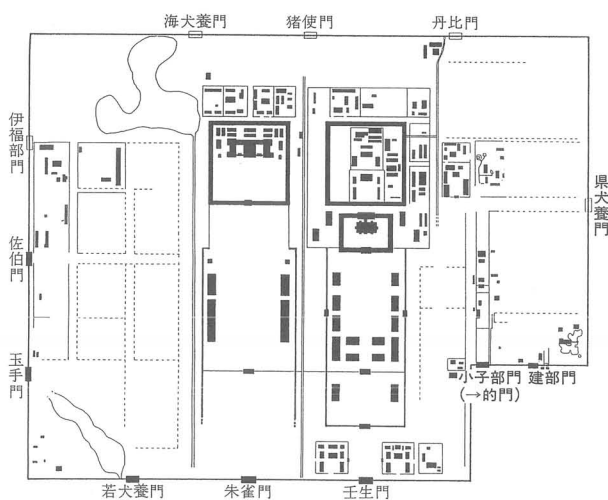


図159 渡辺晃宏による平城宮宮城門比定図

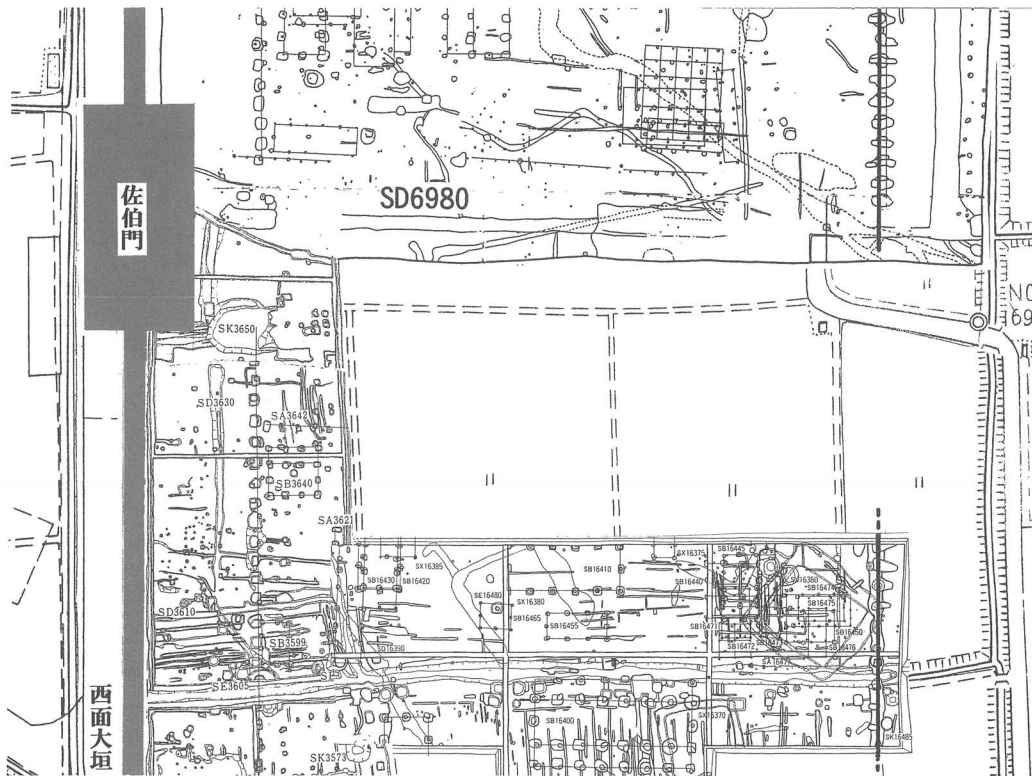


図160 佐伯門周辺遺構図 1:1000

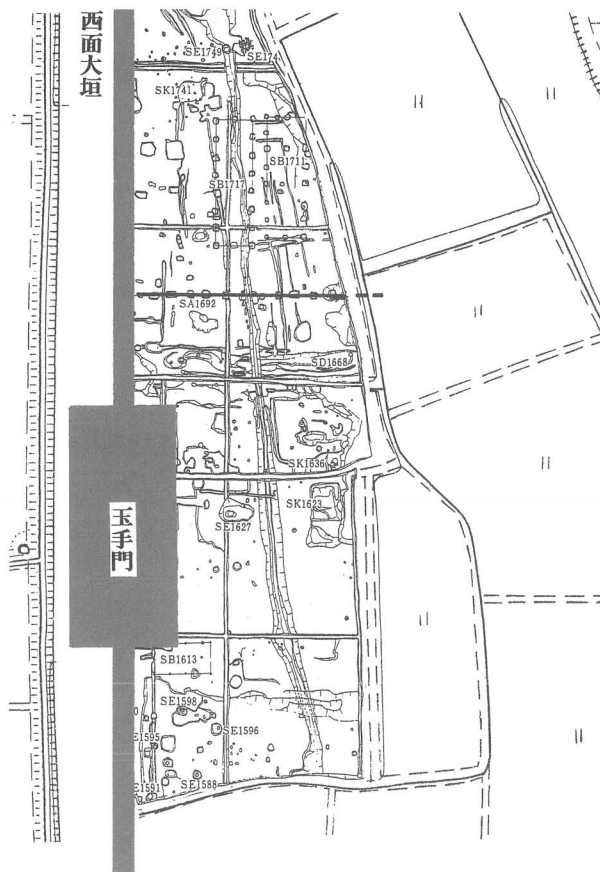


図161 玉手門周辺遺構図 1:1000

また周辺の遺構遺存状況を考慮すれば宮内東西通路に関わる何らかの形跡が残されていてしかるべきであるにもかかわらず、ない。佐伯門内の南半部については発掘調査が行われていないが、北半部でみる限り、門を入れて東に90mほどまでの範囲に建物などのあった形跡はみとめられていない。あるいは区画施設を伴わない通路的空間があったということも考えられる。その南北に設定された広大な敷地を占める左右馬寮の果たすべき機能と関連する状況であるのかもしれない。つまり左馬寮の場合その南辺を、右馬寮の場合、北辺を区画施設のない開放状態にしておいた可能性を指摘しておく。

伊福部門（西面北門）同様に、宮西面北門、伊福部門内の状況も、すでにみたように、想定される門の中軸



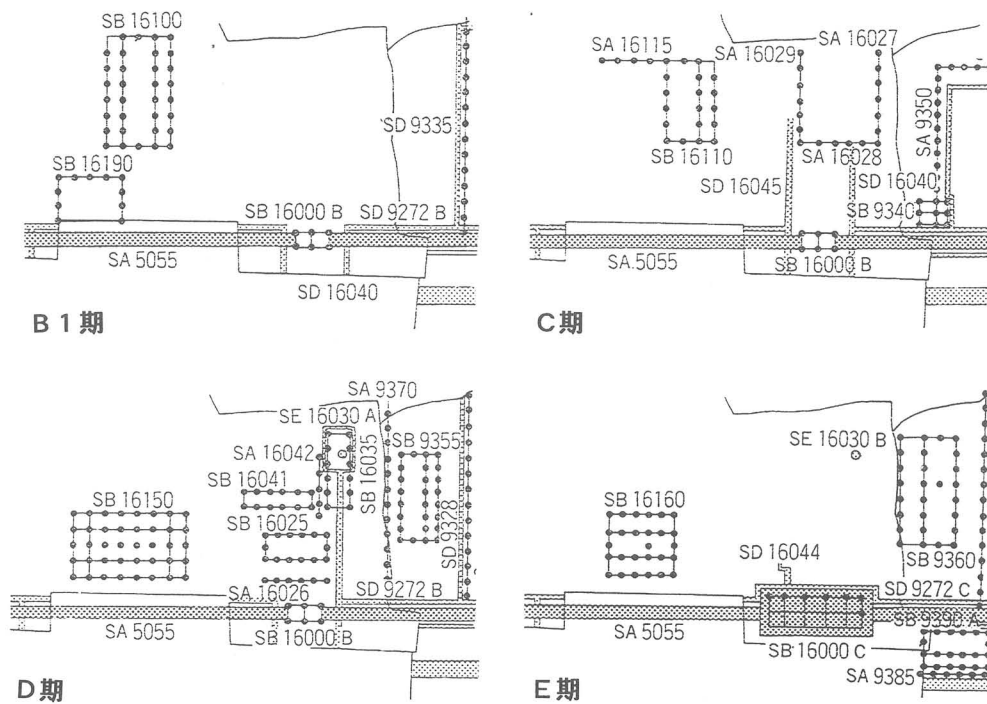


図162 建部門周辺の遺構変遷図

線上に左馬寮の北辺築地塀SA6475が位置しており、少なくとも門の東30m余りの場所までこの東西築地塀が東から続いていることが確認されている。

玉手門（西面南門） 宮西面南門、玉手門SB1616については第15次調査で門基壇と南側にとり

つく築地塀 SA1600の堀り込み地業が確認されている<sup>66)</sup>。

ここでも門内に宮内東西通路の存在を明示する側溝などの施設は検出されていない。門基壇北端の北約14.6mの位置に、おそらく宮西面大垣にとりつく東西掘立柱塀SA1692がある。かりにこれが宮内通路の北辺を画する施設であるとする、門中軸線で折り返せば、通路空間の南北幅は29.2mとなり、ほぼ100小尺であったと推定することができるが、もっかのところ確証はない。ただし、門の東側25mほどの、この南北100

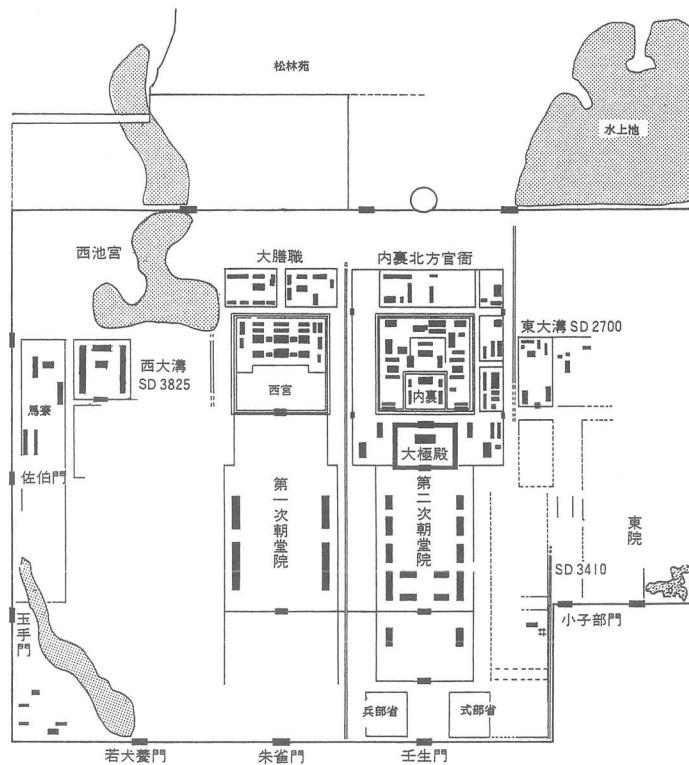


図163 金子裕之による「平城宮の園林」

小尺幅の範囲には建物などの建造物の痕跡は残されていない。

なお、玉手門の宮内側東方30～40mには、旧秋篠川流路跡の地割が残っている。この遺存地割は宮南面西門である若犬養門の北まで続くもので、金子裕之によれば、『続日本紀』天平宝字6年(762)などにみる「宮西南池亭」と称された苑池であった可能性が指摘されている。<sup>67)</sup>

**建部門（東院南面門）** 平城宮東院地区の南面大垣の中ほどに開く宮城門が建部門であることは渡辺晃宏の論証に詳しいが、この門SB16000は、第243次および301次調査での所見によると、東院区画設定時には掘立柱塀SA5010に開く1間の棟門SB16000Aで大垣が築地塀SA5505に改修されるとともに正面2間の掘立柱門SB16000Bに作り替えられる。さらに奈良時代の末期にいたると、基壇上を伴う桁行5間の礎石建ち門SB16000Cが同じ位置で建造される。

門内の状況は確定しがたい部分も残るが、二間門の時期のある限られた期間にだけ宮内通路が設営されていたと考えられている。2条の南北溝（東：SD16040C・西：SD16045C）に挟まれた溝心間距離で約15.5m幅の通路遺構が、建部門から北へ30mほど続いている。しかし、奈良時代を通じて他の大半に時期は、おおむね南北30m、東西30～50mの範囲の広場の空間が設定されている。

**若犬養門（南面西門）** 宮南面西門である若犬養門SB120200については、第133次調査で位置、規模が確認されている。<sup>71)</sup> 合わせて7ヵ所の礎石据え付け穴の位置から、若犬養門は朱雀門と同規模の、つまり、ほかの宮城門よりも大規模な門であったことが判明している。調査では、門の南側の二条大路の南北側溝を検出し、門の北側では北西に「池状遺構」SG10240の東南隅の池尻部分を検出した。ここには池の水量を調節する施設SX10230や池の排水を南の二条大路北側溝に流す南北溝SD10250などがあり、上記のように、遺存地割の状況をもとにして、宮西南隅一帯にあったと想定されていた、旧秋篠川流路を取り込んだ園池－宮西南池亭－に関わる遺構群が確認された。

幅が7mにおよぶ池排水路SD10250は若犬養門の西端から9m弱の位置にあり、それより東側つまり門の前には、奈良時代に関わる遺構は遺存していない。門の東端から東12.5mほどに小規模な掘立柱東西棟建物SB10215があるが、SD10250からそこまでの東西約45m（南北は調査範囲の中で約16m）の範囲は、建造物のない空間であったことが知られる。

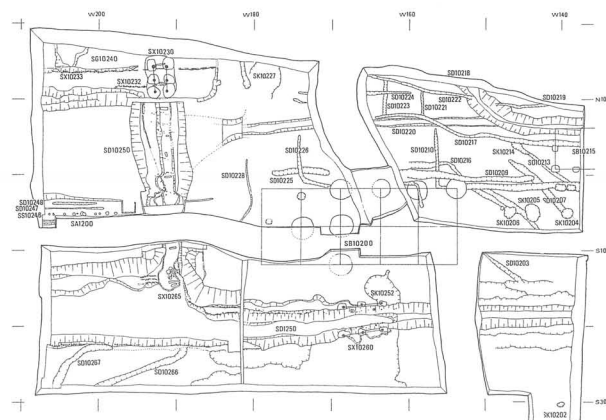


図164 若犬養門周辺遺構図 1:1000

以上に瞥見してきた宮内通路のうち、宮城門に関わる通路は、すべてが固有の特徴のある状況を示しているといえよう。これを平安宮について考証されているありようと比較してみると、平安宮にあっては、朱雀門以外の11の宮城門では、例外なく10丈、つまり100小尺幅の通路が整然と設定されており、平城宮と際違った相違をみせている。<sup>72)</sup> あえて共通点を見いだそうとすれば、平城宮東面中門である若犬養門からの東西宮内通路が官衙区画I（博積官衙）の南側で90丈



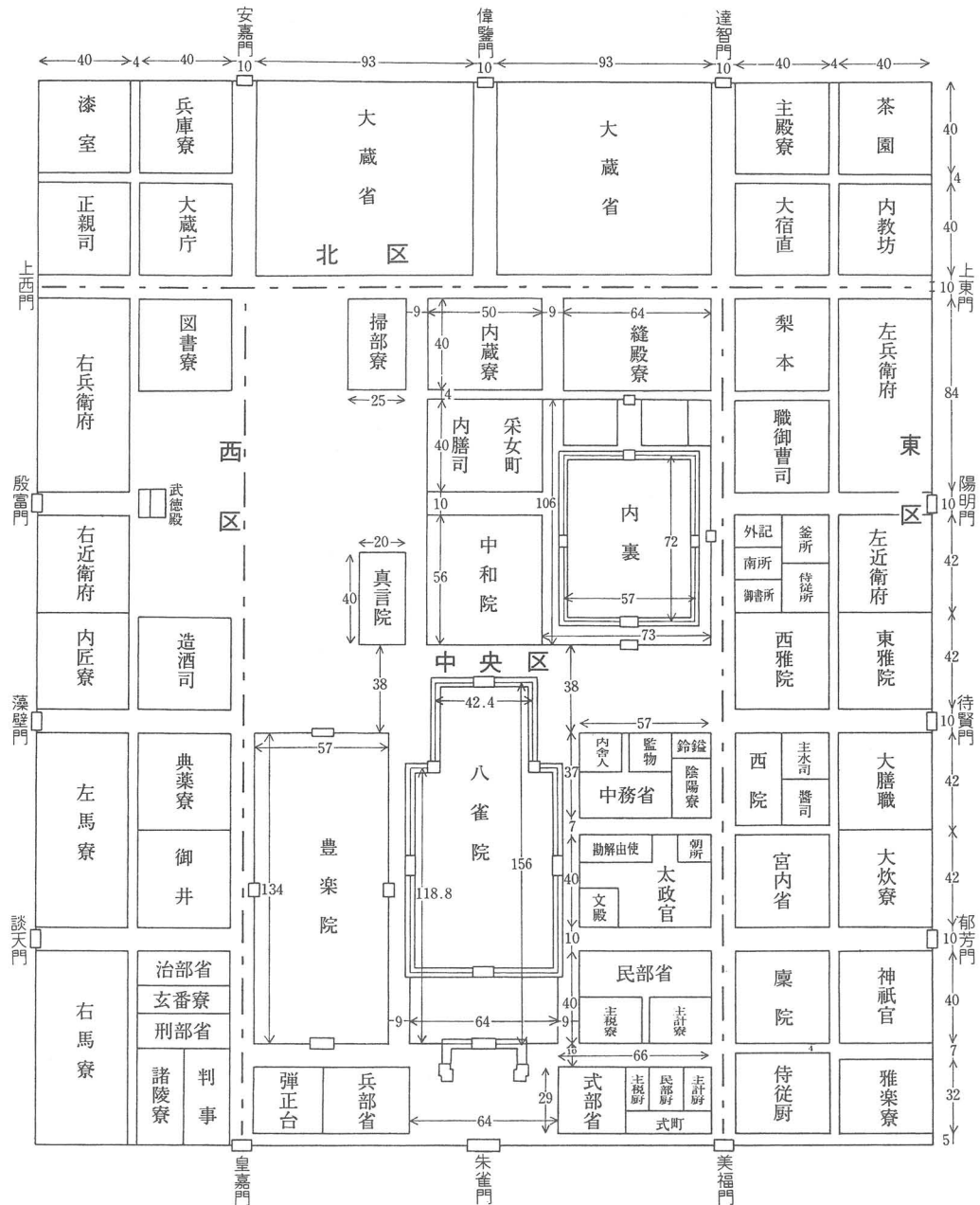


図165 平安宮内区画配置図 (『平安京提要』より)

尺の設定寸法であり、これが108小尺であることから、平安宮の100小尺に近似しているという点を指摘することができる。また西面南門の玉手門内の空間が100小尺幅と推定できる点も共通項としてあげられるが、この点は、まだ不確定要素が大きい。

いっぽう、宮城門とは直接かかわらない官衙間通路についても、調査事例が少ないが、幅員をみると30小尺 (ないし25大尺) が3例、40小尺と45大尺 (=54小尺) がそれぞれ1例であり、30小尺規模が目立つという点を指摘できる程度である。再び平安宮の状況を見ると、官衙区画間通路の幅は基本的に4丈 (40小尺) であり、例外的に5丈、7丈、9丈幅の通路があったとされている。いっぽう平城宮に先行する藤原宮では、通常の官衙間通路が確認されたのは3例に

限られる<sup>73)</sup>が、そのうち2カ所は幅が約12.6m、35大尺 (=42小尺)、もう1カ所は24mである。これもあもえて共通点を指摘すれば、藤原京、平城京、平安京を通じて、一般的な官衙間通路は、京内の条坊道路の最小規模の小路 (20大尺 [=24小尺]:藤原京・平城京、20小尺:平城京、26小尺:平安京) よりも幅広く設定されていた点をあげることができよう。

古代都城における宮城域内部の通路については、かつて山中章氏が藤原宮から平城宮、長岡宮、平安宮にいたる宮城の変遷の中で、特に宮城門との関わりに注目して検討を行っている。<sup>74)</sup>平城宮に関しては、しかし山中氏は、まず、「宮城内道路の規模構造については、発掘資料がなく、それゆえ「道路想定地の規模と周辺の位置関係から類推せざるをえない」と述べる。発掘資料がないというの

は氏の誤認であり、本書でこれまでに言及した宮内通路の発掘調査成果については、その精粗はともかく、すべて、すでに公刊されている。ただし、山中氏は、そのように断った上で、なお、「中央区大極殿院、朝堂院に至る道路が他より広いことは想像に難くない。この他、各宮城門に至る道路が他より広い可能性がある。平城宮において少なくとも2種類以上の道路があったのではなかろうか」と続ける。上記の「想像」が何に依拠にしたものであるのか判然としなが、必ずしもそうではないことは、改めて指摘するまでもあるまい。また宮城内各通路の「種類」を弁じ、類型化するほどには、まだ発掘資料は揃っていないと考える。<sup>75)</sup>

さらに山中氏は宮城門に直結する宮内通路に関して、「平城宮の宮城南部の南北道路では、宮城門を入った道路がそのまま中央区大極殿院・朝堂(院)と東区大極殿院・朝堂(院)の南門に至るのに対し、北部では、宮城門を入った道路がそれぞれの施設の東西辺を通る通路となると考えられている。また、東西道路では、中央の巨大な施設が通行の大きな障害となっており、宮城内を宮城門間で東西に直接通過することができない構造となっている」と言う。宮城南部については、おおむね事実はそうだと言えようが、しかし南面西門(若犬養門)については状況は異なる。また北部つまり宮城北面門については、設定位置は発掘調査で確認されたのではなく、もっか想定の域にとどまっているのであり、山中氏のように指摘することは早計であろう。東西道路に関しても、朝堂院などに遮られることが「障害」と評価すべきことであるのか、問題として残される。西面中門・佐伯門内や西面北門・伊福部門内の通路の不可解な様相に象徴されるように、平城宮内の通路の実態を解明するには、なお検討すべき課題が多い。

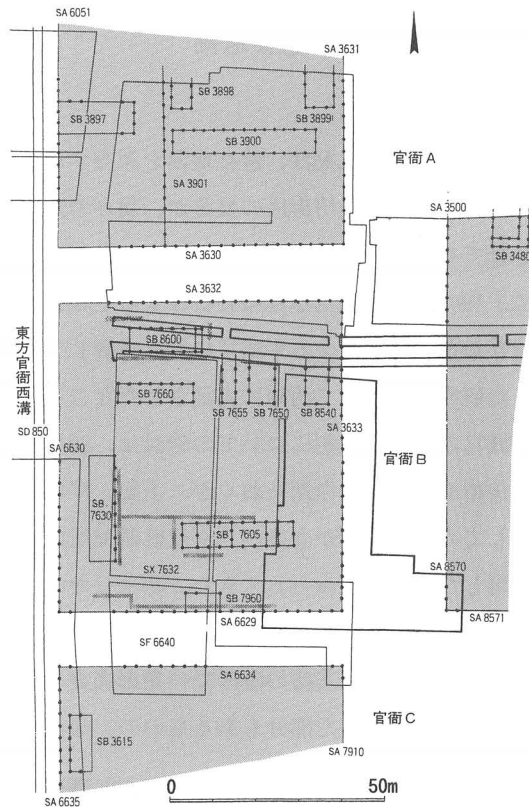


図166 藤原京東方官衙北地区 (藤原宮期後半の遺構)

### 4-5-3 平城宮跡の遺存地割

#### 4-5-3-1 はじめに

平城京の条坊の状況は、遺存地割を調査することによって、かなりの具体性をもって復元される。条坊道路や条坊街区の痕跡が、現存の水田畦畔や道路の位置に、廃都後1200年以上の歳月を経てもなお残されていることは、19世紀半ばの北浦定政による平城京の復元研究<sup>76)</sup>を嚆矢として、1960年代に航空写真の分析による平城宮周辺の条坊道路の検討作業<sup>77)</sup>、そして1970年代の「遺存地割・地名による平城京の復原調査」<sup>78)</sup>で1000分の1地形図を基本とした総合的な調査を通じた研究成果などで明確に実証されたところである（図167）。

平城宮内の遺存地割についての検討は、20世紀初頭に関野貞による復元考察<sup>79)</sup>があり（図168）、その後やや長期の空白期をおくが、上記、平城京の地割分析と同様に1960年代以来、平城宮跡に関する調査研究が奈良国立文化財研究所によって遂行される過程において、航空写真などを利用した分析が試みられてきた。そうした中で、1978年に完成した平城京1000分の1模型制作に際して考定された平城宮域内の区画復元案<sup>80)</sup>（図169）は、その製作目的から、全域を対象としたものであった。当時の段階での発掘調査の成果を取り込んでいることはいうまでもないが、遺存地割を参考にした部分もあるものの、未発掘部分については、多分に便宜的な復元であつ

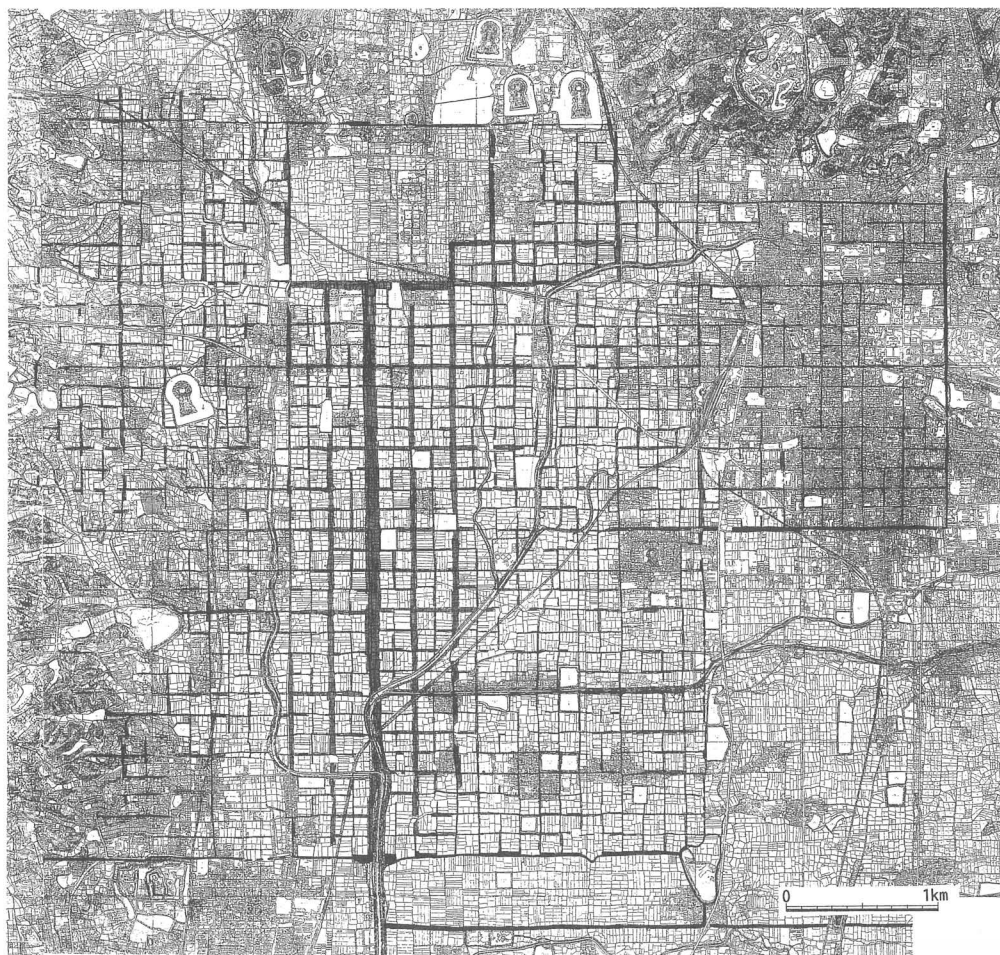


図167 平城京域の条坊遺存地割図 1 : 50000

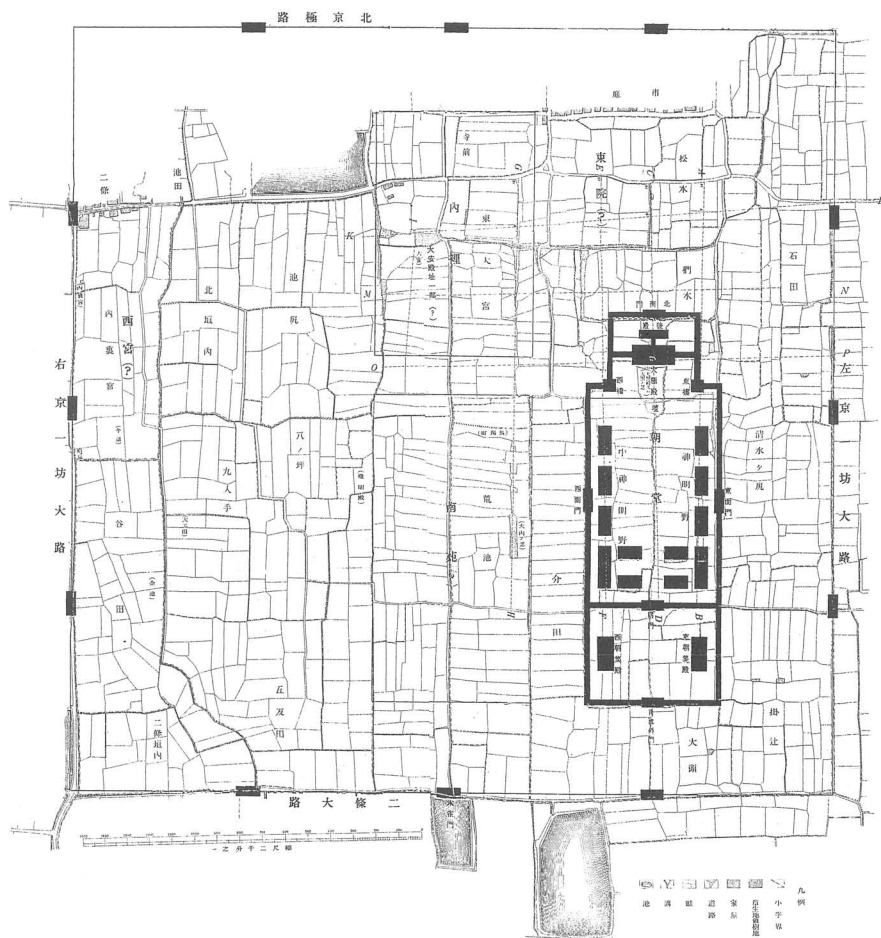


図168 関野貞による「宮城敷地図」(1908)

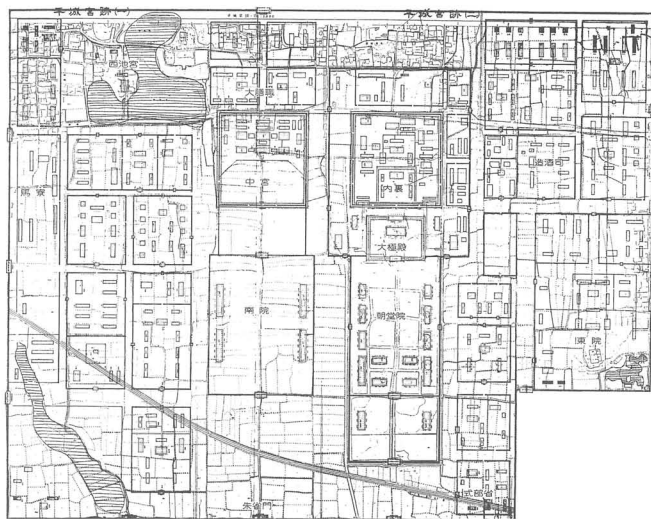
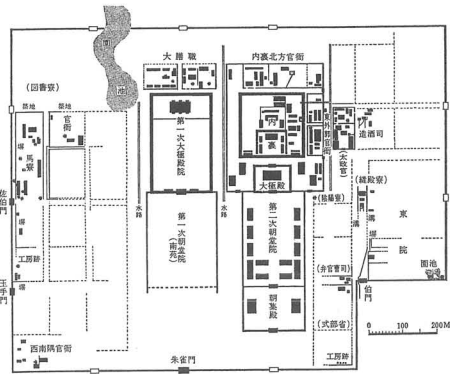


図169 平城京復原模型参考図(1978)

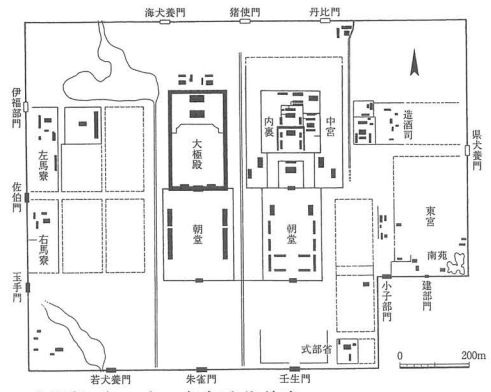
志ある人々の保存顕彰運動によって買い上げられ、大正11年(1922)に当時の内務省により国史蹟に指定された。それ以外は、北辺の一带が佐紀の集落地、東辺の一部が法華寺の集落の一部であったほかは、1960年代ころまでは一面の水田地帯であり、奈良国立文化財研究所による発掘調査も、当初の時期は水田を借り上げて実施していた。その後、平城宮跡の大半が国特別史

た。以後、遺存地割をある程度考慮したものとしては、1976年に佐藤興治による平城宮域復元<sup>81)</sup>図が提示され、また1995年に渡辺晃宏<sup>82)</sup>、1996年に小沢毅による復元案<sup>83)</sup>が提示されている(図170)。

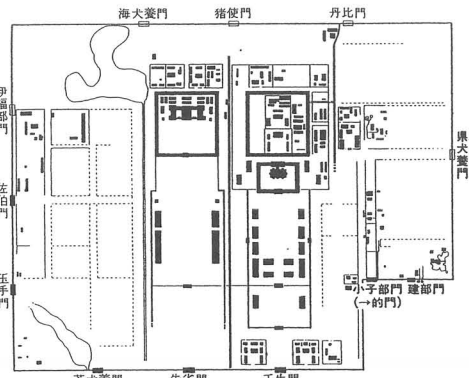
周知のように、平城宮跡は、およそ130haの広がりをもつ。こんにち内裏および第二次大極殿、東区朝堂院、朝集殿院と呼んでいる南北に細長い一画は、棚田嘉十郎や溝辺文四郎などの



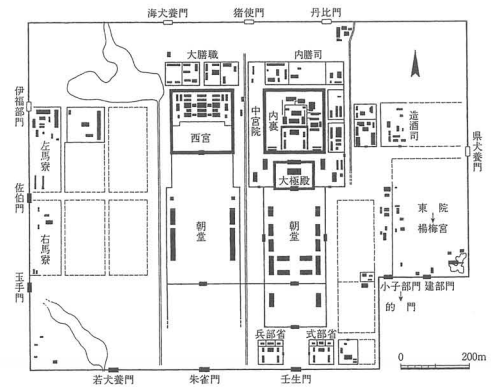
佐藤興治 (1976)



小沢毅 (1996) - 奈良時代前半



渡辺晃宏 (1995)



小沢毅 (1996) - 奈良時代後半

图170 平城宮域復元図



图171 平城宮域遺存地割図 (1960年代)



跡となり、公有化が推進され、こんにちでは集落域をのぞくほぼ全域が国有地となり、かつての水田地帯の地割は消失してしまった。

しかし、1960年代から奈良国立文化財研究所の手で作成が開始された平城宮、平城京城の1000分に1地形図には、水田の畦畔と水路、里道のおりなす地割が正確に記録されており、きわめて有益な歴史資料となっている（図171）。

#### 4-5-3-2 館野和己の所説

上記のように、この遺存地割は、平城宮の時代のさまざまな区画などのありようを反映したものであると、当然のごとくに思われていたのであるが、1999年に館野和己は「古代都城廃絶後の変遷過程」を論じた中で、「平城旧京」の土地区画を分析し、中でも平城宮内の地割は都城廃絶後に周辺の条坊区画を延長する形で施工した結果のものであると断じた<sup>84)</sup>（図172）。そのように判断した理由は以下のようなものである。

- ①平城京の地は、史料によると、9世紀以降、条坊制による区画を維持したまま、次第に水田化していった。
- ②平城宮の子子門以北には、以南の東一坊大路の地割がそのまま続く形で遺存している。しかし、発掘調査では、ここに道路がなかったことを明らかにしている。
- ③法華寺の田畑の面積と所在を示した応永13年（1406）の「法花寺田畠本券」（『大日本史料』7-8）に、「三反」の所在地として、「大和国左京二条二坊七坪」という坪付がみえる。ところが同坪は平城京内ではなく、平城宮東院東南隅の一面に相当する。
- ④上記史料中には、ほかにも、平城宮内に当たる「左京二条二坊一坪」、「左京一条一坪」、「左京一条二坊五坪」などの坪付も見える。
- ⑤「左京一条二坊五坪」の四至は「東古築地、南大路、西際目中垣、北中垣」と表記されている。この坪は本来、平城宮内であるので、南に「大路」はないはずである。「五坪」

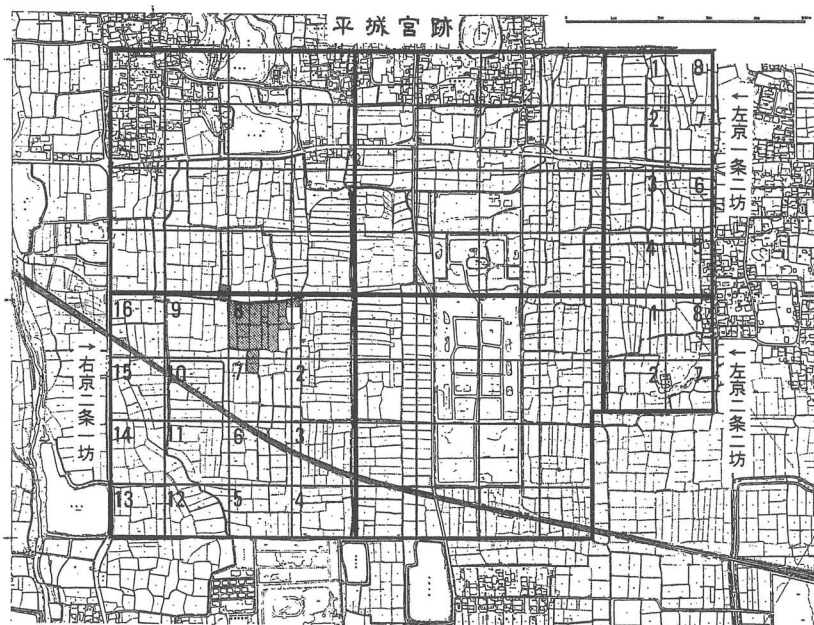


図172 館野和己による「平城宮遺存地割と条坊区画想定図  
（網掛け部分が小字「ハノ坪」）

の南辺の位置は一条南大路の西への延長部分に当たるので、この「大路」は、平城宮廃絶後に、一条南大路を延長する形でつくられたものであろう。実際この想定線に沿って、第二次朝堂院の東側に、幅に広狭はありながら、東西に並ぶ水田

の列を認めることができる。

⑥平城宮内中央部、第一次朝堂院の西側に「八ノ坪」という小字名が残る。そして宮内にも条坊区画があると想定すると、そこはちょうど右京二条一坊八坪にあたるのである。

以上のことから、館野は「平城宮跡内に残る地割・地形を、平城宮そのもののそれを反映したものと簡単に決めつけることはできない」とし、「廃絶後の（平城）宮跡内には、周辺の条坊区画をそれぞれ延長する形でそれが施工されたと判断できる」とした。そしてさらに、

⑦宮内の水田の形あるいは水路が、条坊区画に実によく合致していることを重視すべきである。

として、「もちろん、第二次大極殿・朝堂院など、建物基壇の跡が高まりとして残っているところは条坊とは合わないが、そうした部分をのぞくと、これは条坊区画に則った水田の地割が施工されたと判断することが可能であろう。宮跡全体を覆うような水田や水路の形状、一条通りに代表される現在の道路、それらは、直接的には、宮廃絶後の条坊地割施工と、その中で営まれた田畠経営の所産なのである」と結論した。

しかし、館野の判断は、果たして妥当なのであろうか。以下、本報告書の直接の対象地である兵部省地区の遺存地割の検討を手がかりとして、平城宮跡全域についての遺存地割の再検討を試み、しかるのちに、館野の事実理解の是非に関して言及することにした。

#### 4-5-3-3 兵部省跡の遺存地割

第2章で述べたように、兵部省官衙の区画は築地塀により構成されていた。その規模は東西252小尺、南北250小尺に復元される、ほぼ正方形の形状を呈していた。かりに、平城宮の構築物の形跡が遺存地割として残るとすれば、いうまでもなく、それは造営当初の遺構群ではなく、廃絶時に存在していたものと考えなければならない。では、平城宮廃絶時に存在していたことが確かであるこの正方形の区画は遺存地割として確認されるや否や。

兵部省の位置の1000分の1地形図をみると、区画の西北隅から北辺の大部分が近鉄線路敷部

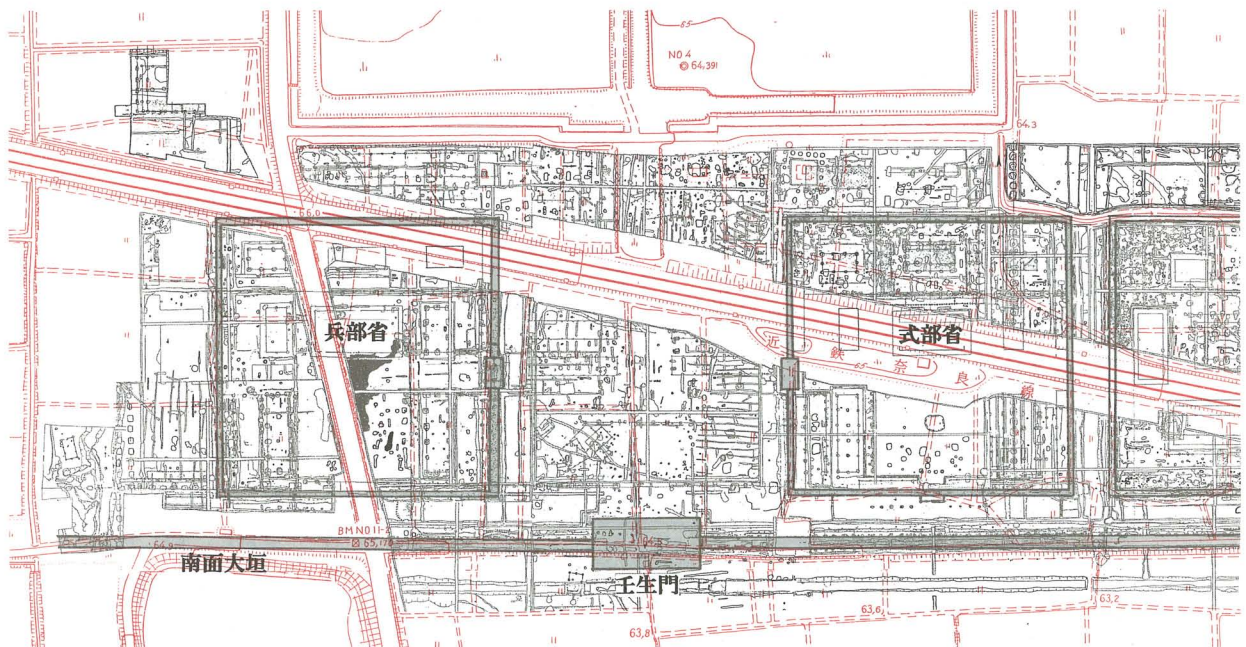
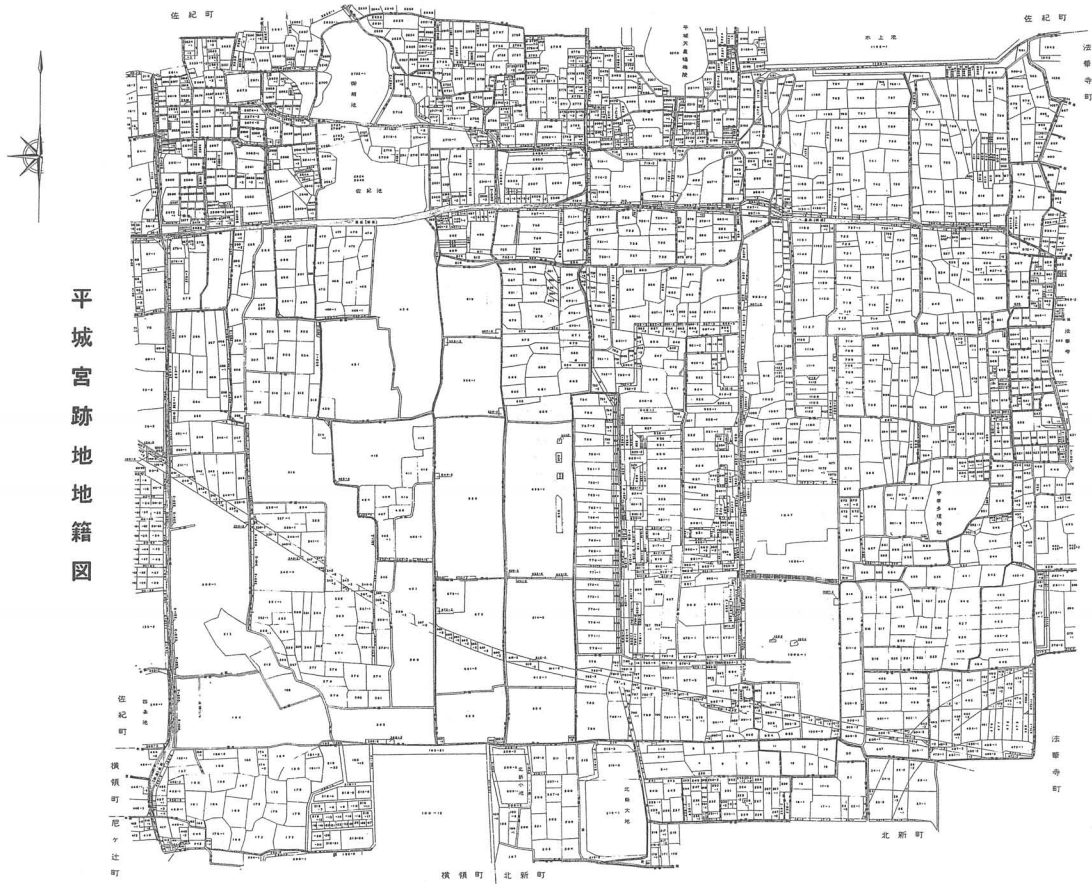


図173 兵部省・式部省の遺構と遺存地割 1:2000





平城宮跡地籍図

図174 平城宮跡地籍図



図175 「平城宮跡地籍図」(部分：朝集殿院南方周辺)

分に重なっている(図173)。この線路は大正3年(1914)に敷設されたものであり、当然のことながら1960年代に作製された地形図に水田畦畔は残されていない。また、南辺に相当する場所には東西方向の地割線は認められない。しかし、東辺と西辺には、ほぼ重なる位置に水田の畦畔がある。

すでに述べたように、兵部省は壬生門～東区朝堂院中軸線を介して、(後期)式部省と対称的



図176 「都跡村大字佐紀字限之図」(字 分田・大頭・掛ノ辻)

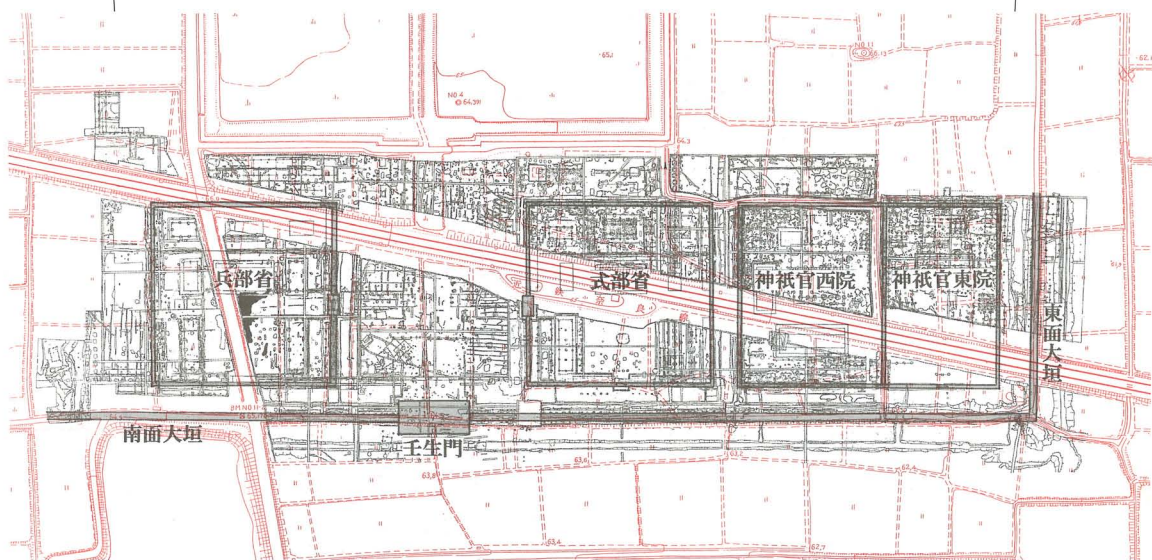


図177 平城宮東南隅周辺の調査遺構と遺存地割 1 : 3000

な位置に設定されていた。そこで(後期)式部省の遺構群と遺存地割の関連をみると、ここでは東・西・南辺の位置が、かつての水田畦畔とほぼ重なっている。式部省の北辺について、平城宮跡内の地積図(図174)では、近鉄線の北側に、1000分の1地形図には表されていない東西方向にやや屈曲しながら続く地番界線が認められる(図175)。この位置は式部省北面築地塀の位置に一致するとみてよい。さらに、明治41年(1908)に作成された「都跡村大字佐紀字限之図」の字「分田」の図の兵部省に当たる区域をみると、「七八〇」番地と「七八壺」番地の境に始まる東西方向の地番界線があり、兵部省北面の築地塀の位置と重なる(図176)。したがって、兵部省についても、南辺は遺存していないものの、区画の形跡が水田地割として残されていると判断しても差し支えないと考える。同様にみていくと、(後期)式部省の東側に並ぶ二つの官衙区画つまり(奈良時代後半の)神祇官西院と神祇官東院の築地塀区画の跡も、実に明瞭に水田畦畔



として遺存していることが明かになる（図175・176・177）。

#### 4-5-3-4 内裏東外郭東方の官衙区画と遺存地割

前項で、東区朝堂院南方の兵部省、式部省さらにその東に展開する神祇官西院、神祇官東院の区画が遺存地割に如実に反映されていることが知られたのであるが、では、平城宮内で、従来発掘調査で明らかにされている官衙区画と遺存地割の関係はどうか。

まず、内裏の東側の二つの隣接する官衙区画の事例を関することにする。

およそ178m（500大尺=600小尺）四方の正方形を呈する内裏区画は、奈良時代を通じて同じ場所に営まれていたのであるが、内裏の東辺の東約20mの場所に基幹排水路SD2700（図178-A）が北から南に向けてまっすぐ流れている。この溝は、平城宮に北接する水上池からの溢水と、内裏や周辺の官衙区画からの排水を受けてさらに南流している。内裏とSD2700との間には、官衙区画G、Hが南北に

並んでいる。SD2700の東に接する位置には1960年代の第21次、38次、40次の調査で「埴積官衙」と呼んでいる官衙区画Iの存在が明らかにされており、その西辺の状況は、第172次調査で、南辺の状況は第154次調査でさらに確認されている。この埴積官衙の区画Iは、東西約64m、南北約127mと南北に長く、区画内は、さらに東西築地塀（図178-B）で南北二つの部分に分けられている。奈良時代おわり頃のこの区画は、四周とも築地塀で限られていた。

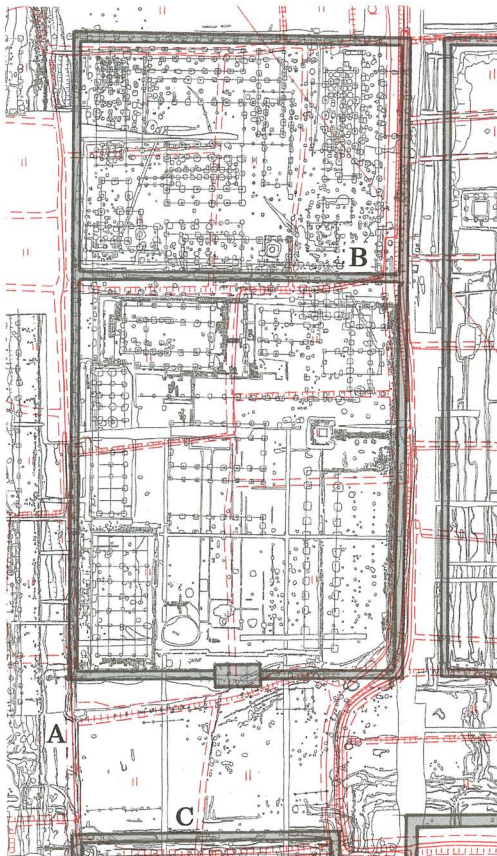


図178 官衙区画I「埴積官衙」遺構と遺存地割 1:1500

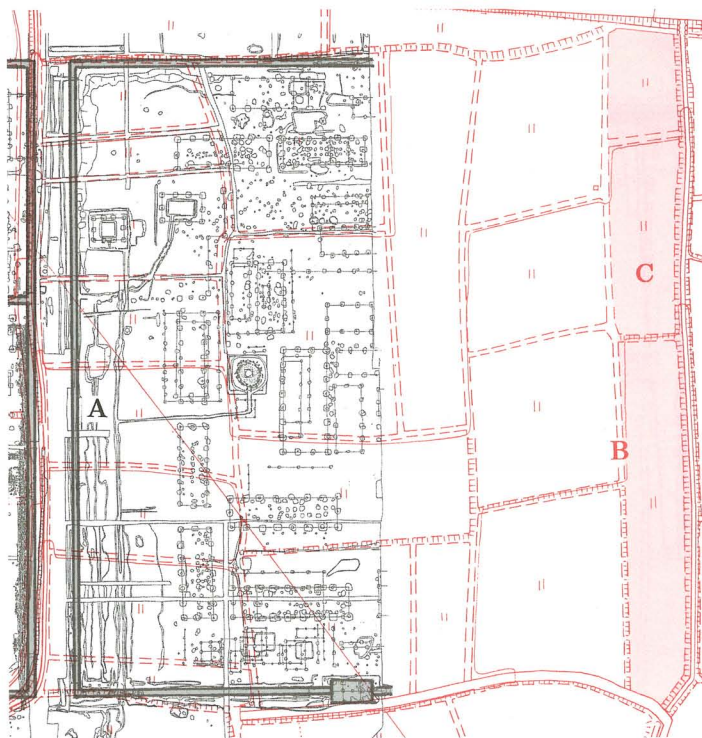


図179 官衙区画J「造酒司」の遺構と遺存地割 1:1500

これらの区画堀の位置は、いずれにおいても水田畦畔の形としての遺存地割が、ほぼ重なっている。区画内を分割する東西堀の位置も同様である。

またこの埴積官街区画の南には、第154次調査で、幅90大尺〔31.93m〕の宮内道路SF11580を挟んで別の官街区画（図178-C）の北面築地堀が確認されている。この北面とその両端から南に続く東面、西面築地堀の位置もまた遺存地割と一致している。

埴積官街の東に接して、造酒司であることが明らかにされている官街区画Jの西寄りの部分の遺構状況が、第22次、182次、241次、250次、259次調査で解明されている。奈良時代おわりころの区画施設は西、南、北面とも築地堀であり、区画の南北規模は、約9mの間隔を置いて西に併存する埴積官街区画と全く同じ127mほどである。このうち、西辺（図179-A）については、すぐ西側に埴積官街東辺と重なる位置に南北方向の遺存地割があり、ここでは重なる地割はない。いっぽう、南、北辺では、重複する位置に遺存地割が存在する。南辺、北辺に重なっている遺存地割を東に追っていくと、調査範囲の東端から東方50mのところ南北に直線状に続く畦畔（図179-B）があり、その東側には幅15m弱の細長い地割（図179-C）が南北に続いている。こうした地割状況からは、造酒司の東辺はBの遺存地割線の位置にあったと想定しうる。そうとすると、区画全体の東西規模は110mであることがわかり、すでに調査時点で指摘されている

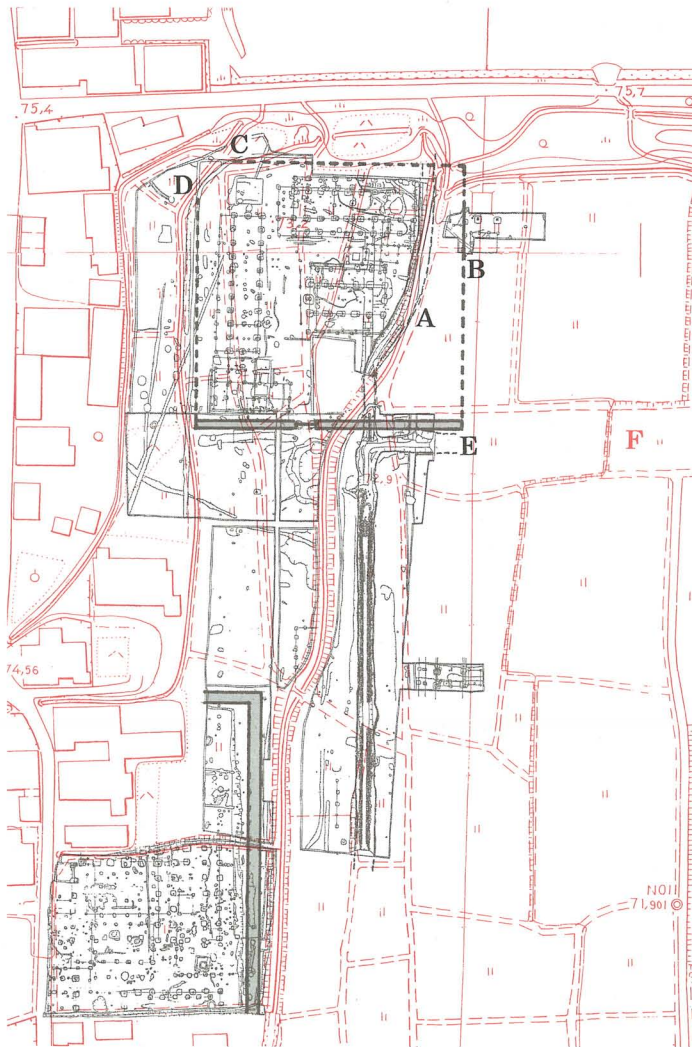


図180 内裏外郭東北の官街区画Fと遺存地割 1:1500

ことであるが、造酒司の南門は、この区画の中軸線上に設定されていることになる。

#### 4-5-3-5 内裏外郭東北方の官街区画Fと遺存地割

内裏の東西、および北側には内裏外郭と呼んでいる区画が確認されているが、その東北方での調査（第129次・139次調査）で一つの官街区画Fの存在が明らかにされている。この区画の北側は、さほど距離を置かずに平城宮の北面大垣が想定される位置にある。区画内部の東寄りの位置に、基幹排水路SD2700（図180-A）がやや円弧を描くように掘削されており、調査時の所見では、区画内をこの南北大溝が貫流すると理解されている。SD2700の西側では数棟の掘立柱建物が比較的高い密



度で配置されている。SD2700の東側については、部分的な発掘調査がおこなわれているだけであるが、溝から6～7mの位置にある南北掘立柱塀(図180-B)が、この官衙区画の東辺であると考えている。南辺は1間の門の開く築地塀が想定され、西、北辺は遺構の上では幅0.5mほどの溝(図180-C・D)が区画の施設であると位置づけられている。

こうして想定される区画の規模は東西、南北とも52、53mほどであり、ほぼ正方形を呈する。遺存地割との関係でみると、北辺と西辺の位置に水田畦畔の地割が重なる。区画内で弧状に南流するSD2700の位置も遺存地割として残されている。ここで興味深いことは、SD2700は南辺の築地塀の下を暗渠として潜っていたことが確認されているが、そのすぐ南側で直角に東に屈曲する東西溝SD10550(図180-E)と合流している。この幅が4～5mのSD10550の位置には幅15mほどの細長い東西方向の水田地割が180m近く東西に連続しており(図180-F)、東端で、前述した、造酒司区画の東辺にある幅15mほどの南北に続く地割とT字形に接続している。こうしたことから類推すると、細長い南北地割(図179-C)も、このSD10550を反映した地割Fと同じく、基幹排水路が通じていたことを示していると判断される。

#### 4-5-3-6 館野説の事実検証

ここまでの検討を通じて、平城宮跡内の遺存地割は、奈良時代の官衙などの区画や排水路の位置を忠実に反映しているということが、かなりの確度で言える。そうであれば、平城宮跡内の遺存地割は廃絶後に周辺の条坊地割を延伸させたものとする館野の見解とは、まったく矛盾をきたすことになる。

館野が提示した遺存地割に関する事実関係を検証しよう。例えば⑦という宮跡内の遺存地割が「条坊区画に実によく合致している」点を見ると、図171のAやBの地割のように、周辺の条坊道路の延長上にある事例もある。しかし、Aは、奈良時代において「塙積官衙」や造酒司の南側に通じる宮内幹線通路であり、西端は内裏外郭東辺に開く門に通じ、東端は東院東面大垣の南北の midpoint にあたり、宮城門の一つ県犬養門が開いていたと想定されている場所である。この遺存地割の南北幅は30m強あり、宮域内で確認される通路と考えられる他の遺存地割よりも広大である。これはこの通路の重要性を示しているものと思われ、宮城門を出た場所が法華寺の寺域、つまり平城京造営当初は藤原不比等邸の北西隅であり、不比等邸と内裏とを結ぶ最短距離的な連絡路であるとの意味づけも可能であろう。また図171の地割Bは、右京一条南大路に相対する宮城門である佐伯門を入れてまっすぐ宮内に通じていた通路空間を反映したものとも考えられ、宮廃絶後に新たに設定した条坊道路と評価する必然性は乏しい。その他にも通路状地割としては、前述した図179-Cや図180-Fなどがあるが、実態は大規模な排水路の通じる帯状空間でもありうるが、これらは周辺条坊の位置とは関連性がない。

条坊との関係でさらに指摘すれば、これだけ繁辱ともいえる、東西南北に細かく展開する地割線であるので、いずれかの地割線が条坊想定線上におおむね合致する可能性は少なくなかろう。それでもなお、思いのほか、条坊延長線と一致する場合は稀少であるとみることができ、この⑦項の館野の指摘は成立しがたいと言わざるを得ない。

①に指摘されている「左京一条二坊五坪」の「南大路」については、該当場所に東西に続くという遺存地割をみると、南北幅は東端から少し間を置いて150mほどの範囲は20m、50m、40

m、30m とまでは一応続くが、その西、東区朝堂院の区画で遮られる形になるまでの200mの区間では、どの地割が相当するのかわからなくなってしまう。他の事例と比べても、この地割群が通路の形跡であるとは言い難いのではあるまいか。

では②に指摘されている、小子門以北に続く目ざされている「東一坊大路の遺存地割」は如何。この東西幅30~40mの南北地割列は小子門をはいて350mほど連続し、そこで前述した東西に通じる宮内東西通路の遺存地割にぶつかり、さらに造酒司の区画内の西寄りの位置にも認められる。しかし、造酒司以北、平城宮北辺までの250mには続いている。この地割のある南北に細長い区域は地形的にみてちょうど谷筋にあっている。宮内道路以南については、北から第22次、104次、128次、43次、39次調査がおこなわれ、ほぼ全域の遺構状況が明らかにされている。しかし、各調査次での遺構の重複関係は、きわめて複雑であり、各調査次相互の遺構群の共存関係は、まだ明確に分

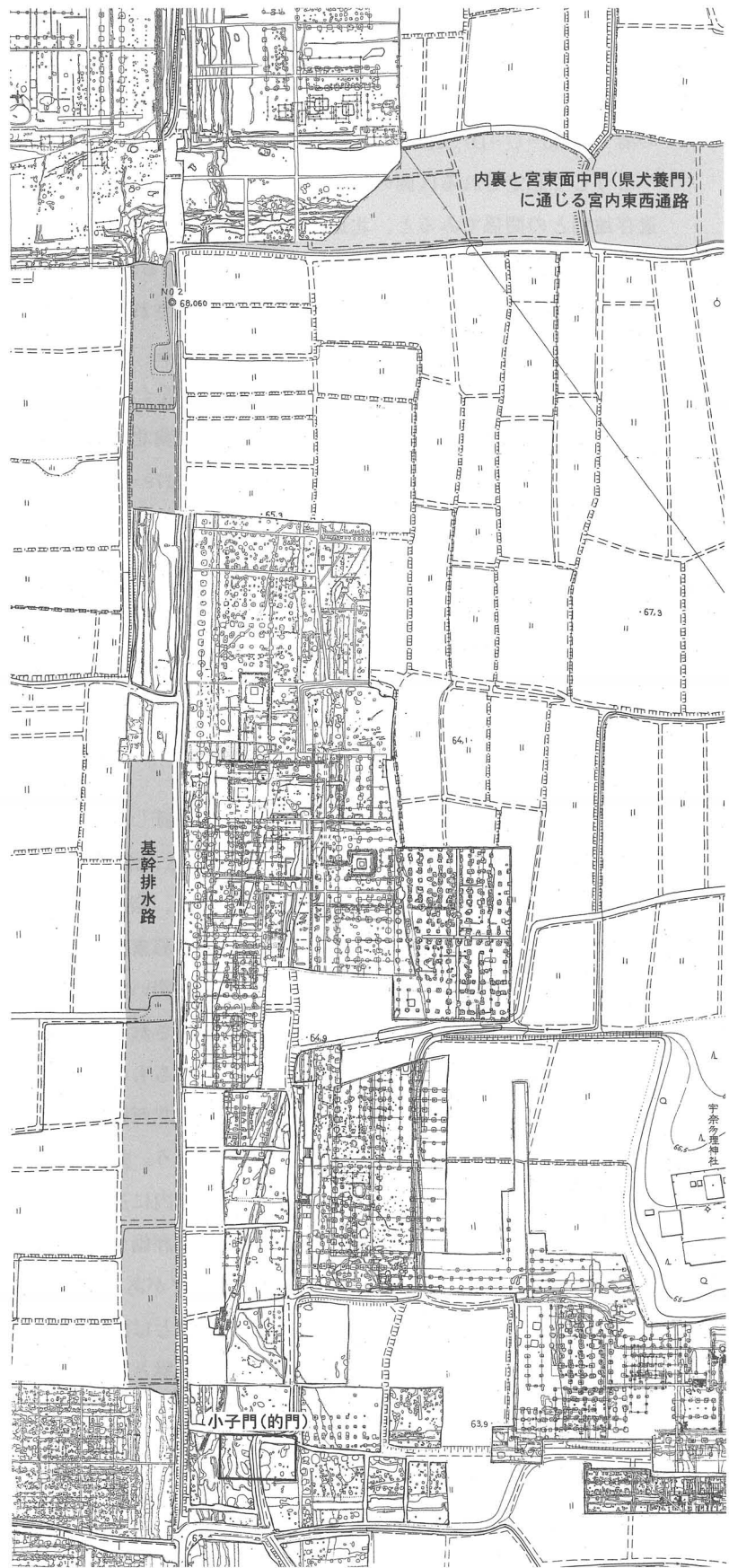


図181 平城宮東院西辺の調査遺構 1:2000

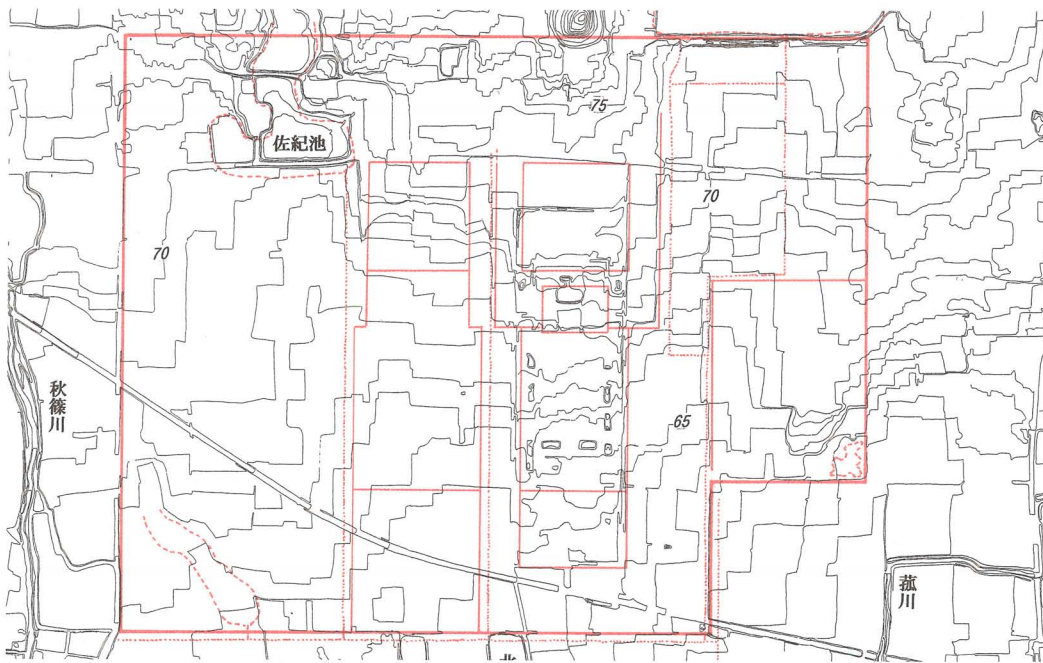


図182 平城宮跡周辺の現況地形（点線は平城宮内の基幹水路） 1：12500



図183 造酒司周辺の遺構検出面での等高線図 1：2000

析されているわけではない。それでも、奈良時代の多くの時期に、この幅30mほどの地割域は南北塀や南北溝で東西を限られた状況になっている（図181）。また、遺存地割からすると、この地域のすぐ西側には、より幅の狭い南北地割列（図181-A：東西幅約15m）が続いており、ここには前述した、造酒司の東辺に想定された水路や塙積官衙西側の水路SD2700からなどの水を受けて宮外に排出する基幹排水路SD3410が通じていたと考えられる。従って、東院の大区画と、この南北基幹排水路に挟まれた場所であったために形成された地割であると

理解することもできる。さらに、指摘するならば、館野のいう、「発掘調査では、ここに道路がなかったことを明らかにしている」という理解は正しくなく、第128次調査の概略報告に際して、奈良時代末期の東院地区が築地塀で区画され、内部が一段と整備されてくる時期（F・G期）には、東院の西辺にあたる件の地割域は、「的門（小子門）から北進する路面敷であった可



能性」がすでに提示されている<sup>85)</sup>。

いっぽう、宮内東西通路 A 以北の、造酒司の部分にも、東一坊大路の延長部分にこの地割列が認められることについて考えてみると、ここに平城宮の時代に南北道路が通じていた可能性はない。では、宮廃絶後に仮に道路が開削されたとすれば、地割から推測すると東西幅は以南よりもさらに広く、40m ほどとなる。これほどの広い道路を通す必要性があったとは思えない。また造酒司以北に続いていないことも、不可解である。造酒司部分にあって、この南北地割域は、等高線図に示されるように、周囲よりも一段低い谷地形にある(図183)。この谷地形は北には続いていない。つまり、本来谷筋にあった場所であり、-それゆえ、造酒司特有の一辺が5mをこえるような大規模な井戸もこの地域に掘削されている-廃絶後も同様の地形条件で有り続けていたのであれば、水田化に際して、方形に耕地を形作ろうとすれば、おのずから遺存地割の示すような形態となる、と理解しても矛盾はないと考える。

#### 4-5-3-7 遺存地割による平城宮内官街区画の復元

この40数年にわたる平城宮跡の発掘調査で、官街区画がある程度まとまった形で解明されているのは、上述した内裏東方、東北方、あるいは東区朝堂院南側の一帯以外にも内裏北方、中央区朝堂院北方、宮西辺中門である佐伯門を入った北側にある左馬寮などの事例がある。それぞれについての分析過程は省略するが、ここでも、区画と遺存地割の密接な関連性を数多く指

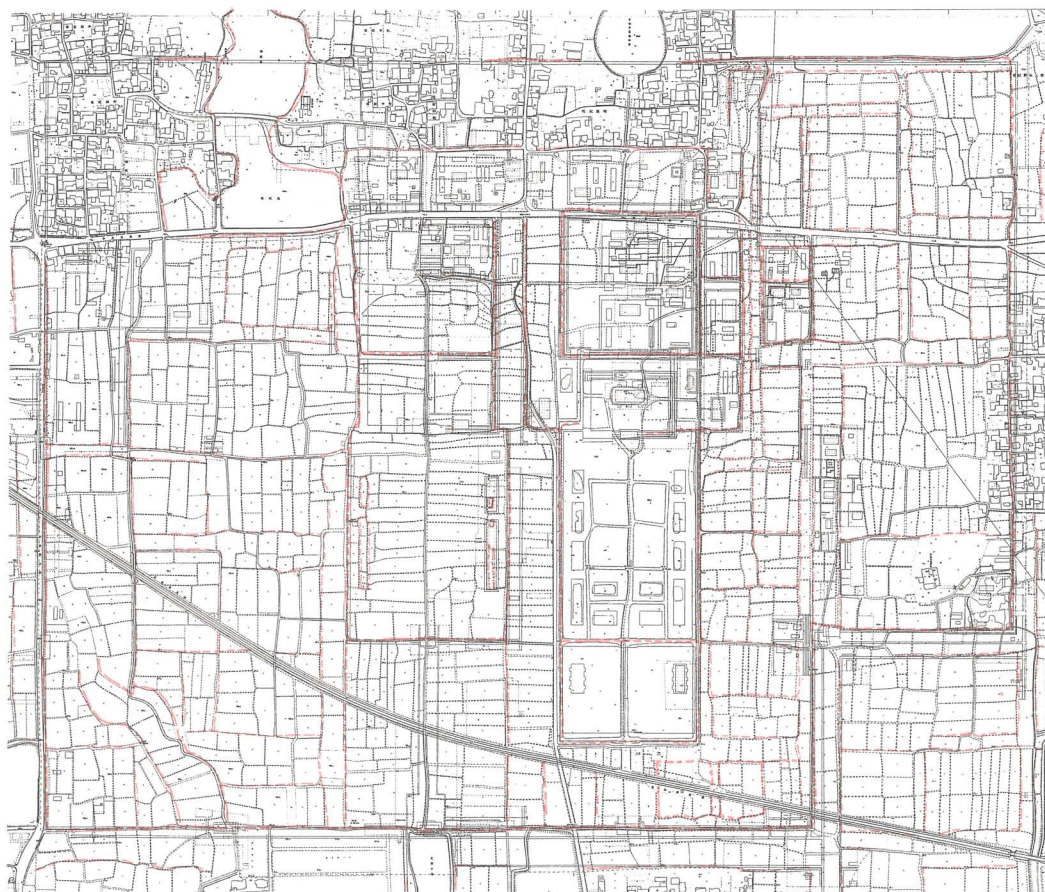


図184 平城宮跡の遺存地割による区画跡推定復元図 1:10000

摘することができる。

発掘調査で確認した遺構と遺存地割の相互関係についてのこれまでの観察の経験を踏まえて、平城宮跡内の遺存地割全体を通観してみると、図184のような区画の存在を想定することができる。図中、太い点線は検出区画遺構と遺存地割が一致している部分、細い点線は、小字界線も考慮に入れた上で、遺存地割自体から読みとることが可能な、あるいは推定することができる区画線を示した。また、図185は図184の状況をもとにしてさらに復元を試みた、平城宮内の区画及び基幹排水路配置復元図である。図171や184からもわかるように、遺存地割線はおびただしい数に上るので、復元した以外にも実際には区画などを反映している地割もありうるし、逆に、図184、185で復元に採用しすぎた地割線もあるに違いない。しかし、なかんずく、地割群の中で細長く連続する地割の多くは水路の跡ないしは官衙間の通路、空地の跡を反映していると読みとることができ、復元図全体としては、蓋然性の高いものと判断しようと考えている。

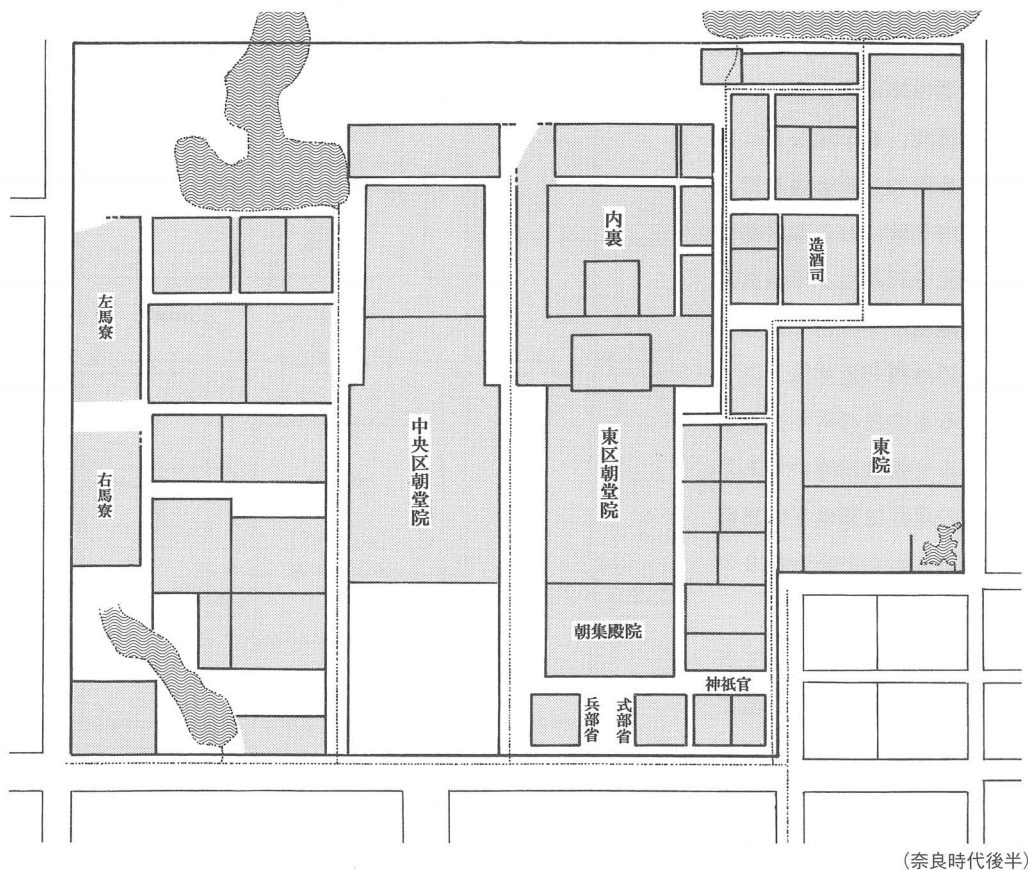


図185 平城宮内区画復元推定図（点線は基幹排水路）

4-5-4 平城宮内の平面構造－総括と展望－

以上3節にわたって、兵部省周辺の遺構状況を基点にすえて、平城宮内の官街区画、宮内通路、遺存地割に反映された宮内の諸区画の通観を試みた。官街区画については、それぞれの区画設定に際して相応の設計企画のあったことを明かにした。その際の使用尺度が大宝令雑令に規定された大尺であったか、小尺であったかによって、度地尺としての使用が廃止される和銅6年(713)を境にしての設定年代を推定することが可能であり、使用尺度のありようを解明することが、造営年次を考察する際に、有効な手段であることを再確認しえた。

4-5-1では官街区画の性格ないし官衙名の検討作業にとって、都城あるいは官衙遺跡であるがゆえにきわめて有力な資料でありうる木簡の出土時の形態、とくに断片となった資料の評価についての再検討を通じて、木簡の記載内用を分析する際に、より慎重な態度でのぞむべきことを述べた。先年国の重要文化財に指定された平城宮第1号木簡「・寺請 小豆一斗醬一十五升大床所酢末醬等 ・右四種物竹波命婦御所 三月六日」もまた、縦に割り裂かれた断片であり、その割られた側辺の一端にのみ削りが加えられる。明らかに籌木に転用された上に廃棄されたものなのである。官街区画Cの一面に掘削された塵芥廃棄土坑SK219から伴出した30点の木簡の中に、この第1号木簡と接合できる断片は存在しない<sup>87)</sup>。

4-5-3では、発掘調査で明らかにした官街区画、宮内通路、大規模排水路などをもとに、地籍図、地形図などに残る遺存地割の分析を通して、平城宮内全域におよぶ区画の推定復元を試みた。平城宮跡の遺存地割が平城宮廃絶後の周辺条坊地割の延伸施工の営為によるものとの近年提起されている主張は間違いであり、宮跡内の遺存地割は平城宮廃絶時の諸区画などをかなりの程度で忠実に反映しており、平城宮復元検討にきわめて有効な歴史資料とみなしうることもまた再確認しえたと考える。

この遺存地割の分析作業を通じて想定した平城宮内の諸区画のありようを、のちの平

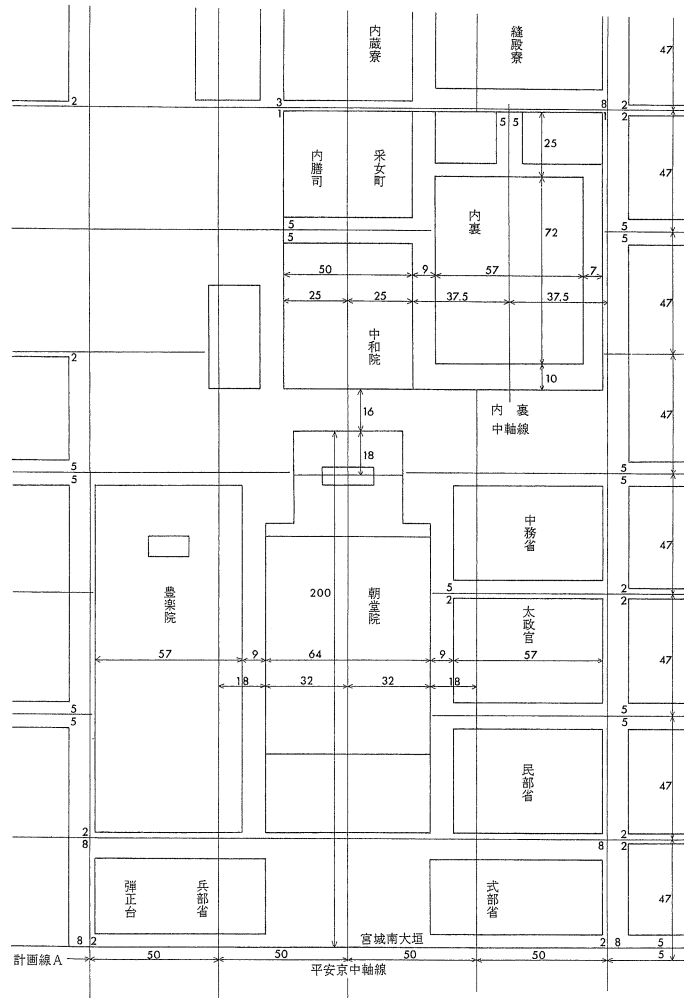


図186 網伸也による「平安宮中枢部における構成原理(数値単位は丈を示す)」

平安宮について考証されている復元図と並べてみると、その違いが歴然とする(図165参照)。平安宮の区画設定に際しては、網伸也が主張しているように、東西方向では50丈、南北方向では47丈を基本単位として、きわめて整然とした、画一的な設計の形跡が認められる(図186)<sup>88)</sup>。それに対して、平城宮では、むしろ規格の不統一性が目立つ。もっとも、図184、185に推定しえた区画の数は、内裏、朝堂院などの中枢宮殿部分や東院南半部を除くと40余りに過ぎず、70以上であった律令官制のもとでの官司数には遠く及ばない。つまり、実態は、復元しえた区画以上にもっと細分されていたことが確かなのであろうが、それでもなお、平安宮とは様相を異にしていることは間違いない。

平城宮は、奈良盆地の北端にある平城山丘陵末端の三つの尾根と谷にまたがるという複雑な地形上に占地している。最も高燥な丘陵部分を削平整地した場所に中央区朝堂院、内裏、東区朝堂院などの中枢宮殿区画が配置されている。その東側での次の丘陵部分は東院から法華寺(藤原不比等邸)にかけての一带で、中枢部との間には水上池から続く谷地形があり、遺存地割からも復元しえたように、北からの基幹排水路はこの谷筋に集中している。中枢部の西側でも、等高線をみると、佐紀池から発したゆるやかな谷地形が中央区朝堂院の西辺に沿って、やや東に偏向しながら南に下っている。さらに、宮域の西南域には造営以前に旧秋篠川流路が玉手門付近から東南方向に展開していた。つまり、平城宮の区画配置は、これら高燥な丘陵地と、湿潤で、従って大規模な排水路を通す必要のある谷地形や、園池として利用しうるほどの湧水量のあった流路跡などのおりなす複雑な地形条件に規定されたものと判断しなければならない。そのために、後の平安宮で実現したような、機械的、規格的な配置計画は実施不可能だったのである。

この章では、明確になった兵部省の官衛区画を、平城宮全体の中でどのように位置づけることが可能であるかを考えるために、いくつかの視点からの分析を試みた。様々な知見を加えたとと思うが、しかし、4-5-1でも述べたように、官衛区画を類型化し、そこから敷衍して全体を総合的に理解するには、まだあまりに情報が少ないというべきである。

国家的事業として奈良文化財研究所による発掘調査研究が継続的に進められて、ようやく半世紀を迎える。その間に明らかにされた平城宮史、奈良時代史に関わる事実は、様々な局面において甚大な質、量にのぼることはいうまでもない。だが、そのことをして、平城宮の学術研究の使命はすでに十分に果たされたと評価するのは早計にすぎる。本章のささやかな考究を通じてだけでも、これから解明しなければならない多くの課題が新たに浮上してきた。こうした問題の解決にむけて不断の努力を続けることは、歴史に対する、今生きている私たちの責務であることを忘れてはならない。また、そうした営々とした学術的行為そのものが広く内外から高い評価を受けているところであり、今後とも、平城宮跡の調査研究を永続させる必要があることを、ここで強調したい。平城宮跡の継続的な学術研究をどのように評価するかという問題は、畢竟、わが国の文化の未来を、どのように構想するかということにほかならない。

- 1) 奈良国立文化財研究所1985『平城宮発掘調査報告Ⅱ－馬寮地域の調査－（奈良国立文化財研究所学報第42冊）』。
- 2) 奈良国立文化財研究所1995「1 右馬寮の調査第246次」『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報1994年度』（以下『平城宮概報1994年度』と略記する）。
- 3) 井上和人 2000「平城宮造営尺長について」『奈良国立文化財研究所年報2000－Ⅲ』。
- 4) 奈良国立文化財研究所1964「第14次・第15次調査－昭和38年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1964』。
- 5) 奈良国立文化財研究所1962『平城宮発掘調査報告Ⅱ－官衙地域の調査－（奈良国立文化財研究所学報第15冊）』。
- 6) 奈良国立文化財研究所1966『平城宮発掘調査報告Ⅳ－官衙地域の調査2－（奈良国立文化財研究所学報第17冊）』。
- 7) 奈良国立文化財研究所1982『平城宮発掘調査報告Ⅺ－第一次大極殿地域の調査－（奈良国立文化財研究所学報第40冊）』。
- 8) 奈良国立文化財研究所1983「1 内裏北外郭東北部の調査第139次」『平城宮概報昭和57年度』。
- 9) 奈良国立文化財研究所1974「大膳職地区の調査（第81次東・西）」『奈良国立文化財研究所年報1974』、同1975「大膳職地区の調査（第81次中）」『奈良国立文化財研究所年報1975』。
- 10) 奈良国立文化財研究所1976『平城宮発掘調査報告Ⅶ－内裏北外郭の調査－（奈良国立文化財研究所学報第26冊）』。
- 11) 奈良国立文化財研究所1983「1 内裏北外郭東北部の調査第139次」『平城宮概報昭和57年度』。
- 12) 奈良国立文化財研究所1969『平城宮木簡一（平城宮発掘調査報告Ⅴ・奈良国立文化財研究所史料第5冊）』。
- 13) 福岡市教育委員会1991『福岡市鴻臚館跡Ⅰ発掘調査概報（福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集）』。なお、鴻臚館跡出土木簡および籌木資料実見に際しては、福岡市埋蔵文化財センター二宮忠司氏、瀧本正志氏、片多雅樹氏のご厚意を得た。
- 14) 奈良国立文化財研究所1992『藤原京跡の便所遺構－右京七条一坊西北坪－』。
- 15) 渡辺晃宏は「長屋王家木簡」の断片を接続する過程で得られた知見をもとにして、「特徴的な木簡の廃棄方法」がみられるとして、「縦割き廃棄」と「焼却廃棄の可能性」を論じた。しかし、本文で述べたような理由で、少なくとも「縦割き廃棄」説には従いがたい。（渡辺晃宏2001「第三章木簡廃棄の二つの方法」『平城京木簡二－長屋王家木簡二－解説（奈良国立文化財研究所史料第53冊別冊）奈良国立文化財研究所。』）
- 16) 奈良国立文化財研究所1982「Ⅰ 推定第2次内裏北方官衙地域の調査（第129次）」『平城宮概報昭和56年度』。
- 17) 奈良国立文化財研究所1983「1 内裏北外郭東北部の調査第139次」『平城宮概報昭和57年度』。
- 18) 奈良国立文化財研究所1965「第19次・第21次調査第2次内裏東外郭～東面北門－昭和39年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1965』。
- 19) 奈良国立文化財研究所1965『平城宮第22(南)・25・26次発掘調査概報』。
- 20) 奈良国立文化財研究所1967「第33次調査第2次内裏外郭東部－昭和40年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1967』。
- 21) 奈良国立文化財研究所1971「推定第2次大極殿・内裏東外郭（第70次調査）」『奈良国立文化財研究所年報1971』で言及。
- 22) 奈良国立文化財研究所1971「推定第2次大極殿・内裏東外郭（第70次調査）」『奈良国立文化財研究所年報1971』。
- 23) 奈良国立文化財研究所1987「2 内裏東方東大溝地区の調査第172次」『平城宮概報昭和61年度』。
- 24) 奈良国立文化財研究所1965「第19次・第21次調査第2次内裏東外郭～東面北門－昭和39年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1965』。
- 25) 奈良国立文化財研究所1967「第38次調査宮城東部－昭和41年度平城宮発掘調査概報」『奈良国立文化財研究所年報1967』。
- 26) 奈良国立文化財研究所1968「第40次調査－奈良国立文化財研究所要項一調査研究概況」『奈良国立文化財研究所年報1968』。
- 27) 町田章1986『平城京考古学ライブラリー44』ニューサイエンス社。
- 28) 阿部義平1986「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告第10集』。
- 29) 山中敏史1993『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房。
- 30) 奈良国立文化財研究所1984「第二次大極殿院・内裏東方官衙の調査第154次」『平城宮概報昭和58年度』。
- 31) 奈良国立文化財研究所1965「第22次調査東面北・中門外側」『奈良国立文化財研究所年報1965』。
- 32) 奈良国立文化財研究所1988「3 造酒司地区の調査第182次」『平城宮概報昭和62年度』。
- 33) 奈良国立文化財研究所1994「3 造酒司地区の調査第241次」『平城宮概報1993年度』。
- 34) 奈良国立文化財研究所1996「Ⅰ－1 造酒司の



- 調査第250・259次』『平城宮概報1995年度』。
- 35) 奈良国立文化財研究所1996「I-1造酒司の調査第250・259次』『平城宮概報1995年度』。
- 36) 奈良国立文化財研究所1991「4式部省の調査第220次』『平城宮概報1990年度』。
- 37) 奈良国立文化財研究所1992「2式部省・式部省東役所の調査 第222次』『平城宮概報1991年度』。
- 38) 奈良国立文化財研究所1993「1式部省の調査第229・235次』『平城宮概報1992年度』。
- 39) 奈良国立文化財研究所1993「1式部省の調査第229・235次』『平城宮概報1992年度』。
- 40) 小澤毅1995「平城宮南辺の双子の官衙-式部省と兵部省-」『別冊歴史読本・最前線シリーズ〈日本古代史「謎」の最前線〉新人物往来社。
- 41) 奈良国立文化財研究所1992「2式部省・式部省東役所の調査第222次』『平城宮概報1991年度』。
- 42) 奈良国立文化財研究所1993「1式部省の調査第229・235次』『平城宮概報1992年度』。
- 43) 奈良国立文化財研究所1993「2式部省東官衙の調査第236次』『平城宮概報1992年度』。
- 44) 奈良国立文化財研究所1997「式部省東方官衙の調査-第273次』『奈良国立文化財研究所1997-Ⅲ』。
- 45) 奈良国立文化財研究所1998「式部省東方・東面官衙の調査-第274次』『奈良国立文化財研究所1998-Ⅲ』。
- 46) 奈良国立文化財研究所1967「第32次補足調査宮城東南隅-昭和41年度平城宮発掘調査概報』『奈良国立文化財研究所年報1967』。
- 47) 奈良国立文化財研究所1991『平城宮発掘調査報告XⅢ-内裏の調査Ⅱ-(奈良国立文化財研究所学報第50冊)』。
- 48) 橋本義則1994「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮』『ヤマト王権と交流の諸相 古代王権と交流5』名著出版。
- 49) 橋本義則1986「3朝政・朝儀の展開』『日本の古代第7巻まつりごとの展開』中央公論社。
- 50) 奈良国立文化財研究所1990「2朱雀門の調査(2)第211次』『平城宮概報1989年度』。
- 51) 奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査報告Ⅸ-門・大垣の調査-(奈良国立文化財研究所学報第34冊)』。
- 52) 奈良国立文化財研究所1980「Ⅱ推定第一次朝堂院南門の調査(第119次)』『平城宮概報昭和54年度』。
- 53) 奈良文化財研究所2004「中央区朝堂院朝庭の調査-第367次』『奈良文化財研究所紀要2004』。
- 54) 奈良国立文化財研究所1982『平城宮発掘調査報告Ⅺ-第一次大極殿地域の調査-(奈良国立文化財研究所学報第40冊)』。
- 55) 奈良国立文化財研究所1981「I南面東門(壬生門)の調査(第122次)』『平城宮概報昭和55年度』。
- 56) 奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査報告Ⅸ-門・大垣の調査-(奈良国立文化財研究所学報第34冊)』。
- 57) 奈良文化財研究所2003「第二次朝集殿院南門の調査-326次』『奈良文化財研究所紀要2003』。
- 58) 奈良文化財研究所1997「左京三条一坊七坪・東一坊坊間路の調査-第269-5次』『奈良文化財研究所年報1997-Ⅲ』。
- 59) 奈良文化財研究所2003「第二次朝集殿院南門の調査-326次』『奈良文化財研究所紀要2003』。
- 60) 奈良文化財研究所2004『平城宮第370次調査現地説明会資料』。
- 61) 渡辺晃宏1995「平城宮東面宮城門考』『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館。
- 62) 奈良国立文化財研究所1996「I-1造酒司の調査第250・259次』『平城宮概報1995年度』。
- 63) 奈良国立文化財研究所1984「第二次大極殿院・内裏東方官衙の調査第154次』『平城宮概報昭和58年度』。
- 64) 奈良国立文化財研究所1985『平城宮発掘調査報告Ⅻ-馬寮地域の調査-(奈良国立文化財研究所学報第42冊)』。
- 65) 奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査報告Ⅸ-門・大垣の調査-(奈良国立文化財研究所学報第34冊)』および同1985『平城宮発掘調査報告Ⅻ-馬寮地域の調査-(奈良国立文化財研究所学報第42冊)』。
- 66) 奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査報告Ⅸ-門・大垣の調査-(奈良国立文化財研究所学報第34冊)』。
- 67) 金子裕之2003「平城宮の園林とその源流』『研究論集XⅣ 東アジアの古代都城(奈良文化財研究所学報第66冊)』。
- 68) 渡辺晃宏1995「平城宮東面宮城門考』『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館。
- 69) 奈良国立文化財研究所1994「4東院地区の調査第243・245-1次』『平城宮概報1993年度』。
- 70) 奈良国立文化財研究所2000「東院の調査-第301次・第302次』『奈良国立文化財研究所年報2000-Ⅲ』。
- 71) 奈良国立文化財研究所1982「Ⅳ南面西門(若犬養門)の調査(第133次)』『平城宮概報昭和56年度』。
- 72) 古代学協会・古代学研究所1994『平安京提要』角川書店。
- 73) 奈良国立文化財研究所1996「1内裏東官衙地区・東方官衙北地区の調査(第78次調査・第78-7次調査)』『飛鳥・藤原宮発掘調査概報26』。



- 74) 山中章2001「齋宮方格地割の設計」『条里制・古代都市研究通巻17号』。
- 75) この点については、井上和人2003「齋宮方格地割研究への提言」『齋宮歴史博物館紀要2003』(井上2004『古代都城制条里制の実証的研究』に収載)において詳しく論じた。
- 76) 奈良国立文化財研究所1976『平城宮跡保存の先覚者達－北浦定政を中心として－』。
- 77) 奈良国立文化財研究所1962「第Ⅶ章平城宮の諸問題1 平城宮の四至と条坊」『平城宮発掘調査報告Ⅱ－官衙地域の調査－(奈良国立文化財研究所学報第15冊)』。
- 78) 岸俊男1974「Ⅲ遺存地割・地名による平城京の復原調査」『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市。
- 79) 関野貞1907『平城京及大内裏考(東京帝国大学紀要工科第三冊)』。
- 80) 奈良市1978『平城京復原模型記録』。
- 81) 佐藤興治1976「平城京と平城宮」『日本古代文化の探求 都城』社会思想社。
- 82) 渡辺晃宏1995「平城宮東面宮城門考」『律令国家の政務と儀礼』吉川弘文館。
- 83) 小沢毅1996「宮城の内側」『考古学による日本歴史5 政治』雄山閣のち小沢毅 2003『日本古代宮都構造の研究』青木書店に収載。
- 84) 館野和己2000『古代都城廃絶後の変遷過程(平成9年度～平成11年度科学研究補助金研究成果報告書)』。
- 85) 奈良国立文化財研究所1981「Ⅲ東院地区の調査(第128次)」『平城宮概報昭和55年度』。
- 86) 井上和人2004『古代都城制条里制の実証的研究』学生社。
- 87) 奈良国立文化財研究所1969『平城宮木簡一(平城宮発掘調査報告Ⅴ・奈良国立文化財研究所資料第5冊)』。
- 88) 網伸也1999「平安京の造営計画とその実態」『考古学雑誌第84巻第3号』。